

令和 2 年

3月熊取町議会定例会会議録

令和 2 年 3 月 4 日開会

令和 2 年 3 月 27 日閉会

熊 取 町 議 会

令和2年3月定例会会議録目次

(3月4日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	7
1. 熊取町国民保護計画の変更について	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
施政方針表明	8
一般質問	17
1. 田中豊一議員	18
1) 町内コミュニティ団体の育成について	
①自治会運営や組織率の低下に対する有効な手立てについて（町内各地区の組織率を表で提示）	
②地区福祉委員会、長生会、の組織率及び現状、問題点、課題について	
③社会教育関係団体、婦人会、子供会、青年団、の組織率、及び現状、問題点、課題と組織率向上への対策について	
④コミュニティ団体の組織及び戦力の低下が、防災や福祉、地域の日常生活に支障をきたすことについて	
2) 町の活性化について	
①産業振興ビジョンの見直しと「にぎわいづくりアクションプログラム」の更新について	
②くまとりにぎわい観光協会との連携について	
③新たな熊取の名所づくりについて	
3) 文化財を生かした歴史まちづくりについて	
①本町の文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）の策定について	
②町内の文化財を歴史まちづくり・観光まちづくりにどう生かすのかについて	
2. 坂上昌史議員	27
1) G I G Aスクール構想について	
①町立小中学校の I C T環境の現状について	
②計画と今後の進め方について	
2) 今年度のふるさと納税の状況について	
①今年度の寄付の現状について	
②来年度からの取り組みについて	
3. 田中圭介議員	33
1) 多目的トイレについて	
①「多目的トイレ」の進捗状況について	
2) 令和2年1月19日投票の熊取町長選挙について	
①投票率について	

②住民の方々に投票に行ってもらえるような新しい取組みについて	
③投票率の向上策について	
④選挙公報の内容について	
3) 成人式について	
①令和2年成人式の総括について	
②2022年4月から成人の年齢が20歳から18歳になることに伴う、2023年の成人式について	
4) 第2期目の藤原町政について	
①藤原町長のマニフェストの中で具体的に1点、この4年間で実現・実行しようと考えられていることについて	
4. 浦川佳浩議員	44
1) 熊取図書館の現状と課題、今後の展望について	
①19歳から40歳までの利用者を増やす為の取組みについて	
②熊取図書館での飲食スペース（カフェの設置）、座席の増設等について	
③図書館及び図書館に隣接する大原衛生公苑を含めた、包括的なビジョンについて	
2) 熊取町人口ビジョン及び熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略について	
①予想していた人口よりも減少幅が拡大した要因について	
②将来の本町の住民人口を大きく下回った事により発生する問題について	
③人口ビジョンの目標を達成させる計画について	
5. 二見裕子議員	55
1) G I G Aスクール構想の実現について	
①国は、子供たち1人1台のコンピュータ端末の整備を目指す中、熊取町の現在の整備状況について（1台当たり何人か。）	
②小中学校の全学年での1人1台環境の実現に向けた計画について	
③学校の通信ネットワークの整備に係る対応について	
④教師がI C Tを効果的に活用できるための取組みについて	
⑤情報モラル教育の充実や有害情報対策などの取組みについて	
⑥特別支援教育におけるI C T教育について	
2) ひきこもり支援について	
①ひきこもりの方の相談支援としての窓口について	
②中高年のひきこもり状態にある方の参加しやすい居場所について	
③アウトリーチの充実としてのC S Wの増員について	
④支援が必要な方に必要な情報が届くような施策や相談窓口の周知について	
3) 「持続可能な開発目標」SDG sの取組みについて	
①町としての取組み状況について	
②「気候非常事態宣言」について	
 (3月5日)	
出席議員	69
議事日程	69
一般質問（続き）	70
1. 渡辺豊子議員	70
1) 新型コロナウイルス対策について	
①新型コロナウイルス感染症に対する本町の対応と状況について	

2) 地方創生について	
①転入・定住の促進についての取組み方と3世代近居等支援の拡充について	
②Society 5.0やスマートシティ構想実現に向けたKPIの設定及び企業との連携やパートナーシップ締結について	
3) さらなる産後ケアの推進について	
①産後ケア事業の利用状況、拡充について	
②産後ヘルパー事業に関する調査研究の進め方について	
③多胎児を育てる家庭への支援としての育児サポーター事業の導入について	
4) 保育サービスの拡充について	
①病児・病後児保育の導入について	
②昼寝用の布団のレンタル対応について	
2. 鱧谷陽子議員	83
1) 地域包括ケアシステムについて	
①「地域包括ケアシステムの構築」に関するひまわりネットなどでの話合いについて	
②小規模多機能型居宅介護施設がなくなってしまった理由と使い良い施設の設置について	
2) 学校教育について	
①先生を増やし、35人以下学級を実施し、先生の負担を軽減することについて	
②国の全国学力テスト等統一テストによる学力の底上げについて	
3) 男女共同参画プランの推進状況について	
①管理職に占める女性の割合について	
②育児休業を取得する男性職員の数について	
③介護休暇取得の男女の割合について	
④審議会における女性の割合について	
⑤パブリックモニターの男女の割合について	
3. 江川慶子議員	94
1) 高すぎる国民健康保険料について	
①令和2年度の保険料の算定状況と均等割の多子減免制度の導入について	
②全国の都道府県の動きと大阪府の違いについて	
2) 大阪広域水道企業団の水道事業の統合について	
①統合におけるメリット・デメリットについて	
②水道料金の経営シミュレーションの数字の根拠について	
③「大阪広域水道企業団」と「水道の民営化」との違いについて	
3) 役場の外まわりの外観について	
①国道外環状線から見た熊取町役場の外観について	
4) 保育所の副食費について	
①副食費の無償化について	
提案理由説明	
議案第1号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について	105
質 疑	105
採 決	106
提案理由説明	

議案第2号	監査委員の選任同意について	106
質 疑		106
採 決		106
提案理由説明		
議案第3号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	106
質 疑		107
提案理由説明		
議案第4号	非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例	107
質 疑		108
提案理由説明		
議案第5号	服務宣誓条例の一部を改正する条例	108
質 疑		108
提案理由説明		
議案第6号	災害弔慰金条例の一部を改正する条例	108
質 疑		109
提案理由説明		
議案第7号	介護保険条例の一部を改正する条例	109
質 疑		110
提案理由説明		
議案第8号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2件一括付議	110
質 疑		112
提案理由説明		
議案第10号	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	113
質 疑		113
提案理由説明		
議案第11号	町営住宅管理条例の一部を改正する条例	114
質 疑		114
提案理由説明		
議案第12号	工事請負変更契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）	115
質 疑		115
採 決		115
提案理由説明		
議案第13号	町道路線認定及び廃止について、議案第14号 町道路線認定について、以上2件一括付議	115
質 疑		117
提案理由説明		
議案第15号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	118
質 疑		119
提案理由説明		
議案第16号	令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号）	119
質 疑		123

提案理由説明	
議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上2件一括付議	123
質 疑	125
提案理由説明	
議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）	125
質 疑	126
提案理由説明	
議案第20号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）	126
質 疑	127
採 決	127
提案理由説明	
議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）	128
質 疑	129
提案理由説明	
議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算、議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算、議案第28号 令和2年度熊取町下水道事業会計予算、以上7件一括付議	129
（3月6日）	
出席議員	149
議事日程	149
会派代表質問	149
1. 日本共産党熊取町会議員団 坂上巳生男議員	150
2. 熊愛 文野慎治議員	161
3. 創生くまとり 大林隆昭議員	172
4. 熊取公明党 二見裕子議員	179
5. 新政クラブ 河合弘樹議員	192
6. 未来 坂上昌史議員	199
予算審査特別委員会の設置・委員の選任	205
予算審査特別委員会正副委員長の選任	206
（3月27日）	
出席議員	207
議事日程	207
委員会報告	208
議会運営委員会報告	208
議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例、議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例、議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号）、以上4件一括付議	209
総務文教常任委員会委員長報告	209

質 疑	209
討 論	209
採 決	209
議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例、議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例、議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例、議案第13号 町道路路線認定及び廃止について、議案第14号 町道路路線認定について、議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）、	
以上13件一括付議	211
事業厚生常任委員会委員長報告	211
質 疑	212
討 論	212
採 決	212
議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算、議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算、議案第28号 令和2年度熊取町下水道事業会計予算、以上7件一括付議	216
予算審査特別委員会委員長報告	216
質 疑	221
討 論	222
採 決	227
提案理由説明	
議案第29号 副町長の選任同意について	228
質 疑	228
採 決	233
提案理由説明	
議案第30号 固定資産評価委員の選任同意について	234
質 疑	234
採 決	234
提案理由説明	
議案第31号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第10号）	234
質 疑	236
採 決	238
提案理由説明	
議案第32号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第1号）	238
質 疑	240
採 決	241

議会選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙	241
提案理由説明	
議員提出議案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書、議員提出議案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書、	
以上2件一括付議	242
質 疑	244
採 決	244
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	244

3月熊取町議会定例会（第1号）

令和2年3月定例会会議録（第1号）

月 日 令和2年3月4日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	9番 二見 裕子	10番 渡辺 豊子
11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 8番 重光 俊則

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	教 育 長	勘六野 朗
総 合 政 策 部 長	南 和仁	総 合 政 策 部 理 事	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事 兼 財 政 課 長	東野 秀毅	総 務 部 長	林 利秀
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	田中 耕二
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
都 市 整 備 部 長	矢部 義雄	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	貝口 良夫
教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書	記	藤原 孝二
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

施 政 方 針 表 明

一 般 質 問

議案第1号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について

議案第2号 監査委員の選任同意について

議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例

議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例

議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例

議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例

議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第12号 工事請負変更契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）

議案第13号 町道路線認定及び廃止について

- 議案第14号 町道路線認定について
議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号）
議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第20号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算
議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算
議案第28号 令和2年度熊取町下水道事業会計予算

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。それでは、令和2年3月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、1月の町長選挙において見事再選を果たされました藤原町長に、心からお祝い申し上げます。

議会といたしましても、町政のさらなる発展に向けて、藤原町長には大いにその持てる力を発揮していただききたいと大きな期待を寄せるとともに、ますます複雑多様化する行政需要及び現在の厳しい行財政運営に対応するため、理事者と一丸となって、町政の伸展を第一義として、共に頑張ってまいりたいと考えております。

さて、本定例会は、令和2年度の行財政運営の根幹をなす予算についてご審議をいただく、重要な会議でございます。

後ほど町長より町政運営方針が表明されますが、議会といたしましては、議案の審議に当たり、住民本位を基本といたしまして、住民福祉の向上に意を注ぎたいと思います。併せまして、円滑な議事運営に皆様方のご協力をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は13名であります。議席8番 重光議員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年3月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時02分」開会）

議長（矢野正憲君）日程に入る前に、諸般の報告を行います。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和元年12月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、12月18日、1月21日、2月18日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和2年1月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	8 億5,265万8,953円
国民健康保険事業特別会計	1,043万2,471円
介護保険特別会計	3,626万 671円
墓地事業特別会計	223万9,218円
後期高齢者医療特別会計	2,528万5,442円
水道事業会計	4 億2,146万6,020円
下水道事業会計	8,766万7,027円
歳入歳出外現金	2,689万1,509円

となっております。

次に、定期監査並びに行政監査でございますが、第1回が令和元年8月30日から10月23日まで、第2回が令和元年9月26日から11月19日までの期間で実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

監査の対象は、会計課、上下水道部（上水道課、下水道課）、議会事務局（議会総務課）、教育委員会事務局（学校教育課、生涯学習推進課、図書館）とシステム関係業務の契約について、総合政策部情報政策課、住民部産業振興課、健康福祉部健康・いきいき高齢課となっております。

なお、監査の結果につきましては、皆様方のお手元に「令和元年度第1回定期監査等及び第2回定期監査等結果報告」の写しを配付しておりますので、内容の報告は省略いたします。

以上で報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）改めまして、皆様おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私とも何かとお忙しい折にもかかわりませず、本定例会を招集申しあげましたところ、議案審議のためにご参集いただきまして誠にありがとうございます。令和2年3月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、この場をお借りし、今後4年間の町政運営における私の所信の一端を述べさせていただきます。

さきの町長選挙におきまして住民の皆様からのご支持をいただき、当選の栄に浴し、引き続き、町政をおあずかりさせていただくこととなり、改めて、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

少子高齢化が進み、人口減少社会を迎えた今、また、高度に情報化された現代社会においては、社会経済情勢の変化が著しく加速しており、現状維持の思考による前例踏襲主義のまちづくりでは、維持・発展が難しいものと考えます。そこで、熊取町がこれからも、住民の皆様にとって誇らしく思えるまちであり続けるために、1期目4年間で構築した基盤の上に、新たな施策を加え、まちの魅力を拡充してまいります。

とりわけ、次の4年間では、大阪府・市がS o c i e t y 5.0やSDG sを掲げた「2025大阪・関西万博」と並行して基盤確立を目指している「大阪スマートシティ戦略」に歩調を合わせた、『スマートシティ熊取』を目指します。大阪府・市の同戦略の最大の目的は、最先端技術による住民生活の質の向上であり、本町においても、住民の皆さんの生活の質の向上を図るため、利便性が高く、永く楽しい生活を送っていただけるまちづくりを進めてまいります。

加えて、今後の町の発展に不可欠なインフラ整備であります公共下水道の整備や熊取駅西整備を推進するとともに、大阪岸和田南海線の早期完成、大阪外環状線の4車線化及び泉州山手線の早期事業着手に対する国・府への要望活動を継続してまいります。

また、給水人口の減少や災害時対応の充実などの課題解決に向け、令和3年度からの大阪広域水道企業団との水道事業の統合を目指し、水道の安定供給に取り組んでまいります。

それでは、今後4年間、町政を推進する上で、重点的に取り組んでまいります施策について申し上げます。

まずは、「徹底した情報の公開と共有の推進」です。

情報の公開と共有は、私が最も大切にしているまちづくりの理念であります。言うまでもなく、まちづくりの主体は住民の皆様自身です。必要な情報が適切に届き、十分な議論により決定された意思に基づく行政を執行するために、引き続き、徹底した情報公開と対話を基本姿勢に情報の共有を推進します。

具体的には、「タウンミーティング」や「区・自治会との直接対話」について、一人でも多くの方にご参加いただけるよう、テーマや内容の充実を図るとともに、参加しやすい雰囲気づくりや効果的な開催周知等を行ってまいります。

また、情報の公開・共有の重要な手段である「広報くまとり」について、A4判化やカラー化をはじめ、より見やすい、より情報を得やすい紙面作りに取り組みます。

次に、「行財政改革・住民サービス向上」です。

2期目4年間においても、徹底した行財政改革を断行いたします。まず、その範を示すべく1期目に引き続き、私の報酬月額20%削減及び退職金制度全廃を継続します。

また、行政サービスの維持・向上を図りながら、人口・行政規模に応じた適正な職員数の配置に取り組むとともに、人事評価制度のブラッシュアップを図り、若手からベテランまで、全ての職員の士気高揚につなげてまいります。

老朽化するごみ処理施設の更新について、広域化を推進し、適正な建設費等を検証の上、行政コスト削減と住民サービスの向上につなげるとともに、町民会館、公民館、煉瓦館、中家住宅等の施設についても、住民サービスの向上と財源確保の観点で、指定管理者制度の導入を検討してまいります。

ふるさと納税の推進については、平成30年度には全国7位の約76億円の寄附を頂くことができました。頂いた貴重な寄附を子育て・教育など様々な施設に有効に活用するとともに、今後も本町に関心を持ってもらい、応援していただけるよう、全国に向けてしっかりとPRし、貴重な財源確保に努めてまいります。

また、町税等の収納につきまして、納税に対する理解や利便性の向上を図りながら収納率を向上させ、財源を確保するとともに、公平性が確保されるよう努めます。

一方、住民サービスの向上としまして、「ひまわりバス」の運行については、駅ロータリーや、乗り入れてきていない地域への対応など、さらなる検討を進め、高齢者の外出支援、買物支援も含め、生活交通の利便性の向上に努めます。

さらに、今後、5Gなど情報通信技術が進展していく中で、教育・福祉・交通などの施策に対して、「ICT・AIを活用したまちづくり」の視点により、冒頭申し上げた『スマートシティ熊取』を目指します。とりわけ、将来に向けて、高齢者などの買物支援・外出支援等のためのAIデマンド技術の取組や自動運転の研究を進めます。

これらの取組に加えて、人口減少社会に対応した様々な分野における近隣自治体との水平連携を推進します。

次に、「防災・減災・安心安全」です。

全ての区・自治会において結成いただいている自主防災組織が参画する自主防災組織連絡協議会を通じて、各区・自治会の水平連携強化を図るとともに、自助・共助の重要性の認識をさらに深め、有事に備えてまいります。また、令和2年1月に策定したモデルマニュアルをベースに、各区・自治会の地域性に応じた自主防災マニュアル作成を支援します。

地域防災の中核組織を担っていただく消防団活動に対して、今後も設備などの環境整備について、支援してまいります。

平成30年台風第21号による被害をきっかけに、被災後の一刻も早い復旧を支援するべく、災害見

舞金等支給条例を制定したところですが、現在、一部損壊は対象外であり、国・大阪府、他団体の動向を注視し、一部損壊を支援対象とできるよう、防災基金の活用も含め研究してまいります。

防災元年の取組の一環として、100人の防災士を育成したところですが、今後においては、資格取得後のフォローアップ及び新たな人材育成について積極的に取り組んでまいります。

被災時の避難所の生活が少しでも快適に過ごせるよう、指定避難所である小・中学校のトイレの洋式化を進めるとともに、効果的な防災備品の追加整備に努めてまいります。

さらに、地域防災の拠点、介護予防の拠点として位置づけている旧耐震基準により建築された老人憩いの家について、全ての老人憩いの家の耐震化を早期に完了させるとともに、老朽化が進む非耐震の公民館・町民会館ホールの耐震化等について、建て替えも含め進めてまいります。

住民の安全・安心に資する「防犯カメラ」の設置を積極的に進め、現在58台設置しております。今後におきましても、設置対数の目標を、まずは、100台に設定の上増設し、住民の安全につなげてまいります。

次に、「子育て・教育」です。

厳しい状況にありながらも堅持してまいりました保育所及び学童保育所の「待機児童ゼロ」につきまして、令和元年度に西学童保育所の施設増設を実施するなど、今後の児童数を見据えた計画的な施設整備を行うとともに、町立保育所についても計画的な環境整備を図り、「待機児童ゼロ」を継続してまいります。

教育に係る保護者の負担を軽減すべく、就学援助の支給時期のさらなる前倒しができないかについて検討するとともに、住民税非課税などの低所得世帯を対象に、塾や家庭教師、習い事などに使える塾代助成クーポンの導入を検討します。

町長就任以来、快適な授業環境の整備に努めてまいりましたが、小・中学校の体育館のエアコン整備についても、トイレ洋式化整備完了後、順次取り組んでまいります。併せて、各小・中学校の給食調理室のエアコン整備についても早期に進めてまいります。さらに、令和5年度の全小・中学校のトイレ洋式化を目指します。整備に際しては、有利な国庫補助金を獲得できるよう、国へ強く要望してまいります。

教員の負担軽減などの観点から、引き続き、学校教育への専門人材の積極的な導入を進めてまいります。外国人英語指導助手、いわゆるALTを活用し、英語に興味を持ち、外国人と自然体で触れ合える環境整備を図り、グローバル人材を育成します。

さらに、全国トップレベルの手厚い配置体制を取っているスクールソーシャルワーカーを活用し、いじめや不登校等をなくしてまいります。

さらに、地域の未来を担う子どもたちの心身共に健やかな成長を願い、子どもの権利など、子どもを支えるまちづくりの象徴として「子ども基本条例」の制定を目指すなど、次の4年間につきましても、「子育てしやすいまち・教育のまち」にさらなる磨きをかけ、深化させてまいります。

次に、「健康・高齢者・障がい者」です。

健康寿命の延伸は、高齢者のみならず、若年世代も含めた住民の皆様全員の願いであると考えております。これまで「タピオ体操プラス」による「タピオステーション」の立ち上げ支援などによる介護予防や健康づくりを推進してまいりましたが、引き続き、大阪体育大学や関西医療大学との協働による「タピオ体操プラス」で、生活のハリや健康長寿、ひきこもり対策等に取り組み、将来的な医療費削減につなげてまいります。

障がい者福祉の取組の一つとして、大阪府内では早期に制定した「手話言語条例」について、今後も、「手話は言語である」との認識の下、手話に関する施策について、総合的かつ計画的に展開するため、住民の皆様への啓発も積極的に行ってまいります。

次に、「まちの活性化」です。

町長就任後、直ちに「熊取創生プロジェクトチーム」を設置し、宿泊施設誘致などにつなげてまいりました。2期目におきましても、プロジェクトテーマに応じたチーム編成により、課題を解決

し、本町の地方創生・地域活性につなげてまいります。

令和3年春、開業予定の宿泊施設との連携により、地元雇用や地産地消による食材の提供など、さらなる地域活性化を図るとともに、災害時の宿泊施設として提供いただけるようホテル事業者と協議してまいります。

まちの活力を維持・拡充すべく、これまでの実績をベースに、より有効な転入・定住促進策を検討するとともに、本町のブランドイメージである「子育てしやすいまち・教育のまち」に磨きをかけ、若年代の転入・定住促進につなげてまいります。

また、親善大使のご活躍とともに、有効な媒体によるプロモーションを積極的に推進し、本町の知名度とイメージアップを図り、転入・定住の動機づけにつなげてまいります。

一方、産業活性化基金事業によりさらなる産業活性化にも取り組みます。加えて、「くまとりやもん」について、工芸品など幅広く認定品の拡充を図ります。

関西国際空港への近接性を生かし、町内外からの多くの方にお越しいただけるよう、令和2年度の「和田山ベリーパーク」本格オープンを契機に、新たな交流人口の拠点となるよう支援するとともに、将来的にブルーベリーを特産品に育てていけるよう併せて支援してまいります。

さらに、スポーツの面から、本町のスポーツイベントやスポーツツーリズムといった地域活性化につなげることを目的として設立された「くまとりスポーツコミッション」や、その他のスポーツ関係団体とタイアップし、引き続き、スポーツでまちを盛り上げてまいります。

最後に、「まちづくり」です。

本庁の玄関口であるJR阪和線熊取駅において、駅利用者や本町への来訪者に落ち着きや安らぎを感じていただけるように、駅周辺の緑化整備を進めてまいります。

また、シンボリックなまちなか公園である「長池オアシス公園」を3か年計画でリニューアルする予定ですが、令和3年度の完成に向け、国への積極的な要望活動による交付金獲得に努め、事業実施するとともに、永楽ダム周辺が桜の名所として存続されるよう、今後も着実に桜の保全活動に取り組むとともに、紅葉の植樹も手がけてまいります。

さらに、空き家対策として、空き家率の全国平均値より低い本町ではありますが、将来に向けての先手策として「熊取町空き家バンク」を創設し、空き家対策を推進しているところであり、今後も、空き家バンクの登録件数を増加させ、既存ストックの有効活用を図ってまいります。

これらの政策を実現するため、住民の皆様との対話から生まれた信頼に応える「心のこもった」行政運営を行ってまいります。そのためには、行政情報の公開はもとより、積極的な情報発信・共有を図り、十分にご理解いただいた上で社会経済情勢の変化に適応する改革の歩みを一步ずつ、確実に進めてまいります。

以上、次の4年間の町政を担当するに当たり、所信の一端を申し述べさせていただきましたが、全ての住民の皆様が日常生活の中で、永く楽しく日々を暮らし、夢を感じられるまちづくりを実現する決意であります。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、町主催のイベントの中止、延期をはじめ、今週月曜日から小・中学校を臨時休校とするとともに、本日より図書館、体育館をはじめとした公共施設を臨時休館するなど、町政運営にも大きな影響が出始めております。現時点、終息のめどもたっていない中、今後、計画していた事業や施策に遅れが生じることも予想されますが、議員各位をはじめ住民の皆様におかれましては、その点につきましてもご理解とご協力を切にお願い申し上げます。私の所信とさせていただきます。

それでは、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分報告につきましては令和元年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について、選任の同意につきましては監査委員の選任同意について、一部改正条例につきましては固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例のほか8件、契約の締結につきましては工事請負変更契約（紺屋上橋橋梁架替工事）の締結について、そのほか、町道路線認定及び廃止について、町道路線認定について、大阪

広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてでございます。また、補正予算につきましては令和元年度熊取町一般会計補正予算（第8号）ほか5件、新年度予算につきましては令和2年度熊取町一般会計予算ほか6件をそれぞれご提案申し上げております。

何とぞご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます、長くなりましたけれども、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 熊取町国民保護計画の変更について報告願います。南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、報告第1号 熊取町国民保護計画の変更につきまして報告申し上げます。

議案書の黄色の分界紙から2枚目をご覧ください。

このたび熊取町国民保護計画の変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、報告するものでございます。

1、変更の目的といたしましては、国の定める基本指針及び大阪府国民保護計画の変更並びに熊取町の組織改編等の変更に伴い、記載事項を変更するものでございます。

2、変更の要旨につきましては、（1）国の定める基本指針及び大阪府国民保護計画の変更に伴う修正といたしまして、①現地調整所の設置を追加、②国の現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への参加を追加、③大規模集客施設等における国民保護措置の実施を追加、④核攻撃における避難退域時検査及び簡易除染等の措置を追加、⑤新たな警報伝達手段として、全国瞬時警報システム（Jアラート）、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）を追加、⑥安否情報の収集・提供に総務省（消防庁）が運用する安否情報システムの利用を追記、⑦職員の配備基準の変更、⑧といたしまして、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を追加いたします。

また、（2）といたしまして熊取町の組織改編に伴う変更、（3）といたしまして熊取町の統計数値等の時点修正を行ってございます。

なお、改正事項を盛り込みました国民保護計画の冊子につきましては、後日配付させていただきます。

以上、報告第1号 熊取町国民保護計画の変更についての報告といたします。

議長（矢野正憲君）ただいまの行政報告に対し、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、行政報告を終わります。

議長（矢野正憲君）それでは、本日の日程に入ります。

まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席9番 二見議員、議席10番 渡辺議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会副委員長の報告を求めます。田中豊一議会運営委員会副委員長。

議会運営委員会副委員長（田中豊一君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る2月27日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和2年3月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとお

り決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日3月4日から3月27日までの24日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日3月4日、5日、6日、9日及び27日の5日間といたします。

各常任委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を3月12日に、事業厚生常任委員会を3月11日に開催していただきます。

また、令和2年度の各会計予算の審査につきましては、予算審査特別委員会を設置し、3月16日、17日、23日及び24日に本特別委員会を開催していただきます。

次に、第2回目の議会運営委員会は3月11日に開催し、議員全員協議会を3月12日に開催していただきます。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会副委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日3月4日から3月27日までの24日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月4日から3月27日までの24日間と決定いたしました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第3 施政方針表明を行います。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、3月定例会の開催に当たり、令和2年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策を申し上げます。

本題に入ります前段としまして、現在、世界経済など社会情勢に大きく影響を及ぼしているCOVID-19、通称新型コロナウイルス感染症につきまして、本町も本年1月末に対策本部を設置し、イベント開催の中止や小・中学校の臨時休校、公共施設の臨時休館など感染拡大の防止に向け鋭意対応しているところですが、今後も、国・府からの情報をしっかりと把握しながら、適時適切にその対策に努めてまいりますことを、まずはご報告させていただきます。

さて、昨今の我が国の経済情勢については、雇用環境の改善や、高水準の企業収益等によって内需を中心に緩やかな回復が期待されておりましたが、一方で、自然災害が相次ぎ、広範囲にわたり甚大な被害や、また、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症の影響による株価の下落など、世界経済への影響が早くも発生しており、一日も早く終息に向かうことを期待するところです。今後も、新型コロナウイルスの早期終息とともに、政府が「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画」等を着実に実行することにより、成長と分配の好循環の拡大を目指すとともに、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障の実現を期待するものです。

また、大阪府においては、6月に日本が初めて議長国を務めたG20大阪サミットが南港で開催され、世界経済、貿易・投資、テロ対策、移民・難民問題等について議論が行われました。さらに、日本最大の前方後円墳である仁徳天皇陵古墳を含む「百舌鳥・古市古墳群」がユネスコの世界文化遺産に登録されるなど、大阪が国内外から大きく注目を集める年になりました。また、SDGsやSociety5.0、スマートシティを見据えた2025年大阪・関西万博開催に向けた動きが本格化するなど、今後、「国際都市大阪」の実現に向け、府域全体が盛り上がっていくことが期待されます。

一方、本町においては、平成30年9月の台風第21号の大きな災害を教訓として、令和元年を「防災元年」と位置づけ、ふるさと納税を活用した10億円を原資とする「防災基金」の創設や、防災士

100人の育成、区・自治会をはじめとする多くの方にご参加いただいた防災講演会の開催、また、各老人憩いの家の耐震化の推進等、安全・安心なまちづくりに重点的に取り組んでまいりました。

令和2年度は、これまで取り組んでまいりました施策を継続的に推進し、熊取町第4次総合計画、熊取町第3次行財政構造改革プランに基づく、持続可能な行財政運営の下、国が進めるSDGsの視点やSociety 5.0に代表される最先端技術の活用や、大阪府・市が進める大阪版スマートシティ戦略に歩調を合わせた『スマートシティ熊取』を目指し、住民の皆様方の生活の質の向上を図り、永く楽しく日々を送っていただけるまちづくりを進めてまいります。

次に、令和2年度当初予算の概要ですが、予算編成作業が町長選挙と重なったものの、一般会計予算総額が150億円を超える過去最大規模となっております。これは、少子高齢・人口減少社会という厳しい状況にありながら、先を見越した継続的な取組を一步ずつ、着実に進めてきたことによるものであり、町道の新設改良や教育環境の改善、公共施設の耐震化等を迅速かつ、計画的に推進してきた結果であると考えております。

今後におきましても、所信でも述べましたように、熊取町がこれからも、住民の皆様にとって誇らしく思えるまちであり続けるために、1期目4年間で構築した基盤の上に、新たな施策を加え、まちの魅力を拡充してまいりますとともに、政策的判断が必要となる経費につきましては、年度途中の補正予算において予算化いたします。

まず、歳入ですが、町税が町民税の増収等により増加していることに加え、国庫支出金及び諸収入が熊取駅西整備事業に係る財源の増により増加していることから、前年度と比べて大幅に増加しております。

一方の歳出は、公債費が減少したものの、繰出金や会計年度任用職員制度の開始に伴う人件費が増加した上、継続事業に係る投資的経費が増加した結果、総額としては前年度と比べ大幅に増加し、一般会計としては過去最大規模となっております。

続いて、令和2年度予算についてですが、一般会計については、前年度に比べ5.4%増の153億4,071万4,000円、国民健康保険事業特別会計は、前年度に比べ6.6%減の51億6,839万7,000円、後期高齢者医療特別会計は、前年度に比べ13.1%増の6億9,278万2,000円、介護保険特別会計は、前年度に比べ7.6%増の39億9,983万2,000円、墓地事業特別会計は、前年度に比べ33.5%増の1,862万6,000円、水道事業会計は、前年度に比べ1.8%増の14億6,442万8,000円、下水道事業会計は、前年度に比べ5.8%増の21億3,199万5,000円であり、これらの総額は288億1,677万4,000円の規模となっております。

続きまして、第4次総合計画に定める5つの施策の大綱に従い、令和2年度において取り組んでまいります主要な施策を中心に、その概要を申し述べます。

1つ目は、「一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまち」です。

初めに、「住民協働・住民参画」です。

住民提案協働事業制度による「団体提案型」の協働事業として、農家と住民の交流を促進させ、農産物の地産地消の推進を図る「くまとり野菜軽トラ市の定期開催」に対し、引き続き支援を行います。また、町がテーマを提案し、住民の皆様から事業募集する「行政テーマ型」の協働事業として、子どもたちの居場所・交流の場を提供する「こども食堂」、奥山雨山自然公園エリアを活用した体験型森林環境教育や同公園の紅葉の保全・活用を図る事業、SNSを活用した住民主体のシテイプロモーション等を実施します。

次に、「地域コミュニティ」です。

全39の区長・自治会長の皆様に「町政連絡事務嘱託員」の委嘱を行い、年5回の「町政連絡事務嘱託員連絡会」等を通じて、地域と行政の緊密な連携を図ります。

加えて、自治会活動の活性化につなげる支援として、自治総合センターのコミュニティ助成制度を活用し、各区・自治会が自ら活用できる備品の購入支援を行います。

次に、「防犯・交通安全・消費生活」です。

「防犯対策の強化」については、「熊取町安全パトロール隊」による青色防犯パトロールを引き続き実施し、発生事案に臨機に対応するなど、より効果的なパトロールを行います。

防犯カメラについては、各自治会との協議等を踏まえ、現在、58台設置しておりますが、まずは100台を目指してまいります。また、「動く防犯カメラ」とも言われるドライブレコーダーを、青色防犯パトロールカーをはじめ全公用車に設置しているところですが、今後も泉佐野警察と連携の上適切に運用し、犯罪抑止に努めます。

近年、子どもが巻き込まれる交通事故が多発していることなどを踏まえ、令和元年度において、町内交差点の緊急点検を行いました。この結果を受けて、令和2年度においても引き続き、交差点の安全対策を実施します。

さらに、児童等を対象とした交通安全教室の開催や、放置自転車等への街頭指導及び定期的な撤去を行うなど、交通安全意識と交通マナーの向上に努めるとともに、道路交通環境の安全性確保を図り、交通事故防止につなげてまいります。

次に、消費生活相談体制については、「消費生活センター」を平日全て開設し、複雑化・多様化する消費生活問題に迅速に対応するとともに、大阪府消費生活センター、大阪弁護士会等の関係機関と連携を図り、円滑な相談対応を行います。

また、講演会の開催やきめ細かな出前講座等の消費者教育等を実施することで、消費者への啓発活動により、多面的に被害の未然・拡大防止に取り組みます。

次に、「防災」です。

町内の全ての地区で結成されている自主防災組織及び令和元年度に育成した防災士向けの防災研修会等を開催し、地域住民が自助・共助を基本とする自主防災活動を展開していく際に必要となる防災に関する知識・技能の維持・向上を図るとともに、自主防災組織による地区別自主防災マニュアルの作成を支援・推進してまいります。

災害時における緊急情報等の伝達を強化するため、防災行政無線のスピーカーをより高性能なものに交換するほか、「おおさか防災ネット」や「大阪府防災行政無線」を活用し、災害時の情報伝達や状況集約を円滑に行い、さらに、民間ケーブルテレビ事業者と連携し、防災行政無線の伝達効率の向上を目指します。

平成30年9月の台風第21号から得られた教訓を生かし、近い将来発生が想定される巨大地震に備え、避難所用間仕切りテント等、防災資機材・備蓄物資の充実化を図るとともに、災害対策本部のインターネット回線の冗長化を図り、より災害に強い防災体制を構築します。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、災害に適切かつ効果的に対応するため、消防団装備等の計画的な整備及び適正な維持管理を行うとともに、消防団員の災害対応能力の向上を目指します。

また、消防団各分団の防災資機材を充実させ、今後も分団車両及び分団消防器具庫を適正に管理し、消防力強化を図ります。

「熊取町耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化率目標95%達成に向け、耐震基準に満たない木造住宅に対し、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修費用、さらに除却工事費用への一部補助を引き続き実施するとともに、ブロック塀の撤去等の補助につきましても引き続き実施します。

土砂災害防止法に基づき「土砂災害警戒区域等」として大阪府から指定された地域の自治会単位において、避難施設や避難路等、円滑な避難を確保する上で必要な事項を記したハザードマップの作成を久保地区、和田地区において実施します。

ため池の耐震事業については、口無池、五門濁池ほかの耐震性の調査を大阪府に要望し、併せて町において、馬谷池、朝代新池、ヨシ池、芦谷池のハザードマップを作成してまいります。

また、大雨時、河川の溢水、護岸の崩壊を未然に防止するため、令和元年度に引き続き、高田地区の普通河川見出川及び若葉地区の準用河川見出川における河床整正工事を実施してまいります。

国の原子力防災対策指針改定に伴い策定予定の屋内退避・避難誘導計画について、概要版を作成

し、万が一の有事の際に屋内退避・避難対象となる住民に対して、きめ細かに説明を行ってまいります。

加えて、国が求める自治体ごとの「国土強靱化地域計画」の策定について、令和2年度早期、5月を目標に策定し、本町のさらなる防災・減災につなげてまいります。

次に、「男女共同参画・多文化共生」です。

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、男女共同参画プランに基づき、情報誌の発行や講演会の開催等により住民の意識の高揚を図ってまいります。

次に、「平和・人権」です。

人権相談事業をはじめ、地域映画会、講演会、ポスター展、街頭啓発等を通じ、幅広い年代の方への人権意識の高揚に努めます。

非核平和については、広報紙やホームページを活用した周知活動を行うとともに、平和パネル・ポスター展の開催や平和関連施設を訪問するフィールドワーク等を通じ、平和意識を醸成します。

2つ目は、「まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまち」です。

初めに、「子育て」です。

子育て世代包括支援センター（すくすくステーション）を中心に、保健師による妊娠届出時や出生届出時の全数面接に加え、乳幼児健診、すくすく相談等のあらゆる機会を活用して相談しやすい体制を整備するとともに、支援が必要な家庭の早期把握と産後ケア事業等の適切な支援につなげられるよう、妊娠期・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってまいります。

加えて、発育・発達の遅れ、疾病及び虐待の早期発見を目的とした専門的な相談を引き続き実施し、安心して子育てができるようきめ細かく対応するとともに、風疹対策として、風疹の予防接種を受ける機会のなかった年代の男性に対し、抗体検査及び抗体が不十分な方への定期接種を実施するなど、引き続き風疹の感染拡大防止に努めてまいります。

子ども総合相談の体制につきましては、関係機関とのモニタリングシートを用いた見守り体制の強化と併せ、引き続き児童虐待防止のスーパーバイザーを配置し、緊急事態等への迅速かつ適切な対応をするとともに、教育・福祉・保健分野との連携を生かした、相談機関が一体となった子ども家庭相談を実施します。

（仮称）子ども基本条例については、子ども・子育て会議での議論を踏まえ、子どもの意見を十分に取入れた実効性のある条例を目指し、制定時期を1年延長し、引き続き条例制定に向けた議論を進めてまいります。

次に、「保育・幼児教育」です。

「第2期熊取町子ども・子育て支援計画」に基づき、教育・保育事業をはじめとした各種の子育て支援施策の取組を進めます。

保育所等については、建物老朽化と定員増に対応するため施設の建て替えを計画している民間のさくらこども園に対して、施設整備に係る補助金を交付し、教育・保育認定児童に対するさらなる保育環境の充実を図るとともに、入所受入枠の確保を図ります。

また、今後も引き続き、公民連携の下、待機児童が生じないように努めてまいります。

町立保育所においては、保育環境の改善を図るため、老朽化している西保育所の修繕工事に向けた設計を実施するなど、各施設の適切な維持管理を行ってまいります。

学童保育運営事業については、引き続き指定管理者と連携しながら、新たに施設整備した西学童保育所を含め、全ての学童保育所において、より安全で安心できる保育を提供してまいります。

令和2年度から、北学童保育所及び東学童保育所において「長期休業期間限定学童保育」を実施するとともに、令和3年4月の開所に向けて、新たに北学童保育所の施設整備を行い、保護者のニーズに対応するとともに、待機児童対策に取り組みます。

また、施設環境整備として、西学童保育所及び南学童保育所のエアコン設置、北学童保育所トイレの洋式化など、指定管理者とも協議を行いながら、適切な保育環境の確保を図ってまいります。

次に、「学校教育」です。

教育環境の整備については、現在、小・中学校のトイレ洋式化改修を計画的に進めているところであり、令和元年度末までに、中央小学校、西小学校、北小学校の全部及び南小学校の一部の改修工事が完了します。これに続いて、令和2年度は、東小学校の全部及び熊取北中学校、熊取南中学校の一部、また、南小学校の残りの部分の同改修工事を行います。

さらに、東小学校については、国の交付金の確保に努め、大規模改修工事にも着手することとしており、初年度となる令和2年度は体育館棟の改修工事を実施します。

学校ICT環境整備については、児童・生徒一人一人の創造性を育む学校教育の情報化推進の方針が国において打ち出されたところであり、本町におきましても、将来の1人1台のパソコン等学習用端末の整備・活用に向け、全学校の高速ネットワーク環境の構築として校内LANの整備を進めてまいります。

加えて、学校給食については、令和2年度から教育委員会内に、衛生管理や物資調達等の業務に従事する管理栄養士を新たに配置し、より一層、安全・安心でおいしい給食を提供してまいります。

このほか、学校現場の働き方改革の一環として、各小・中学校の電話機を留守電機能やナンバーディスプレイ付機能のある機器へ更新し、教職員の負担軽減を図ることで、教育に専念できる環境を整え、教育の質の向上を図ってまいります。

学校教育においては、研修等を通じて、教職員の指導力の向上を図るとともに、中・長期的な展望の下、計画的に施策を推進し、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」のバランスの取れた児童・生徒の育成を目指して取組を進めます。

グローバル化に対応した教育の充実・質の向上を目指して、全小・中学校に外国語指導助手を配置するとともに、子どもたち一人一人の英語への興味・意欲・関心を高めながら、外国語で多様な人々と意思疎通を図ることができる基礎的な力を育成してまいります。

学力向上を図るために、児童・生徒に基礎・基本を定着させるとともに、学習意欲の向上や学習習慣を育成・定着させ、生涯にわたる学習の基盤をつくる必要があります。このようなことから、町内大学との連携によるインターンシップ事業や学生・地域人材による学習支援ボランティア派遣事業を引き続き実施し、児童・生徒の個に応じたきめ細かな指導・支援を行います。また、運動部活動の活性化を図るために、大阪体育大学との連携による「DASHプロジェクト」の一環として、町内公立中学校の運動クラブに、大学生をスポーツ指導者として派遣します。このように地域・町内大学等との連携を進め、「開かれた学校づくり」と「地域のよさを活かした特色ある学校づくり」を積極的に推進します。

学校におけるいじめ、不登校、児童虐待等、子どもを取り巻く様々な問題に対し多面的な支援を実施するため、引き続き、全小学校区にスクールソーシャルワーカーを配置します。また、教育・子どもセンターに臨床心理士を配置し、学校と教育委員会、健康福祉部、子ども家庭センター等、関係機関との連携を生かしたきめ細かな相談体制の充実を図ります。

次に、「生涯学習」です。

「熊取町第4次生涯学習推進計画」に基づき、計画の基本目標である「仲間といきいき活動し、みんなが健康で心豊かに暮らせるまち 熊取」の実現に向け、引き続き様々な取組を進めてまいります。

教育コミュニティづくりについては、地域による学校教育活動への支援を行う「学校支援地域本部事業」や学校・家庭・地域が協力して子どもの学びや育ちを支える「地域教育協議会」の取組により、地域の教育力を高めていくよう努めます。また、「くまとり元気広場事業」、小学校での「放課後学習」及び中学校における「放課後自習室」を引き続き開設し、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりを進めてまいります。

図書館については、まちづくりの情報拠点として機能するよう、引き続き新鮮な資料や地域資料等を幅広く収集・整理いたします。また、住民団体・公的機関と連携した様々な事業を実施し、図

書館利用・読書活動を促進するほか、施設管理においては、安全・快適に施設が利用できるよう引き続き適切な維持管理を行います。

次に、「文化・芸術」です。

文化・芸術では、煉瓦館、町民会館ホール等で開催する企画展や文化公演を通じて、文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、住民が主体となった文化・芸術活動の発表の場として活用できるようその機会充実を図り、住民活動の活性化と支援を行います。

また、平成30年9月の台風第21号により被害を受けた重要文化財中家住宅におきましては、令和2年4月からの一般公開の再開に当たり、修理が完了したことをPRするとともにイベント等の普及活動を行ってまいります。

3つ目は、「だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまち」です。

初めに、「健康・長寿」です。

介護予防に取り組む住民運営の通いの場である「タピオステーション」の地域展開を引き続き推進するとともに、既に立ち上がっている「タピオステーション」に対しても、これまでの運動指導士等の派遣及び町内大学や若手芸人等の参画に加え、薬剤師や管理栄養士等の専門職を新たに派遣することにより継続支援を充実させ、「タピオステーション」の活性化を図ってまいります。加えて、タピオステーションへの運営費補助を拡充するなど、活動支援を積極的に行います。

さらに、大阪体育大学との協働事業である「DASHプロジェクト」の健康分野での取組として、引き続き、フレイル予防への意識啓発及び介護予防・健康づくり推進ボランティアの育成を目的とした「フレイル予防サポーター養成講座」を実施し、「“フレイルゼロ”のまち 熊取」を目指してまいります。

次に、「保健・医療」です。

「第3次健康くまとり21（健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画）」に基づき、引き続き、多様な取組を進めてまいります。

がん検診について、利便性の向上による新規受診者の獲得のため、令和元年度に実施した協会けんぽの特定健診と町によるがん検診とのコラボ実施を引き続き行うとともに、通常の集団検診についても、令和2年度から胃がん・大腸がん検診と結核・肺がん検診の同時実施日を設定するなど、利便性の向上を図ります。

受診勧奨については、これまでの電話による再勧奨に加え、対象者を選定しハガキにより行うことで、効果的な勧奨に努めます。

次に、「運動・スポーツ」です。

総合体育館（ひまわりドーム）等については、引き続き指定管理者による管理運営を行い、ニーズに応じた教室の開催等、住民サービスの向上に努め、さらなるスポーツ環境の整備を図ります。

また、各種スポーツ施設・設備の維持管理については、八幡池グラウンドトイレ整備に向けた実施設計や、総合体育館における空調設備や温水ヒーターの修繕等、引き続き適切な維持管理を行います。

次に、「高齢者福祉」です。

「いきいきくまとり高齢者計画2018」に基づき、高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指し、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

在宅医療・介護連携については、2040年を見据え、町内の医師やケアマネジャー等の多職種で構成する「医療介護ネットワーク連絡会（ひまわりネット）」の連携強化を図るとともに、広域的な医療と介護の連携を拡充するため、本町以南の3市3町共同で泉佐野泉南医師会へ委託し、在宅医療・介護連携を推進します。

認知症施策については、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業に加え、認知症の方やその家族等に対する自立に向けた初期支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の活動等の認知症施策を引き続き展開し、認知症になっても安心して住み続けることのできるまちづくりを推進します。併せて、

独り暮らしの高齢者等へのアンケート実施や事業所等の協力による見守り活動、地域包括支援センターとの連携による高齢者への見守り体制の強化を進めてまいります。

また、安心して介護サービスを利用いただけるよう、広域福祉課と連携し介護事業所への実地指導や集団指導を実施するとともに、ケアプランチェック等により、質の高い介護サービスの提供に努めます。

地域交流や介護予防事業の拠点施設である老人憩の家については、利用者の安全確保等を念頭に公共施設等総合管理計画等に基づき、昭和56年以前の旧耐震基準の26施設のうち、耐震補強工事に係る国の補助金を有効活用し、時期を前倒ししながら令和元年度までに20施設の耐震診断に着手、そのうち5施設については耐震補強工事実施設計を経て、耐震補強工事に着手しております。令和2年度においても引き続き、5施設の耐震補強工事実施設計を実施し、早期の耐震化に向け安全対策等を計画的に進めてまいります。

次に、「障がい者福祉」です。

「熊取町第5期障がい福祉計画」及び「熊取町第1期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人も住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができる社会の実現に向けて、保健、医療等の関係機関と連携し、施策の推進を図ってまいります。また、手話言語条例に基づき、引き続き手話の理解、啓発及び普及を図ってまいります。

次に、「地域福祉・社会保障」です。

「熊取町第4次地域福祉計画」に基づき、住民や地域、関係機関、行政等が「我が事」のように「丸ごと」つながり合える地域を共に力を合わせてつくる「地域共生社会」の実現を目指します。また、住民の生活課題の早期発見と、関係機関と包括的な支援を行うことで、支援の必要な方にコミュニティソーシャルワーカーが寄り添うきめ細かな相談体制を構築してまいります。さらに、熊取町社会福祉協議会が実施予定の移送サービス事業に対する助成により、外出支援策を拡充してまいります。

健康づくりへの機運醸成のため、先駆的な取組である「熊取町国民健康被保険者健康づくり推進奨励事業（めざせ！がっちり健幸）」や、健康づくりやボランティアへの取組に対してポイントがたまる「熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業」を引き続き実施し、ひいては、医療費や介護給付費も縮減するなど、「健康の好循環」を図ってまいります。

また、医療保険制度を維持し、負担の公平性が保たれるよう個々の状況に応じた収納対策に努めます。

子ども医療をはじめ、独り親家庭医療、重度障がい者医療、老人医療に対する助成について、適切に実施してまいります。

4つ目は、「住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまち」です。

初めに、「市街地整備」です。

熊取駅西地区については、本町の玄関口にふさわしい、にぎわいのある市街地の形成を目指して、熊取駅西地区まちづくり協議会と協働の下、土地利用の整備手法等を検討します。

熊取駅西交通広場の整備については、泉佐野市と連携を図りながら用地取得を進め、交通広場の整備工事及び、熊取駅東西自由通路に係る昇降設備等の整備工事を実施します。

次に、「道路・交通」です。

都市計画道路の整備促進については、災害時における物資輸送路としての観点からもミッシングリンクとなっている広域幹線道路のネットワークの整備に取り組むよう、現在事業中の大阪岸和田南海線の早期完成及び事業化の方針が示された泉州山手線の早期事業着手、並びに大阪外環状線の4車線化の早期事業化について、引き続き、国・大阪府に対し、より強く要望を行ってまいります。

地域幹線道路の整備では、町道久保高田線歩道拡幅事業については、ひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点の区間において、通学児童等の安全・安心な歩行空間を確保するため、歩道拡幅工事に取り組んでまいります。

一方、道路の維持管理については、「道路舗装修繕計画」及び「道路橋りょう長寿命化修繕計画」等に基づき、舗装修繕工事及び道路橋梁の修繕工事を実施するとともに、引き続き、路面下空洞調査を行ってまいります。

ひまわりバスについては、高齢者の外出支援・買物支援も含め、今後も町民の皆様の利便生の向上のため、改善に取り組んでまいります。

次に、「上水道・下水道」です。

上水道事業については、引き続き、国の交付金を活用し災害時における重要な施設への供給管路の耐震化工事を実施するとともに、施設の保守点検業務や水質検査業務について、民間委託を行うなど、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

また、府域一水道に向けた大阪広域水道企業団との統合については、令和3年度からの統合に向けた規約変更や基本協定書の締結を行うとともに、条例改正及び予算案などの統合準備を進めてまいります。

下水道事業については、令和2年度末人口普及率82.8%を目標に小垣内、久保及び大久保地区において、公共下水道工事を実施するとともに、大宮及び久保地区において、令和3年度以降の工事に向けた詳細設計を行います。

また、施設の維持管理については、引き続き国の交付金を活用し、適正な施設の長寿命化を進めてまいります。

一方、経営面については、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくため、令和元年度に引き続き「熊取町下水道ビジョン（経営戦略）」の策定に取り組んでまいります。

次に、「公園・自然環境」です。

「みどりの基本計画」に基づき緑化対策を推進するとともに、永楽ダム周辺の桜の保全・活用については、「奥山雨山自然公園みどりの保全・活用計画」に基づき進めてまいります。

公園については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、国の交付金を活用し、長池オアシス公園において、3か年計画の2年目として施設をリニューアルしてまいります。

次に、「住環境」です。

「美しいまちづくり条例」及び「第2次美しいまちづくり推進基本計画」に基づき、美化活動の充実・重点化を図るため、熊取駅周辺における街頭啓発キャンペーンや路上喫煙・ポイ捨て対策パトロールなどの美化活動に加え、熊取駅西地区での路上喫煙禁止区域等の指定について検討してまいります。

また、永楽ダム周辺における大学やボランティア団体等との協働による美化活動をはじめ、自治会等が実施する環境美化活動を支援するなど、引き続き、大阪でいちばんきれいなまち「熊取」を目指します。

少子高齢化に伴い増加が懸念される空き家について、適正な維持管理が行えるよう指導・助言を行うとともに、空き家バンク制度を活用した情報発信により、空き家所有者と借手、買手をつなぎ合わせ、空き家の利活用を進めてまいります。

次に、「循環型社会」です。

地球環境保全におけるSDGsの取組を積極的に進めてまいります。

具体的には、温室効果ガス総排出量の削減目標及びその取組等を定めた「第4期熊取町温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、引き続き温室効果ガス排出量の削減に向け、企画・実行・評価・改善という不断の取組を進めてまいります。

また、令和2年7月に国全体で予定されているレジ袋の有料化に先駆け、本町では平成31年2月5日に行った「くまとりプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、これまで会議時のペットボトル飲料の使用回避や環境フェスティバル等イベントでのレジ袋ほかワンウェイプラスチック不使用の試行実施、各職員団体の協力の下全職員がエコバッグを取得し使用する等、プラスチックごみ削減に向けた取組を進めてまいりました。さらに、マイバッグやマイボトル持参運動の啓発のほか、様々

な取組を「熊取町エコプロジェクト」として取りまとめ、推進してまいります。

加えて、食品ロス削減についても、「毎週月曜日は“食べマンデー”」をキャッチコピーとした家庭での食品ロス削減の啓発に加え、飲食店への食べきり対応の協力依頼や、協力店舗配布用ステッカー及び「食べきり、食材使い切りレシピ熊取版」の作成、公共施設でのフードドライブ常設ブースの設置検討など、積極的に施策展開してまいります。

し尿処理については、令和3年4月からの事務委託による広域化に向け、引き続き関係機関との協議を行うとともに、泉佐野市田尻町清掃施設組合第一事業所での本町し尿の受入れ準備工事及び試運転処理が行われます。

環境センターについては、焼却炉のさらなる安定燃焼のため、炉底部の砂の不燃物除去を担う不燃物取り出しコンベヤや炉床部の砂を流動させ燃焼用空気を送る押込送風機の更新を行い施設の長寿命化を図ります。

広域での新ごみ処理施設整備については、施設諸元の詳細検討を行うなど、基本計画策定や環境アセスメント調査に向けての住民合意の形成を図るべく、近隣自治体との協議を慎重に進めてまいります。

次に、「商工業・サービス業」です。

町内産業の持続的な発展を図るため産業振興ビジョンを更新します。

また、「産業活性化基金」を活用し、中小企業者向け融資制度に対する補助や「熊取ブランド創造事業」に対する補助を行うとともに、熊取コロッケをはじめ、「くまとりやもん♪」ブランド認定事業を通してブランドの創出に努めるとともに、「創業支援事業」や「6次産業化支援事業」により町内の中小企業者、農業者を支援していくことで潜在的なニーズを掘り起こしつつ、一層の産業活性化を図ってまいります。

次に、「農林業」です。

農業の魅力を伝えるため、地元で取れた野菜や米を学校給食に使用するとともに、「熊取ふれあい農業祭」や「くまとり野菜軽トラ市の定期開催」への支援などを通じて、地産地消の取組を進めます。

また、熊取町「人・農地プラン」に基づき、地域の担い手の把握や農地の利用集積に努めつつ、新規就農者への支援や、有害鳥獣への対策等、継続的・安定的な農業経営ができる環境づくりに取り組みます。このほか、遊休農地対策事業により、引き続き遊休農地の解消を図ってまいります。

次に、「観光・交流」です。

本町の自然文化等、地域資源の魅力を発掘・発信し、既存の観光資源を生かしたイベント等を通じて認知度を高め、交流人口の増加に努めるとともに、多様な関係者と協働し、にぎわいづくりを推進してまいります。さらに、一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューローに参画し、広域で連携したプロモーションを行い、観光、交流の推進を図ります。

「くまとりにぎわい観光協会」については、引き続き支援を行うことで、「くまとりSANPO COBIRIの日」に代表される熊取町の観光資源を生かしたにぎわい創造イベントの企画実施をはじめ、「熊取ふれあい農業祭」等の町主催イベントとの連携を図りながら地域活性化に取り組んでまいります。

さらに、野外活動ふれあい広場周辺において、にぎわい創出の新たな仕掛けづくりとして、ブルーベリー農園の開設・運営を支援し、交流人口の増加を図ります。

次に、「雇用・就労」です。

就労困難者等支援策として、引き続き、就労支援センターを開設し、雇用・就労につなげるための就労相談に取り組むとともに、就職困難者の資格取得費用の一部を助成し、就労を支援してまいります。

5つ目は、「健全で安定した持続可能なまち」です。

初めに、「行財政運営」です。

持続可能で身の丈に合った行財政運営の実現に向け、「熊取町第3次行財政構造改革プラン」及び「アクションプログラム」に基づき、私をはじめ、副町長及び教育長の給与削減として、様々な改革に取り組んでまいります。

平成30年4月に住基、税等の業務システム、令和2年3月に健康管理システム、令和2年4月から後期高齢者医療システムのクラウド化を実施しますが、新たに更新時期を迎える子ども・子育て支援システム、障がい者福祉システムについてクラウド化の検討を行います。

また、庁内のネットワーク基盤についても更新時期を迎えることから機器の入替えを実施し、業務の安定稼働を図ってまいります。

また、令和元年10月から「地方税共通納税システム」によるサービスが開始され、同システムを活用していくほか、スマートフォンアプリによる納税方法を拡大するなど、納税方法の多チャンネル化を推進し、納税者の利便性の向上に一層取り組んでまいります。

現在、マイナンバーカードを利用し、証明書等の交付を受けていただくコンビニ交付サービスを実施しているところですが、このサービスを利用するにはマイナンバーカードの取得が必須であり、当該カード取得に係る周知活動を種々行っております。併せて令和2年から、タブレット端末を利用したマイナンバーカードオンライン申請を精力的に進め、コンビニ交付稼働率向上に努めます。

役場庁舎について、誰もが利用しやすい環境づくりを目指し、本館・北館1階部分に多目的トイレの整備を実施します。

次に、「情報の公開」です。

広報紙については、情報量や紙面構成等の改善に引き続き取り組み、より親しみやすい広報紙づくりに努めるほか、広報紙、ホームページ等による情報の発信に加えて、「タウンミーティング」や区・自治会との「直接対話」を実施します。

また、「パブリックモニター制度」については、「パブリックコメント制度」と並行して運用を継続し、住民参加のまちづくりを推進します。

次に、「多種多様な連携」です。

大学との連携につきましては、先ほど申し上げた教育、健康・長寿分野において、大阪体育大学との連携による「DASHプロジェクト」等、多種多様な事業を展開しているところであり、学園文化都市の特徴を生かし、引き続き連携・協力してまいります。

次に、「シティプロモーション」です。

子育て世代に対するブランドメッセージ「ほほえみ 子育て 熊取町！」の継続的かつ効果的な発信はもとより、若者世代を主なターゲットとしている情報誌及びPR動画「熊取ものがたり」についても引き続き幅広く発信してまいります。

また、今後の人口確保につなげるための未来への投資と持続可能なまちづくりの視点から、平成30年度から実施している「3世代近居等支援」及び「社宅誘致支援」を継続し、定住・転入促進につなげるとともに、交流人口や関係人口の増加も図ってまいります。

以上、令和2年度における主要な施策について申し述べましたが、これらの施策を通じて、子ども、若者から高齢者まで、あらゆる人々が交流し、つながり、共に歩むことでまちの活力を維持し、『住みたい 住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち』の実現につなげてまいります。

最後になりますが、施策の推進に当たりましては、私自身はもとより、職員全員が一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様方におかれましても、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、町政運営方針とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、施政方針表明を終わります。

議長（矢野正憲君）次に、日程第4 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それでは、一般質問に入らせていただきます。

令和2年の最初の議会でトップバッターを務めさせていただきます。このたびの議会については、藤原町長の2期目のスタートということで、新年度の予算等が審議されますけれども、そういった政治の状況の中でもいろいろ熊取町の大きな課題が幾つかあると思います。私は今回、地域コミュニティと、あと町の活性化について質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、町内コミュニティ団体の育成についてでございます。

今、熊取町だけではなく全国的に、少子高齢化に伴い、自治会などでは役員の成り手がなかったり、高齢化が進み運営に支障を来しているということを知り及びます。議会報告会に行ったり、また町長選挙の中で各地区を回っている中で、そういう声をよく聞かせていただきました。組織率が低下しつつある中で何か有効な手立てはないのか。

先日、議員全員協議会で説明を受けましたまち・ひと・しごと創生総合戦略ですか、こちらでは自治会の加入率の現状が30年度76.5%、それから目標、令和6年度では81.6%ということで出ているわけですが、地域を担ういろいろな事業に対してこの目標を掲げているんですから、何か具体的な今後進めていこうという方策がありましたら聞かせていただけますか。よろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、田中豊一議員の町内コミュニティ団体の育成についての1点目、自治会運営や組織率の低下に対する有効な手立てにつきまして答弁申し上げます。

熊取町自治会連合会では、近年、区・自治会における取組等に関するアンケートを実施してございます。令和元年度につきましては、昨年7月から8月にかけて各区長・自治会長に依頼いたしてございます。これは、各区・自治会の活動や取組についてお互いに情報を共有しながら、今後の活動の参考としていただくことを目的としており、その中で、平成31年4月1日現在における区・自治会の加入世帯数や今後の区・自治会活動についての課題などを調査したものでございます。

調査の結果からは、自治会加入率につきまして申し上げますと、平成30年度末は76.5%と、前回平成29年度末の78%と比べ1.5%の減少となり、議員ご指摘のとおり、自治会の加入率の低下傾向が近年見受けられるところでございます。

また、課題に関しましても、役員の選出が困難である、住民の高齢化が進んでいるといった事柄が多く、多くの地区で挙げられ、さらに、それらの要因が複合的に絡まって役員の負担増につながり、結果、自治会の運営に大きな影響を与えているところがうかがえるところでございます。

こういった厳しい状況の中にあっては、効果的な対応策というものは非常に難しいところでございますが、まずは自治会への加入促進が重要になるかと考えてございます。

現在、自治会への加入促進の具体的な取組といたしましては、役場住民課の窓口において、転入・転居された方に対し、自治会加入の案内パンフ等を配付し加入の案内を行う取組、また不動産業界団体との協定に基づき、住宅販売会社において住宅販売の段階から自治会加入の案内を行っているところでございます。

一方、各自治会におかれましても、パンフを活用しながら役員の方が転入された方に自治会加入を積極的に働きかける取組や、自治会主催の行事で自治会以外の方にも参加の門戸を広げ、その地区の魅力を知っていただくことで地区のPRを行うなど、非常に各自治会でもご苦労されているということをお伺いしてございます。

特に近年では、多発する災害時において住民の相互扶助の重要性が叫ばれ、その意味で自治会の機能がより重視されているところでございます。非常時に有効に機能するためにはふだんからの関係づくりが重要と考えており、町といたしましては、そういった機能を中心に捉え、各自治会、自治会連合会とも連携しながら、自治会加入のメリットをPRし、加入促進を通じて自治会の組織活

性化に努めてまいりたいというように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 答弁いただきまして、通常されていることについては理解できるんですけども、熊取町はよその団体とは違って、昔から区長を町政連絡事務嘱託員に委嘱し、町の特別職として地域との連携を強化してきたと。ここに当たって、少子高齢化の中でコミュニティの運営が難しいというのはよく分かるんですけども、そういった中でますます、答弁にもありましたように防災面や福祉面、地域とのつながりが重要な時期が来ている中で、今までどおりのやり方ではなかなか難しいんじゃないか。さりとて、自治会ですので自主運営というのが基本ですので、その辺り、先進事例とかも含めて研究をしていただいて、何かいい手だてがないか。先ほどの答弁では、何か具体的なものは聞こえてこなかったんです。

議会報告会である地区に行きましたら、若い人の役員の成り手がないんだと、運営についても非常に難しいと。それから班長が集まっても、会議の内容を伝えるのに区長や書記の方がペーパーを作って班長に渡さないと決まったことが伝えられないとか、そういうようないろいろ具体的な事例が出てきていますので、アンケートもそうですけれども、いろいろ自治会連合会の幹部の方とも相談していただいて、地道な活動しかないと思うんです。一発で解決するような方法は少ないと思うんですけども、先進事例で何か取り組んでいるところの研究とか、そういう点はいかがでしょう。

議長（矢野正憲君） 南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君） 議員おっしゃるとおり、非常に各自治会では高齢化と役員の成り手が少ないということ、年間を通して自治会の会長でありますとか、また副会長を交えた懇談の場では、常にそういったご意見をいただいているところでございます。

先ほど答弁にありましたように、幾重にも重層的に取組を重ねていって自治会の加入率を上げていくというような取組というのを地道にしっかりとやっていきたい。当然、先進地事例ということ、福祉面であるとか、また社会教育団体もだんだんとそういった衰退の方向に進んでいるということで、2番目、3番目のご質問でもございますが、そういったところで研究をしっかりとやっていきたいと思っております。

それと、防災の面で一つご紹介させていただきたいんですけども、これが最新の取組です。私、総合政策部長として危機管理を持っていますので、防災の面でこういった無事ですカードというのを、これ5月号広報で配布したいなど。全世帯に行きます。プラス、その世帯の中には自治会に加入している世帯、そして加入していない世帯にも、各区長・自治会長にご協力いただいております。

無事ですカードというのは、まさに共助をしっかりと取り組んでいってくださいと。個々のご家庭で無事かどうかというのを、まず客観的にこれで判断できるんですけども、こういったものをお配りさせていただいて、この一番後ろに、災害時は日常のコミュニティ共助が重要となります。区・自治会に未加入の方は、この機会に加入のご検討をお願いしますということで、この記載というのは全て共助が大事ですよということを記載させていただいたものでございます。こういったちょっとした取組なんですけれども、こういったものを通して、未加入の方々には自治会加入への促進というようなことになればいいのかなと思っております。

こういった形で、しっかりと私が担当している防災、危機管理のほうでも取組をやっていきたいというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 無事ですカードを使ってつながりを深めるというのはぜひ進めていただきたいんですけども、我々、いろんな形で自治会の役員と接触することがあって、そこから聞こえてくるこ

とをこの議会ではやはり町の幹部の方にもお伝えし、危機感を持っていただきたいというのがこの質問の趣旨でございます。

では、次にいかせてもらいます。

地区福祉委員会や長生会の組織率及び現状や問題点を教えてもらいたいですけれども、地区福祉委員会は自治会の役員や、自治会によっては大きいところは専属の委員長がおられるところがあると思いますし、また、民生委員の方とかが加わって活発に活動されております。これはたしか社会福祉協議会が始められて、活動に対して会費の返りもあって、いろいろ触れ合いというようなこととかで活動されているというのは掌握しているんですけれども、自治会の中では、地区福祉委員会の活動、また校区の福祉委員会の活動というのは、非常に比重が重たくなっているというのも聞いていますので、その辺りの今後の方向性とかも教えてもらいたい。

また、長生会については、対象人口が増える中でなかなか組織率が上がらない、地区によっては減っているというようなことも聞いていますので、その辺り、タピオ体操なんかでひきこもりの方を老人憩の家に来てもらうというような施策もいろいろされているということもあるんですけれども、実際、タピオをやっていない地区もありますので、その辺りも含めて報告をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、2点目のご質問の地区福祉委員会、長生会の組織率及び現状、問題点、課題についてご答弁申し上げます。

まず、地区福祉委員会につきましては、町内39地区で活動されており、組織率で申し上げますと100%となっております。各地区において役員の高齢化は進んでいるものの、現在も活発に活動され、地域福祉の向上に努めていただいております。

しかし、近年は高齢化とともに役員等の成り手が減少いたし、世代交代が進まず、全体の構成人数の減少、それが問題となっております。今後におきましては、構成員の増加、それから役員等の世代交代が課題となっておりますというところでございます。

次に、長生会につきましては、町内39地区中36地区で活動されており、組織率は92.3%となっております。また、長生会連合会にはそのうち29地区が加入されておる状況となっております。地区福祉委員会と同様、組織の高齢化、役員等の成り手不足が問題となっており、長生会連合会では、役員等の後継者育成の取組や、会員増強のため町内の高齢者の誰もが連合会活動にご参加いただけるように、自治会区分のない連合地区、それを立ち上げ、そういったことに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）冬の初めか秋の終わり頃でしたですか、煉瓦館でほっとシニア会という催しがあって、私もお知らせがあったので参加させていただいたんですけれども、長生会の役員が非常に熱心に、運動もそうだし交流もそうだし、いろんな分野で舞台とかそういうところで活躍されていました。たしか400人ぐらい参加があったのかなと思うんですけれども、ここでは関西医療大学の看護学部の学生、2年生全員が参加してくれて、その日は昼から行事があるということで午後からは何か帰られたみたいですが、なかなかいい事業だなということで、大学の活用も含めて学生のほうは高齢者の人との交流やそういうチャンスを生かして、どちらもウィン・ウィンでやっているような事業でした。

こういうことも、福祉委員会でいいのか、また長生会でいいのかちょっと分かりませんが、地区的なことをもう少し小さい範囲でもやればまた参加する人も増えてくるし、やるほうは大変だとは思いますが、各団体がやることですので、町のほうからはなかなか難しいと思うんですけれども、そういうことの研究もしていただいて、また提案するような機会がありましたら長生会や地区の福祉委員会とも話をさせていただいたらどうかと思うんです。そういう点はいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今ご指摘のほっとシニア、私も少し見に行かせていただきました。その際に、役員の方も非常に熱心にそういった取組をされております。役員の方からお伺いした話ですと、一緒に旅行とかも行ってるんやと、そういった場が役員の相互の連帯ができて、非常に喜んでもらえているんやと。確かに参加する人数はだんだん少なくなっておるんだけど、そういったような地道な、そして非常に連携を取れるような、そんな取組もやっているんやという非常に力強いお言葉をいただいたのを覚えております。

こういった、先ほど議員からおっしゃっていただいている本当に地道な取組、これがもうなくてはならない。それを継続していくために町としても何らか支援ができればなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。高齢者の方が近所や近く、それから個人的な友人との交流も大事ですけども、町のいろんな活動をされている人との触れ合いとか交流、それから、やったことのないような体験とか、そういうことをやることでいろいろ、生きがいと言うたら何ですけども、楽しみというか、そういうことが広がってくるんじゃないかなと思いますので、その辺りの取組へのご支援、よろしくをお願いします。

続きまして、3番目、社会教育関係団体、これは社会教育法の中で位置づけをされている、町内ではスポーツの団体もあるんですけども、ここでは地域の婦人会、子供会、それから青年団などの組織率及び現状、問題点、課題等について教えていただきたいんです。

この質問を考えていたときに、2月6日付で教育長から熊取町婦人会の解散についてというお知らせが議員各位に配られまして、この話は秋ぐらいから聞いていたんですけども、なかなか組織が難しいと。

この文書を頂いて数日してからたまたま今の婦人会の会長と接する機会がありまして、そのときに、大変なときに婦人会の会長になられてご苦労さんでしたと労をねぎらうのと同時に、その周辺の話も聞かせていただいたんですけども、やはり昔と違って、婦人会というのは奉仕活動がほとんどで、自分らの楽しみもやられているんですけども、役員に非常に負担がかかっているというのと、それと今の状況では、婦人会のメンバーのほとんどの方が働きに行っている人が多くて、お昼に集まるとか、それから夜でも当然家での家事とかもありますので、なかなか集まりづらいと。集まるのさえ大変なんやという婦人会の会長のお話でした。そういった中で、組織がなかなかうまくいかない。それで、この通知にも頂いたように、年度内に幾つかが町の婦人会から脱退すると。そうなれば全体で数えるほどの地区数になって解散をするんだというのを、いろいろ手続でこういうように決まったんですというふうな話をさせていただきました。

この件については、以前、坂上議員から青年団のことについての一般質問もあったというのを私も知っているわけです。それと、私が2年ほど前に社会教育委員を体育協会の会長でしているときに、こういった問題、どういうようにしてこ入れしているんだというような質問をしたんですけども、そのときは有効な手だてがないと、それと、自主団体ですからある程度任さんとしようがないというような回答をいただいたんです。

たしか、生涯学習推進課の事務分掌の中には社会教育関係団体の指導育成というのが入っているの、自主団体とはいえ、地域のいろんな役割を果たしている団体の町への貢献とかそういうことを含めて、やはり熊取町の担当部局が支えていかなあかんような状況であったんじゃないかなと。婦人会はこういうことになりましたけれども、こども会も、たしか39の自治会で今、町のこども会に入っているのは11ぐらいと聞いていますので、今後どう進めるかも含めてご答弁いただけますか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、3点目の社会教育関係団体、婦人会、子供会、青年団

の組織率及び現状、問題点、課題と組織率向上への対策につきまして答弁申し上げます。

まず、令和元年度における婦人会、こども会、青年団の組織率につきましては、町内39地区のうち熊取町婦人会が6地区、熊取町こども会育成連絡協議会「熊こ連」が10地区、熊取町青年団が11地区で組織され、それぞれ活動を行っている状況でございます。

このうち、長年活動いただいております熊取町婦人会につきましては、地区の減少傾向が続いていた中、今年度中にさらに2地区が退会することとなり、今年度をもってその活動を終えられ、解散するという苦渋の決断をされたところです。これまでの本町のまちづくりに係る広範かつ奥深いご貢献に対し、改めて心からの敬意と感謝を申し上げます。

なお、熊取町青年団につきましては、祭礼や盆踊りなど、各地域において活発な活動が継承されているところでございます。

これらの社会教育関係団体に係る現状、問題点、課題といたしまして、とりわけ婦人会と熊こ連に共通することではありますが、各地区における活動は継続できているにもかかわらず、各地区が参加して町全体で連携するこれらの団体への加入率が低くなっております。これは、各地区における会員数が減少する中で、地区それぞれの役員の選出が難しいといった状況がある上、町全体の団体に加入していることから求められる町行事への動員協力や同団体への役員擁立の負担に耐えられなくなっているということが問題と考えられ、熊取町婦人会が解散に至った現状を踏まえ、婦人会と同様に加入地区が減少傾向にある熊こ連において、各地区での活動をいかに盛り上げ、その活力を町全体の団体に注いでいただくということが課題であると認識しております。

こうした課題に対し、ご質問にありますとおり、組織率向上が最も重要になってくるころ、そのための対策に現在のところ特効薬は見当たりませんが、活動に対する財政的な支援としての補助及び団体の事務的な支援に加え、今後は大きなイベントなどの機会を捉え、その活動のPR等を行うことにより、まず当該団体の存在や活動の認知を進めることが必要と考えております。

また、活発に活動を行っておられる他団体の取組事例などを研究しつつ、適切に指導、助言を行うことで、各団体の活動がより一層魅力あるものとなり、活性化につながるような有効な支援方策を探求してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）状況は前から理解しています。やはりここで、今活動している地域のコミュニティ団体も重要ですけども、今後は熊取町も、社会増で急激に増えた人口の中で、同世代の方がやはり子育てをし、子どもたちが巣立っていき、高齢者の人が残っていくような状況の中で、ちょっとやっぱり頭も切り替えて、趣味であるとか、それから違う新しいコミュニティの組織化を考えていかななくてはならないような時期に来ているんじゃないかと。

私、昨年の決算委員会のときに、泉佐野市で取り組んでおられるような小グループでの生涯学習機会の提供、それは、泉佐野市の場合は商工会議所と組んで、美容だとか食だとかいろいろ趣味のそういうところを、一番最先端のものを提供するような機会をつくっているということを情報提供させていただいたんですけども、今後はやっぱりそういうことを具体的にやっていかないと、先ほど町長の所信の中でも、公民館の一部建て替えだとか町民会館の建て替えだとか、公民館の改修だとかということをお話しされていました。やっぱりそこへ集う人がおらなければなかなか建物を生かせないということもあるので、民間のそういうノウハウも取り入れてやっていくような時期に来ているんじゃないかと。行政だけの考えではなかなか進まないんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）いろいろご指摘ありがとうございます。

内閣府が行っております世論調査をちょっと私も見たんです。この中で社会意識に関する世論調査というものの一部なんですけど、社会への貢献意識というものを問う設問がございまして、この中

で、これは一番直近で30年度に実施したものの公表分を見たんです。社会のために役立ちたいと思っていると答えた方の割合が63.6%あるということでございまして、さらに、この方のうち40歳代から60歳代でそう答えた方の割合になりますと、もっと高くなっているということでございます。7割に近いということでございます。今先ほど議員からご指摘いただいたようなところも踏まえますと、こういった方たちをいかにコミュニティ活動に取り込んでいくのかというのが重要でないかなというふうに現在考えております。

私ども熊取町の中で幾つか講座を持っている中で、現在やっているものの中で地域活動入門講座というものもございまして、これは一定、地域の中である意味リタイアされた、定年なされたような方を主に対象としながら、セカンドステージとしてどんなことをこれからやっていくかということを見いだししていくような機会となるような講座として行っているものなんですけれども、こういったものの中でも今のようなコミュニティ活動への推進、取り込みのようなことも視野に入れたメニューも考えるなどして、今、議員からご指摘いただいたような内容もそこには取り込める余地があるんじゃないかと思うんですが、そういったことを活用しながら、熱心な方、コミュニティ活動にすごくエンパワーメントを発揮していただける方というのをどれだけ増やしていくかというのが一つの方策じゃないかなというふうに考えておりますので、そういった視野で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）その辺りも研究していただいて、先進事例は幾らでもあると思いますので、うちの町に合った新しいコミュニティをつくるような施策を一步ずつ進めてもらいたいと思います。今の住民の方が自分の利益にもなって、それを身につけたやつをまた発揮するというふうなことが、例えばグリーンパークなんかはいい例だと思いますので、そういう視点も必要かなと思います。

1番目の最後なんですけれども、先ほど南部長から防災や福祉、地域の日常生活にコミュニティ団体の戦力低下が確かに支障を来すということで答弁いただきましたので、この点についてはもう省略させていただきます。

議長（矢野正憲君）一般質問の途中でございますが、ただいまより昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

（「12時11分」から「13時10分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

田中豊一議員の一般質問を継続いたします。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）午前中に引き続きまして、一般質問を継続させていただきます。

大きな2番、町の活性化について質問させていただきます。

新年度の計画の中に、また町長の所信表明の中で、熊取町の交流人口・関係人口を増やし町の活性化を図るとありますが、具体的に何か特にこれは進めていきたいということがあれば聞かせていただけますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、田中議員の1点目、産業振興ビジョンの見直しと「にぎわいアクションプログラム」の更新についてご答弁申し上げます。

現行の産業振興ビジョンは平成23年3月に策定し、令和3年2月で計画期間である10年を迎えるため、令和2年度において見直し作業を進める予定でございまして。

新ビジョンには、商工会、J A、観光協会などをはじめとする関係機関の意見を反映し、また、アンケートを実施するなど現状の分析を踏まえた上で、平成30年3月に策定された第4次総合計画との整合性を図りつつ、およそ10年先の将来をイメージし、産業振興の取組の方向性をより明確化

するとともに、一方では機動性のある対応が可能となるよう具体的な取組項目を盛り込むなど、実現性を重視した内容にしてまいりたいと考えております。

また、にぎわいづくりアクションプログラムにつきましても、先ほど申しあげました具体的な取組項目を実現するために、必要に応じて策定し、計画的に推進していく必要があると認識しております。また、多様な関係者を巻き込みながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）先ほど答弁にもありましたけれども、くまとりにぎわい観光協会との連携について質問させていただきます。

新年度の観光協会の方向性では、近く一般社団法人化されるというふうな目標を立てていることを聞かせていただきました。現在、駅下にぎわい館なんかの運営等いろいろ活動していただいているわけですが、法人化について支援し、また、くまとりにぎわい観光協会との連携について具体的なことがあれば教えてください。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、2点目の質問になるかと思っておりますので、続きまして2点目、くまとりにぎわい観光協会との連携でございますが、くまとりにぎわい観光協会は、平成24年9月の設立以来、「くまとりSANPO COBIRIの日」をはじめとした観光資源を生かしたイベントの実施や町主催イベントへの協力など、町と一体となって様々なにぎわい創出に尽力いただいております。

昨年4月からは、駅下にぎわい館を活動拠点とするとともに、旅行業に長年携わってきた民間の方を事務局長に迎えるなど体制を充実し、民間経験者ならではの発想やノウハウにより、さらなる地域活性化に資する事業に取り組んでいただいております。

今後においても、くまとりにぎわい観光協会との連携を密にし、町の活性化に向け、共に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、先ほどの社団法人化というところにつきましては、現在の産業振興ビジョンにおきましても観光協会の法人化というのは中長期の目標となっておりますので、今後もそちらに向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。

3番目として、新たな熊取の名所づくりについて質問させていただきます。

2月25日の読売新聞に、羽曳野市が古い民家を買って、そこで日本版DMO、観光地域づくり法人を組織して観光の拠点にしていくという記事が載っておりました。この事業については大阪府下で初めてということですが、隣の和歌山県や奈良県なんかではこういうことは進んでいるということを聞いております。この事業については、観光庁の認可を受けて、今後国土交通省や、それから経済産業省の助成金を得ていろいろ事業を展開していくということで、現在、熊取町でも重要文化財の中家住宅とかあるんですけど、この事業についてももし知っておられたら、どういふふうな評価されているか、ちょっとお聞かせください。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まず、3点目の名所づくりということで、一通りご答弁させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

住民部長（巖根晃哉君）それでは、続きまして3点目の新たな熊取の名所づくりについてご答弁申し上げます。

現産業振興ビジョンにもありますとおり、既存の地域資源、観光資源の活用はもちろん、にぎわ

い創出を図る上で、新たな資源の発掘・創造は必要であると認識しており、これまで熊取町にぎわい観光大使の任命、農業祭の創設やくまとり観光協会の設立などに取り組んでまいりました。最近では、新たな名所になるべきものとして、本年7月に開園予定のブルーベリー農園、和田山ベリーパークがございませう。

和田山ベリーパークにつきましては、周辺一帯の相乗効果として、野外活動ふれあい広場や永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園などへの集客効果をもたらし、新たな名所になり得るものと期待してあります。

今後も、新たな名所・スポットなどの発掘や資源の創造のため、くまとりにぎわい観光協会や関連する農商工業分野での関係団体はもちろん、行政内部でも連携して進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解とご協力を賜るようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

先ほどの羽曳野市のニュースでございませう。私も読売新聞の記事を見させていただきました。率直な感想としまして、新たな日本版DMOを目指していくというようなことも書かれてございませう。ただ、先ほど議員もおっしゃられたように、本町のほうでも中家、重要文化財があるというような形であるんですけれども、本町でも、そもそも綿布工場でありました煉瓦館を同じような取組でやってきておるかと思ひませう。本町のにぎわいの拠点をあそこに持っていくという形で、煉瓦館を同じような形で改修等して取り組んできている経過があると思ひませう。

一方で、平成24年に観光協会を立ち上げまして、現在は駅下にぎわい館のほうで拠点を移してございませう。先ほどご答弁申し上げましたように、まずはくまとり観光協会のほうの法人化というものに取り組んでまいりたいと考えてございませうので、よろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。

次の質問にも関連するんですけれども、町の活性化については、町長の施政方針等にもありましたように、産業やそれから観光、それとスポーツとかいろいろな分野での連携が必要、また、うちの町内では大学というそういう基盤もありますので、それが必要かなと思ひませう。私も観光協会のほうで、ガイド部会でいろいろやるにはやはりそういう連携が必要で、特にどこか回っていただくという観光資源について歴史的なものが重要になってきますので、その辺りの連携が重要かなと思ひませう。そういう点も考えていただいて、今後の観光まちづくりについて考えていただきたいと思ひませう。

次、3番目、文化財を生かした歴史まちづくりについて質問させていただきます。

多くの国・府、町指定の文化財を有する熊取町におきまして、昨年度、平成31年4月1日に改正されました文化財保護法に伴う文化財の保存・活用を進める歴史まちづくりを国は進めようとしてあります。熊取町の取組はどうか、お聞きします。

泉佐野市では、旅引付という宮内庁の資料に基づく絵図を中心に、日根荘を日本遺産に昨年度指定を得ました。また、隣の貝塚市では貝塚寺内町、これは願泉寺の寺内町の中で国登録文化財17件の民家を活用した寺内町ホテル構想を株式会社で立ち上げまして、その実施を進めているところで。

そこで、ちょっとこれ日付が間違っていたんですけれども、2月6日に実施されました文化財保護法に伴う大阪府の文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱の説明を受けて、本町の文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）の策定をどう進めるのか、教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、文化財を生かした歴史まちづくりについてのご質問の1点目、本町における文化財の保存・活用に関する総合的な計画の策定の件につきまして答弁申し上げます。

平成31年4月1日から施行されました文化財保護法の改正によりまして、各市町村における文化財の保存活用に関する目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、言わば市町村における基本的なアクションプランとなるものとして、文化財保存活用地域計画が新たに制度化されてございます。

当該法改正に伴い、先般、大阪府が令和2年3月の策定を目指す大阪府文化財保存活用大綱についての説明会があり、併せて市町村の地域計画作成に関し、制度の説明があったところです。

平成31年3月に文化庁から発出された指針によりますと、市町村地域計画は文化庁長官の認定が義務づけられており、当該認定を受けるに当たっては、パブリックコメント等の手続とともに、当該地域計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること、都道府県が策定する大綱が定められているときは、当該大綱に照らして適切なものであることなどの基準が定められております。

熊取町におきましては、これまで重要文化財中家住宅や熊取交流センター煉瓦館が貴重な文化遺産であることを認識し、煉瓦館の一部を町指定文化財として指定するとともに、いち早くその保存に取り組み、これら文化財が隣接した立地を生かし、住民の皆様の世代をまたいだ交流につながるよう配慮しながら一体的な整備を図ってきたところです。

今後におきましても、第4次熊取町総合計画や生涯学習推進計画にも盛り込んでおりますとおり、地域の関連団体等のご協力を得ながら、様々な展示会やワークショップ、その他文化公演やイベントを開催するなど、その活用に積極的に取り組んでいく考えであり、ご質問の地域計画につきましては、その作成過程を通じ、熊取町が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等につきまして、住民の皆様にお示しし、共有を図ることができ、継続性、一貫性のある施策の推進が一層促進されるものと考えております。

つきましては、大阪府が策定します文化財保存活用大綱や周辺自治体によります地域計画作成の動向を注視しつつ、さきに述べました基準や指針の内容を満たし、かつ住民の皆様にとってより有用な計画作成となりますよう、鋭意検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）大阪府は当然大綱をつくっているわけですがけれども、先ほど私のほうからお話しさせていただいた隣の泉佐野市や、それから隣接する貝塚市はその計画をつくるということで進められていると聞いていますし、岸和田市も当然、城下町ということで進めようとしていますので、何か周辺を注視しながらというよりも、やっぱり同時並行的に進めてもらいたいというふうに思います。

それはなぜかといいますと、熊取町で国の唯一の史跡である土丸・雨山城跡についても泉佐野市と連携しているわけですがけれども、指定されてからもう6、7年になると思うんです。整備の方針も、調査報告書は存じているんですけれども、整備の方向性であるとか、あと活用の方向性とか、そういうものが全然、以前にはいろんな資料でそういう文言が出ていたんですけれども一向に進んでいないなど。今回の文化財保護法の改正に伴う計画づくりについては、これにやっぱり計上してなければ補助金とかに影響が出てくるというふうに聞いていますし、また、昨年の熊取町の文化財保護審議会でもこういう話が出たと聞いていますので、やはりその辺り、審議会の意見も尊重しながら計画はつくって行って、熊取町の文化財を生かした、歴史と伝統のある、この中には秋祭りのだんじり祭りとかも二百七、八十年続いておりますので関係してくると思います。やっぱり観光まちづくりには、この計画は非常に重要な項目の一つかなと。国が進める施策の上ののって行って、周辺市町村にも後れを取らず、それでまた助成金も得ていくというようなことが必要かなと思うんですけれども、その積極的な推進についてはどうお考えですか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）ご指摘の泉佐野市等につきましては、既に確かに地域計画に取り

組む由の位置づけがなされておりますが、その前段で歴史文化基本構想というものを既に策定されております。こういったことには文化庁のほうで文化芸術振興費補助金といったメニューがございまして、これはほぼ国の指定する枠内で収まっている限りは満額当たるような補助金であるということで、こういったものを有効に活用しながら取り組んでおられるようなことは認識しております。

我々も進めていくに当たっては、大阪府の大綱にもこういう地域計画の作成については支援するという等々の位置づけがなされておりますので、こういったものをよく踏まえながら、進めるに当たっては慎重に、有効にこの財源等も確保しながら検討してまいりたいということでございます。以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）文化財行政ですので教育委員会の所管になるわけですがけれども、今回の文化財保護法の改正では地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部の改正もありまして、首長部局でこういう文化財行政もやっても議会の同意が必要やと思うんですけれども、そういうような市町村もあるように聞いております。以前からスポーツ関係はそういうところもありますし、大阪府なんかでしたらスポーツ振興と体育というか、競技スポーツと分けて担当されていますけれども、それぐらい位置づけが一部局だけじゃなしに町全体の施策として進める、そういう方向性を国が持ったわけです。今後について文化財保護審議会も含めてどう進めていくのか、教育長、もしご存念があれば聞かせていただけますか。

議長（矢野正憲君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）すみません。勉強不足で、その辺のすみ分けというのがはっきり認識できていないのも確かなので、またご意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）すみ分けのことをお話しているんじゃないくて、この計画づくりに理事が答弁していただいたところではあまり積極的な感じが得られなかったもので、その辺り、前向きにやっていたのかどうか、これは観光絡みとも連携していますので、その辺りをお聞かせ願えばありがたいなと思って質問させていただいたところなんです。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）議員おっしゃるとおり、文化財を中心にしたまちづくり、にぎわいづくりというのは非常に大きな視点でございます。本町は、中家住宅から煉瓦館、旧綿布織物、江戸時代から昭和にかけての建物がたくさん集積した地域でございます。そういったたくさんの文化財を抱えている熊取町でそれをどのようにしてまちづくりに生かしていくのかというのは、非常に私どもまちづくりの視点でも大きな項目であるのは間違いございません。そのときには、企画部門も当然町部局となりますが、しっかりと一緒に取り組んでまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）令和元年の、これは生涯学習でも取っていると思うんですけれども、「月刊文化財」という文化庁が出している雑誌に特集が出ていまして、少し研究、コピーでよかったら私も持っていますので、していただいて、どういう分野で取組が可能か、また助成金等、交付金等を得られるか、古いものを残しながらそれを生かしていくというふうなことで、一部は空き家対策にもなるのかなというところも含めて、今後研究をしていただいて進めていただきたいなというふうに要望させていただきまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、田中豊一議員の質問を終わります。

次に、重光議員の一般質問ですが、本日欠席しておりますので、議会会議規則第60条第4項の規定に基づき、一般質問の通告は無効といたします。

次に、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、1つ目、GIGAスクール構想についてということで、最近あちらこちらで聞かれるようになりましたGIGAスクール構想という言葉なんですけれども、グローバル・イノベーション・ゲートウェー・フォー・オールということで、ざっくり子どもたち一人一人にコンピューター端末を渡してというような構想なんです。結構これは年末から国が急速に推し進めている事業で、熊取町はこういう用意されているメニューの予算を取りに行くのが、僕、議員になってからちょっと苦手なようなイメージを持ちましたので、ぜひ学校に関してこういう予算を取りに行くのは遅れないでほしいなという思いで、この質問をさせていただきます。

まず、1点目、町立小中学校のICT環境の現状について教えてください。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）GIGAスクール構想についてのご質問に関し答弁いたします。

1点目の町立小中学校のICT環境の現状についてご説明申し上げます。

本町におきましては、熊取町第4次情報化推進計画及びこれに基づき教育委員会で定めた整備方針に基づき、計画的に施設や関連機器の整備に取り組んでいるところであり、校務用パソコンについては、平成30年度及び令和元年度の2か年にわたり、教職員1人1台の配備を完了したほか、各学校のコンピューター教室に配備する学習者用コンピューターについては、目下、小・中学校共にタブレット型の機器への更新を進め、令和2年4月の運用開始を目指すなど、ICTを活用した学習環境の整備を着実に進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）現状は、GIGAスクール構想で実現しようとしているようなところには当然及ばないなというような現状なんですけれども、GIGAスクール構想の中で現状と照らし合わせて今の課題は何ですか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）2点目と併せてのほうがよろしいですか、中身に若干触れておりますので。

（「はい」の声あり）

教育次長（貝口良夫君）それでは、次に2点目の本町の計画と今後の進め方でございます。

令和元年12月に国から提唱されたGIGAスクール構想は、児童・生徒一人一人の創造性を育む学校教育の情報化の推進を目的に、高速大容量の通信ネットワークの構築を前提として児童・生徒1人1台端末を整備するものであり、本町におきましてもこの構想に基づき、計画的に事業を推進してまいりたいと考えております。具体的には、令和2年度におきまして、児童・生徒1人1台の運用の前提となる高速大容量の通信ネットワークの構築を行い、校内LANの整備を行う予定でございます。

その財源につきましては、国の令和元年度補正予算において全国全ての小・中学校での情報ネットワーク整備を可能とする補助金が措置されたところであり、本町におきましても当該補助採択を得るべく、先ほど議員のほうからもご指摘いただきましたところなんですけれども、3月定例会での追加補正として関連予算を計上させていただきたいと考えております。

次に、1人1台の端末整備につきましては、国が当該構想の実現に向けたロードマップを示しており、令和2年度から令和5年度までの4年間で、財政措置を行いながら、全国自治体での整備を順次支援するスキームとしております。本町といたしましても、このスキームに即して、国の補助金を積極的に活用しながら、令和5年度までに整備を完了したいと考えております。

いずれにいたしましても、こうした整備を精力的に進めることにより、児童・生徒がICTを効果的に活用した学習活動ができる環境づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

それと、先ほどおっしゃられた課題としては、何分この12月に急遽国のほうから提唱されたGIGAスクール構想ということで、説明会もたしか12月の最終日に急遽自治体関係職員が呼ばれて話

があったところで、今申し上げたように、補助金もこの3月議会の最後、追加議案として、もちろん繰越しになりますけれども、そういった非常に急転直下動き出したようなところがございまして、この辺り、ご指摘のとおり乗り遅れないように、補助金の確保を含めて計画的に漏れなく進めていくことが大きな課題であるというふうに認識しております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。進めていってくれているということで一安心したんですけども、今は、じゃ計画をいろいろつくっていている状況ですか。もう大体決まっているんですか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）町としての整備計画として全体のアウトラインというのは、当然内部で予算を取っていく関係がありますので、計画としてはあらかじめ決まっております。大体1億3,000万円ほどをかけてこの3月議会で、具体的には1億3,108万4,000円と細かいんです。まず、このお金をかけて、令和2年度に各学校に10ギガとかなり高速大容量に対応できるようなそういったネットワーク整備ということで、そういう線の整備を行います。ただ、その線は各教室あるいは特別教室、体育館と引かれておりまして、Wi-Fi環境で使えるような形で、令和2年度以降4年間かけて端末を導入していきます。それが各部屋でWi-Fi環境の中で使えると、線を差してということではなく。そういったところをまずは令和2年度にネットワークの整備を行うと。

あと、パソコンを入れておく電源保管庫というふうな名称になるんですけども、充電しながら保管、やはり高価なものですので、各教室にそういう保管庫も併せて整備すると。こういった辺りを今申し上げたように1億3,000万円程度の予算の範囲で進めさせていただくと同時に、国のほうから一応ロードマップとして4年間かけて小・中学校で整備をしていく方針が出されています。今のところ、令和2年度は小学校5年、6年、中学校1年生、3年度が中学校2年、3年、あと4年度が小学校3年、4年、令和5年度が最後、小学校の1年生、2年生ということで、こういった形で年次的に進めていくんですけども、そうすれば最後の小学生の低学年とかが遅くなるんです。折しも、もうご承知のとおり、この構想が出る前から令和元年度の取組として熊取町のほうで、小学校は今まで20台だったんですけど、中学校と同程度の40台のコンピューターを導入するコンピューター教室の整備もこの3月末をもって導入されますので、こういった設備、施設を連携して進めていくような考え方を持っております。

ちょっと話が長くなって申し訳ないんですけども、あと、これに併せて校務用のパソコンということで、学校の先生方は働き方改革ということでお耳にされておると思うんです。今年度、令和元年度をもって合計233台導入したんです。要は学校の先生方がそういう1人1台のパソコン、子どもの分よりも先に校務用、ああいう業務に使う分は導入しておりますので、こういったところも使っていくこと、あるいはこういう先生への導入のコンピューターを使って、校務支援システムというんですが、この辺りを本格的に令和4年度から運用できるように、2年度、3年度あたりをかけて進めていくと。大きくはこういったところ、それ以外にも細かなところで、例えば、これもまだあくまで予算折衝があるので、具体的、確定という話はできませんけれども、できたら2年度の6月補正あたりで、今、小学校の、これはご存じのとおり、42インチのテレビが各部屋についているのが中学校はございません。ですから、中学校にできたら60型以上の大きめのそういうモニターのテレビとか、そういったところの導入も検討していきたいと考えております。

いずれにしても、総合的に進めていくと。国の流れに即して、乗って、町としてもICT化に遅れることなく、折しも町長のほうからもスマートシティ、熊取版のそういう考え方も表明させていただいております。他の自治体よりも進んだ熊取町として新たに標榜できるような、そういった環境づくりに努めてまいりますので、またご支援のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）取り組んでくれているということでは、最初言った苦手じゃないのかというような失礼な言い方をしましたけれども、これからどんどん進めていっていただきたいと思います。

今説明いただいたのはハード整備だけですけれども、ソフト整備の面とかいろいろやることはたくさんあると思います。国の負担も示されているので、このチャンスは逃すべきではないと思います。また、活用側のリテラシーの向上も求められると思いますので、それらに関しても掘り下げるチャンスだと思います。ぜひよろしく願いいたします。

それでは次、2つ目の今年度のふるさと納税の状況について質問させていただきます。

今年度のふるさと納税の寄附状況は、昨年と比べて大きく減っていると思われます。今年度の6月から新しいルールで施行されましたので、いろいろ昨年度とはルールが変わって、かなり状況が変わったんですけれども、その中で今年度の寄附の現在の状況について教えてください。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、今年度のふるさと納税の状況についての1点目のご質問、今年度の寄附状況につきまして答弁申し上げます。

昨年4月1日から令和2年2月末までの11か月間の寄附実績、こちらをまずご報告させていただきます。件数が2,158件で、金額として2億1,455万1,430円となっております。参考としまして、昨年度同時期の11か月間の寄附実績をお伝えさせていただきますと、件数が6万8,092件、金額としては75億6,767万8,012円でございます。金額ベースで、議員ご指摘のとおり、約35分の1と大きく減少してございます。

ただし、さきの議員全員協議会でご報告申し上げましたとおり、令和元年、議員ご指摘のとおり、昨年6月から開始されました改正後のふるさと納税制度におきまして、法令に基づき適正に手続、運用を行った結果、国から当該制度の指定を受けられたこと、また、地場産品として人気返礼品であるお肉や魚介類がない中で2億円を超える寄附を得られたことにつきましては、昨年と比較しまして厳しい環境ではございますが、手前みそではございますが一定の評価をしているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）昨年はスタートが遅れたものの、確かに2億円を超える寄附を頂いたことは、かなり出来としては上々やったと思うんですけれども、よかったねと言ってこれで終わるとずっと一緒なので、今考えられる昨年度の2億円にとどまった原因とか課題とかいうのがありましたら教えてください。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）昨年76億円という実績で、非常に大きな数字をご寄附頂けたというところにつきましては、これまでのご答弁で申し上げましたとおり、様々な工夫を凝らしまして、一定、今の総務省の基準では廃止されたような商品もそのときはいけるという判断の下、行ってきたものでございます。ただ、議員はやはりそういったところで、家電製品であったりとかというのを廃止したことによるところが非常に大きかったと思うんですけれども、ただ、次の2点目の答弁でも申し上げます。すみません、もう2点目を先にさせていただきます。

現行の取組、これをしっかりと継続させまして法令を遵守しながら、地場産品であります泉州タオル、こちらを中心に寄附者にとって魅力的な返礼品の企画等を今後もしっかりと行って、貴重な自主財源の確保に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

そういったことで、続きのご質問なんですけれども、我々といたしましては、地場産品である泉州タオルというものをやはり地場産品のメイン商品というふうに考えまして、これを日常使いのタオルというようなものではなくて、一定、富裕層をターゲットといたしました毛足の高い非常に肌触りのいい高級タオル、こちらを地場産品のメイン商品といたしまして、それと関連性が非常に高いと言われる美容器具、電動歯ブラシ、ドライヤー、バスマット、シャンプーといった関連性のあ

るお風呂商品をセットして現在130種類程度ラインアップしているといった、そんな状況でございます。これは、本町地場産品である泉州タオルに関連する商品をセットするという工夫を凝らしてラインナップしたところでございますが、懸念されますセット商品が地場産品じゃなくていいのかというところ、議員かねてからご心配いただいております。これは、地場産品であるタオルが謝礼品に占める全体調達費の50%以上、うちは60%に設定しているんですが、とすることで、総務省基準をしっかりとクリアしているということで、総務省からのお墨つきももらってございます。

そういったことで、今後も総務省基準をしっかりと遵守しながら、泉州タオルを中心として魅力的な商品ラインナップを企画して、貴重な自主財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、またご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。このまま取り組んでいってほしいんですけども、去年は、スタートが遅れたところでどういった手法でPRされていきましたか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）基本的に、PRにつきましては非常に認知度の高い、閲覧数も高い専用ポータルサイト、こちらを活用することが一番効果的であるという認識の下、そのようなPRを昨年も行っておりましたし、今年度におきましてもポータルサイトを通じたPR、これを中心に行っているところでございます。もちろん、事あるシーン、有効にPRできる場面がありましたら、その際でもしっかりと熊取町のふるさと納税、謝礼品等々をPRしているといった、そういった活動を展開しているところでございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ポータルサイトに登録してPRしているんですけども、ポータルサイトは数多くの自治体が登録してしまっていて、結局は埋もれていってしまうんです。その中で泉州タオルを押ししていくというところで、泉州タオルというのは、この辺にいてるから泉州タオルというのは知っているんですけども、日本全国で見るとタオル業界にいてる人以外はほとんど知らないブランドで、知っているといえば今治タオルのほうが完全に有名です。そこのあまり有名でないブランドの泉州タオルを押ししていく上で、そもそも日常使いというほうが当たり前の泉州タオルを高級な泉州タオルとして売っていくためにどう考えるかというのは重要やと思うので、そこは一定工夫を凝らして、これから埋もれないように取り組んでいっていただきたいと思います。

それから、質問を変えますけれども、あまり熊取町に地場産品というのがない中で、ガバメントクラウドファンディングの活用状況はどうですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）クラウドファンディングにつきましては、実績としましては今のところございませんが、ただ、絶えずクラウドファンディングによるふるさと納税というような寄附というんでしょうか、そういったことも一つの施策を打つときにクラウドファンディングでお金を集めることができないかという視点は、これは絶えず企業版ふるさと納税と併せまして、我々念頭に置いて当たっているところでございます。

ただ、なかなか実際に全国的にもガバメントクラウドファンディング、また企業版ふるさと納税というのが実績を上げていないという中で、つまり言い換えれば、なかなか事業者側からしてみたら魅力のまだそんなにない取組なのかなというところも私、担当して感じているところはあります。ただ、議員からもこのようにご提案もいただいておりますので、今までどおり、今後新たな施策、また民間事業の協力というの、今後、厳しい行政運営を行っていく上で非常に重要な視点であるというふうに考えておりますので、その辺りにつきましてもしっかりとアンテナを張りながら検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）昨年からのふるさと納税のトレンドは、昨年度で返礼品とかというのは家電とか旅

行券とかが消えてしまって、でもその全部、家電とか旅行券があった分の市場のお金は残って、さてその余ったお金はどこへいくんやといったら、ふるさと納税しないよねという判断にはならないわけですよ。昨年度からのトレンドとしては、そういうガバメントクラウドファンディングとかいうような返礼品をもらわないけれども寄附しますよというような人も、だんだん増えてきているのも事実です。

成果を上げているというか目標を達成している事業というのは、自然保護とか動物保護、あと子どもに関する取組とかには目標達成している事業が多いです。そこで、子どもに関する取組とか動物に関する取組でも達成していないものもあって、それはどういうことかということ、タイトルでよく意味が分からないものは結局達成しないで終わっている。結局、読んでいる人がぱっと見てすぐ分かって共感できるような取組には、返礼品がなくてもガバメントクラウドファンディングが達成できるというような状況はあります。

ふるさと納税の全部の商品数よりは、ガバメントクラウドファンディングの取組は数は少ないですけれども、1000%達成とかいうような事業も確実にあるんです。湿地帯の遊歩道を整備し直すのでご協力くださいとか、ある県では、動物の殺処分をしたくないので、おりを増やすために協力してくださいというような取組は達成しています。そのほかでも達成している事業はいっぱいあるので、熊取町でも永楽ダムの周辺整備、今進めていっていると思いますけれども、こういうのとか、奥山雨山自然公園とかの遊歩道ですか、そういう整備とかにも使えると思いますし、どうか分からないですけれども、町長が進めていこうとしている防犯カメラの増設、こういうのにも活用できるのではないかなと思います。ぜひその辺は知恵を絞っていただいて、商品がないからお金が集まらないよねというよりは、もう全部の事業に対してガバメントクラウドファンディングを活用するような勢いで出していっても、数打てば当たるでどれかは達成できるかもしれないので、ぜひもうちょっと積極的にこういう制度を活用していただきたいなと思います。

あと、返礼品の地場産品がないということなんですけれども、「くまとりやもん」というのはどんどん認定して行って増やしていきますというようなことも言っていました。そういうような商品をもうちょっと付加価値をつけて、みんなが欲しいなと思うような商品にブラッシュアップしていくのに熊取町も協力していくとか、そこに値段設定が低ければそんなにお得感はないんですけれども、どんどんもっと付加価値をつけて、高額な商品になるように協力していったらいいんじゃないかなと思います。その辺、もうちょっとそこに力を入れていただいて、今年の2億円よりは来年度は多く頂けるように、もっともっと工夫して力を入れていただきたいなと思いますけれども、来年の目標額はもう決まっていますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）最初にご提案いただきましたガバメントクラウドファンディング、全ての施策に網をかけるぐらいの勢いでということ、これはもう非常に大切な視点だと思います。我々、どうしても住民から頂くものはやっぱり税金が基本やというふうに考えるのが行政職員の本質でありまして、他府県の住民からお金をうちの公共事業に頂くという発想は、なかなかない発想でございます。ただ、おっしゃられたとおり、動物愛護の方とか、また自然保護の観点の方とかいろんな方、1億1,000万人も人間がいましたらおられると思いますので、そういった観点で、しっかりとその視点も頭に入れて取り組んでまいりたいというふうに思います。貴重なご意見ということで承らせていただきます。ありがとうございました。

「くまとりやもん」、17品ありますけれども、その分につきましては、我々も何とかセット商品にして謝礼品にするとか、いろんな展開は現在も考えております。ただ、付加価値をつけるというところ、これは協力事業者の多大なるご協力というのも出てまいりますので、その辺りは協力事業者とも連携しながら、また住民部とも連携しながら、検討してまいりたいというふうに思います。

3点目の一番難しいご質問なんですけれども、来年の目標額につきましては、現時点、我々の意気込みとしては額というわけではなくて、もう今年度よりも1円でも多く集めていこうという、そ

ういった意気込みで次年度についても取り組んでまいりたいというところで、ご期待している今年の倍とかというお話はできませんことは申し訳ございませんが、今年以上に頑張っていくというところでご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。

今年よりというよりは、具体的な数字の目標の設定は要るかなと思いますけれども、今年より集めていただいて、PRの手法とか商品の開発とかに力を入れていただいて、今年よりも成果を上げることを期待していますので、頑張ってください。よろしくをお願いします。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、坂上昌史議員の質問を終わります。

次に、田中圭介議員。

1番（田中圭介君）それでは、議長の許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、多目的トイレについてです。議員全員協議会や今日の午前中と回答がかぶりますが、よろしく願いいたします。

12月定例会で、私の一般質問の中で町長も責任を持って進めてまいりますと言われた多目的トイレの進捗状況を教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、ご質問の1点目、多目的トイレの進捗状況について答弁申し上げます。

さきの12月議会におきましてご質問いただき、今後、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画において設置検討を明記し、計画策定後、構造上や財政面におきまして関係部局と協議・調整を行っていく旨、答弁申し上げたところでございます。

その後の進捗状況でございますが、先月20日の議員全員協議会でご説明させていただきましたとおり、今年度策定予定の役場庁舎の個別施設計画（案）におきまして、本館1階部分の多目的トイレの設置について明記させていただいたところでございます。

また、この3月議会でご審議いただきます令和2年度当初予算におきまして、多目的トイレの設置に係る経費として工事請負費を計上させていただいているところでございまして、ご可決を賜りました後、来年度中に多目的トイレの設置を行いたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）続きまして、2番目にいきたいと思います。

令和2年1月19日投票の熊取町長選について、幾つかお聞きしたいと思います。

1番目は、今回の熊取町長選の投票率は33.12%と、3人に1人も投票に行っていないという結果になり、私自身もかなり残念に思いました。

そこで、私なりに過去の投票率を分かる限り調べてみました。2007年、候補者3人で59.83%、2008年、候補者3人57.73%、2012年無投票、2016年、候補者5人48.42%、2020年、候補者2人33.12%と、今回は候補者2人ということも原因の一つだったかもしれませんが、15.3%ダウンとはあまりにも下がり過ぎと思ひ、今までの町長選でこの数字というのは過去最低だったのでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）ご質問の1点目、投票率についてでございます。

令和2年1月19日執行の町長選挙につきましては、投票率が33.12%でございました。

過去、平成10年度まで遡って投票率を見ますと、平成15年7月27日執行の町長選挙におきまして、今回と同じ2名の候補者の選挙で、ほぼ同率ではございますが33.00%でございました。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）ということは、過去の最低が33.00%やったことがあったということですね。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）平成10年までと申し上げましたけれども、こちらの新たなデータでつかみまして、もう第1回目からつかめまして、町長選におきまして。今、私が申し上げた第15回になりますけれども、その33.00%というのが最低で、次が先日の20回の33.12%ということでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）33%といたら3人に1人行っていないような計算になってしまうので、ちょっとこれをどないかしたいなという、選挙管理委員会も僕らもそうです。

これから2番目も同じようなことのお返事になると思いますけれど、今回、選挙管理委員会として、熊取駅前改札前の期日前投票を1日延期した以外に、町民の方々に投票へ行っていただけるような新しい何か、どういうふうな啓発とかいうことはしましたか、今回は。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）2点目の質問ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

総務部長（林 利秀君）住民の方々に投票に行ってもらえるような新しい取組についてでございます。

これまで、大学での出前講座の開催や成人式における啓発物品の配布、また、新たに有権者となった方に対する啓発はがきにQRコードを付し、総務省ホームページにリンクさせる工夫を行うほか、ケアマネジャーや相談支援専門員を通じた不在者投票等の制度の案内、さらには図書館の貸出しカウンター前の啓発コーナー設置などの取組を行ってまいりましたが、さきの町長選挙におきましては、これらに加え、議員からご質問いただきましたように、有権者の利便性向上のため、JR熊取駅期日前投票所につきまして、これまで2日間であったところ1日拡充させていただいたところであり、新たな取組といたしましては以上でございます。

しかし、今後もできることを研究しながら、投票率向上のための環境、体制の充実に積極的に取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）現在、いろいろされてはるのは分かりますけれど、それをされてもやっぱりこれだけ下がってきたのはもう数字になって出てきているので、もうちょっと後で言いますが、いろいろやっぱり考えていただかなければ、投票率プラス、もう政治に無関心な住民、熊取町もそうですけれど、全体的にそういうふうな傾向になっていると思いますので、その辺はちょっと新しい何かアイデアを持って行動していただくようお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）もう少しだけ紹介させていただくと、最近やったことで申し訳ないんですが、ちょっと遡りますと、昨年7月の参議院選挙につきましては、小学校体育館で実施している投票所につきましては、土足禁止であったものを土足のまま入れるということで、投票しやすくということの利便性向上のためにやりました。もう一個遡って、昨年4月の町議会議員選挙からは、若者に対応するであろうSNSによる選挙啓発というものも行ってはございます。こういったように小さなことかもしれませんが、何か新しいこと、できることを考えながらこれまでやってきたところがございます。今後も、投票率向上のためにはやっぱり環境、体制の充実に積極的に取り組む必要があるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）分かりました。3 番にいきたいと思います。

総務省の発表によれば、2019年の春の後半戦の平均投票率は、59市長選、283市議選、東京特別区の20区議選、66町村長選、282町議会選の全てで過去最低を更新したそうです。我々町議選もその中に入っているの、先ほどの町長選のみならず、全国的に投票率低下を更新しているのが現状だと思います。

そこで、先ほどとちょっとかぶるかもしれませんが、どうしたら投票率が向上すると思いますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）先ほどご質問で答弁させていただきましたとおり、これまで様々な取組を行ってまいりましたが、残念ながら投票率向上にはつながっていない状況でございます。

その要因といたしまして、選挙における立候補者数などの状況もあるかと思いますが、有権者の選挙に対する意識という部分が多分であったのではないかと推察するところでございます。こうした思いから、今後は投票に係る物理的な環境整備を継続して考えていくとともに、有権者の選挙に対する意識の醸成を図ることも大切であると思っておりますので、その取組について何ができるか、こういったことも考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）僕自身の思っていることなんですけれど、やっぱり投票所が各々遠いような気がするんですよ。特に今、投票率が高いご年配の方が投票所までの距離が遠いと聞く話もあるので、もうちょっと投票所の数を増やすなり、期日前投票の場所をもうちょっと設けるなりとか、そういう考えはありますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）まず、投票所が遠いという意見の部分でございますけれども、投票所の増設になるかと思えます。有権者の利便性の向上も図られますし、投票率の向上につながる一つの方法だと思えます。しかし、1か所だけ増設というわけにはいきませんので、やっぱり複数の区からの要望はあるでしょうし、そういったことは全体的に考えていかなければいけないというのは思っております。

ただ、増やすとなると区長等々にもご協力をいただいている現状でございますので、管理者、立会人などをお願いしている区長、役員の構成も変わってきます。今以上に人員を出していただく必要もありますので、そこのところは慎重な検討を続けていかなければならないなと思えます。

今、後段でおっしゃっていただいた人が集まるようなところ、今具体的に申し上げる内容ではないんですけども、一定、中で話をしたり選管の委員とも協議をする中で、そういった多く人が集まるようなところに期日前投票を追加できないかなという、そういったことも考えてございます。ただ、その一方でやはり費用面であったりとか人の手配、場所の確保、様々なハードルがあると思えますけれども、そういったこともクリアできるようにしっかり考えていきまして、慎重に、しかし前向きに研究、検討を重ねていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）全国で投票率アップに自治体がいろいろなアイデアを実行し、成功している例を何点か紹介したいなと思えます。

まず、1点目が、青森県平川市では、どの選挙区の有権者からでも投票できる共通投票所を大手ショッピングセンターに設置し、投票率アップにつなげています。きっかけは、ショッピングセンターのほうから青森の選管事務局に期日前投票として貸し出したいという協力申出があり、その中の一つが平川市のショッピングセンターだったことから共通投票所の取組が始まりました。申出があった翌年の平成28年参議院選で期日前投票を初めてショッピングセンターに増設し、28年4月の公選法改正を受け、共通投票所として引き続き設置をしました。投票権年齢が18歳になったのに伴

い、投票立会人も20代の若者を起用するといったきめ細かい対応もしたらしいです。こうした取組により、28年参院選では前回の平成25年と比べて約10%投票率がアップしたそうです。

2点目は、福井県福井市では、商業施設や大学に期日前投票所を設置し、若者層の投票率向上に成果を上げておられるそうです。平成27年に商業施設に打診し、協力を得られたことから設置を開始したみたいです。商業施設のほうから5つ提案があったそうで、まず1つは人が集まりやすい場所、2つ目はシステムを使用するための電源があるか、3つ目は広さは十分か、4つ目は分かりやすい場所か、5つ目は駐車場から近いかといった点を踏まえて決定したらしいそうです。また、ここも平成28年参院選から福井大学、福井工業大学にも期日前投票所を設置し、学生が多く集まる午前10時から午後6時までを投票時間にし、平成28年参院選では前回より3.8%上昇し、期日前投票者は倍増に近い2万人増となったそうです。そういうことで、大学にも期日前投票場所を設置しているそうです。

3点目は、埼玉県熊谷市では、小・中学生が保護者と一緒に投票に行くという、景品が当たるという家族で投票に行こうキャンペーンという実施をしています。このキャンペーンは、事前に市のホームページからダウンロードできる応募チラシのファイルを印刷して、名前など必要事項を記入し、投票所に設置してある応募箱に投稿すれば、抽せんでこすると消える蛍光ペン3本セットが当たるということをしているらしいです。これ、物をやるということもありますけれど、中高生を連れていくことによって、小さい頃から子どもたちが選挙に行くものだと自動的に認識する効果も期待できるかなと思います。

全国的に過去最低を更新していく中でも、アイデアや知恵を絞り投票率アップをしている自治体もあるので、本町も熊取駅改札前以外でも何かを工夫しなければ、もうますます投票率の低下、そして政治離れが加速していく一方と思うので、ぜひいいアイデアを出して工夫していただきたいと思いますと思うんですけど、どうでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）いろいろご提案ありがとうございます。

投票率向上のためには、やっぱりいろんな取組を本町でもしっかりと研究して、これまでもそうでしたけれども、今後も前向きに、できるものはすぐやるということでの検討を行っていきたくと思っています。よろしくをお願いします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）それでは、4番目の今回の町長選挙での選挙公報の内容の点を何点か教えていただきたいと思っています。

まず、1つ目は、今回の配布漏れというのはありましたでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）配布漏れはございません。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）では、2つ目は、どんな業種の業者を使いましたか。それと何日前から募集をかけたか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）一定、先に用意させてもらった答弁を述べさせていただいていいですか。

（「はい」の声あり）

総務部長（林 利秀君）すみません。先にちょっと言います。

今回の町長選挙における選挙公報配布の内容でございます。

今年度4月の統一地方選挙における町議会議員選挙の選挙公報配布との違いで申しますと、まず、委託業者の選定につきましては、指名願登録業者のうち岸和田市以南で運送業務に登録がある事業者という点は変わりませんが、業務内容として広報配布という登録事業者から、議員よりご助言いただきましたポスティングとして登録がある事業者に変更させていただき、また、業務の仕様書に

において、成果品として配布日や配布従事者名はもとより、ポスティング経路などが記録されるGPSロガーによる履歴の提出に加え、公報配布業務をお願いしたところでございます。

また、委託料につきましては、4月の町議会議員選挙は1部43円、今回の町長選挙におきましては1部37円でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ということは、ごめんなさい、ちょっと早口でおっしゃられたのでとメモが悪かったんですけども、2点目の業者はポスティング業者を使ったという認識でいいんですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）ちょっとゆっくり言います。広報配布という登録業者からポスティングとして登録がある事業者ということで、変更させていただきました。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）それは1者ですか、2者ですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）登録業者としては2者ございました。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）2者とも結果報告はGPS付きのゼンリンの地図ということですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）そのとおりでございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）その業者の募集は、以前は7日前でしたが、今回は何日前からいたしましたか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）決定するということで、2者あったんですけども実際1者はもう辞退でございましたので、実質町内業者になるんですが、そちらに決まったというところでございます。

お願いしたのは、告示日に印刷業者に入りますので、その次の、曜日で言えば火曜日から土曜日までです。業者自体は木、金ということで配布をしてくれまして、土曜日に予備日ということで契約はしてございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ごめんなさい。僕の言い方がちょっとおかしかったのかもしれないんですけども、このポスティング業者と契約というか、それが何日前にしたのかというのを聞いているんです。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）すみません、契約日については後ほどまた答弁させていただきます。今持っている資料の中にはないので、すみません。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）分かりました。

そしたら、もう一回重ねますけれども、1枚当たりの単価と全世帯の金額は幾らでしたか、もう一回教えてもらえますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）1枚当たりは37円、それと全体でいいますと、73万1,949円でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）73万……。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）もう一度申し上げます。731949、税込みでございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）これやったら、参院選のときの64万円よりか値段が上がっていますよね。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）このときはシルバーに委託でございましたので、シルバー自体は他市町村でもそうですけども単価自体が平均安くて、22円なんです。プラス職員が出ましたので全体としては少し低いというところで、要はシルバーでしたら配るだけですので、今申し上げたGPSロガーであったりとか、その辺の実績というのはついてきませんので、単価としては少し安めというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）それやったら、シルバーに漏れがなかったらシルバーを使ったほうがいいんじゃないですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）実は、今回もそういうことでお願いはしたんですけども、やはり参議院のときでも職員が一緒になって配ったということもあって、全て配ってはいただけなくて、人手の関係です。それに加えて、町長選も無理ですかというお話はさせていただいたんですが、1回経験を夏にされて、冬はもうとてもじゃないけれどできませんということで、お断りをされました。

すみません、加えて、先ほどの契約日ですけども、11月12日でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）11月12日ということは何日前になるんですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）選挙が1月19日ですから、約2か月前ということになります。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）分かりました。

ちょっと僕、合計金額が上がったのはちょっと納得があまりいけないんですけど、これやったら一番最初の運送会社の方のときとあまり変わらないんじゃないですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）以前の単価表も持っておりますので、やはり時期的なもので、町長選というのは本町しかやっておりますし、統一選になるとほかの市町村もやっているというような状況で、単価も上下するような事情はございます。

一つ、統一地方選挙のときの単価を申し上げますと、大阪府知事選でしたら38円です。府議選ですと35円、町議選ですと43円と、先ほども言いましたけれども、そういったところで推移はしてございます。ですので、選挙の時期とかタイミングであったりとか、そういったところで上下はしますので、今後、やはり確実に配るというのが大事なことでございますので、議員からもご提案いただきました業者につきましては、GPSロガーを踏まえた一覧表もしっかりとつけていただいております。私どもも机上で確実に配られているという状況がもう一目瞭然でございますので、そういったところでよろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）分かりました。そしたら、次の3番にまいりたいと思います。

成人式についてですけど、令和2年の成人式を総括したらどのように思っておられますか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、3点目、成人式についての1つ目の令和2年の成人式の総括についてのご質問についてお答えいたします。

今年の成人式は、令和2年1月12日の日曜日に開催し、心配された天候も幸い小雨にとどまり、対象者519人のうち385人の新成人のご参加をいただき、多数の保護者の皆様に加え、議員各位をはじめ来賓の方々にも多数参列を賜り、各地で例年報道されるような騒ぎ・混乱もなく、晴れやかな雰囲気の中でおおむね無事終了したところですが、一部、式の進行において不手際を生じさせたところではあります。

成人式の実施に当たっては、従来より、町広報紙により新成人からのアイデアを募集しているところでございます。令和2年実施分については残念ながら応募がありませんでしたので、事務局において企画を行い、令和元年5月にくまもり親善大使、くまもりスポーツ大使を委嘱させていただいたFC東京所属の室屋 成選手から新成人に対するビデオメッセージを頂くとともに、同じく、くまもりPR大使であるヒナタユウさんに音楽ライブをお願いし、成人式に華を添えていただくべく立案し、準備いたしました。

この準備に当たり、音楽ライブに係る音響設備の協力者の方から、当日の音響一式とともにビデオメッセージの映像設備も含めた準備協力の提案をいただき、会場設営、配置の諸事情を勘案した上で当該協力をお願いしたところではあります。しかしながら、式にたくさんの方がご来場された影響により、映像を受信する電波が混線した等の原因により、ビデオメッセージのうち音声は会場に流れたものの、映像が鮮明に映らないなど、会場の皆様には不十分な形でのお届けとなりました。新成人の門出をお祝いする晴れの日にごこうした事態を招いたという点につきまして、参加されていた新成人並びに保護者の皆様、ご協力いただいた両大使をはじめ関係各位に対し、誠に申し訳なく感じております。

なお、投影されていた両大使の映像につきましては、改めて閲覧いただけるよう、現在、町ホームページで公開いたしております。

今後につきましても、引き続き新成人からのアイデアを募集し、自らが企画し思い出に残る成人式を作っていくことを基本としながら、教育委員会として今回のこのようなことがないよう責任を持って執り行ってまいりたい決意でおりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） 新成人のアイデアというのは何月頃に募集しているんですか。

議長（矢野正憲君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） 例年、9月広報を通じて募集をかけているところでございます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） それは、新成人が舞台に出て何かしたりとかというような感じですか。僕、成人式に20数年ぶりに行ったので、なかなかそこまで、途中の経過が分からないので教えてもらえますか。

議長（矢野正憲君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） 基本的には、成人式につきましては皆さんご承知おきのとおり、ご来賓の皆様からのお言葉を頂戴するなど、それと記念写真の撮影というものが大きな内容になるんですが、そのほかの部分のいわゆる町が今回やりましたビデオメッセージ等の部分、アトラクション的な、記念に残るようなアイデアづくりということで新成人の方から応募いただいているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） 理事からもさっき説明、謝罪等ありましたけれど、なぜこういうことを尋ねるかというのは、一生に1回の成人式に参列された親御さんから数名、僕のほうに苦情がありまして、ここからは実際に僕が言われた言葉でちょっと説明します。おじいちゃん、おばあちゃんも孫の晴れ姿を見に参列しに行ったのに、あれ途中で休憩が30分ありましたでしょうか、室屋 成さんと挨拶の間は。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）1部として、式典の最後にビデオメッセージとPR大使の歌の予定をしておりますが、ただ、先ほど申し上げたとおり映像が映らなかったんですが、その間、協力をお願いしていた方が設備機器をいろいろと操作されて、それが私も後で見ましたんですが、5分から10分近くその間、映像、音が出るまでも時間かかったという状況でございます、恐らく参加された方は、そこを何か休憩のように誤解なされたのかもしれないです。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）誓いの言葉からビデオメッセージの間に休憩はなかったということですか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）休憩という形での案内もさせていただいておりませんし、お待ちいただいたという状況でございました。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）誓いの言葉以降のことで、室屋スポーツ大使のビデオメッセージも全く映ってなく、後ろの席では周りもざわざわして、もう映像が映っていないもので、誰やあれと。声しか聞こえていないので、式次第を見てもらっても、ビデオメッセージ、スポーツ大使室屋 成しか書いていないので、サッカーを知らない人にとっては誰がメッセージをしてくれているのか全く理解できひんかったと。熊取町のテーマソングを歌っている方も誰か分からず、何のためにあれを歌っていたのかも理解できひんかった。そもそも100インチの、両サイドにテレビモニターを置いていましたよね。あれで後ろまで見えるわけないやろうと。もっと一生に一度のことやから行政としてちゃんとしてくれへんかというのが、率直に僕がきつく怒られました、正直に。

藤原町長も、あんなことやらんやったらもうやらんほうがよかったと僕はお聞きしましたが、僕、個人的にも同じ思いでした。そして、室屋 成さんにも失礼だし、PR大使ヒナタさんの「帰ろう歌」も、苦勞して作られたPVと歌を同時に流さなければ何を歌っているかが分からないんですよ、あれは。そやから、参列された方には全然何の歌かが分からない。正直、僕たち議員とか理事者の方は、室屋 成さんもそうですし、大使の方を知っていますよね。知っているから分かる話で、サッカーを知らない人、PR大使のヒナタさんを知らない人が何のメッセージをくれて何を歌っているかというのは、もうぼけっと聞いているだけで過ごしていたところがあったのをすごく不愉快に思われているんです。

先ほど言っておられた音響に来ていただいていた栗瀬さんに映像やプロジェクターも全部任せていたと聞いておりますが、本来、映像やプロジェクターは熊取町の職員の方がすることではなかったんでしょうか。あくまでも●●さんは音響に来ていただいている方なので、そこは別にしなければ、また責任問題がどっちに行くかという話にもなりますよね、今回みたいに。その辺はどういうふうに考えていますか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）今回の件につきまして、議員にもお叱りのお言葉が届いたということで、この点については改めて申し訳なく思っております。

参加されていた方が何をしているか分からなかったという点につきましてなんですが、その点については、結果的には何をやっているのか分からなかったということではございますが、進行するに当たって会場の中でアナウンスをお願いする中で、PR大使、それからスポーツ大使の方のご紹介、それから、これからビデオメッセージをすることのご案内、それからPR大使ご本人からも、歌う前にはどういう意図で今回このメッセージをなさっていただくのかということはお伝えさせていただいていたように我々は思っておったんですが、結果的に参加されていた方に伝わっていないということは、先ほど申し上げた間があったりとか、そういうことで会に集中できていなかったということが原因になっているのかというのは思います。この点は本当に申し訳なく思います。

あと、もう一点、●●さんというお名前をお出しいただきましたけれど、その方に対して音声ならず映像までお願いしたということにつきましてなんですが、先ほど私どもも、当初この件について企画して調整を進めていく中では、PR大使の方の歌を頂戴するに当たって、ひまわりドームの音響というものをちょっとやっぱタイムラグが生じたりということについて歌にくいというようなお考えをお持ちでして、協力者の方から音響については協力いただくので、そういう形でしたという申出をいただいて、それについては我々も願う以上、それを受け入れて進めてきたということがございました。

そうした中で、併せてPR大使の方が、議員もおっしゃっていただいたPVを会場で一緒に流したいというご要望も併せて、詰めていく中で出てまいりました。そしたら、PVを流すに当たってスクリーンも使いますし、同時に我々もFC東京の室屋スポーツ大使のビデオメッセージを流すということが同時に進んでおりましたので、その中で、スクリーンのことであると調整していく上で、会場には後ろに大きいスクリーンがございますので、そちらで映そうかという案ももちろんございました。ところがステージ上は、言い訳にはなりますけれども、かなり距離があって、さらに映像の出力上の物理的な問題で非常に薄くなってしまふ、映像の色が。じゃ照明を落とせばということも考えたんですが、照明を落としますと水銀灯の関係で次につくまで10分ぐらい明るくなるまでかかるとか、そういういろんなことを考え合わせた中で、最終的には協力いただいていた方がすごく、いころも～るなんかでもいろんなイベントをかなりされているという方で、しょっちゅう映像のことであったり音響のことについてはイベントの会場で専門的にされているということがありましたので、その方の、これで大丈夫やということをちょっと我々としてはうのみにしてと言ったら非常に言葉は悪いんですが、信頼してお任せして進めていったというところですよ。

現地で当然、前日に我々リハーサルをやらしてもらいました。映像ももちろん見ました。会場、当日あれだけ薄かったんですけども、リハーサルの時点ではもうちょっときっちり映っておりまして、確かにご指摘の画像が小さいという面はありましたけれども、私も一番後ろで座って、室屋スポーツ大使の顔も見えるので、これで先ほど申し上げた大きいスクリーンになると色が薄くなるのか、そういうことも考え合わせて、これでもうやむなしと判断して、オーケー、私のほうでもうこれでいきましょうということ判断したものでございまして、結果的にこれが間違っただけということではございませんでしたら、誠に申し訳なく思います。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1番（田中圭介君） それやったらやっぱり、あの後ろがすごく大きいプロジェクターになりますよね、舞台が。もうそこで僕は照明を落としてやるべきであったんじゃないかと。結局、栗瀬さんと僕も1時間話をさせてもらいました、成人式の後に。そしたら、せっかくあんな機材がそろっているのに、何で照明を落としてやれへんかったのかなというのはあったらしいんです。生涯学習課の方に聞いても、その後、写真撮影があると。でも、10分ぐらいでつくっちゃったら、もう全部最後まで暗いままで、室屋 成さん、ヒナタユウさんのPV、彼女にスポットライト当てて歌わせて、それで一応もう終了しました、10分休憩に入りますの後で写真撮影にいったら、もう全然間違いなく映っていたんじゃないかなと思って、これ、また来年も恐らくアイデア募集がなかったら同じようなことをされるとは思うんですけど、来年のことはどう考えていますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） 議員のおっしゃるとおり、来年は来年、また先ほど答弁で申し上げたとおり、新成人の方、主役の方々がどういう会をしたいかというアイデアを募集するのがまず第一義でございます。

なかった場合には我々のほうで企画をまたいたしますけれども、今回のことはもちろん、もうあってはならないことですから重々配慮はいたします。ただ、やり方、何をするかについても、これはまた一から、このようなことが起こらない、かつ新成人の方にとって記憶に残るような内容につ

いては、慎重に検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そして、この関連で提案したいことがありまして、先日、阪南市の議員の方と一緒にすることがありまして、阪南市の大使の方の話になりまして、阪南市は吉本興業のたむらけんじさんがふるさと大使になられているそうなので、その話をしていたところ、私が「たむらけんじさんをイベントに呼んだらどれぐらいのギャラで来てくれるんですか」と聞いたところ、「いや、そんなもんギャラなんか払ってないで。しかも30分か1時間は立って面白いこと言ってくれるわな。もともと最初の契約時にそういう決まり事をしているから、それはもともと払うこともないし」という答えをもらいまして、阪南市のほうに確認をしたところ、去年の7月、12月、2回イベントに来られて、その両方とも30分から1時間、舞台の上で面白い話をされたそうです。7月と12月、どちらにもギャラはお支払いしていませんという回答はいただきました。

11月のほうは市の主催じゃなく商工会の主催のイベントだったそうで、商工会のほうにも確認したら、商工会もギャラは払っていないということで、本町のPR大使制度も原則無償になっていると思われませんが、ある一定の方に心づけ、お礼という形でお金を渡していると聞きました。そのほかの大使の方は無償でされていると思います。それをどう考えても、ほかの方は無償で一部の方だけ心づけ、お礼を払っているというのに関して、ちょっと不平等に思うんですが、その点、企画の方、どう思われますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）くまとり親善大使制度を所管しております総合政策部、ご指名ということですので、こちらのほうから答弁申し上げますと、現在、こちらの制度のほうですけれども、議員ご指摘のとおり、制度要綱の中では出演に関するものは無償ということで規定してございます。ただし、名刺とかグッズ類、これは行政から提案するとともに、先ほどありましたようにイベントに係る経費、例えば交通費であったりとか、あるいは必要な音響設備、これについては行政のほうから当然用意するという、そういった形で現在運用しているというような形でございます。

今ご指摘のイベントに参加する際に、出演に対して例えば歌を披露したことに対して何万円か、何千円かお支払いするというような、こういったものについては要綱上は出してはいけないということになっておりまして、教育委員会のほうにも確認させていただきました、今回幾ばくかお支払いをさせていただいているんですが、これにつきましても一定、音響に係る経費という名目でお支払いをしているというところでございました。

ただ、議員ご指摘のとおり、個人の出演に対しての対価であったりとか報酬というものにつきましては、今後、全大使の公平性のバランスというんでしょうか、そういったことは非常に大事かと思しますので、制度要綱にのっとりまして、無償でご協力いただくということを基本にいたしまして、出演に対しての報酬は無償やということで、しっかりと市内統一を図ってまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）分かりました。ありがとうございます。そしたら無償でやっていただくようによりしくお願いします。

次にいきたいと思います。

2番、民法改正により、2022年4月から施行される成人の年齢が20歳から18歳になります。本町としては、2023年の成人式はどのように考えておられますか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、2点目の民法改正により、2022年4月から施行される成人年齢引下げに伴う本町の2023年成人式についてのご質問でございますが、現在、対象者、開催時期等を含め各市町村において検討がなされているところであり、現時点において、大阪府下では

5つの市町が従来どおり20歳での実施を行うと聞き及んでおります。また、国においてもこれまでに法務大臣を議長とする成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議が数回開催され、令和2年度以降、各自治体に情報提供を行う旨の公表がなされています。

本町といたしましては、18歳の時点では多くの方が高校生であり、受験や就職など多忙な時期と重なることを考慮し、20歳での実施を基本に据えて、何より、参加していただく皆様にとってよりよい成人式になるよう慎重に検討を図ってまいり所存でありますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ということは、大阪府の5つの市町と変わらず、20歳がもう成人式でいく方向で考えておられるということでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）そのとおりでございます。

我々、情報をいろいろ聞いている中で、確かに18歳という取決めをされたように出ているところもございますけれども、非常に少数で現時点ではあるということもありますし、恐らく、いわゆる過疎地のようなところについては年末年始に帰省したときにちょうどしやすいといったような、そういった事情もいろいろあって、それぞれのやっぱり事情があつての18歳ということなのかなというふうに認識しておりまして、熊取町においては20歳でやるのが妥当であろうかなというふうに現時点では考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）大阪府で5つの市町、それで千葉県の浦安市では、もう2月27日の時点で発表されています。なので、本町もできるだけ早く発表してあげたほうが、成人式に係る人たちもしくは親御さんも、今ごっつい、どうなるんやろうと心配していますので、もう方針が決まっているんやったら早いこと発表していただけるようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）ご指摘の向きは重く捉えながら、先ほど申し上げた国による調査等の結果というものがいずれ公表されるということもございます。この点も十分に考慮するべき条件であろうかと思っておりますので、これも見ながら早く決定してまいりたいというふうに考えます。ご理解よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）よろしく願いいたします。

そしたら、最後になります。4つ目のところですが、第2期藤原町政についてです。

藤原町長、2期目のご当選おめでとうございます。町長のマニフェストでスマートシティなどたくさんマニフェストがあると思われませんが、何か一つだけ具体的に、これはこの4年間で実現、実行しようと考えられていることを細かいところまで教えていただけたらありがたいかなと思います。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）すみません、私のほうから答弁させていただくということで、まずはよろしく願いいたします。

ご質問の今の藤原町政における2期目4年間で実現・実行するご質問について答弁申し上げます。

藤原町長の選挙マニフェスト等で掲げられている項目は全部で40項目でございました。今後、6月以降の議会におきまして政策的な施策と必要な予算を検討していく予定というふうに考えておりますが、議員ご指示のとおり、現時点、とりわけ1点に絞り、方向性が既に定まっている施策をご紹介しますと、先日議員全員協議会でご説明させていただきました公民館・町民会館の整備、こちらをまずは実現してまいりたいと考えております。

さきの議員全員協議会で教育委員会のほうからの説明と重複しますが、細かいところまでのご指示でございますので、ご容赦いただきたいと思っております。

公民館・町民会館は、昭和45年の開館以降約50年が経過している中で、老朽化の進行、バリアフリーに対応できていない、さらに耐震性能不足といった問題があり、早急な対応が必要な施設となっております。

その整備方針ですが、まず町民会館ホールにつきましては、ホールの利用見込みが今後20年間現在と同程度の利用を見込んでいる中で、舞台の拡張等には現在のホールの躯体では構造上、座席を減らすなどの方法しかなく、発展的な利用に支障が出ることから、新築建て替えにて対応するものでございます。

一方、ホール以外の公民館・町民会館部分につきましては、現在の利用率や他の社会教育施設との役割分担の下、現在の施設規模で住民ニーズに十分に対応できていることから、耐震化やバリアフリーへの対応を軸とした改修工事による、いわゆるリニューアルにて対応する予定としております。

今後のスケジュールにつきましては、6月定例会において設計に係る必要な予算を計上の上、事業着手し、町長の現在任期中であります令和5年10月のリニューアルオープンに向け、しっかりと整備を進めてまいります。

以上、現時点、マニフェスト項目のうち方向性が既に定まっている施策につきましてご紹介させていただきましたが、冒頭申し上げましたとおり、その他のマニフェスト項目につきましても方向性が定まり次第、順次適切な時期の議会においてご説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）分かりました。ありがとうございます。

取りあえず公民館・町民会館から力を入れていくということで、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、田中圭介議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時20分まで休憩いたします。

（「15時02分」から「15時20分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、通告に従い質問させていただきます。

今回の私の質問は、大きく2点であります。

1点目は、私たちのシンボリックな施設である熊取図書館の今後の有効活用について、それから2点目は、人口減少時代に突入していく中で、今後どんどんと人口が減少していく本町はどのような政策を通して人口ビジョン達成させていくのかについて、質問させていただきます。

では、1点目の熊取図書館についてご質問いたします。

熊取図書館については、これまでも様々な視点で問題提起をし、そして、その問題をどうやって解決させていくのか、これまでも議論させていただきましたけれども、その一つが図書館の貸出し利用者、こちらがどんどんと減少していき、その中でも若い子育て世代の利用が著しく減少しているという問題が明らかになっております。

私の今回添付させていただきました資料を見ていただきたいと思いますが、表の1を見ていただくと、これは、図書館から毎年提出いただいているデータを私のほうでずっと蓄積していて、平成23年度の実際に貸出しのあった利用者を年齢区分別で表したものの、そして、それと比較する形で平成30年度の利用者の一覧を表したものであります。

見ていただくと分かりますが、平成23年度の利用者がおよそ9,000人であったものが平成30年度には7,600人という形で、23年度と比較して84%になっていると。特に網かけの部分、19歳から40歳の年齢の方々の利用が非常に大きく減少しているということが分かるんですけども、若い19歳から40歳の年齢の人たちに対して、今後の増やしていく取組などについて何かお考えがありましたらご答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、熊取図書館の現状と課題、今後の展望についての1点目、19歳から40歳までの利用者を増やすための取組につきまして答弁申し上げます。

ご質問の平成23年度と平成30年度の年齢別年間有効利用者数の比較を見ますと、19歳から22歳までが平成23年度の280人に対し、30年度が194人で86人減少し、同様に、23歳から30歳までは平成23年度520人、30年度221人で299人の減少、31歳から40歳までは平成23年度1,233人、30年度776人で457人の減少となり、19歳から40歳までの全ての年代で図書や資料を借りた人が減っております。また、全年齢層と比較しても、この年齢層は比較的大きな減少となっております。

こうした現状を踏まえ、この年代の利用促進策でございますが、少しでも図書館を利用いただく機会を増やすため、令和元年度は、小学生の子どもと保護者が親子で参加できる講座や、子育て世代向けに保育つきの講演会などを実施したところです。また、平成31年3月から館内のレイアウトを変更し、学習スペースと新聞などを閲覧するブラウジングコーナーとを入れ替え、学習スペースを奥の中庭側から玄関前に移動したところ、南面の日光によるまぶしさ等の従来位置における問題が解消されたことから、学習スペースの利用者が増え、昨年度より中学生をはじめとする若年層の姿が目につくようになりました。図書や資料の貸出しより、集中して学習できる居場所の一つとして利用されていると思われまます。

今後も、館内のレイアウトを見直したり、子育て世代などターゲットを絞った訴求力の高いサービスについて情報を収集するなどし、検討と改善を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）つい先日、私も図書館にはよく行くんですけども、本当にいつ行ってもきれいというか、居心地のいい環境で、午前中なんかもBGMが今流れていて、子どもの騒音、子どもの声を消してもらえるような、そういう効果のあるBGMなんかも取り入れていただいて、本当に本町が誇れる図書館だなといつ行っても感じます。

平成6年に図書館はオープンしてから、全国的にもいろんな方、自治体が視察に来られて、つい先日も本町のすばらしい図書館を見ていただくというところで群馬県の川場村ですか、村長自らお越しになられて、本町も町長自らお出迎えになられて皆さんを歓迎させていただいたと、そういったような、本当に他市でも先進的に進んでいるすばらしい図書館だなというのは、いつ行っても感じます。

ただ、利用者が少しずつ減少していく中において、若い人たちの世代が著しく、半数近くに減ってしまって、一方で年齢の高いというか、70歳以上の方なんかはもう倍以上に膨れ上がっているというような形で、非常に統計で見ても、どの世代が増えてどの世代が減って、現に今、図書館を利用している人たちの年齢区分というのがはっきり分かるんです。

若い人たちが減った理由というのは、前にもちょっとお話しさせていただいたかも知れないんですけども、やはり本町のあの建物、図書館の建物にあると思うんです。というのは、入ってすぐ左側の児童エリア、子どもたちが本を見るスペースと、それ以外のスペース、一般の人たちのエリア、図書館アンケートを以前取っていただいた中でも、アンケートの中身で要望というか、そういうところもあったんですけども、やはり子どもたちが本を探している間に、当然ながらお母さんと会話したりとかいうような声がうるさくて、一般の人たちの方からうるさいというクレームが

あって怒られてしまうと、当然子どもを連れて行っているお母さんなんかは利用しにくい状況がやっぱり生まれてしまうわけです。だから、それを打ち消す形でBGMなんかも取り入れていただいで、去年なんかのデータと比較すると若干ではありますが微減傾向で収まってはいるんですけども、長年来私たちの熊取図書館というのは、そういうような問題がずっと放置されてきた結果、やはり若い人たちの利用が減ってきているということは往々にしてあるかと私は思いますし、図書館のアンケートの中でもそういった声があったかと思うんです。

お尋ねしたいんですけども、例えば、これから図書館は老朽化していく部分を、建て替えるのではなくて修繕していくというような計画案をこの間の議員全員協議会でもお示しいただいたんです。児童エリアを、子どもたちが気兼ねなく本を読んだりとかお母さんと一緒になって気兼ねなく本を探せるような、例えばもっと防音にできるような工夫であったりとか、あそこは1階平屋というか、構造上2階がないような場所になっているかと思うんですけども、そこを仮に今後増築していくとか、そういったようなことというのはできないんでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）ご指摘の子どものお声について、年配の方からするとうるさいというご指摘等につきましては、今も現状、議員もご存じのとおり、児童エリアと一般図書エリアというのは、ある意味ちょっと奥まって児童エリアというのは分かれておって、私がふだん館で見ると、そこまで子どもの声がうるさくて資料の閲覧に支障になっているような感じはないんですが、もちろんそういうご意見があることについては、例えばもう少しあのエリアについて、今防音というようなご提案もありましたけれども、防音の措置で何か壁等の施工となりますと、これは大変な投資が必要になりますので、そこまで至らずとも、パーティションのようなものの工夫であるとか、子どもが図書を見て選んだりするエリアについてももう少し区切るようなところ、これは非常にデリケートにいろいろと考えるべき内容でありますけれども、できることは常に司書たちも前向きに考えてもらっておりましてやっていきますのと、もちろん構造的、物理的に何か手入れが必要などところについては、今後の先日ご説明申し上げた個別施設計画等々による、あるいは耐震化等における対策の中で、できることについてはできる範囲で考えてまいりたいとは思っております。以上でございます。

3番（浦川佳浩君）今後の計画の中において、ぜひともそういった視点も含めながら、若いお母さんたちが子どもたちと気兼ねなく本を探し楽しめるような、そういう環境というものもぜひ一度検討していただきながら、修繕計画のほうも進めていただきたいなというふうに思います。

次に、子どもが本を読んでいる間、お母さんたちがゆっくりくつろげるような、そういうようなスペースも必要なのかなど。以前の議会でもお示ししたアンケートでも、カフェの利用を望む声であったりとかくつろぐための座席数、席を増やしてほしいというような、そういうようなお声というものもたくさんの住民の方から出ていたかと思えます。

これまでも、図書館内でのカフェの設置、飲食スペースですね。それから座席の増設などについて要望してはいたんですが、これまでは検討していくということで、ある程度前向きなご答弁をいただきながら終わっていたかと思うんですけども、その後、進展というのはどういうふうになっていきますでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）続きまして、2点目の熊取図書館でのカフェの設置、座席の増設等につきまして答弁申し上げます。

令和元年度に実施した利用者アンケートによりますと、今後の図書館に希望することの設問に対する回答として「飲食ができて休憩できるようなスペースが欲しい」や「カフェスペース」などがあり、また、館内にレギュラーコーヒー等の自動販売機などを設置したくつろげるコーナーができたなら利用されますかとの質問を設けたところ、「利用する」と回答した人が回答者の65%を占めるという結果でした。年代別に見ましても、全ての世代で「利用する」という回答が多く、中でも若

い世代ほど、その割合が高い傾向が見られました。

こうしたアンケート結果や、また、これまで議員からご提案をいただき検討してきた経過を踏まえまして、利用者が館内でコーヒー等を飲みながらくつろげるよう、カップ式ドリップコーヒー専用自動販売機を設置することとしたところです。現在、設置に向けた諸手続を進めるとともに適切な設置場所の検討を行っており、設置に伴う館内のレイアウト変更と併せて、椅子の位置や座席数なども検討してまいります。

また、図書館では、これまで公益的な事業に係るイベント等に対し、屋外スペースの活用として「そとみせ」を行っておりますが、こうした「そとみせ」とは別に、図書館の運営に支障をもたらさないことを前提に、民間の事業者による屋外スペースの活用を認めていくこととし、その試行実施として、熊取町商工会から推薦があった業者に対し行政財産の使用許可を行ったところです。令和2年3月から週に1、2回程度、図書館の駐車場と玄関に至るインターロッキング通路の一部でキッチンカーによるカフェ営業を試行で行い、本格実施に向けた効果・影響の検証を行ってまいります。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。令和2年3月から試験的に週に1、2回、屋外スペースを使ってキッチンカーを導入すると。屋外スペースにあるキッチンカーで買ったコーヒーを、蓋つきのものを持って館内に入れるようになる、そういう認識でよかったですでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）おっしゃるとおりでありますのと、また、外のスペースにおきましてもテラス的な、もともと図書館で持っております外で使えるようなテーブルと椅子もございます。「そとみせ」で使っているような設備もございますので、そういった活用も含めて、おっしゃるとおり、中でカップつきのものについては飲んでいただけるような形での営業を進めていく予定でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これは試験的ということなので、それが支障なくいった場合に、館内で今度はドリップ式の全自動コーヒーマシンみたいなものを置いていくというのも検討していくという流れでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）もう「そとみせ」じゃない屋外の利用については、申し上げたとおり許可を与えておりまして、3月から本来であれば金曜日、土曜日の2日の予定で、皆さんご存じかもしれませんが、ひまわりドームでも営業しております織の花。に許可を与えて、試行という形ではありますが、キッチンカーによるカフェ営業を進める予定でした。ところが、ご承知おきのとおり、コロナウイルスの関係で図書館につきましても閉館ということでございまして、残念ながら、まだその営業はできていない状況ではございます。

それと、ドリップ式の自動販売機につきましては、基本的には令和2年度から置くことを前提に、ただ、業者の選定等々の手続が、これは新年度以降の事務手続になりますので、当初からというよりは数か月後に手続が進んで、準備ができて以降設置してご利用いただくという形で考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）織の花。とは別で自動販売機を館内に入れるということによかったですか。じゃ、その2つでコーヒーを買えるところがあって、進めていくと。織の花に関しては、週に1、2回、金曜日と土曜日にもう既に許可も出しているということなので、コロナの件が終息すれば進めていきますよと。館内でも自動販売機のコーヒーが、限られたスペースで飲めるようになりますと。

そのときに、コーヒーも今お伺いして非常にありがたいなというふうに思うんですけども、例えば、先ほど芝生コーナーの話が出たかと思うんです。私も前々から学習スペースをこちらの入り口側に持ってきて、芝生コーナーから旧学習コーナーというんですか、窓際の。あの辺一帯を使って、雑誌を見ながらコーヒーを飲む、子どもたちが児童エリアで本を読んでいる間、お母さんたちはそういうコーヒーを飲みながら雑誌を見て自分の時間を楽しんでいただくというような形で、そういう若い人たちの利用を促進してはいかがですかというようなお話も以前からちょっとさせていただく中で、雑誌オーナー制度について今後増やしていくとかというのは検討されていますでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）雑誌オーナー制度につきましては、以前より運用してきているところであって、もとより我々としましてはオーナーがたくさん来ていただければ非常にありがたいことではあるんですが、現時点では配架させていただいているものが現状の状態ということでありまして、この点はオーナーにとっても、こういう雑誌を置いてほしいということについて自分たちのPRも兼ねて雑誌を置いてもらえるということでもありますので、この点、もう少し広くさらに周知、ご理解を深めていただいて、もっと増えていただければなと思っておりますけれども、じゃ新たな何かを始めるかという、そこはちょっとまだ今現状では考えておりません。

それと、外の部分の芝生のスペースですけども、もとより今回、カフェといいますか、コーヒー等を飲むことを認めるに当たっては、あのスペースももちろん頭にあって、あそこにも椅子とかを置いた形でくつろいでいただければと思っておりました、非常に景色もいいところでございます。ただ、雑誌、資料を外に出してカフェを楽しんでいただくということにつきましては、現実にはまだそこまで、資料の持ち出しはちょっと考えておりませんので、司書、職員とも資料等々については検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）雑誌というのは、ほかの文庫とか小説とかと違って、やっぱり期限付というか、毎週のものであったり月刊であったりとかいうような形でどんどん新しくなっていくものなので、私はほかの書籍とはちょっと違う認識を持っているんですけども、さっきのコーヒーの話に戻ると、自動販売機というのが僕の中では、それこそ高速道路のパーキングエリアに何かボタンをピッと押したらカップが下りてきて、濃い口とか薄い目とか砂糖が多いとか、何かそういうのをイメージするんです。今はもっといいというか、おしゃれな感じのものがあればいいかなと。実際にもうありますよね、たくさん。お金を入れて、実際にカップが横にあって自分たちで入れられるようなものもありますし、そこで、今までこの図書館というのは住民と一緒にやってきたというのがすごくあると思うんです。雑誌オーナー制度にしても、要は町内のお店、事業者と図書館とが連携していけば、割とスムーズに雑誌オーナー制度、あっ自分もなろうかなというオーナーは出てくると思うんです。

例えば、添付している資料の裏面を見ていただくと、これは「熊取図書館でお店のPRしませんか」ということで、私も商工会のメンバーに入っていますので、うちの会社宛てにいただいたチラシなんです。これ、幾つかある資料の中でこのチラシが来たんですけども、なかなかこれだけでお店のPRをしようというところというのはちょっと難しいというか、すごく少ないんじゃないのかなというふうに思っているんです。というのは、例えば図書館は15万人も実は来るんですよ。例えば、お店側としても、これを置くことによって自分のお店がどれだけの人に効果があるのかとか、認知してもらえるかというところは絶対見ているはずなんですけれども、例えば15万人来ていますというのを知っている事業者はどれだけいらっしゃるかなと思うんです。

なので、例えば店のPRをしませんかというチラシ一つも、あなたのお店を図書館のところで、このブースでPRすることによってどれぐらいの効果があるとか、そういう後ろの背景まで考えて

チラシというのは企業に送るべきかなというふうにも思いますし、先ほどのコーヒーについても、せっかくここまで皆さんでいろいろと考えていただいて、図書館内でコーヒーを飲めると、住民の皆さんの思いを形に変えていくという意味でコーヒーを飲むようにするというふうに進んでいるわけですから、せっかくであればそのコーヒーも、熊取町にはカフェがたくさんありますよね。SANPOこびりでせっかく町と各お店の事業者がつながってきた、そういうところも活用して、自動販売機をただただ置いて、町民の皆さんからすると同じコーヒーかも分からないですけれども、やはり事業者、熊取町にはたくさんのカフェがあるわけですから、そういったところを公募してそこから豆を仕入れるとか、公募する際に、どういう形であれば若い人たちが来やすいという雰囲気というか、その空間を楽しんでいただけるのか、そういうところも公募の一つの選定基準みたいな形にすれば、より本町と図書館と事業者というのは近くなりますし、そういうところをうまく相談していくことによって、例えば図書館でお店のPRしませんかというところも、あっ15万人も来ているのかなとか、いわゆるそういう事業者を巻き込んで、せっかく今まで図書館は住民の方がつくってこられたというところもありますので、熊取町の事業者も住民の方ですので、その辺のところもぜひ来年度以降考えていただきたいと思うんですが、どうですか。難しいですか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）この時点で、はいやりますということではないんですが、先ほどご説明しましたとおり、屋外スペースについては一定使用許可を出して、民間の事業者のご利用をいただくことになりました。ということは、図書館と継続的に今後、実際の営業活動というものが関わってくることになるわけでございます。図書館としましても、そういった方々の生のお声を丁寧にお聞きして、取り入れられるところは取り入れ、こういったPRの部分でも、実際、今回許可を出した業者もこのPR使ってご自身の営業活動にご利用いただいているんですけれども、この辺もスペースは小さいとはいうものの、使い次第で非常にPR効果も上がるんじゃないかと思えますし、先ほど図書館の利用者数であるとか、どれぐらいのPR効果があるかについてのPRが足りないという部分につきましても、商工会等を通じてPRなんかもアナウンスさせてもらっているんですが、そういったところも、今のご指摘も踏まえて、これだけの効果があるよというところは、ご指摘を踏まえて工夫しながら進めてまいりたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）本当に図書館は何回行っても非常に居心地のいい場所だなと。そこにさらにコーヒーが飲めるスペースが加わる。その芝生コーナーも含めたレイアウト変更などもしていただいて、一層今後増やしていくと。いわゆるくつろげるスペースを今後増やしていくということですよ。ぜひとも、ここまで進んできているわけですので、もう一步踏み込んで事業者と連携し合っていたきたいというのと、くどいようですけども、織の花、はもちろんいいと思うんです。本町にはたくさんのほかにカフェ事業者があって、いろんな形でこちらが決まったのであればそれはそれでいいと思うんですけども、ほかのカフェからすると何でそこなのということにもなりかねませんので、そこら辺は公平性を持ってということをやっていただきたい。

それから、自販機をただ置くということであれば大手の会社の豆を仕入れるという形にもなりますので、そこら辺も町内の事業者、お店にある意味お金を落としていくとか、今後長い目で一緒にやっていくということであれば、そこら辺も含めてぜひともやっていただきたいなというふうに要望したいと思います。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）ちょっとすみません、説明が足らなかったところがございます。

今回、試行という形で商工会を通じてご紹介いただいた方に一旦許可を出しておりますが、試行をもって図書館本来の館の運営等への影響であるとか利用者への反応等も見まして、本格的にやる際には、どなたかというふうに特定するわけじゃなくて、どなたでも、一定の要件の下に許可を出

していくということになります。

その点をご理解いただきたいのと、ドリップ式のコーヒーにつきましても、図書館自体の建物の構造、物理的に例えば水道を引き込むとかとなると、これは大変なことになりますので、一定ちょっとそういったものがなくても置けるとか、制限はある中で検討しているということであって、その中でいろんな選択肢は考慮しながら、よりよい形での利用をしていただけるように検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。今後ぜひ、また前向きにいろいろと、たくさん検討することはあると思うんですけども、お願いしたいと思います。

では、最後の質問なんですけれども、本町のし尿処理について、これまでの説明では泉佐野市、それから田尻町及び清掃施設組合と広域で行うことでずっと協議されてこられたと思うんですけども、今回、その後、移行後の大原衛生公苑を今後どう活用していくのかについてお伺いしたいと思います。

現在の予定では、来年4月頃から大原衛生公苑の取壊しに向けた事務作業が始まると。これ、去年の説明で、もしかしたらその後変わっていたかも分からないんですけども、あれだけ大きな敷地と図書館に隣接しているという立地性を生かした将来設計をどのようにお考えなのかについて、ご答弁お願いします。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）続きまして、3点目の図書館及び図書館に隣接する大原衛生公苑を含めた包括的なビジョンにつきまして答弁申し上げます。

平成30年12月議会でも同様のご質問をいただきましたが、図書館周辺の整備等につきましては、隣接する町立大原衛生公苑が閉鎖を迎えることも視野に入れ、その跡地利用も含め、本町のまちづくりの大きな拠点づくりになるものと捉えており、全庁的に取り組む課題の一つとして検討する必要がありますと考えております。

以上、ご理解、ご協力を賜りますようお願いしまして、答弁いたします。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）確認なんですけれども、来年4月から取壊しに向けた事務作業が開始というふうに去年頂いた資料ではあったかと思うんです。そういう方向で今動いていますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まず、大原衛生公苑なんですけれども、泉佐野市、田尻町の組合のほうに令和3年4月から委託という形で進めさせていただいております。

令和3年3月末まで、要は大原衛生公苑のほうにし尿等の搬入は行います。ただ、処理の委託は4月からなんですけれども、そこにたまっている汚泥等の処理、処分というのがありますので、まだちょっと具体的な月日、そこはまだ見えていないんですけども、恐らく3か月程度はまだ、ですから4、5、6月、その辺りまでは現状のまま、取壊し等についてはそれ以降に検討していく形になるかと思います。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）来年の6月以降も使わなくなって、これ、具体的な活用内容というのはいつ頃発表されるご予定でいますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）撤去後の跡地利用ということで、先ほど住民部長からありましたとおり、一応3月末で閉鎖いたしまして、その後、汚泥等の処理が3か月程度かかると。その後の跡地利用なんですけれども、現時点、役場庁内において方向性の意思統一をまさに今後図っていくという段階でございます。ですから、まだ何月から何にするというような意思統一は図られていないというような、そんな段階でございます。

ただ、議員ご指摘の図書館を中心とした包括的なビジョンにつきましては、町長からも以前からご指示をいただいておりますので、今後、その活用方策をしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、活用によりましては相当な投資的経費も想定されております。さきの議員全員協議会でも公共施設の総合管理計画の個別施設計画でご覧いただきましたとおり、相当な費用が今後かかってくるということでございますので、そういったことで、例えばPFIといったような民間活用も視野に入れまして、財政状況や住民ニーズ、これらもしっかりと見極めながら慎重に、今後、町長の意向も含めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） 財政的なところも非常に大きいですし、敷地もやはり大きくて、ちょうどまちの真ん中付近にあって図書館が隣接しているということもあって、非常に熊取町の起爆剤というか、目玉の一つの施設の活用になっていくかと思っておりますので、できるだけ早急に、具体的な計画ということも一緒に進めさせていただけたらなというふうに思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

平成27年度に策定された熊取町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略が、策定から5年が経過し、令和2年度から向こう5年間の計画が立てられました。そこで、新たに見直された本町の創生総合戦略について質問したいと思います。

添付資料の表の2を見ていただきたいと思います。

こちらは、社人研、国立社会保障・人口問題研究所が2013年に発表した本町の将来の推計総人口、これは2040年まで記載していますけれども、それと、昨年、2019年に発表された本町の推計総人口の比較をグラフ化したものであります。

例えば、20年後の2040年なんかを見ていただくと、当初の予定よりも4,000人悪化した、そういう推計人口が発表されました。2040年の詳細については、表の3で見ていただくと非常に分かりやすいかなというふうに思います。

当初予想されていた人口よりも減少幅がこれだけ拡大した原因は何だというふうに検証されておりますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君） それでは、まず1点目の予想以上に減少幅が拡大した理由につきまして答弁申し上げます。

さきの議員全員協議会の資料でもお示ししましたとおり、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年に発表した2040年における本町の推計人口が3万9,382人に対しまして、平成30年に発表された同2040年における本町の推計人口が3万5,351人となっております。議員ご提供の資料の表2のグラフでもお示しされておりますとおり、約4,000人減少幅が拡大している結果となっております。

推計値の減少幅が拡大した要因でございますが、まず前提といたしまして、社人研推計の基礎となるデータ、こちらは国勢調査の人口ということになります。その前提で、本町の国調人口は、統計が、これは大正9年に始まったんですけれども、大正9年に始まって以降、平成22年まで増加の一途でございました。それが、平成27年の国勢調査におきまして初めて人口が減少に転じたということになりまして、推計人口がさらに悪化したものというふうに分析しております。

その個別要因といたしましては、平成22年までの人口推移において出生者数が死亡者数を上回っているいわゆる自然増の状態でしたが、平成22年度以降は出生数が減少しながら死亡者数が増加し続けまして、とうとう死亡者数が出生数を上回るという自然減の状態というふうになりました。一方、社会増減のほうは、平成22年度以降、転入促進効果も相成りまして増減を繰り返しているといった状況でございます。

以上のことから、本町の推計人口がさらに悪化した要因は、自然増減の減少が主な要因であると

いうふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）というと、この6年の間で、2013年に発表した当時と2019年に発表した当時とで比較した場合に、社人研が想定していた数値よりも、本町においては自然増減が2040年に至っては4,000人見誤ったというか、たくさんの方が亡くなられる、この6年の間で変わったという認識なんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）この件を説明するには社人研推計の方法というのをご理解いただくのが一番早いと思うんですけども、実は社人研推計といいますのが、先ほど申しましたとおり、5つの視点から分析されているんです。5つのデータをコーホート要因法という、要は順番に5つのものがそのまま推移していったらというコーホート法というものを使っておりまして、まず、5つのうち1つが基準人口、これは、ですから一番直近の平成27年の国勢調査の人口を使うと。次は将来生存率といいまして、これは言い換えたら自然増減のことです。将来どれだけの人が生き続けるかということで自然増減、あとは将来の移動率ということで、これは言い換えましたらいわゆる社会増減、どこに転出するかという、この3つが主なものとなるんです。

あと、そこに将来の子どもの女性比率がどれだけあるか、子どもを産む女性が熊取町には将来どんなふうになるのかというデータと、あと将来の0から4歳のいわゆる性別比較ということで、この0から4歳というのは、5年先というのがどれだけいてるかというのが読めませんので、それも予測して入れ込むというような、そういった5つの視点を、コーホート法を使って要は分析するという、そんな形で社人研は推計されているわけなんです。

本町の場合は、まず基準人口、平成22年と27年を比較するんですけども、そのときにおいてまず何が一番大きかったかといいましたら、先ほど言いました基準人口が初めて減少したと、1つ目ですね。これがやはり大きいところです。今まで増加傾向であったものが初めて人口が転じたところ、ここで、社人研推計が3万9,000人であった予想がぐぐっと3万3,000人に近づいた大きな要因の一つでもありますし、それからあと、社会増減と自然増減という2点目、3点目はどうなんだといいましたら、社会増減のほうは何とか増減を繰り返しているというところもありまして、マイナス要因はややあるものの、そんなに大きな要因にはならなかったと思うんですけども、やはり一番大きかったのは、大正9年から平成22年まで増加の一途、右肩上がりであったものが初めて減少になったと。これがやはり社人研としては大きなポイントということで、大きく転じたというところがございます。

熊取町が3万9,000人であったものが4,000人も前回の推計から大きく下がった要因というのは、まず人口が全体的に下がったということと、その要因である自然増減が初めて転じたという、この2点というふうにお考えいただいたら結構かと思います。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）なかなかちょっと僕の頭では理解できないところが非常に多かったんですけども、要するにこれ、2013年に発表したときと2019年に発表したときとで、本町は4,000人の減ということになったわけです。ほかの自治体でも同様に、減っているところもあれば微減で収まっているところもあれば、逆に増えているところもあるというような形で、6年の間でこれだけの差が開いてしまっていて、これは政策的なもので、例えば出生率を上げていくところに成功しているところなんかは上がってきているのかなというふうにも取れるわけなんです。

要するに自治体間で格差がどんどん出てくる、それがさらにこれからどんどん広がっていくことを非常に私は懸念しているんですけども、例えば、人口ビジョンというのはやはりいろんな政策をしていくに当たって根幹をなすデータですよ。本町も平成27年のときにまち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子をいただいて、各それぞれのシティプロモーションの推進から始まって、就労

支援、いろんな事業がK P Iの中で示されているわけですが、これをやっていって、最終的に魅力ある選ばれ続けるまちづくり、子育て世代に希望を与えるまちづくり、活力あふれるまちづくり、これらをやった結果、本町は2040年に4万2,000人を維持するんだというところで、平成27年、2015年に目標設定されて、今回、この間の議員全員協議会でいただいたように、2045年の目標人口3万7,000人にしますと、大きく目標が下げられたわけです。こんなに簡単に目標人口を下げたままにいいのかなというのが、私、今回率直に思ったところなんです。

今までの人口ビジョンを達成する、4万2,000人を維持するために本町はいろんな政策を通してやっていこうというところで決められたものが、社人研の推計値が大きく下がったので本町も目標を下げますと、3万7,000人を維持するようにしましたという、こんなに簡単に人口ビジョンというのは下げたままにいいのかな。これが次の質問にもかかってくるんですけども、人口ビジョン、いわゆる計画値がこれだけ大幅に減少したときに自治体はどういう影響を受けるのか、少なくともいろんな計画が人口ビジョンにひもづけされているにもかかわらず、今回すごく大きな修正を熊取町はされたわけです。

質問を読みますと、2015年に想定していた将来の本町の人口ビジョンが今回大きく下回ったことによって、どのような問題が発生すると考えているか、先にそしたら答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、続きまして2点目の人口減少による問題点につきましてでございますが、まず第一に、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少によって、本町の貴重な自主財源であります住民税が減少するとともに、全体人口減少に伴う地方交付税の減少など、行財政運営に大きな影響を及ぼすこと、これがまず想定されます。

また、生産年齢人口が減少することで地域産業の担い手が減少することによる本町の商工業への影響や、町内の商品・サービスの消費者が減少することによる地域経済への影響、また、まちのにぎわいや活力の低下、あるいは学校などの空き公共施設問題や住宅空き家問題など、様々な問題が想定されるところでございます。

先ほど質問いただきました、簡単にといいますか、こんなにも極端に4万2,000人を3万7,000人とこの5年間で変更することにつきまして、これにつきましては、まち・ひと・しごとの推進委員会におきましても相当な議論を重ねまして、その結果、要は社人研という本町だけではなく全国的に客観的なデータに基づいて熊取町はこの数字になりますという、言わば客観的な数値が与えられるわけなんです。それに対して各自治体がどうするのか、どういう姿勢で取り組むのかという検討に入るわけなんですけれども、熊取町におきましては、前回は2040年のときに3万9,382人を4万2,000人にしようということで、プラス3,000人の目標を立てたわけです。今回につきましては2040年3万5,351人に、先ほど申し上げた要因によりまして減りますと言われたところ、それをそしたらそのまま4万2,000人に置いておくのかという、当然その議論を行いました。それはあまりにも現実離れし過ぎであろうという、やはり目標というのは、背伸びをしたら届くではないんですけども、意気込みも含めて、前回はプラス3,000人というところ、3万9,000人を4万2,000人やったんですけども、今回は3万5,000人を3万9,000人ということで、プラス4,000人ということで、前回よりも逆に言いましたらプラス1,000人増としているというような、そういった観点で捉えていただけたらありがたいかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）社人研のデータがベースとなってくるんで、ある一定仕方がないかなというふうにも思うんですけども、そもそもこの人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのは、地方創生推進交付金、この採択をするためのメニューとしてつくったというところは往々にしてあるかと思うんです。ただ、やはり先ほどの産業振興ビジョンについてもそうですし、いろんなところがこの人口ビジョンからひもづいてきて計画値とされてきているので、やっぱりここがもう本町

の柱になるわけですね。だから、そういう意味では本当にいい意味で社人研の想定値を裏切っていく。熊取町はこうこう思っていたけれど、実は予定よりもちょっと多くなりますねというようなものにやっぱりしていけないといけない。そのためのKPIやと思うんですね。

KPIも、極端な話をすれば、これ、それぞれ皆さん毎年PDCAサイクルを回されてAだCだと評価されていますけれども、もしこれ、向こう5年間全ての部門でAになった場合に、じゃ目標としている最終の矢印、将来の人口展望、ここがクリアされるのかという、そこにもやっぱりつながってくる。じゃ何のためにこれをしているのというふうにもなるわけですね。もちろん交付金を採択するためのツールではあるかも分からないですけども、やはり全てにおいて人口ビジョンというのは、ここからまちづくりはやっぱり始まっているので、ぜひとも次は、いい意味で社人研の期待を裏切っていただきたいなというふうにも思います。

では、最後の質問ですけども、今後どのような施策で人口ビジョンの目標を達成させていく計画なのかについて答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、最後、3点目の目標人口達成のための施策、計画につきまして答弁申し上げます。

人口減少の要因や人口減少がもたらす問題を踏まえまして、さきの議員全員協議会でご説明申し上げました第2期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、引き続き、3つの基本的視点を継続することとしております。

まず、1点目が、先ほど議員おっしゃられましたとおり、人口流出を抑制し、社会動態の増加を目指すこと、2点目として、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現し、出生数の増加を目指すこと、3点目として、まちの魅力を充実させ、交流・関係人口の増加を目指し、それらを定住人口の増加につなげること、この3点を基本目標に掲げております。

また、具体的な施策としまして、シティプロモーションの推進、地域公共交通の推進、健康・長寿の推進、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援等の推進、児童の基礎的な知識・技能の確実な習得と学力・体力の向上、また住民協働・住民参画の推進などといった全ての施策を一步一步着実に積み重ねて実施することにより、先ほど答弁いたしました若年層、生産年齢人口の確保とともに、熊取町人口ビジョン（令和2年改訂版）における2045年の目標人口である3万7,000人の目標達成につなげてまいりたいというふうに考えております。

つまり、先ほど議員がおっしゃられました、要はこちらのKPI、これだけを達成すれば目標人口が達成できるというものではなくて、今申し上げましたとおり、あらゆる町にある施策、これはもう全て熊取町の魅力、転入促進につながるものというふうに確信しておりますので、それらの全てのここに申し上げた施策、これをしっかりと進めることによって、目標人口3万7,000人に向かって進めてまいりたいというふうに考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。やはり私も先ほど理事がおっしゃった答弁と全く同じ意見なんですけれども、表の3をもう一度見ていただくと、4,000人減った内訳が、やはり25歳から39歳までの方が1,200人減少、40歳から49歳の方が1,000人減少ということで、今回下がった要因の半数以上が、こういう若い人たちであったり40歳から49歳の人たちの減少によって、ここまで大きく人数が減っているというところも見られるかと思うんです。

交流人口、関係人口を増やしていく、そしてそれを転入・定住促進につなげていく、これもまさに全くそうすべきですし、そこに向かって進まないといけないんですけども、交流人口を見た場合に、例えばゆめの森公園、本町は来園者が年間16万人来られます。その16万人のうち、本町の住民が25%と仮定して、75%は他市から来られているわけです。しかも若い人たち、本町が喉から手が出るぐらい欲しい25歳から39歳の人たちが、ほとんどあそこを利用しているわけです。

つい先日も、この日曜日、非常に天気久しぶりによかったんで、私もゆめの森公園はにぎわっ

ているやろうなと思って見に行きました。やはりこの世代の人たちが多く来園されていて、すごく活気があるなというふうに思って、公園自体もすごくすばらしいものですし、前にもちょっとお話しさせていただいたんですけれども、あそこの管理棟の中を見ると、何もないというか殺風景な状態で、あそこを管理棟として置いているのでそうされているのかも分からないんですけれども、置いてあるのはゆめの森公園のチラシだけなんです。すごくもったいないと思うんですね。

本町の交流人口を増やす、公園を目玉として本町は位置づけているはず。確かに、よそからあそこを10万人を超える方が利用しているにもかかわらず、公園だけの利用で終わってしまっているんで、そういう人たちにPRするためにも、例えば本町のいいところをQRコードなんかを貼って紹介PVを例えばあそこの館内で流すとか、そういう利用者の人たちにQRコードを読み取ってもらって、熊取町のいいところとか、これからどんどん転入・定住促進策を今後増やしていくのであれば、そういう紹介していくツールにもぜひ使わんとあかんと思うんです。そういうことはできると思うんですけれども、そういうふうなお考えというのはないでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）あそこの管理棟ということで、まず、あそこは墓苑の管理棟で使わせていただいております。

ただ、今の現行の総合戦略の中では、交流拠点における産業振興というところで、ゆめの森においての地場製品の販売所というのをもともと設けてございました。できたときには、直営のときにも一定そういう取組をさせていただきました。その後、指定管とのやり取りの中でも一定やってきたんですけれども、やはりなかなか売上げが伸びないというところがございました。

一方で、そういった拠点を駅下のほうに移しまして、あそこにもいろいろな物品を置いていくという形を取った中で、実は今回のKPIの設定の目標の中からはその項目は落とさせていただいたというところが、今現状のところでございます。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）経過につきましては、ただいま住民部長が申し上げたとおりということでございます。

ただ、ご提案いただきました視点というんでしょうか、交流人口の増加という視点では、非常に本町を代表するシンボリックな公園でありますので、そこにつきましては住民部、またにぎわい観光協会、その辺りとしっかりと連携しながら、あそこを活用した、またあそこだけではなくて、中家であったりとか長池オアシスであったりとか、そういった拠点同士を結ぶるといったような、点と点を線で結んでいくというような、そういった面に対応していくといった交流人口についても、住民部、観光協会とも共有してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そのときにやっぱり必要になるのが本町が目玉政策ですよね。たくさんの人を増やす施設があっても、結局そこで何を訴えていくのか、熊取町のよさをアピールしていく施策、柱となるものが必要になってくるんで、これ、ちょっと今回残念ながら時間がなくてあれですけれども、今後の転入・定住促進をつなげていくメニュー、そこら辺を早期に考えていただいて、せっかくいい施設があってもアピールする材料がなければ意味がないので、その施策のところももうちょっと含めていただいて、ぜひともお願いしたいなというふうに思います。

以上で終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、浦川議員の質問を終わります。

次に、二見議員。

9番（二見裕子君）それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして本日最後の一般質問をさせていただきます。

1点目のGIGAスクール構想の実現につきましては、坂上昌史議員のほうからも質問がありま

したが、私のほうからも少し併せて質問させていただきます。

昨年12月、文部科学省はGIGAスクール構想として、学校ICT環境の抜本的な改善と、ICTを国家的に活用した多様な子どもたちを誰一人残すことのない、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びの実現を目指していくことを打ち出しました。

また、昨年の6月には学校教育の情報化の推進に関する法律が成立し、国や自治体が学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的、計画的に策定、実施する責務が明確化されています。

今や、仕事だけでなく、日常生活を含めて社会のあらゆる場所でICTの活用は当たり前のものとなっています。これからの時代を生きていく子どもたちにとって、ICTは切っても切り離せないものであることは論をまちません。

今年4月より小学校から順次全面実施となる新しい学習指導要領でも、情報活用能力を学校の基盤となる資質・能力とされています。ICTを適切に使いこなす力は、今や読み書きそろばんと同じ位置づけと言えます。

熊取町では、黒板とチョークによる教師が中心となった授業ではありますが、ICTを効果的に使い、学びの中心が子どもたちへとようになっていくことにより、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたちの学びへの興味、関心を高めることや、主体的、対話的で深い学び、アクティブラーニングにつながるなど、一人一人の理解度や興味、関心に応じた学びを受けられるようになります。熊取町の子どもたちが、予測不可能な未来社会を自立して生き、これからの地域や社会の作り手となっていくには、学校のICT化は必須であると思います。

それでは、1点目、国は子どもたち1人1台のコンピューター端末の整備を目指しているが、熊取町では現在どの程度整備をされているでしょうか、お願いします。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）GIGAスクール構想の実現についてのご質問に関し、答弁させていただきます。

1点目の熊取町における児童・生徒向けのコンピューター端末の整備状況でございますが、現在、各校のコンピュータールームに小学校については1校20台、中学校については1校40台を配置しております。これについて、令和2年度からタブレット型の端末を導入するとともに、小学校の配置台数を1校20台から40台に拡充する内容で、機器の更新作業を現在進めておるところでございます。更新後は小・中学校共に1校40台の配置となり、小・中学校全体では320台の配備台数での運用となります。

この場合の端末1台当たりの人数でございますが、昨年5月1日現在の小学1年生から中学3年生までの全児童・生徒数3,770人を機器配備の教育用端末39台を加えた端末台数359台で割り戻しますと、1台当たり10.5人となるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。昨年の3月時点で全国平均は5.4人に1台ということですので、熊取町としては少し遅れているのかなというふうに思います。今後、これからどんどんと整備をされていくということですが、2点目にいきます。

国は、令和5年度までに小・中学校の全学年で1人1台環境の実現を目指している。熊取町としても早急に整備を加速化していく必要があるが、どのようにして1人1台を実現する計画でしょうか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）2点目の昨年12月に文部科学省から提唱されましたGIGAスクール構想を受け、1人1台を実現していく本町の計画についてのご質問でございます。

国が当該構想において示すロードマップでは、令和2年度から令和5年度までの4年間で財源措置を行いながら、順次各自自治体での整備を支援するスキームとしており、本町といたしましても、

この枠組みでの計画に即して令和5年度までに整備を完了したいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。ロードマップを私も見ていたわけなんですけど、それでいきますと、今1年生から3年生の子どもについては、1人1台になるまで2年間待つことになるのかなというふうに思うんですけども、そうなった場合、コンピューター室での採用なのかなというふうに思うんですが、そこら辺はどんなふうにお考えですか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）坂上昌史議員の一般質問でご答弁させていただきましたように、具体的には、令和2年度から5年度までで小・中学校の学年に分けて合計3,770台を整備する。令和2年度は小学校5年、6年、中1で1,268台、令和3年度が中学校2年、3年で883台、令和4年度が小学校3年、4年で832台、令和5年度が小学校1年、2年生を対象に787台、今こういった計画で進めると。ちなみに国のほうからは、全ての台数ではなくて、もう一般財源化されておるとい、要はもう交付税措置されているという意味で3分の1は除外して、全体の3分の2について1台当たり4万5,000円の補助を受けるような、そういったスキームの中での整備となります。

あと、今申し上げましたように、最終令和5年度と、ただ、5年度に整備したら6年度からという、かなり小・中学校の学年でそういったリテラシーの向上のための学習授業が遅れると。そういった意味で、町としてはうまくというんですか、令和元年度にコンピューター教室の整備をしておりました。折しも令和2年度から小学校で本格的なプログラミング教育も始まりますので、その受皿としての今回のコンピューター教室の整備でうまく学習あるいは授業のほうは進めていけると、そういった考え方でおりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。うまくコンピューターを40台にしたということは、すごくよかったのかなというふうに思います。

1年生、2年生、3年生は、1人1台の端末が来るまではやはり2年待つ形になるんですか。今、これから1年生になる人、2年生になる人、3年生になる人、年数を追って整備されていくということなので、1人1台というのを待つ間というのがちょっと差ができるのかなというのすごく懸念されます。熊取町は1台で、先ほどもおっしゃいましたけれど10.5人ということで、やはり少ない台数でということになりますので、その辺、先生方も考えて授業もされるかなというふうに思うんですが、よろしくおっしゃりたいなというふうに思っております。

次に、3点目、学校の通信ネットワークの整備については、国の令和元年度補正予算において全国の全ての学校での所要額が計上されており、今回限りの補助と聞いている。今回の補助を活用しないと熊取町が全額を負担して整備しなければならず、一刻も早く対応すべきと考えるが、今後どのように計画をしていくのでしょうかということで、3月の追加予算で入れていただくというふうにおっしゃっていましたが、その辺よろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）次に、3点目の学校の通信ネットワークの整備につきましては、二見議員のご指摘のとおり、今般、国の令和元年度補正予算として、全国全ての小・中学校での整備を可能とする補助金を措置したところであり、今回限りのものと認識しております。

本町といたしましては、補助率2分の1である当該補助金を積極的に活用し、先ほどの児童・生徒1人1台の運用の前提となる高速大容量の通信ネットワークの構築として校内LANの整備を行いたいと考えており、関連予算については、ご指摘のとおり本定例会での追加補正予算として上程させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。それもしっかりと予算のほうで組んでいただいているということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、4番目です。

教師がICTを効果的に活用できるためにどのように取り組んでいくのでしょうかということ、お願ひします。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、続いてご質問の4つ目、教師がICTを効果的に活用できるための取組についてご答弁申し上げます。

小学校において2020年度から、中学校においては2021年度から全面実施される新学習指導要領では、情報活用能力は言語能力と同様に学習の基盤となる資質・能力と位置づけられ、ICTを活用した学習活動の充実が明記されております。

教育委員会といたしましては、文部科学省から示されている「教育の情報化に関する手引」の周知や、大阪府教育長より示されているカリキュラム案等の情報提供を行うとともに、情報教育担当者会議を開催し、各校の情報教育計画の検討や情報共有を行ってきたところでございます。

また、令和2年度に小・中学校のコンピューター教室でタブレット型端末を導入し運用を開始しますが、それらを実際に用いた研修等を実施し、将来子ども1人1台の端末環境になった場合も踏まえ、教員が操作に習熟することで授業での積極的な活用を促してまいりたいと考えております。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。今年の4月から、子どもたちが手に取る教科書にQRコードが貼られるみたいなこともなっているということで、ICTの活用が前提となることかなというふうに思うんですけども、学校の先生も本当に多忙で、まずICTが定着するまで、いろんな作業であったりとか業務量が増えるのかなというふうに思うんです。国としても、4校に1人分、地方財政措置の対応としてICT支援員の配置の手続ということで出されているかなと思うんですが、その辺はどんなようにお考えですか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）国のほうは4校に1人というふうに目安として示されている、ご指摘のとおりです。

ちなみに、今回のコンピューター教室の整備で導入の業者とは、これはもう延べですけども、60日分程度の支援員というか支援業務といいますか、それは入れておきまして、まずはコンピューター教室の習熟のために、そういった支援員の配置はもう決まっておるといいますか、配置を予定しております。

ただ、それ以降の分は、できれば令和2年度に先ほど申し上げたように小学校5、6年生、中1と入りますので、3年度から2名を、これもやはり実施計画、全体的な財政的な、まだこれから6月補正に向けて内部で調整するところです。やはり国の指針等にございますように、小・中学校8校ございますので、2名程度の配置を今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）今、コンピューター教室に延べ60日分の支援員が入るといふことです。これは1人ですか、何人ですか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）1人対応になるか、今回、富士電機の関連会社ですが、富士電機ITソリューション株式会社のほうと今、導入の契約をしておきまして、いつときになれば複数名でと。1日大体9時から5時という目安で1人ということ、60日分をどこにどう配置するかというのは、今後、学校現場と導入業者と調整しながら、集中してやるのがいいのか、週に1回とかちょっと時を置いてやるのがいいのか、ここはまだ今後調整していくようにと。いずれにしても、支援の日数分とい

いますか、量は決まっておりますので、この範囲で対応したいと考えています。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。60日分をいろんな学校に行っていただくという考えということですね。1名、2名で行ってもらって、回ってもらおうという感じの考え方ということですね。分かりました。支援員ということもしっかりとやってもらったほうが先生方も助かるのかなというふうに思いますので、国からの財政措置の出されている分をしっかりと活用されながら、していただきたいなというふうに思います。

また、ICTの効果的な活用によって、今も先生は本当に子どもたちと向き合っているかとは思いますが、その時間がこれまで以上に増えて、先生自身の本来の業務ができるような方向にもなるかなというふうに思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

5点目、情報モラル教育の充実や有害情報対策にどのように取り組むかということですが、この辺はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、ご質問の5つ目、情報モラル教育の充実や有害情報対策などの取組についてでございますが、各学校においては従前より、授業での指導や、少年サポートセンターや企業等から外部講師を招聘して、情報モラルやスマートフォン等の利用に関する危険性の啓発、正しい使い方についての指導を行う等、取組を進めてまいりました。今後とも、各校の情報教育計画の下、情報モラルや情報セキュリティについての学習について、道徳等の教科とも関連づけながら継続的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）今までも学校でしっかりと、来ていただいてやっていただいたかなというふうに思うんですが、今後、ICTの活用状況というのは、今まで勉強で使うというよりは、子どもたちは学校外でネットをやったりとか、何かゲームやったりとかというのがOECDの平均よりも高いというような現状である中で、やっぱり学校の中で使わせることによって、これが情報のモラルの教育にもまたなってくるのかなというふうに思います。保護者とか、また学校、地域全体でしっかりと見守りながら、情報モラルの教育というのも進めていっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次にいきます。

6点目、特別支援教育におけるICT活用についてどのように取り組んでいるかということで聞きます。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、ご質問の6つ目、特別支援教育におけるICT活用についてでございますが、現在、支援学級におきましては、デイジー教科書を活用した学習支援や、コンピューター教室においてインターネットを活用して学習を行っているところです。支援学級に無線ネットワーク環境と、児童・生徒に個別の端末が整備されれば、慣れ親しんだ教室で学習の動画を視聴したり、ブラウザ上で特別支援教育のコンテンツ等を活用して、文字や数の学習を個人のペースに合わせて行ったり、録画した学習映像を繰り返し視聴して学習したりする等、より一人一人の教育的ニーズに応じた活用が見込まれるところでございます。

また、近隣の支援学校との連携や国立特別支援教育総合研究所の特別支援教育におけるICT活用事例等を参照しながら、具体的な活用事例について研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご高配をお願ひし、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ご存じのとおり、今年の4月から新しい学習指導要領に基づく教科書が小学校からスタートしますが、それに先立ち、デイジー教科書などデジタル教科書の読み書きに困難を抱えている子どもたちが、学校で必要に応じて使用できる法改正を行い、昨年4月から施行されて

いるかなというふうに思います。

でも、小学校における支援学級の子どもについては、ここら辺のところはなかなかどのように進められているのかなというふうなのが不安やなというふうに思ったんですけども、このような子ども、普通教室の子どもでなくてもしっかりと1人1台という部分のパソコン、タブレットというのを優先して提供していただきたいなというふうに思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）子どもたち1人に1台ずつのパソコンが準備されることになりますと、当然ながら、我々パソコンの活用と考えたときに、非常に難しく物事を考えてしまいがちなんです。でも、実際に教育長あるいは指導主事等がいろんな先進地域の視察ももう既にさせていただいて、具体的にどんな授業をしているのかと見ると、結局パソコンをノート代わりに使ったりとか、子どもたちの書いた内容を画面に映して、みんなでシェアするというか、みんなで見るのができたりというような、いわゆるすごく難しい使い方ということよりも、日頃ノートとして使ったりとか、あるいは映像を資料として使ったりというような、言うたらそんなに難しく考えない、いわゆる使いやすい方法で取組を進めていっているということが、実際に見てよく分かってきました。

ですから、いわゆる支援学級の子どもたちにとっても、個に応じた活用の仕方というのをしっかりと考えていきながら、子どものそれぞれの特性、例えば映像を見たほうが理解しやすい子には映像をしっかりと使いながら授業するとか、その辺りは個に応じた教育を進めていけたらいいかなというふうに我々のほうでは思っているところでございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）そうした場合、学年ごとに整備をされていくわけで、他学年、いろんな学年の子たちがいる支援学級において、その時期が来ないと頂けないというふうになると、やはりなかなか難しいのかな。逆に、優先的にという言い方はちょっとあれなのかもしれないですけども、支援学級にタブレットが配置できる、パソコンが配置できるというような形はお考えではないですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）支援学級の子どもたちのパソコンに関しては、コンピュータールームにパソコンを今年配備したということなんですけど、それは持ち運びのできるタブレット型のものを準備させていただいています。Wi-Fiの環境ができると、それを1台持って行って、それを教室で使ってということもできるような形も考えています。つまり、班でグループ学習をしたりとか、持ち運んで学校の校庭で使ったりとかということも全ていろんなことを考えた上でしておりますので、そういったもの等も活用する、あるいは教育用のパソコン等も実際に今、授業で活用したりもしていますので、その辺りは、1人1台になるまでの間も当然しっかりと活用できるような形では進めていきたいと、基本的には考えております。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。タブレットがパソコン教室に入っているならば問題ないかなというふうに思います。一番、多分、目で見て学習をしたい子どもたちが支援教育の子どもたちかなというふうに思いますので、またよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次の項目にいきます。ひきこもりの支援についてお伺いをいたします。

昨年の12月の議会でも少し取り上げさせていただきましたが、厚生労働省からのひきこもり相談窓口の明確化と周知についてということで、満40歳から64歳までの広義のひきこもり状態にある者が約61万人に上り、ひきこもり支援を推進するためには、身近に相談できる場所を明確化した上で、ひきこもり状態にある方やその家族に対する周知、広報を徹底する必要があり、身近な公的機関においてひきこもりに関する相談ができることや、相談窓口がどこであるかを明示することで、容易に相談できるよう環境整備を行うことが、厚生労働省から10月に通達をされています。

熊取町としても、相談窓口を明示する必要があると考えますが、その辺、1番のひきこもりの方の相談支援としての窓口はありますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問のひきこもり支援についてご答弁申し上げます。

1点目のひきこもりの方の相談支援についての窓口につきましては、議員ご指摘の12月議会でもご答弁いたしました地域共生社会の構築に向けたいかなる相談も断らない総合的な支援体制として設置いたしておりますコミュニティソーシャルワーカー、CSWが地域福祉全般の一元的な相談窓口となり、相談をお伺いし、医療的な相談や家族教室であれば大阪府泉佐野保健所、ご家族様向けの研修や支援方法の相談などであれば大阪府ひきこもり地域支援センター、そして就労相談であれば大阪府から受託しております大阪府社会福祉協議会のは一と・ほっと相談室など、必要に応じて専門機関へつないでおるといふ、そういう状況でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）前回も生活困窮、は一と・ほっと相談というのが、ひきこもり支援の窓口となるかなというふうなお話もあったんですけども、今回、ちょっと資料をつけさせていただいたんですが、和歌山県の田辺市では、ひきこもり相談の窓口ということで平成13年3月から開設して、保健師1名専任で毎年相談実績、また支援の報告をまとめてホームページにアップされていて、何十ページにも及ぶ毎年の内容が載っているんです。実件数としては40件から60件、延べの相談件数というのが300件から500件というようなことで、すごくいい施策をされているなというふうに見たんです。

今、小学校、中学校で不登校の生徒の方というのは何人かいらっしゃって、そこら辺は町でも把握をして、不登校の方に対応していただいているかなと思うんです。高校になって、また成人になると、その状況の把握というのがやはりなかなか進みにくいのではないかなということも思ったときに、やはり目に見える相談窓口があるよというものの明確化というのは必要じゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）2点目、3点目、あるいは4点目のご質問とも関連するんですけども、まずは相談窓口の明確化という話でございます。

相談を受ければどこが相談の主体になるか、これは明確に本町もいたしております。そういった意味で、国のほうの調査もございますけれども、本町は相談窓口の明確化がなされておるといふ認定はされてございます。そういった意味で、どんな相談を受けても、それが必ずひきこもりということに関連するのであれば、そういった相談を一手に引き受けて、そしてそれに関連する専門のところにおつなぎして、さらにその相談を広げさせていただいているというような状況でございます。

ですので、今ご指摘の相談窓口の表示、これにつきましては、ご指摘のとおり、なかなかちょっとひきこもり窓口はここですという表示はしづらいものがございます。ホームページ等で、例えば福祉総合の相談をしております、括弧書き等でひきこもり相談も承っておりますというような一文を入れるようなことを今検討しておるといふような状況でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）資料の相談窓口の説明に載っているんですが、「一人または家族だけでなやんでいませんか？ご近所にひきこもり状態にあるお子さんがいませんか？」という問いかけの下、「『ひきこもり』とは、6か月以上自宅にひきこもって社会参加をしない状態が続いており、精神障害が第一の原因とは考えにくいものと定義されています。多くは不登校から長期化したものです。20代から30代に至っても、ほとんど外出もしないで昼夜逆転した生活をしていたり、家族をも避けて自室に閉じ籠もった状態が続いていたり、コンビニなどには出かけるけれども、他者との関わりをほとんどもっていない状態が続いていたりしています。世間体や家族関係の悪化などからこじれやすく、家庭内暴力や対人恐怖症状などの精神症状を示すこともあります。こうした状態が一層ひきこ

もり状態を長びかせます。慢性化したひきこもり状態から抜け出すためには、第三者の関わりが必要です。家族だけで抱え込まないで、その対応について一緒に考えてみませんか。ご本人からも相談もお待ちしています。気軽に「ご相談ください」と、このような文章が、窓口があるからというところであるのかもしれないですけども、すごく分かりやすい文章で、みんなで考えていきましょうというふうに言っていたら、たとえ電話であっても話をできるのかなと。

なかなか、今高齢で8050という問題もありますが、高齢の方で、子どもが家にずっといてる。でも、自分の好きなときには外に行って買物行ったりして帰ってくる、でもなかなか就労もしていないというところの方がやっぱり多く、私たちもご相談をいただいたりするんですが、そうなった場合、まずは相談できる窓口の定義というんですか、それを示すことによって、ちょっと一回言ってみようかな、聞いてもらおうかなというところにもつながるのかなというふうに思いますので、ぜひ、先ほど言われていましたように、相談窓口の内容の中に受けられますよということも書いていただければ、もっと相談しやすくなるのかなというふうに思うんです。その辺はどうですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）資料を提示いただきましてありがとうございます。田辺市ということで、我々のほうも電話等問合せもさせていただきました。

田辺市のほうは、ご承知のように非常に災害に見舞われる確率が高くて、過去に我々、民生委員の管外視察でも行かせていただいたことがありまして、山が一つごとと崩れるような、そんな被害を被っている。それでも地域の皆さんの助け合いがあつてというような、そんな話も聞かせていただいた経験がございますけれども、そういう土地柄もありまして、もともとそういった地域の助け合いというのが盛んであつたというふうに聞かせていただいております。

そういった地域柄もあつて、今、田辺市のほうにはCSW、総合相談というのは置いていないということなんです。ひきこもりに関してだけこういうような形で、かなり歴史が古くて、平成13年ぐらいからそういうものを置いていて、ひきこもりのそういう関係者が集まるような会議を頻繁に開いているというようなことも伺っております。非常にすばらしいことやなと思います。我々もその点は見習わせていただいて、町のCSWのほうもそういったことを、もう既にここ何回か、実際にひきこもりに関連する関係者が集まって会議も開いて、どのような方向でアプローチしていくかとか、あるいは先ほども申しましたような窓口の表示の仕方をどうしようかとか、そういった相談ももう既に始めてございます。

今、議員のほうからのご指摘もございましたようなことも十分参考にさせていただきます。分かりやすい表示というのは早急に実施してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ありがとうございます。これからやっぱり大きな問題にもなってくるのかな、高齢化になってくるとともに、やはり親御さんが亡くなった場合、今は親の年金でというところを、あと残った子どもはどんなふうに生活していくのかなというのも含めまして、しっかりとその辺は対応していかないといけないのかなというふうに思います。

2点目、今回、中高年のひきこもり状態にある方の参加しやすい居場所というところで、この居場所づくりというのが社会参加への第一歩となるのかなというふうに思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）2点目の中高年のひきこもり状態にある方の参加しやすい居場所につきましては、熊取町第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画にも取組項目として掲載してございます。

現在、CSW、熊取町社会福祉協議会、そしてはと・ほっと相談室、大阪府ひきこもり地域支援センター等により継続してその設置等につきまして検討しており、まずはご本人の居場所づくりもさることながら、ご家族間の情報交換ができるような家族会の立ち上げを目指し、その中で課題

を抽出し、居場所づくりについても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ひきこもりサポート事業ということで、居場所づくりであったりとか、またひきこもり状態にある方がボランティア活動に出られる機会を提供することによって、自分自身が得られるものができてきた場合、また社会参加につながっていくのかなというふうに思いますし、先ほど家族会を立ち上げていただけたらということ、本当に家族の方が一番どうしていったらいいんやろうというのを悩まれているところかなというふうに思いますので、しっかりとそれをやっていただきたいなというふうに思います。

あと、地域の多様な関係者によるプラットフォームづくり、今これから取り組んでいただけたらかなというふうに思っているんですが、自治会であったりとか社協であったりとか社会福祉法人であったりとか、また民生委員の方とかも、いろんな方が一緒になって地域でしっかりと受入れをできるような居場所づくりというの、また考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3点目ですが、アウトリーチの充実としてCSWの増員ということで、今、CSWが2名ですか、本当にもういっぱいいっぱい、ひきこもりだけではなく、すごくいろんな相談を受けられていて、なかなか出向いていくということも難しくなっているのかなというふうに思うんですけども、広報活動に割く時間がないのかなと思ったときにCSWの増員というふうなのはどうかかなと思ったんですが、それはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ありがとうございます。

3点目のCSWの増員ですが、現在受けておる相談のアフターフォローや新規相談件数の増加など、地域の問題の困難・複雑化に伴いまして、現在2名体制でフルに活動しておる状況でございます。今後は、表面化していない地域の課題についても積極的にアウトリーチを進め、掘り起こしが必要であると感じております。

現在、国からも積極的な取組を求められております地域共生社会の構築を進めるべく、ご質問のアウトリーチの目指すところである地域課題の把握、解決に向けて、地域の福祉拠点といたしまして、タピオステーションであったり地域福祉委員会、あるいは地域包括支援センター、これを有機的に連携するコーディネーターを配置し、ひきこもりを含めた地域の課題解決の仕組みづくりを鋭意検討しておるところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。二見議員。

9番（二見裕子君）先ほど、CSWはなかなか増員というの難しいのかなと。基本的には中学校区ぐらいでもうあと1名ぐらいいらっちゃって、区域を分けて動いていただけたらというのが一番かなと思うんですが、先ほど言われていたコーディネーターというんですか、地域でしっかりとコーディネートしていただける方をつくっていくというふうにおっしゃっていました。具体的には少し進んだりとかはしているんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）実は、先進的な自治体のほうには視察をもう何回も重ねております。実際のところ、先ほど田中豊一議員のほうからもありましたいわゆる地域力、地域コミュニティの強化、これを進めるためのコーディネーターの配置、そして、それを地域だけでは当然解決できないものもたくさんございます。それに専門的なところにつないでいく、CSWを筆頭としたそういったコーディネートする他機関の連携を図るそういった人材、これを配置していきたいと。地域力の強化と他機関連携、これが地域共生社会の構築の第一歩であるというふうなことを先進地のほうからも

伺ってきております。我々も、その構築に向けて頑張っていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）すごくコーディネーター複数配置という考え方がもう一番かなというふうに思いますので、またそれもしっかりとやっていていただきたいと思います。よろしくお願いします。

4点目ですが、今ちょっと何か前後するような質問になって申し訳ないんですけども、情報のアウトリーチとして支援が必要な方に必要な情報が届くように、施策や相談窓口の周知というのはどうかということで、ひきこもりサポート事業の強化として、ひきこもり支援施策の検討の前提となる調査研究に要する経費とか、また広報の経費は、補正予算で計画50万円の補助というのがたしかあったかなというふうに思うんです。その辺はどうですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）窓口の周知ということで一旦お答えさせていただいてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません。

4点目の施策や相談窓口の周知ということでございます。

先ほど来よりお答えさせていただいております福祉全般の相談窓口であるCSWを中心に、今後さらにその存在を地域の皆さんにお伝えすべく、地道に先ほどご質問にあったアウトリーチを工夫して、丁寧に情報発信を続けてまいりたいと考えております。

また、先ほどもお答えさせていただいたとおり、ホームページ等において気軽に問合せができるサイトを開設するなど、いわゆるご本人の立場に立った情報のやり取りの仕組みを早急に立ち上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

非常にひきこもりというのはデリケートな部分も含まれた問題でございますので、できる限り丁寧にお話を聞きまして、ご本人、それからご家族の気持ちに寄り添った支援、そういった解決に向けて、関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、またご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）先ほど言いました補正予算で50万円ほどの補助が、ひきこもりサポート事業の強化としてという部分で調査費用とか広報経費みたいなのが出ているんです。それはご存じではないですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、その辺りはちょっと承知していませんが、その辺りの経費につきましては、まずは先ほど来より申し上げておりますように地道な広報活動、そして目につきやすい情報発信、そういったことから心がけていきたいなと。その上で、チラシ作りだとかそういったことは確かに国のほうからも流れてきております。チラシのモデル例なんかも流れてきておりますので、それなんかを参考に、また作れる状態にした上で窓口に置くなりいろんな施設に置くなり、そういった広報については努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。せっかくある費用で定額ということなので、できたら広報的に、また、調査研究費用もということも載ってました。ひきこもりサポート事業の強化という部分がネックでありますので、そこを踏まえた上でとなるのかなと思うんですが、また使えるものはしっかりと使っていただいて、相談できる場所があるということ自体がもう本当に安心やなとなるのかなというふうに思います。ご本人からよりは、やっぱりご家族がというところが大きいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、3点目に移ります。

「持続可能な開発目標」SDGsの取組みについて、まず1点目、熊取町としての取組状況はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君） それでは、ご質問の「持続可能な開発目標」SDGsの取組みについての1点目、熊取町としての取組状況について答弁を申し上げます。

ご質問の本町での取組状況ですが、SDGsでは「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「人や国の不平等をなくそう」「住み続けられるまちづくりを」「気候変動に具体的な対策を」などといった17のゴールがございまして、それらのゴールを達成するための取組が求められております。こうした取組は、基礎自治体である熊取町が現在行っている施策・事業と基本的に同義であると考えてございます。

具体的に申し上げますと、例えば健康福祉部のあらゆる施策は、SDGsゴール「すべての人に健康と福祉を」につながるものであり、教育委員会の施策は、同様に「質の高い教育をみんなに」の目標達成に資する取組であります。

このように、SDGsという概念が示される前から、住民の皆様にとって暮らしやすいまちづくりを進めてきたこと自体がSDGsの取組であると認識している一方、これまで以上にSDGsの視点でのまちづくりの重要性が高まっているというふうに感じているところでございます。

そのため、最近の取組の中から具体的な取組をご紹介しますと、一つに、くまとりプラスチックごみゼロ宣言がございまして、これは、細分化されたマイクロプラスチックによる生態系への影響を抑制し、地球規模での環境破壊の抑制に対して、熊取町としての姿勢を示しているところでございます。

2つ目は、基金の運用におけるSDGsの取組です。事業自体がSDGsに貢献すると考えられる機関が発行する債券を購入することによりまして、少額ではありますが、利息を得ながら環境問題の解決に資するグリーンプロジェクト等に投資を通じて貢献する取組を現在進めているところでございます。

3つ目として、令和2年度にSDGsに関する管理職職員対象の研修会を実施し、SDGsに関する職員理解を深めてまいりたいと考えております。

このように、今後におきましてもSDGsを念頭に置いたまちづくりを進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君） 分かりました。持続可能な開発目標というところで、熊取町としても様々やられているかなというふうに思いました。

2番目のところに関わってくるのかなというところで、プラスチックごみの宣言であるとか食品ロス、そういうことも通じて、大阪府のほうでも2050年に府内の二酸化炭素CO₂の排出量を実質ゼロを目指すというふうに、2019年10月に表明をされております。

そのことも踏まえまして、2点目のSDGs持続可能な開発目標の達成に貢献するものとして、気候非常事態宣言というのを出してはどうかなというふうに思うんです。この宣言につきましては、気候変動の現状及び将来へ与える影響が危機的状況にあることを認識し、市民等の危機意識の醸成、気候変動対策を優先的に取り組むことを宣言するものということで、2016年12月にオーストラリアで宣言したのが最初になります。

一昨年ですか、台風で本当に怖い思いもしましたので、私たち自身ができることとしまして、やはり行政としても声を上げていただきたいなというふうに思いまして、このような宣言を出してはどうかなというふうに思いました。日本はまだ7自治体ですか、大阪府堺市は声を上げております。資料にも2つのものをつけさせていただいているんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）それでは、ご質問の2点目、SDGsの達成に貢献するものとして、気候非常事態宣言を出してはどうかについて答弁させていただきます。

気候変動に関しましては、地球温暖化の影響により気温が上昇するにつれ、豪雨等の極端な気象現象の増加や、産業・経済活動など国民生活へ様々な影響が及ぶ可能性が懸念されているところでございます。

国では、令和2年以降の地球温暖化対策の世界的な枠組みとして採択されたパリ協定を受けて平成28年に閣議決定された地球温暖化対策計画の中で、市町村の事務及び事業が該当する業務その他部門に対しまして、令和12年度までに平成25年度比で40%削減という温室効果ガス排出量の目標が示されました。

この地球温暖化対策計画を受けまして、本町におきましても平成31年3月に温室効果ガス排出量の削減目標を40%とする第4期熊取町地球温暖化対策実行計画を策定し、令和12年度を目標年度として温室効果ガス排出量の抑制に取り組んでおります。

さらに、先ほど来お話がございましたが、平成31年2月には大阪府と大阪市が共同で宣言いたしましたおおさかプラスチックごみゼロ宣言に賛同し、くまとりプラスチックごみゼロ宣言を府内では堺市に次いで2番目に行い、会議・イベント時の飲料ペットボトルの使用回避や、職員団体の協力の下、全職員がエコバッグを取得の上、マイバッグ運動の率先垂範を促すなど、様々なプラスチックごみ削減・分別に資する取組を実施しており、これらの取組は、SDGsの12番の「つくる責任 つかう責任」や13番の「気候変動に具体的な対策を」、同じく14番の「海の豊かさを守ろう」といった目標の達成に貢献できているものと考えております。

また、食品ロスの削減に関する取組につきましても、「毎週月曜日は食べマンデー！」をキャッチコピーとした啓発や環境フェスティバル開催時のフードドライブの実施などにより、SDGs1番の「貧困をなくそう」や2番の「飢餓をゼロに」といった目標の達成に貢献できているものと考えております。

来年度には、こういったこれまでのプラスチックごみゼロ及び食品ロス削減などの取組に新たな取組を加え、それらを熊取エコプロジェクトとして整理の上、さらなる推進を図っていく予定であり、議員ご指摘の気候非常事態宣言につきましても、今後、当該プロジェクトの内容に加えるべく積極的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）令和2年のエコプロジェクトのほうで考えていただけるというふうにご答弁いただいたんですが、具体的にこれからですかね。

議長（矢野正憲君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）おっしゃるとおり、具体的にはこれからで、基本的には、今までやってきたものとこれからすべきもの、ちょっと中期的なものでこういったものはどうかというようなところも含めて、行政計画というよりもいわゆる地図的なイメージですか、我々が進んでいく地図的なものをイメージして、簡単にと言うたら語弊がありますが、そんな難しい計画ではなく、その中に組み込んでいきたいなというふうにご考えておるといふ、まだこのレベルでございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

気候非常事態宣言というのでやっぱり町のアピールも、せっかくプラごみであったりとか排出ガスの40%抑制とかいろんなのをされていても、どこもされているので、いち早くこういうものの宣言をしながら熊取町としては取り組んでいますよという部分で行政としても声を上げていただきたいなというところと、また、それによって本当に今、台風とかすごい雨が降ったりとかということで怖い思いをしているので、自分たちでできることは何なのかなということも踏まえてやっていただきたいなというふうにご思いまして、この提案をさせいただきました。また、しっかりと検討して

いただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、二見議員の質問を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。

（「17時17分」延会）

3月熊取町議会定例会（第2号）

令和2年3月定例会会議録（第2号）

月 日 令和2年3月5日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1 番 田中 圭介	2 番 大林 隆昭	3 番 浦川 佳浩
4 番 坂上 昌史	5 番 田中 豊一	6 番 鱧谷 陽子
7 番 文野 慎治	9 番 二見 裕子	10 番 渡辺 豊子
11 番 河合 弘樹	12 番 矢野 正憲	13 番 江川 慶子
14 番 坂上巳生男		

欠席議員 8 番 重光 俊則

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	教 育 長	勘六野 朗
総 合 政 策 部 長	南 和仁	総 合 政 策 部 理 事	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅	総 務 部 長	林 利秀
兼 財 政 課 長		住 民 部 長	巖根 晃哉
総 務 部 理 事	阪上 章	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
住 民 部 理 事	田中 耕二	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司
都 市 整 備 部 長	矢部 義雄	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	教 育 次 長	貝口 良夫
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子
教 育 委 員 会 事 務 局	吉田 茂昭		
統 括 理 事			
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書	記	藤原 孝二
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

- 議案第1号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について
- 議案第2号 監査委員の選任同意について
- 議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 工事請負変更契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）
- 議案第13号 町道路線認定及び廃止について

- 議案第14号 町道路線認定について
議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号）
議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第20号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算
議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算
議案第28号 令和2年度熊取町下水道事業会計予算

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。議席8番 重光議員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年3月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第4 一般質問を継続いたします。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

1項目めは、新型コロナウイルス対策についてです。

現在、中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症が日本でも増加している状況であります。この新型コロナウイルス肺炎によりまして、国内では現在、12の方がお亡くなりになりました。お亡くなりになられた方、またご遺族の方、ご家族の方に心からお悔やみ申し上げます。

新型コロナウイルス感染症についての本町の対応と状況、情報提供、相談体制、基礎疾患のある方や妊婦への対応についてお聞かせください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の1点目、新型コロナウイルス対策につきましてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、世界的に広がりを見せておりますが、本町を含む大阪府泉佐野保健所管内では、昨日までで感染者の報告はございません。

それでは、本町の対応と状況につきまして申し上げます。

この感染症対策は、国・大阪府が主導で対応していくこととなっておりますが、本町といたしましては、大阪府泉佐野保健所と情報連携を図りながら対応しております。また、当該感染症について全庁的に情報共有や今後の対策を協議するため、1月31日に町長を本部長とする熊取町新型コロナウイルス対策本部を設置し、これまで7回の会議を開催してまいりました。そして、住民の皆様

や関係団体に対し迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、町主催のイベントや事業の開催時に手指消毒液の設置や、参加者の咳エチケットとして希望者に対しマスクを配布するなど、感染拡大の防止に向けて全庁的に取り組んでまいりました。

また、情報提供についてでございますが、ホームページを日々更新するとともに、2月5日の町政連絡事務嘱託員連絡会において、新型コロナウイルス感染症に関する啓発について、各地域へチラシの回覧やポスター掲示のご協力をお願いするなど、あらゆる機会を活用し、情報提供を行っております。

次に、相談体制についてでございますが、国・大阪府での一般的な相談窓口をはじめとして、大阪府泉佐野保健所が新型コロナ受診相談センターを設置しております。本町におきましても、通常の健康相談となりますが、1日に1件から2件程度の電話相談がございます。

次に、基礎疾患のある方への対応につきましては、障がい福祉課窓口において感染予防や相談窓口を記載したチラシを配布し、啓発しております。妊婦への対応につきましても、母子手帳交付時における窓口や訪問などでの相談時に啓発チラシを配布しております。

また、2月19日付で大阪府から新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応についてという文書が発信され、不特定多数の方が参加するイベントや集会について、当面、1か月間、原則中止または延期するなどの協力依頼がございました。本町におきましても、対策本部会議で協議した結果、町主催の不特定多数の方が参加するイベント等の開催を中止または延期することとし、その内容につきましては、町長のメッセージとともにホームページで順次掲載し、また、チラシとして3月号広報と同時配布を行うことにより、広く周知しております。

また、昨日、町長のほうからもお話がございましたが、2月27日の国からの要請を受け、3月2日から3月24日まで町内小・中学校の臨時休校を決定しております。2月28日には大阪府知事から施設休館に対する協力依頼があり、これを受けまして、図書館、ひまわりドーム、煉瓦館、公民館、町民会館、老人福祉センターなどの各施設におきましても3月4日から3月20日までの休館を決定しております。

最後に、日々情報は新しくなっておりますので、町といたしましても、この時々に応じ臨機応変に対応してまいりたいと考えております。そして、何よりも大切なことは、過剰に心配することなく、通常の感染症対策が重要となります。慌てず、感染症拡大防止への取組についてご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

本町といたしましても、今、第7回まで対策本部を立ち上げて会議も取っていただき、いろいろ対応していただいているというところで、泉佐野管内では今のところ感染者はないという状況で、ご相談につきましては保健所のほうに対応しているということですが、本町にも週に1、2件の相談はあるということですが、どういった内容のご相談がありますか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 体調のことを心配される方になろうかと思いますが、もし心配であれば保健所のほうにつないでいくというような対応となっております。またちょっと、最近なんですけれども、マスクの問合せもちょこちょこ出てき始めているような状況です。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 今、マスクの問合せというところで、なかなかやっぱり品薄で手に入らないという状況があるかと思えます。妊婦とか基礎疾患のある方、糖尿病とか心不全、呼吸器疾患で透析を受けていらっしゃる方とか、また免疫抑制剤を使用されている方とか抗がん剤を打って治療を受けている方、そういった方たちはすごく不安に思われているかと思うんです。病院に通院しなければならないというところで不安もあってというところで、国のほうでも、そういった方に対しては医療

機関のほうでマスクを、医療機関もない状態かもしれないんですが、提供するようにということをおととい国会のほうでもうちの公明党の議員が質問の中で言っていたんです。

ただ、本当に気になるのは妊婦ですよ。近隣の泉佐野市や、また和泉市は、最初の頃に限定でありますがお一人20枚とかという形で、妊婦というのは風邪を引いてもお薬も飲めないというところでマスクを提供しておられます。そういった方に対して、忠岡町も3月2日から1人当たり、ちょっと半端なんです、3枚入りを7箱という形で21枚、1回限りですが配付している。少しでも妊婦の不安の解消になるかというところで、品薄でなかなか手に入らない、買物にもなかなか行けない妊婦に対してそういった配慮も必要かと思うんです。本町はそういったことは考えていないのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）マスクなんですけれども、町においても発注しておりますが、いまだ納品されていないような状況です。熊取町では、ちょっと古いんですけれども、前回の新型インフルエンザのときに在庫として備えておりますが、現時点では2万7,000枚程度のマスクとなります。これにつきましては、4万人以上ある熊取町において危機管理的な観点からも、やはり一定の備蓄といたしましょうか、持っておく必要があろうかと思いますが、議員ご指摘の困っておられる方とか体に疾患を持っておられる方、また妊婦の方々につきましては、やはり丁寧な対応が必要になるろうかと思えます。

ちょっと議員全員協議会でお話もさせてもらいましたけれども、そこから2週間ぐらいたっております。日々状況が変わっている中で、納品の予定は立っていないんですけれども、臨機応変に対応していきたいなど。全然ないから駄目ですではなく、2万7,000枚をどういうふうな取扱いをして、少し限られた方にはなろうかと思えますけれども、配布も考えながら臨機応変に対応していきたいので、この場でこうしていきますというのは、日々変わる中ではちょっと申し上げにくいんですけれども、考えていきたいなと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。ちょっと臨機応変に、妊婦は特に考慮していただきたいと思っておりますので、お願いします。

質問がたくさんあるので、次にいきます。

また、その中で、3月2日から学校のほうも臨時休業という形になりました。その中で、まず休業になった理由ということにつきましては学校で説明していただいているかと思うんですが、それぞれ各家庭で子どもが学習をしていかないといけないんです。その辺の家庭学習についての徹底というか、どんなふうな形を取られているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）各学校のほうでは、子どもたちに宿題等を出して学習するように今、指導しております。今現在、その詳細、例えばどの学年にどのような課題を出しているかというふうなことについても全学校に調査しているところでして、その詳細もまとめた中で、例えば教育課程で抜けているのはどの部分であるかというようなこともきっちり確認した上で、今後どうしていけるかということも考えていきたいというふうに思っています。だから、現段階でもきっちり学校のほうでは対応してくれていますが、そこをもう一度詳細を把握するための調査を今、本日中には出てくるかなというふうに思っています。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）急な対応で、学校の先生も本当に困っておられるかと思うんですが、子どもたち自身ももう学校には行けない、そして、どこの施設も全て、図書館も行けない、そういう状況の中で家庭で何をしたらいいかということもあるかと思えます。中学生は特にまた試験もありますので、家庭学習等をしっかり徹底していただきたいと思うんですが、文部科学省が家庭学習での工夫

を例にしたポータルサイトを開設したというふうに言うておられますので、大臣のほうがね。そういったところの紹介もしていただけたらと思いますので、お願いしたいと思います。

また、働いているお母さん、ご両親のいらっしゃる方の子どもは、家庭学習もなかなか、家庭でも1人では留守番できないというところで、本町は学童がありまして、学童が本当に早く対応していただいて、受皿となっていただいてやっていただけるようになってきているようですが、その辺のところの学童の状況は、何人ぐらい今受け入れておられるのか分かりますでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）議員おっしゃるとおり、学童保育事業につきましては、3月2日からこちらのほうについては緊急受入れということで、なかなか当初、支援員の体制とかを組むのにちょっと大変なところもあったんですけども、指定管理者のご協力を得て2日から開所している、臨時の受入れ対応をしているという状況でございます。受け入れたんですけども、まず大前提といたしましては、感染拡大防止ということもございますので、昨日、議員皆様方に情報提供させていただいている内容とおりでございますけれども、一旦は家庭保育をお願いしているというところでございます。その上でどうしても、おっしゃったように共働きとか仕事の関係で保育ができない、そういった方の申込みが現在約180名、現時点で学童保育所に在籍されている児童が約500名いらっしゃいます。ですので4割弱でございます。180名の方が登録してはると。そのうち実際に来ているのが、日々によって若干差があるんですけども、大体120名、130名程度のお子さんを学童保育のほうで受入れしているといったような状況になってございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。本当に学童のほうで早期に受皿になっていただいて、対応していただけていることは感謝です。朝8時半から夕方6時まで受け入れているということは本当にありがたいなと思うんですが、その中で180人というところですよ。

支援員の体制とかもしっかりとまた町のほうでもフォローしてあげてほしいんですけども、子どもたちが来て、その中でまた感染が拡大しないように、学童の教室におけるアルコールとかマスクとかそういった分の配慮というものは、町のほうはしていただいているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）当然、支援員の体制等々も含めて、学童の緊急の受入れという町からの要請にもお応えいただいておりますので、何かあれば当然、まずもって町の保育課のほうに連絡が欲しいということは伝えてございます。その中で、本当に多分、今日なんですけれども、昨日もちょっと指定管理者と話をいたしまして、やはり消毒液もだんだん心細くなっているということもございましたので、緊急用のマスクと今日各学童保育所には届ける準備は、今しているところでございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。その辺もしっかりよろしくお願いしたいと思います。

今、学童は登録しているご家庭の子どもを受け入れるというところですが、中には、ふだん午前中にお仕事に行っていて、子どもが帰ってくる時間帯には家にいるから学童に登録していないというご家庭もあるかと思えます。そしてその中で、午前中から子どもを1人で留守番させることはちょっと心配だというご家庭もあるかと思えます。そういったご家庭の受皿というものについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）昨日の夕刻、議員全員の方にも総会のお時間を頂戴して、基本的なところをお話しさせていただいたとおりでございますけれども、経過はお知らせしているとおりで。今日、明日と、基本的には今日から、特に国・府のほうなり小学校1、2年から3年生に配慮を求められておりますので、各担任の先生が各家庭のほうに、本当に対応ができていくのかということで、文書も整えて準備はしてお渡ししています。1軒1軒確認する中で、本当に居場所として十分確保が

できていない部分は、学校での対応を念頭に置いて1軒1軒丁寧に説明していく今、状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 先生が1軒1軒訪問されてその状況を把握し、受皿的な教室をちゃんと考えるというところでよろしいですね。

議長（矢野正憲君） 貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君） そのとおりです。先週金曜日に第一弾で文書を発出しておるんですけども、基本的には学童との連携の中での対応です。とはいえ、なかなか住民の方がやはり非常に困られてということでご相談があるのかなと思ひまして、教育委員会も土曜日とかでしたら5人体制以上で、ちょっと電話等の問合せ等とかがあろうかと思ったんですけど、結果的に実質的に1件だけで、日曜日もほとんどゼロと。あと、昨日までで2件ほど問合せがあったんですけど、ちょっと内容のほうで今の対応とは逆といいますか、もうちょっと考えて、要は拙速過ぎるんじゃないか、閉めていくのがと、そういうご意見であったり、やはり困っているということのご意見もありましたので、それは先ほど申し上げたように、今日各先生方が回っていくので、丁寧に対応のほうはできるかなと。今後、その辺りは十分配慮してまいりたいと考えております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。十分にまた配慮していただきまして、先生の中にもお子さんがいらっしゃると思いますので、そういった先生については極力お休みできるように、そういった体制もよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、一日も早い終息を願ひまして、次、2項目めにいきます。

2項目めは、地方創生についてです。第2期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、次の項目についてお伺ひいたします。

1点目は、転入・定住促進についてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君） 議員、1点目のほうなんですけれども、3世代近居等の支援の拡充についてというのは、これは後回しのほうがよろしいですか。

（「後回しです。はい」の声あり）

総合政策部理事（明松大介君） 分かりました。

それでは、まずご質問、第2期総合戦略の策定に当たり、転入・定住の促進にどのように取り組むかについてでございますが、充実した子育て・教育施策に基づくブランドメッセージ「ほほえみ子育て 熊取町！」の継続的な発信や、若者世代をターゲットとしている情報誌及びPR動画「熊取ものがたり」の幅広い発信など、効果的なプロモーションがまずは基本であると考えております。

その基本姿勢に加えて、第4次総合計画で掲げます参加意欲の高い住民を増加させ、行政と住民が一体となったプロモーションの基盤構築を目標に、新たな取組として本年度より開始しておりますYouTuber養成講座のほか、様々な分野でその知名度や発信力に期待するくまどり親善大使によるPRなど、さらなる効果的なプロモーションに取り組むことで、交流人口や関係人口の増加を図りながら、ひいては定住・転入につながるようしっかりと取り組んでまいります。

加えて、これらの効果的なプロモーションと併せて、未来への投資と持続可能なまちづくりの視点で平成30年度から実施しております3世代近居等支援及び社宅誘致支援といった転入促進策を令和2年度も引き続き実施し、子育て世代と想定します年齢層（25歳から39歳）及び就職期層（20から24歳）を中心とした転入・定住の促進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。転入・定住促進策、PRを特に力を入れてやっていくというところのご説明があったと思うんですが、実際、具体的に第1期計画の中で転入・定住促進策を取り組んだ中で、転入、転出の具体的な状況は結局この5年間どうだったかというところを具体的な数で教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、こちらは第1期、平成25年から27年までの3年間取り組んでまいったわけなんですけれども、25年に取り組んだということは、その成果は平成26年に現れるということですので、次年度送りという形で報告させていただきますと、平成25年度に実施したことによります平成26年の転入・転出超過はマイナス29名、ですから転出超過29名、26年度に実施したことによります27年度の効果がマイナス125名、続いて、27年度に実施したことによります28年度の成果がマイナス99名と。そして、28年度の1年間、一部延長したものがございます。住宅リフォーム、木造住宅耐震改修、出産記念品と、それから店舗割引券付イラストマップという4つの施策を延長したわけなんですけれども、それに基づく28年度の29年度の効果がプラス15名でございます。30年度、3世代同居・近居、社宅支援を行ったというところなんですけれども、これは29年度、空白の1年間の期間、ですから策としてはなく、翌年ということになるんですけれども、この30年度の実績がマイナス77名という、そういった実績でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。実績を見たら全てマイナスというところで、結局、転出超過が毎年続いているのかなというところかと思えます。

やっぱりこれを見たときに、ちょっと何かほかの手を打たなあかんの違うかなというふうに思うわけなんですけれども、昨日も浦川議員のほうで質問されていた中で、一番生産年齢人口、25歳から39歳までの人口が減っている、これは全体的に少子化で人口が減っている中で、その年代も減っているというところもあるかと思うんですが、でも増やしていきたい世代の人数が特に減っているというところを見たときに、やっぱり若い人に熊取町に転入してきてもらえるような施策をしっかりと打っていかないといけないん違うかなというふうに、将来を見たときも先細りで、その年代がどうしても先々を見ていっても減ってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そういった年代の方たちが熊取町を選んでいただけるような施策、今の施策を継続ではなくて、やっぱり新たな施策等もしっかり打っていく必要があるのかなというふうに思うわけなんです。

今回、資料の中で新婚世帯に最大30万円を支援しますという資料を1枚目につけさせていただきました。結婚新生活支援事業、これにつきましては令和2年度もこの事業をやってくれるのか、今のところ私も分からないんですが、令和元年度までこの事業を国のほうも推進しておりまして、地域の少子化対策として若い人たちのアンケートを取ったときに、ここの資料の中にもありますが、結婚に踏み切れない主な要因は経済的理由だと。結婚の障害としているのは結婚資金とした人が43%あるというところ、また、結婚のための住居に対してもやっぱり障害になっているという分が未婚の男性の中で21.2%あるというところで、結婚と、そしてまた住居に不安を持っておられる若い方たちにしっかりと支援することが、熊取町を選んでくれる一つのキーポイントではないのかなというふうに思うわけなんです。

これ、国のほうがこの事業をやって、昨年この事業につきましては泉佐野市、和泉市、岬町、太子町、枚方市、寝屋川市、藤井寺市の7団体が手を挙げて、この導入をされるわけなんですけれども、これはずっと毎年やってきた事業です。本町はこれには手を挙げなかったわけなんです、その理由はどうなんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）こちらの施策につきましては国の平成28年度の補正予算で組まれた事業ということで、当然我々もこれをすぐキャッチし、どうするかという検討はその当時しっかりと行

いました。

議員おっしゃるとおり、この施策というのは、結婚を決断する際に300万円の壁があるということで、当初は夫婦で300万円というそういった設定やったんですけれども、どんどん要件が緩和されまして、今、資料のとおり340万円ということで要件が緩和されたという、そういった経過を踏まえております。

こちらなんですけれども、平成30年度から3年間の期間で今現在実施しております第2期転入定住促進アクションプログラムの中で、しっかりとこの施策を入れるかどうかの検討をいたしました。その際に、要は検討の結果なんですけれども、我々のほうとしても、そのときご要望いただいておりますので、どちらを選択しようかということで苦渋の選択を行ったわけなんです。最終的に、本町の情勢から見まして3世代近居のほうが効果的だろうと。要は親元に帰ってきてもらう、また、外に出ようとしている人を食い止めるという3世代近居のほうがより効果的だろうということで、そういったことから3世代近居のほうを採用させていただいたんです。ただ、渡辺議員からしたらこれもという気持ちは重々感じ取れるところなんですけれども、2つとも採用してしまいますと、固定資産税の減免は行いますし、それとまた住宅の補助になります現金も補助するということで、税と現金と二重の補助をしてしまうというような、そういった現象を起こってしまうことから、どちらかの選択というところで、その中で熊取町の情勢から見て、より効果的、先ほど申しました親元に帰ってきてもらう、もしくはとどめられるという、そちらのほうでこちらのほうを採用させていただいたという、そういった経過でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） できることは全てやっていってほしいなというところなんですけど、3世代近居を選択したというところですか。その効果はどうなんですか。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君） 効果といいますと実績ですか。

（「そうです」の声あり）

議長（矢野正憲君） 阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君） 令和元年度の実績でございますが、新築で町内転居が44件、新築で転入が33件、新築計が77件となっております。それと中古の町内転居が10件、中古の転入が6件、合計16件、総合計が93件となっております。

それと、令和2年度の見込みなんですけど、今現在申請が上がっているのが、新築町内転居が54件、新築転入が30件、新築計84件、それと中古の町内転居が8件、中古の転入が8件、中古計が16件、合計100件となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。利用者は毎年あるというところですね。転入は増えていないけれども、熊取町を出ない、定住していただいている方が増えているというところで理解させていただこうかと思うんです。

できることは、若い方にまだまだ住んでいただけるように、そういった新婚世帯、子どもも産んでいただきたいし結婚もしていただきたいということで、地方創生についての将来展望の目標の中に、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえとあります。だから、そのためにもやっぱり結婚に対しての支援という形も含めまして、また検討していただきたいと思います。

3世代のことにつきましては、今取り組んでいただき、2期目も継続していただけるということでしたが、拡充については考えていないですか。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）次に、3世代近居等支援の拡充についてでございますが、こちらは、議員の拡充ということは賃貸物件も対象にしてはどうかという、そういったご提案かと思えます。

こちらについては、将来的な定住につながるかといった費用対効果の観点、また町内にファミリー向けの賃貸物件や賃貸用の空き物件が近隣市町村と比べまして比較的少ないといった状況などから、他の選択肢も含めまして、引き続きまして検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、3世代近居等支援につきましては、3年間の施策ということですので令和3年1月1日までの取得までが対象というふうになってございますので、ご提案の拡充の検討と併せて、制度継続の是非も併せてしっかりと検証してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。そしたら、令和3年1月1日以降についてはまた賃貸も含めて検討していただきたいと思えます。熊取町は空き家バンクを創設して、その中で空き家対策というものを取り組んでいくというふうに昨日の町長の所信表明の中にもありましたが、既存のそういったストックを活用しての空き家対策にもなるかと思えます。

また、今、3世代近居の対象者はご夫婦いずれもが40歳以下となっているんですが、その分につきましても、最初、固定資産税ゼロのときはご夫婦のどちらかが40歳以下でオーケーやったと思うんです。それが共に40歳以下でないといけないというところも、これも少し条件を緩和することによって、近居支援を活用して熊取町に住んでくれる方も増えるかと思えますので、この条件の緩和につきましてもちょっと検討していただきたいと思えます。

次へいきます。

次、2点目の第2期計画における新たな視点として、Society 5.0やスマートシティ構想実現に向けた重要業績評価指標、いわゆるKPIを設定してはどうかと思えます。例えば、今回議員全員協議会で示していただきました熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略の8ページに要介護認定率を17.6から21とあるんですが、Society 5.0やスマートシティを目指すのであれば、もうそれではなくて介護ロボット導入率とか、また12ページの外国人英語指導助手配置数6を6と、実績が6あるのに目標を6とするような、もうそのKPIは必要ないのではないかなと思うんです。そうじゃなくて、昨日もGIGAスクールと言っていましたが、教育環境のICTの整備率、そういったものをKPIにするとか、次、14ページの観光案内所利用者数を具体的に人数を書いています。そのようなのではなくて、もっとICTに目を向けて、町なか観光Wi-Fi整備率とかそんなふうなKPIに持っていくことが、スマートシティ、またSociety 5.0を生かした創生戦略になるんじゃないのかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、続きましてご質問の2点目、スマートシティ構想実現に向けたKPIの設定に関するご質問でございますが、第2期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たりまして、さきの議員全員協議会でもご説明しましたが、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における新たな視点を踏まえ、新しい時代の流れを地方創生に生かすべく、Society 5.0の実現に向けた技術の活用やSDGsを原動力とした地方創生につながる事業、また大阪府の掲げるスマートシティ構想の実現に向けた取組につきましても、必要に応じて新規事業として追加することを想定し、戦略の中に記載しているというところでございます。

したがって、それらスマートシティに関連する新規事業を企画・実施する際、その成果指標として、議員が一例としてお示ししていただいております介護ロボット導入率、また先ほどご紹介のありました学校教育におけるICTの進捗率といったような、そういったスマートシティに関連するKPIも、施策内容に応じて当然柔軟に想定されるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今、資料にSociety5.0と会津若松市と地方創生とを連携させた、そういったすばらしい画期的なまち・ひと・しごと創生総合戦略をつけさせていただきました。こういったものを参考にさせていただきたいと思います。

地方創生戦略は地方創生推進交付金を獲得するための計画でございます、そのためには、スマートシティを目指しているというところのKPIを想定することが地方創生交付金を頂ける一つの大きなものになるかと思っておりますので、従来と違ったKPIを設定したまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定していただくことを希望いたしております。

次に、企業の連携やパートナーシップがそのためには必要やと思うんですが、その辺のところをどのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、企業との連携やパートナーシップ締結についてでございますが、地方創生の推進に当たりましては、地域、企業、団体、住民などの活力を結集して、地域一丸となって取り組むことが重要でございます、とりわけ、議員ご指摘のとおり、これからの時代は企業との連携やパートナーシップがますます重要になってくると考えております。

第4次総合計画でも、多種多様な連携という項目を起こしまして、様々な分野であらゆる主体と連携が行われ、効果的・効率的な行財政運営によるきめ細かなまちづくりが進められることを目指しているところでございます。ついては、現在、幾つかの事業者との間でまちづくりに関する連携協定を締結しておりますが、この関係を活用し、新たな連携も模索しながら地方創生に取り組むとともに、企業版ふるさと納税の活用による企業との連携も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

もう時間がないので紹介できないんですが、先日、2月6日に幕張メッセで行われた第3回地方創生EXPOに参加してまいりまして、そこでいろいろと、本当に目からうろこというか、すごくいろいろなICTを活用した事業を説明も受け、見てきました。DMM地方創生という形で、その企業がイベントとかそういったものにつきましても地方創生に向けていろんなアイデアを提供してくれるという、そういった講演も受けてきました。ですので、そういった企業の活力というんですか、知恵をまちづくりに生かしていただきたいと思っておりますので、そういった連携協定等をよろしく願います。

では、3項目めへいきます。3項目めは、さらなる産後ケアの推進についてです。

まず、1点目、出産後のお母さんや赤ちゃんが安心して過ごせるようにサポートする産後ケア事業が平成30年4月からスタートしました。利用状況についてお聞かせください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、1点目の産後ケア事業の利用状況、併せまして拡充につきましてご答弁申し上げます。

産後ケア事業につきましては、産後4か月未満の産婦と乳児を対象に、お母さんの心身の不調や、育児に不安があり家族のサポートが得られにくい場合、宿泊利用となるショートステイ、もしくは日帰り利用のデイサービスや短時間デイサービスを受けられるもので、平成30年度から実施しております。

利用状況につきましては、ショートステイが平成30年度で1件、令和元年度は2月時点で6件の利用、デイサービスは、事業開始以降、残念ながら実績はございません。

次に、産後ケア事業の拡充についてでございますが、議員ご提出の資料にもございますように、昨年12月6日に母子保健法の一部を改正する法律が公布され、産後ケア事業が母子保健法に位置づけられたところでございます。改正内容の概要につきましては、対象者が出産後1年以内の母子に

拡充されるとともに、市町村については産後ケア事業の実施の努力義務が規定されております。

なお、改正母子保健法は昨年12月に公布されましたが、改正法の施行は2年以内とされており、市町村の対応に一定期間を要することが考慮された形となっています。したがって、改正母子保健法に対応した産後ケア事業の拡充に当たりましては、産科医療機関や助産院の受入れ体制等を踏まえ、3市3町や医師会等との協議を進めながら、対応に向けた検討を強めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。対応に向けて、2年以内と書いていますが、早期にしっかりと1歳まで拡充をお願いしておきます。

次へいきます。

2点目、産後ヘルパー事業についてですけれども、平成30年12月議会の一般質問で質問させていただきました。そのとき、調査研究を進めるということでしたが、どの程度研究を進められておられますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 2点目の産後ヘルパー事業について、どのように調査研究が進められているかにつきましてご答弁申し上げます。

産後ヘルパー事業の調査研究といたしましては、大阪府内で既に実施している市町村において、事業の委託先、実施手法、利用状況等を調査したところであり、府内14の市町村において実施されており、事業内容も様々でございます。

まず、事業形態といたしましては、市町村事業として委託する形態では、委託先といたしまして、介護保険事業者や社会福祉協議会、シルバー人材センターが主なものとなっております。一方、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどが自主事業として行っている団体もございます。また、対象者につきましては、産後2か月から3年までの家庭を設定されている状況が多いところでございます。中には妊婦の段階から対象としていたり、多胎児の家庭の場合には産後の期間を延長している団体もございます。

このような府下他団体の状況を踏まえまして、本町における子育て支援としての切れ目のない支援体制の充実の必要性を認識しつつ、実施可能となる事業形態や手法等、さらには国や府の補助金等の財源の確保につきまして、引き続き検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 取り組む方向で前向きに検討していただいているのでしょうか。その辺の確認だけ。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 答弁の繰り返しになりますけれども、基本的には導入の方向で検討はしてまいりたいと。議員もご存じのように、現在策定作業中でございます第2期子ども・子育て支援計画、そちらにおきましても産後ヘルパーの導入については検討を進めるというような趣旨の計画としてございますので、議員ご心配されているようなことはなく、本町の実態に合ったような形での手法を、もうしばらく時間をいただきまして研究していきたいというふうに考えているところでございますので、どうぞご理解をよろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

調べてもう分かっておられるかと思いますが、資料には岬町の産後ヘルパー派遣事業を載せておりますので、また参考にしてください。

次の項ですが、それと同じ内容になってくるかと思うんですが、多胎児を育てる方の家庭への支援というのも大切かと思うんです。国のほうが2020年度から育児サポーター派遣事業を開始する

ということで、国のほうが半分支援するという事なんですが、その辺については取組をどうお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、育児サポーター事業の導入についてご答弁申し上げます。

まず、本町の多胎児の出産件数の状況でございますが、令和元年度は5件、平成30年度、29年度、28年度はそれぞれ3件となっております。

また、一般的に言われておりますことは、多胎児は単胎児に比べて低出生体重児の割合が多く、母親の身体的・精神的な負担が大きいなど、多胎児ならではの困難さに直面するケースも少なくありません。

こうした状況を踏まえて、本町における多胎児家庭への支援といたしましては、平成25年度から、多胎児のお子さんを持つご家族の交流会を年1回開催し、多胎児の子育ての楽しみ方や工夫、苦労などの情報交換、また、保護者同士がつながる機会としていただいております。参加された方からは、先輩お母さんからのアドバイスがよかったなどの声をいただいております。

加えて、すくすくステーションにおきましては、妊娠、出産、子育て期を通じて、担当保健師の名刺の配布、相談先の周知、サポートプランの作成、また、こんにちは赤ちゃん訪問や保健師訪問についての相談、さらには、ホームスタート事業やファミリー・サポート・センター事業などのサービスのご案内といったような取組を行っております。さらには、多胎児家庭をはじめとした不安の強い親子には、つどいの広場“ぷらっつ”や“であいのひろば”などへの保健師の同伴訪問など、対象者のニーズを把握し、医療機関や地域の子育て支援団体等とも連携しながら、妊娠中から切れ目のないきめ細かな対応に努めているところでございます。

議員ご質問の育児サポーター事業につきましては、令和2年度の厚生労働省予算において計上されているところであり、その活用が求められていることは承知してございます。現時点におきましては、当該事業の具体的な内容、こちらにつきましては議員のほうから資料をご提供いただいております。ところではございますが、町に対しては直接まだ通知は来ておらないという状況でございます。しかしながら、本町での既存事業の取組、さらには先ほどのご質問もいただきました産後ヘルパー事業と併せて、今後、育児サポーター事業の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。そういった多胎児の家庭の交流等は、現在もやっておりますというところで安心しました。産後サポーター事業は、ヘルパー事業と併せて検討していただけたらと思います。国のほうもこの分につきましてはまた予算も別につけてくれるということですので、それも含めて検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）申し訳ありません。先ほどの答弁の中で私、産後ヘルパー事業を第2期に計画となっていたと答弁させてもらったんですけども、こちらは切れ目のない支援という中で拡充と、ちょっと項目がすみません、私ちょっと勘違いしていて、大きい項目は切れ目のない支援の中で産後ケア事業も拡充というような、そういう答弁なので、申し訳ございません。ちょっと訂正させていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）それでもヘルパー事業はやっていただけますか。

（「はい」の声あり）

10番（渡辺豊子君）よろしく申し上げます。

4項目めは、保育サービスの拡充についてです。

昨年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化について、私たち公明党は、利用者、また事業者を対象に全国で調査活動を行いました。アンケートにご協力していただいた総数は2万7,424

名、全国ですけれども、調査の結果、利用者等に対して制度の評価を尋ねたところ、「評価する」、また「やや評価する」というのを合わせて87.7%、約9割が評価するというところでございました。その中で、また今後取り組んでほしい施策を訪ねたところ、第1位は保育の質の向上、そして、0歳・2歳の無償化の拡大、待機児童の対策でございました。

そこで、お尋ねします。保育の質の向上として、次の項目についてお伺いいたします。1点目は、病児・病後児保育の導入について、どのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、病児・病後児保育の導入についてご答弁申し上げます。

病児・病後児保育の実施につきましては、昨年12月議会でもご答弁申し上げてきたところでございますが、現在策定作業中である第2期子ども・子育て支援計画におきましてもニーズが年々高まっておりますことから、子育て世代の育児と就労の支援のための重要な施策として、実施に向けて検討する事業として位置づけているところでございます。

本町といたしましては、多様な保育サービスの充実の必要性を認識しておりますが、病児・病後児保育の実施に向けては、小児科医との連携及び協力体制の確立、施設の整備、看護師や保育士の確保など、課題が多いのも実情でございます。

既に実施している隣接市における施設の情報を収集している段階であります。事業を担う受皿となるべく、医療機関等との連携の模索を今後進めてまいりたいと考えております。つきましては、できるだけ早い時期の実施に向けて鋭意努力をまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）アンケート調査の中でもニーズが高いというところで、私も、もう10年前なんですけれども、21年9月議会で病児・病後児保育につきまして質問したときには、ニーズはあるけれども看護師の配置がやっぱり課題やというところで、なかなか前に進まないというところのご答弁、でも前向きに検討していきたいというようなご答弁をいただいたことがあるんですが、今のところは、少し検討しているところは変わらないというところかと思うんです。

その中で、貝塚市とかはそういった病院の病児保育室のあるリトルスターというところ、そういったところに委託して、受皿となっていていただいています。熊取町のご家庭のお子さんも、そこで診ていただいているということも聞いております。ただ、貝塚市は市が少し負担しているの、その辺のところは熊取町のご家庭と貝塚市の家庭とで1日のお支払いする利用料は違うというところになっているかと思うんですね。島本町も取り組んでいるのは、もう府も越えているんですけれども、京都府の小児保育所の中にそういった病児保育室があって、そこを利用してくださいというところで、島本町も京都府大山崎町のひかり保育園というところを利用して、1日4,000円なんです。島本町は利用した方に対して2,000円助成するという形でやっておられます。

だから、看護師を直接保育所に配置できなくても、今あるそういった看護師が入っている病児保育室を活用して、近隣でもいいと思うんです、貝塚市でも。そういったところを活用して取り組んでいていただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、看護師の配置についてちょっと補足になるんですけれども、全町立保育所に現在看護師を配置してございまして、もうご存じのように体調不良児対応型、お迎えに来るまでの間、ちょっと保育所で見るという形での対応をしている。そういう面も含めまして、町立保育所につきましては4か所全て看護師のほうは配置しているといったような状況でございます。

今、議員からもお話がございました貝塚市の病児・病後児保育、こちらにつきましても、我々もいろいろ貝塚市と話は進めてございます。そのような状況の中で、我々もそういったところも一つとして検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）すみません。よろしく申し上げます。

次、2点目へいきます。

具体的に、保護者の方からお昼寝用の布団のお持ち帰りが負担やという、そういったお声がありました。レンタルで対応している市町もあります。希望者にはレンタルで対応できないでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）お昼寝用の布団のレンタル対応についてご答弁申し上げます。

まず、本町における町立保育所や民間保育所等におきましては、レンタル対応は実施しておらず、現状を申し上げますと、保護者の皆様には毎週、月曜日のお子さんの登所に合わせて昼寝用の布団をご持参いただき、金曜日もしくは週末にご家庭にお持ち帰りいただいて、シーツの洗濯あるいは布団乾燥などを各ご家庭でお願いしているところでございます。

しかしながら、保育の現場では、乳幼児あるいは多子での通園や天候などで一定配慮が必要なご家庭もございますので、このような場合には、シーツのみの持ち帰りなど臨機応変な対応を心がけながら、保護者の方のご負担が少しでも軽くなるように努めているところでございます。

議員ご指摘のとおり、保護者の選択によってレンタルでの対応をされている市町もございますが、衛生面での対応やレンタル料金の自己負担など課題もあろうかと存じます。つきましては、レンタルでの対応につきましては、保護者の皆様のご意見を参考とさせていただき、今後の検討課題というところで考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）保護者の方のアンケート、そういったものもしていただきましてご意見も聴取していただきたいと思うんですが、岸和田市や和泉市や忠岡町は市や町がレンタルしているんですね。だから、持っていくのはバスタオルだけでいいんです。荷物もバスタオルだけ、お着替えとかおむつとかの荷物もありますが、まして大きな布団を持っていかなくてバスタオルでいいわけなんです。その辺のところの負担の軽減というものはすごく大きいかと思えます。

今、利用者の負担というところですが、それでも借りたいという人もあるかもしれません。今、幼児教育無償化になりましたので、泉佐野市は1か月1,000円でレンタルしているというところで聞いております。業者と直接保護者がレンタル契約しているみたいなんですが、そういったことで取り組んでいるというふうにも聞いております。本当に保護者の方、お母さんの負担の軽減というところ、そういったものも考えながら前向きに検討していただきたいなと思うんです。

本当に赤ちゃん、また幼児の手を引きながら布団を持って、そしてまたお着替えやおむつを持って送り迎えしなければならない負担というのは、すごく大きいかと思うんです。1か所ならいいですが、2か所行かないといけないご家庭もあるかと思うんです。また、自転車で布団を積んでいくのも大変です。子どもも乗せて、大変な姿を見ます。そういう悲痛な声を聞かせていただいたんですが、東保育所は車でいきますが、結局、駐車場は向かいにあるので、道を渡っていかないといけない、横断歩道を。荷物をたくさん持って子どもの手を引きながら道を渡って、またスロープを上がっていかないといけない。本当に負担が大きいんですね。それが布団じゃなくてバスタオルだったら、小さなかばんでもいけるわけなんです。そういった小さな声への配慮というものも必要かと思うんですね。

子育てしやすいまちというところにつきましては、そんな小さなお声にもしっかり耳を傾ける、そういったところから子育てしやすい、子育てに優しいまちづくりになるかなというふうに思っております。昨日も町長の所信表明の中で、心のこもった行政運営を行ってまいりますと言っておられました。そのような子育てしていらっしゃるお母様の小さなお声を聴いていくことも、心のこもった行政運営の一つになるかと思うんですが、町長、どのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議員おっしゃるとおりで、心のこもった行政サービスとは何か、いただいたご意見を重々検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） よろしくお願ひいたします。ちょうど時間となりました。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君） 以上で、渡辺議員の質問を終わります。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 議長の指名がありましたので、私から質問させていただきます。

今回は3点について質問させていただきます。介護問題、教育問題、男女共同参画プランについて質問します。

まず初めに、介護問題、地域包括ケアシステムについてです。

私の資料を見ていただけますでしょうか。

国は、団塊の世代が75歳以上になる2025年度を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されますよう、地域包括ケアシステムの構築を実現していきますと述べています。今、地域包括ケアシステムの構築はどのくらい進んでいますか、ひまわりネットなどでの話合いはどのようにされていますか、お答えをよろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、ご質問の1点目、地域包括ケアシステムの構築に関するひまわりネットなどでの話合いにつきましてご答弁申し上げます。

本町では、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、近隣市町に先駆け、平成24年度から町内の医師、薬剤師などの医療関係者やケアマネジャーなどの介護関係者で構成される医療介護ネットワーク連絡会、通称ひまわりネットを立ち上げ、医療と介護の連携強化を図っており、現在では140名を超える多職種で構成される組織に発展しております。

ご質問のひまわりネットにおける話合いの成果でございますが、地域における医療・介護資源を把握し、そのガイドマップを作成し情報共有を図ったり、医療介護連携マニュアルの作成や在宅医療の普及啓発イベントの開催などを行ってまいりました。

また、平成30年度からは、医療介護連携においてターミナルケアや認知症対策などの課題を抽出し、それを解決するためのワーキングなどを実施し、連携強化に取り組んだところでございます。

さらに、本町をはじめとする3市3町では、泉佐野泉南医師会に在宅医療・介護連携事業を委託することにより、各関係者の情報共有や当該連携の切れ目ない提供体制を広域的に構築できるよう取り組んでおります。

今後も、高齢になっても自分らしく、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるまちを目指し、ひまわりネットを中心に、泉佐野泉南医師会をはじめ関係機関とともに、在宅医療・介護連携はもとより、認知症施策、介護予防事業、生活支援体制の整備を推進することにより、熊取町らしい地域包括ケアシステムをつくり上げてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございました。

今、訪問診療の先生の数は何名ぐらいでしょうか。また、今何名ぐらいの方をケアされているのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） ドクターの人数ではちょっと把握できなかったんですけども、一般診療所の箇所数で申し上げますと、7か所の診療所が訪問診療を行っていただいております。直近で申し上げますと、1年間の延べ件数で1,115件対応していただいているというようになっております。

本町において在宅医療については、やっぱりひまわりネットの横の連携、また在宅診療についての意識を先生方は深めていただいているというふうに考えておりますので、ほかのまちと比べてもかなりの診療所数に対応していただいていると思っておりますし、件数においても全国平均、また府平均においてもかなり上回っているというような状況で、熊取町はそういった意味では進んでいるまちというふうに自負しております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。本当に先生中心に、熊取町は地域での取組は進んでいるように私も感じております。ですが、今介護が始まって20年たって、いろいろな深刻な課題に直面しております。国は、少子高齢化の中で制度を維持するために負担増、給付削減策を打ち出しています。それにより、主に介護料の家族負担、介護心中や介護殺人、介護退職、毎年10万人前後が退職しているそうです。介護費用の経済的負担、介護貧乏、介護破産、それらも起こっているようです。特養ホーム待機者、退院後行き先がない介護難民、そのような事態もあります。人手不足で人材確保困難、介護崩壊も起こっているところもあるようです。いきいきくまとり高齢者計画2018によりますと、2025年には高齢者は1万2,512名、高齢者率30%になります。前期高齢者より後期高齢者が多くなる逆転現象が起こってくるようです。

後期高齢者の75歳を過ぎてきますと、健康年齢もなかなか難しくなってくるかと思えますし、介護を必要とする人がどんどんこれから増えてくるかと思えますが、地域包括ケアシステムをもっとよりよく構築して介護サービスの充実が図られていくのかと。これ以上、先生の数も足りないし、先生も高齢になると介護診療はちょっとというふうな方が、私も何人かの先生に尋ねますと、そうおっしゃっている先生もありました。今以上にいろいろな介護が増えてくるかと思えます。必要な人に必要な介護が行き渡らないというような状況が生まれるのではないかと今心配しています。

介護費は払っているけれども受ける介護がない、そのような事態が起こってくるのではないかと心配をしていますので、ぜひ第8期介護保険事業計画では、いろいろな具体的な介護サービスの確保についてご議論願って、介護制度が続いていけるようなことをどうしたらいいのかというのは、私どもも75歳以上になってきて、どこへ行けばいいのかということと重なってきますので、ほんまに不安が多くなってきております。ぜひとも、第8期ではいろいろな介護サービスについてご議論いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 今回ご質問の地域包括ケアシステムについて、まさにこの中身が今これから一番大事になってくる、要は介護予防をしっかりしようと、そのための国から出された考え方でございます。したがって、1つ例に挙げればタピオステーション、皆さんが集って運動していただいで、介護に至るまでの体力をしっかりと整えていただこうと、そういったことをこれからの計画の中にしっかりと盛り込んで取り組んでいきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 介護ステーション、介護のタピオ体操もすてきな制度やと思えますし、桜が丘でも皆さんすごく熱心に取り組んでいらっしゃるし、健康寿命を延ばそうと頑張っておられます。でも、どうしても8代になりますと、やはり幾らいろいろなことをしていても、病気で介護が必要になったりという方が少しずつ少しずつ増えてきております。

また、逆転現象が起こったときに、もう制度自体が40代から今65歳まで頂いているお金では不足なくなってくるというふうなことも考えられるのではないかとというふうな、また、0歳から介護保険を払ってもらうというような意見が出てきたりしていますけれども、それはあまりにもかわいそう。おぎやあと産まれて国保料を払わされるだけでもかわいそうだと思うのに、この次におぎやあと産まれてすぐに介護保険料を払わされるというのは非常に残酷な話だと思いますので、そういう

ことがないように、私どもも健康には気をつけて頑張っていきたいと思いますが、なるべく、倒れたときにはどこかに入れるという、どこかで介護が受けられるという状況を2025年にも続けて、今でしたら何とかどこかに入れるというふうな状況は熊取町ではあるようですけれども、山間部のほうに行ったりとか、いろいろな町やら何かの事情でそういうこともだんだん難しくなっているというふうなことをお聞きしますので、またよろしくお願ひ申し上げます。

では、次の質問に移ります。

地域ケアシステムの中で、小規模多機能型居宅介護施設がなくなってしまいました。私は、介護士から小規模多機能型居宅介護施設は1つの施設で居宅介護、デイサービス、ショートステイなどが受けられ、介護を受けていて家の人が疲れるとすぐに預けられるいい施設なのよと聞いていました。なぜ続けられなかったのでしょうか、お答えをお願いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の2点目、小規模多機能型居宅介護施設がなくなってしまった理由と使い良い施設の設置につきましてご答弁申し上げます。

本町におきましては、小規模多機能型居宅介護施設は平成27年3月末時点で2か所ございましたが、そのうち1か所は同年9月30日をもって、また、他の1か所につきましても平成31年3月31日をもって事業を廃止しております。廃止の理由でございますが、いずれも経営不振により運営面で厳しい状況となったことによるものと聞いております。

本町としましては、小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスの一つで、住み慣れた地域での生活を支える重要なサービスと考えており、今後、高齢者の増加や介護離職防止のため需要の増加が見込まれることから、次の第8期いきいきくまとり高齢者計画の策定に当たり、アンケート調査を実施し、利用者のニーズやサービスにおける課題を把握し、当該介護サービスの整備の必要性などについて検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。ぜひ、もし手を挙げる経営者などがありましたら、再建というんですか、また造っていつていただけたらなというふうに考えております。

なくなった小規模多機能施設を利用していた方は、ほかの施設に移ったり同じような介護を受けられたのでしょうか、その辺についてお答えをお願いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）このような介護事業所が廃止されたことに伴いまして、その利用者なんですけれども、小規模多機能型のサービスにつきましてはヘルパー事業所、またデイサービスの事業所、ショートステイの事業所、これらが組み合わさったサービスでございますので、熊取町におきましては、それぞれのサービス事業所は非常に充実しているような町でございます。ですので、一遍に総合的に受けられるような環境というのはございませんけれども、それぞれの事業所、その方に合ったサービスをそれぞれ提供していただけるように、ケアマネジャーとともにそこへつないでいったというようなことを聞いております。ですので、大きな混乱はなかったということで聞いております。

以上です。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。小規模多機能型介護施設が今、介護付高齢者住宅になっています。介護付高齢者住宅が悪いとは言いませんが、介護施設が介護付高齢者住宅になるのは何か忍びない思いがいたしました。また、ぜひいい方向で再建されることを願って、次の質問に移らせていただきます。

教育問題について質問します。35人以下学級についてお聞きします。

本当に今の先生は多忙で、ある先生に聞きましたら、35人以下学級もしてほしいしチームティー

チングの先生も欲しい、先生は忙し過ぎる、人が足りない、生徒も個性的で、個人的対応が急に必要になる場合もしばしばあると言っていました。大阪府は、チームティーチングの先生も利用して35人以下学級をしてもよいと言いましたが、熊取町は学校での判断で35人学級を考えるとと言われておりました。その後どうなったか、お答えいただけませんか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、鯉谷議員の学校教育についてのご質問の1つ目、先生を増やし、35人以下学級を実施し、先生の負担を軽減することについてのご質問にご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、教員の長時間労働が大きな問題となっており、働き方改革を進めることが重要課題となっております。本町といたしましては、教員の負担軽減のために、タイムレコーダーによる客観的な時間管理の実施や熊取町部活動の在り方に関する方針を策定し、部活動の練習時間等に関する規定を設けました。

また、来年度は、学校完全閉庁日やゆとり旬間の設置、遅い時間帯には留守番電話にすることができる機能を持つ電話機の導入のための予算も計上しております。さらに、各学校においても行事の見直し等に取り組んでいるところでございます。

議員からご意見をいただいております35人以下学級の実施による負担軽減につきましては、現在、議員の皆様にもお力添えをいただき、直接、大阪府や国への要望を提出していただいております。また、教育委員会といたしましても、大阪府や国に対し、35人以下学級実現のため今後も要望を続けてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）先ほど申しました今度の府のほうの35人以下学級をしてもよいということに対して、学校の判断にお任せするみたいなお返事でしたが、その辺についてはどうなりましたでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今現在の予定では、小学校に関してはいわゆる35人以下学級ではなくて、全ての小学校が分割による習熟度であるとかクラスを分けた少人数指導を行うというふうなことで学校が考えているということ、それからあと、中学校につきましては、1中学校が35人以下学級を実施するという方向で今計画して動いているという状況でございます。これは、あくまで学校の状況であるとか、学校がどこへ重点を置いて子どもたちの教育を進めたいかというふうなことの中での判断結果であるというふうなことです。それについては、学校の状況であるとか教職員の状況等を踏まえて慎重に検討していただいているかなというふうに思っております。

ただ、35人以下学級であろうが少人数であろうが、やっぱりしっかりと子どもを見ていく。鯉谷議員もおっしゃってくださっていますように、子ども一人一人をちゃんと見て充実させていくということは重要だと思っていますので、その辺りについてはしっかりと教育委員会としても指導のほうはしてまいりたいと考えております。

議長（矢野正憲君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）熊取町は、学習ボランティア80名とかインターンシップの配置47名とか、個人指導はかなり行き届いて、いい教育をされていると思うんです。35人以下学級にするということで先生の負担というんですか、家に持って帰って点つけをすとか、そういうことをよく聞きますので、その数も少なくなればそれだけ仕事量も減りますし、40人というところではちょっと大変なところがあるかと思うんですけれども、40人の学級というのは、小学校、中学校を通じてあるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今の3月の頭ですので、まだまだ転出入の状況の動きもありますが、現段階で40人かつかつのクラスというのは全くないです。一番多くて、小学校で1学年のみ38人というのがありますけれども、それ以外は36人であったりとか37人であったりというような

状況で、若干のオーバーという形で、40人かつかつというところはございません。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 36人、37人でも、2クラスが3クラスになれば、かなり子どもの数が減るのではないかなというふうな感じがします。

もう一つお聴きしたいのは、2年生から3年生に今度上がる子どもたちの中で、3クラスが2クラスになってしまうというふうなところはございますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 1校だけ小学校でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） そこだけでも35人以下学級にするというふうなお考えは……。3年生というと、やっぱりギャングエイジで、とても先生にとっては大変な学年だと思うんです。それを考えると、そこだけでもできるというふうなことは考えられないでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 学校としても、その辺りはやっぱり慎重に考えてくださったと思っています。現状で、今までもご質問の中で過去のご答弁でも申し上げてまいりましたとおり、先生方の状況、若手が増えてきたという中で、実は、まだ新しい年度まで20数日あるんですけれども、現段階で講師の先生を探すというふうなことに対して今かなり苦勞しているというのが正直なところでして、そやから、当然ながらしっかり1つのクラスをまとめ上げてくれるというのは教師の間違いなく仕事であるわけなんですけれども、そういった中で、なかなか学校の様々な状況等を判断する中で、少人数にするか、それとも1学級増やして35人以下にするかというふうなところのいろんな検討の中で、最終こういった形を取るということになっています。当然、今ご指摘いただいたように、クラスが3から2になるというふうなこともある状況の中で、そこについてはもうしっかりと学校のほうでは、子どもたちの様子等を見ながら指導はちゃんとしていきたいというふうにもお話はしてもらっております。その辺りについてはしっかりと教育委員会のほうでも、サポート等も含めて取組はしてまいりたいというふうな思っております。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） もう一つ、支援学級へ通うお子さんがいらっしゃると思うんですけれども、支援学級の子どもたちをダブルカウントして35人以下学級になるというふうな学年はありませんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 今お話がありました支援学級の子どもの数については除外して考えておりますので、だからダブルカウントというのは、基本、あくまで国の基準の中でクラス編制はしないといけないということになっています。支援学級には支援学級の担任というのが1人ついて、1つのクラスとしてきちり独立した形で先生方の数が決まってくるということですので、現段階では、このダブルカウントについても、府等には我々も要望はさせていただいているのは事実です。ですから、今後も含めて、やっぱり国や府に対して、議員の皆様方がわざわざ国にまで足を運んでいただいてご要望していただいているということは、とても教育委員会としてもありがたいなというふうな思っておりますので、教育委員会としてもそういったところで国や府に対する35人学級実現の要望の努力はしてまいりたいというふうな思っております。ご理解いただければありがたいかなと思っております。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 支援学級に通う子どもたちも、やっぱりクラスに帰ってきて給食指導やら、それからまた個人的な担任の先生の指導とか、やはり担任の先生にご苦勞をかけないと支援学級の子どもたちも普通クラスの子どもたちとなじんでいけないというふうな、先生にとっては仕事が増える、

大変な思いをするというふうな、それは仕事やから仕方がないといえば仕方がないんですけど、でもやはりその辺のことも考えていただけて、ダブルカウントにさせていただいて35人以下学級になるというクラスがあれば、していただけたらありがたいかなと思うんです。それは無理でしょうか。議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）ダブルカウントというのはなかなか難しいという現状は実際ございます。ただ、支援学級の子どもたちが例えばクラスに戻ってくる場合には、当然支援学級の担任、それからクラスの担任、それに加えて介助員のほうも入れさせていただいていますし、言っているように学習支援ボランティアもいます。そういった者が子どもの状況等をしっかり把握しながらどう指導していくかということも考えていますし、ある意味支援、学級の子どもたちも、やっぱり将来の大きな目標というのは、社会的な自立なんです。だから、自分でできることについては自分でやるというふうな指導も中には必要かなと思っていますので、そういったことも含めて、何人かの教員やら専門家がしっかりチームを組んで支援をしていけたらいいかなと思っています。ダブルカウントが難しいという状況の中では、今ある資源の中でそういった形で充実した教育を進めていきたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。なかなか難しい問題であると思うんですけど、子どもたちは今を生きているんです。だから、今の子どもたちにベストの教育を与えてやっていただきたいという思いがすごくするんです。だから、何年か先に35人学級になってよかったねというよりも、今少しでも努力して、今の子どもたちに35人学級になったよというふうなところを、熊取町としても35人学級をやっているよということがあれば、また転入してきてくださるといような方々も増えてくるのではないかなというふうに感じます。

熊取町の教育はいいということはあちらこちらから聞くんですけども、またそれをもう一ついい教育をしているというところ辺で、子どもの数も35人以下学級でやっているというところ辺は、なるべく早くしていただきたいと思います。

今の子どもたちは今生きていて、これから未来をつくっていきます。今の子どもたちにいい教育を与えられないと未来をつくっていきません。教員は深い知識、専門的な技能を必要とする職業です。そのためには教育者としての研究、自覚を高めることが必要です。それらが人間らしい生活の中で保障されなければ、また同時に、自主性や自律性も必要です。ところが、教員は異常な労働条件の中で、人格を高める時間も自律性も奪われています。神戸市で先生が先生をいじめるという異常な事件が起きました。先生の今の状況を考えると、またどこかでこんな問題が起これるのではないかと不安を持ちます。先生の負担を減らしていただきたいと思います。どうかよろしくご理解いただきまして、お願いいたしておきます。

次に、全国の学力テスト、府のチャレンジテスト、大阪府は令和3年度より小学校5年生で府下統一テストを実施することを決めました。テストによって学力の底上げができるのでしょうか。私の資料に大阪府のコメントを載せさせていただいております。お答えをよろしく願いいたします。議長（矢野正憲君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）では、2つ目のご質問、国の全国学力・学習状況調査、大阪府の中学生チャレンジテスト、また、大阪府は令和3年度より小学5年生で統一テストを実施しようとしている。テストによって学力の底上げはできるのかについてご答弁申し上げます。

全国学力・学習状況調査や大阪府チャレンジテストの主な目的は、児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクル、いわゆるPDCAサイクルを確立するというものです。

教育委員会及び各学校においては、調査結果の分析を行い、子どもたちに何が身につく、何が十分身につけていないのかを明確にすることで、取組を検証・改善し、教育の質の向上を図っている

ところでは。

また、令和3年度からは、大阪府において小学校5、6年生を対象とした学力調査やアンケート調査が実施されます。その目的としましては、児童が全ての教育活動の基盤となる言語能力、読解力等生涯にわたる学力等を着実につけるとともに、小学校で児童の学力を向上させるためのPDCAサイクルを確立するというものであり、決して得点を上げるための取組ではないと捉えております。

言語能力につきましては、人との関わり、物事を深く考える際、そして今後複雑で予測困難な時代の中で、子どもたち一人一人が主体的に変化に向き合い、他者と協働しながら、よりよい社会を切り開くためには、とても大切な力であり、学校教育の中でしっかり育んでいかなければならないと考えております。

今後も、子どもたちに生涯にわたる学力である生きる力を育むため、学校と力を合わせ、学校や子どもの課題に正対した取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） PDCAサイクル、その結果を見て先生たちがまたその子に取り組んでいく、そういうことというのは、日常のテストとか日常の子どもたちの理解力とか、これだけたくさん個人的に指導していただける先生がいらっしゃいますので、テスト漬けと言ったらおかしいですけども、全国テストがありチャレンジテストがあり、また今度は小学校までテストがある、そういう大きなテストを見て、そういうテストというのはいわゆる学校のランクづけ、ここの学校はよくてここの学校はどうかというのが大阪府としてはよく見えますし、チャレンジテストなんかは学校間格差を入試に反映させるためにやっていくというふうな感じでしか捉えられないんですね。だから、そういうことをすることが子どもたちの能力を高めていくということにどうつながっていくのかというのが、なかなか理解できないという感じがします。

今、全国学力テストを見て秋田県が学力トップでした。秋田県がなぜトップなのかということは、表現する授業というのを小学校1年生から取り組んでいらっしゃるそうです。クラス全体で話し合いながら答えを探す授業が多いそうです。低学年から安心して、間違いを恐れず、自ら思考し、表現しながら学ぶ、そういう生徒が育ってきて、そして秋田県では早寝早起き、朝ご飯をしっかりと食べるという生活習慣が身につけているそうです。このような授業や生活指導は、人数が少なくても一人一人に寄り添えるという環境の中でできているのではないかとこのように私は感じています。テストをたくさんするよりも、そのような授業ができ、そしてそういうことができる環境をつくっていくということのほうが大切だと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 新学習指導要領が出ております。来年度からは小学校で、再来年度からは中学校で本格実施ということで、まさに国が求めている力というのは、今後、子どもたちが大人になったとき、どんな状況になっていくかわからない。そんな中で、自分が持っている知識を人と協力しながら使えるような知識、そのためには言語能力であったりとか表現する力が非常に大事であろうと。そういった力が十分ついているかどうかというのをはかるためのものが全国学力テストであったりとか大阪府のテストであるというふうに捉えております。ですので、当然そこを目指して各学校で授業研究しながら授業も行っております。併せて、そういった国の求める力、学習指導要領に基づいて授業を行っておりますので、そういったものを客観的にはかる材料が全国学力テスト等だというふうに考えております。

学校ではそういった結果を基に、当然教育委員会でもそうなんですけど、やはり現在、子どもたちにはなかなか語彙力が十分についていない。熊取町でも国・府の課題と同じような課題が見えています。本当に語彙力が少ないんですね、小・中学生を合わせて。語彙力を豊かにすることも大事だし、その語彙力をつけることで、読む力であったり表現する力、これをしっかりつけていきたい。

やっぱり今後生きていく上でそういった力が大事であろうということで、各学校で研究を進めております。

例えば、国語の授業づくりにおいて、最後には自分の考えを友達と交流して発表する機会であったり、授業のみならず、例えばことわざとかそういった言葉を知らない子どもたちも多いですので、そういったものを教室に掲示してあったり、あるいは先生独自で、学校によっては読む力を育成するプリントというのを作って、先生が自作で自分の感じていることを文章にして、それを子どもたちが読んで最後に問題に答えるというような取組をやっている学校もあります。各学校で工夫もやってくさっていますが、教育委員会としても、やはり子どもたちに語彙力であったりとか読む、表現する力をつけていきたいということで、今取組を進めていっているところです。

当然、全国学力テストの結果であったりチャレンジの結果を見て、あっ、この取組をやったからここが上がってきているなど、学校がやっている取組は、今までやっているのは合っているなどというようなことも確認しながら、逆に、なかなか伸びていないところについては取組をもう少し変えていかなあかんのじゃないかなと改善するというためにも、結果についてはそこを見ながらやっているという状況です。得点を上げるためのものではなく、取組を先生方が見て、子どもたちにしっかりやはり力をつけていきたいというのが大きな目標であるというふうに捉えて、現在進めているところです。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） なかなかたくさんしていただいているというのはよく分かるんですけども、先生が忙しい中で、そういうテストを判断し、テストの点数をちゃんとつけていくということとかいう、そういうふうな事務的な作業もかなり、国が行うとか府が行うようなテストで増えているのではないかなということ私は危惧するんですけども、その辺については全く心配なくていいことなんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 林教育委員会事務局理事。

理事、ちょっと声を張ってください。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） すみません。

全国学力テストであったりとかチャレンジテストについては、結果については国・府から送付されてきます。その結果を各子どもたちに配布するという作業は各学校においては発生しておりますが、採点をしたりとかということについては、もうしたものを送付いただいているというような状況であります。

その結果について分析するという事は各学校でもやっていただいておりますけれども、当然、教育委員会のほうでも担当者等を開いて各学校の分析結果を持ち寄りながら、各学校で効果的な分析をしているよ、あまり先生の大きな負担はなく、効果的な分析の仕方をやっているよというようなところも共有しながらやっておるというような状況です。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） そしたら、テストの結果などについては、先生の負担というのはあまりないというふうなことで理解していいんですね。分かりました。

本当にテストをしたから、そのテストによってこんな結果が出たからこういうふうになりましたというのであれば、そういう国のランクもいろいろと変わるかと思うんですけども、何かずっと同じような状況が、悪いところは悪いと、いろんな要素が混ざってきているなどという、町や市のレベルとかそういうのもいろいろと影響しているし、子どもたちの生活環境なんかも影響しているなどというふうな感じが見てとれてしまいますので、何か本当にテストだけして、ここがこういうふうになってこういうふうになりましたというふうな感じが取れるような結果があったらうなずけるんです。なかなかそこまで、ああここはこれだけ頑張りがあったからこれだけ上がりはったんやというふうなところが見えない。子どもたちの状況はあまり変わってきていないのかなというふうな感じ

で捉えてしまうという感じがしてしまうんですけども、その辺については、
議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず一つ、町や市町、都道府県の順位に関しては、熊取町では自らは公表を当然していない。つまり、順位がどうのこうのということが問題ではないというふうに思っています。

あと、先ほどあった常に上位を保っている都道府県に関して、これは表上は例えばこんな取組をして上がりましたというような話は聞くんですけども、またこれはもう違うところから話なので絶対そうかどうかは分かりませんが、毎年、全国学力テストに向けて、その都道府県でお仕事をされている先生方はすごいプレッシャーを感じてやっているということも聞いています。得点を上げるために持続するための努力。だから、子ども一人一人を見てこの子にどうしたいという努力じゃなくて、平均点を高いままで維持するための努力となると、テストの練習であったりというようなことももう数か月前からそれをして、すごいプレッシャーなんだという話も耳にしたことがあります。ただ、これが絶対事実かどうかはちょっと分からない。ただ、もしそういうことがあれば、今、議員がおっしゃっておられるとおり、先生方の負担になっているのかなという気がします。

だから、本町ではそういう得点がどうこうということは、全くではないですけども、出てきた結果についてはそこで課題を明らかにして次にどうしていこうかということを考えるということを中心に考えているので、また、子どもの教育をどう変えるかというのは先生のこれは仕事やと思っていますので、そういった意味で町では取り組んでいるというふうにご理解いただければありがたいと思います。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。またよろしく願いしておきます。

次に、男女共同参画プランについてお聞きします。

私は、平成22年と平成24年に同じような質問をしています。24年は第2次男女共同参画プランが作成される前でした。あれから7年がたち、平成30年には改訂版も作られています。男女共同参画プランにより、女性が参画する割合が多くなっていると思われませんが、次の質問にお答えください。

管理職に占める女性の割合は。育児休業を取得する男性の数は。介護休暇取得の男女の割合は。審議会における女性の割合は。パブリックモニターの男女の割合は。どうかよろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）鱧谷議員の男女共同参画プランの推進状況はのご質問についてご答弁いたします。

本町の第2次男女共同参画プランにつきましては、平成25年度からの10年間を計画期間として策定いたしました。その後、計画期間後半に向けて見直しを行い、平成30年度からの5年間について改訂版を策定したところでございます。

1番目の管理職に占める女性の割合につきましては、平成31年4月1日現在におきまして61名中13名でございます。平成22年4月1日時点では78名中13名で、女性管理職の人数は同じでございますが、全体に占める割合としては4.6ポイントの増加となっております。

続きまして、2番目の育児休業取得の男性職員数でございますが、平成29年度に男性職員1名が取得した状況でございます。

3番目の介護休暇取得の男女の割合でございます。平成30年度の状況でございますが、男性職員2名が取得しており、女性職員の取得はございませんでした。

4番目の審議会における女性の割合でございます。平成31年4月1日現在において、46審議会の委員数563名のうち、女性委員は135名、割合にして24.0%でございます。これは、平成22年4月1日時点での35審議会の委員数530名のうち、女性委員98名で割合が18.5%であったことと比較いたしますと、5.5ポイントの増加となっております。

最後に、5番目のパブリックモニターの男女の割合でございます。現任のモニターは、64名中27名が女性でございます。割合は42.2%でございます。これは、前任のモニターと比較いたしますと5.8ポイントの増加となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） ありがとうございます。

管理職につきましては、22年度は16.7%で、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画、何か冊子を出していらっしゃるんですけど、それによりますと25年度が16.9%、26年度が19.4%、27年度は19.7%になっております。

今、管理職についておっしゃっていただきましたけれども、パーセンテージについては31年度はどのくらいになりますでしょうか。ちょっとパーセンテージでしか私は出していなかったんですが。

議長（矢野正憲君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） 令和元年度の状況を申し上げます。管理職数61名、そのうち13名ということで、21.3%ということでございます。

議長（矢野正憲君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 分かりました。ありがとうございます。

育児休業を取得する男性の数につきましては、15年度から22年度の間に男性が1人、2か月だけ取られたと前の質問のときにお聞きいたしております。女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画では、25年から3年において配偶者の出産育児については過半数が取得しているが、育児休業を取得する男性はいない状況だと述べていらっしゃいます。今回、男性が2名というのは、これは育児休業でしたか。介護休暇やったかどっち。育児休業は男性2名が取られたということでお聞き……。

議長（矢野正憲君） 介護。鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 介護のほうが2名でしたか。ちょっと逆さまに書いて、すみません。もう一回お願いします。

議長（矢野正憲君） ちょっと待つて。整理しましょうか。林総務部長。

総務部長（林 利秀君） もう一度申し上げます。

育児休業につきましては、平成29年度に男性職員1名が取得した状況です。よろしいですか。

（「はい、分かりました」の声あり）

総務部長（林 利秀君） 介護休暇も申し上げますか。

（「介護休暇は男性2名で女性がゼロ」の声あり）

総務部長（林 利秀君） そのとおりです。

議長（矢野正憲君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 分かりました。ありがとうございます。すみません。

女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画では、25年から3年間に於いて配偶者の出産については過半数が取得しているが、育児休業を取得する男性はいないと述べていらっしゃいます。目標として、平成31年度末までに10%にしますようになっていて、31年度はもう終わってしまっているんですけど、どのような何か取組をされたというふうなことはございますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） いわゆる研修につきましては、管理職研修のところでも不定期ですけども実施してございます。一定、先ほど29年度に1名1か月半取ったという職員がいるということなんですけれども、実は今月、3月の下旬から約1か月取得しますということで申請は上がってきている男性職員は1名います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）ありがとうございました。

育児休業については、22年度に短期が2名だという答えでした。女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画によりますと、男性職員が子どもの看護休暇を25年に3人、26年に5人、27年に3人となっておりますが、介護休暇には書いてありませんでしたので、男性2人が取られたということで、介護休暇のほうもちょっと進んできたのかというふうな感じがいたしております。

審議会への女性の割合は、22年度には18.5%でした。今回ですが、24%ということなんですけれども、審議会の女性の参加は本当に婦人会の役員が、私、あちらこちらの審議会へ行くんですけれども、大体1人はいらっしゃっているというふうな状況をお見受けしたんです。今後、そういうところが女性を選出することができなくなってくると思うんですけれども、そのときの何か方法や、このパーセントを維持していくための方策とかがありましたらお伺いしたいと思うんです。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）議員おっしゃったように、審議会につきましては、例年少しずつでございますけれども、パーセントで言えば増えてきているような状況でございます。ただ、おっしゃったように、婦人会が解散という先を見据えてでございます。審議会の中で婦人会の方が委員になっているという状況は、12の審議会があるわけですが、当然その部分がなくなるということは、率としては下がってくるのかなということは承知してございます。ただ、婦人会の委員の部分につきましては、やはり今後の検討課題だというふうに重く受け止めてございます。具体的な策はどうか、検討していきたいというふうな状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）私が24年度に質問したときですか、第2次の計画をつくられるときに、それまで以前には女性のリストを作っていくというふうなことが第1回のほうには書かれていたんですが、それをなくしていきますというふうなご答弁をいただいたんですけれども、そのときに各課より、こういう女性がいらっしゃいますよというお声をしっかりと聞いて登用していきますというご回答をいただいております。そういうふうなところ辺りもう一度考え直していただきまして、こういう女性がいて、こういう人がいてというふうなことをいろいろなところでお聞きして、この方だったらこういう審議会に向いているのではないかというふうな情報というんですか、あらゆるところから集めていただけたらなというふうに、リストを作る作らないというのは別の話やと思っておりますけれども、そういうふうなことも感じております。

パブリックモニターの男女の割合については過半数に近いあれなんですけれども、これは、募集を何名かかけて、その中で手を挙げてきていただけるというふうにお聞きしていたんです。ランダムにかけはったのか、女性半数、男性半数で募集をかけたのか、その辺りについてのご事情は分かかりますでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）パブリックモニターの選出方法につきまして、一連の流れをご説明させていただきます。

住民基本台帳に記載されている18歳以上の方の中から1,000人を無作為抽出させていただきます。ただ、この1,000人を無作為抽出する際には、39の自治会がございます、39の自治会がバランスよく1,000人の数字を構築できるようにそれぞれの自治会ごとに案分した数字の1,000人を配ると。その中で、各自治会の住基の登録していただいている男女比もその際に算出させていただいて、各自治会の男女比に合わせてまた案分させていただいて1,000人を構築するというような形で、自治会ごと、そして男女の比に合わせて1,000人をつくるというふうな形で募集を一気にかけてみます。その中で、ご興味のある方が登録の申請をしていただくという形を取っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）女性で46%も参加していただけているということはすばらしいことだと思いますので、その方々のいろいろなコネクションを取るだろうと思いますので、その中からまた審議会などへの参画がいただけるような方も考えていただけたらなというふうに感じております。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）ちなみに、この4年間の実績を申し上げますと、平成28年は各審議会に男性3名、女性1名をここから選出させていただきました。平成29年には男性が4名、女性が2名輩出させていただいて、平成30年には男性が3名、女性5名に行っていただいています。令和元年になると男性が1名、女性が1名ということで、この4年間の実績の中で20名の方が各審議会に参画していただきまして、男性が11名、女性が9名ということで、非常に率としては高い輩出の実績となっているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。また今後ともよろしく願いしておきます。

フィンランドでは女性首相が誕生し、育児休業を男女が同じだけの長さにしようとしております。初めの1か月は産休で、その後お母さんが7か月、その後お父さんが7か月とし、実際の運用に柔軟性を持たせながら、男性の育児休業を長くすることを目指しております。また、新しい教育方針では、積極的に社会に関わる責任ある市民と新たなことを学べる人づくりが目指されています。今勉強していることが50年後に通用するかどうかわからないこの時代、知識を学ぶのではなく、学び方を学び、自分で自立して考えていく力、新しいものを常に吸収していける人間を育てることをより重視する内容になったそうです。

マリン首相は声明で、社会の強みは、いかに弱者が尊厳を持って生きていけるかだと語りました。教育と福祉の機会が平等に与えられることが大切だと述べました。国会議員の46%、閣僚は19人中12人が女性で、国政では男女平等が実現しております。日本でも、時間はかかると思いますが、男女平等を目指して頑張っていきましょう。女性問題は男性の問題です。よろしくお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、鱧谷議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「12時01分」から「13時00分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、私から一般質問させていただきます。

まず初めに、高すぎる国民健康保険料についてお伺いします。

国民健康保険事業が大阪府に統一されて3年目を迎える令和2年度の保険料率についてお聞きいたします。

単独で行われた平成29年度までは国保料について独自で計算されましたが、平成30年度から大阪府の事業となり、同時に条例改正も行われ、熊取町の保険料は大阪府の決める保険料率で行われることになりました。経過措置として激変緩和措置期間が6年間設けられました。熊取町は、府からの激変緩和措置の財源はありませんが、国保会計内で独自で減免を2年間行う努力をやってきました。しかし、保険料は下がるどころかどんどん上がり、住民の暮らしを圧迫しています。

そこでお聞きします。資料にもつけておりますので、一緒にご覧ください。

大阪府から1月17日に令和2年度国保市町村標準保険料率の算定結果が出されました。医療分の所得割が8.57%から9.05%へ、医療分の均等割、平等割も増額です。賦課限度額は58万円から61万

円に上がりました。

熊取町は、令和元年度については府の激変緩和措置の対象ではないので、町独自で激変緩和措置を行っています。特に大きく影響のある低所得者に対して、平等割の減額で令和元年度は激変緩和措置を行いました。令和2年度の保険料の算定について現在の状況はいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、江川議員のおっしゃるご質問の高すぎる国民健康保険料についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の令和2年度の保険料の算定状況についてでございますが、議員各位には1月17日に大阪府から令和2年度市町村標準保険料率が示された資料と、それから2月17日に開催いたしております国民健康保険運営協議会の資料を事前に情報提供させていただいており、現状では、令和2年度標準保険料率と、それから令和元年度の本庁独自軽減後の保険料率を比較した場合の一覧表をお示しさせていただいております。江川議員のほうで資料としてご提示いただいた分そのものがございます。これでご覧いただいたとおり、年間保険料額での比較でございます。単身世帯での所得なしの場合で2,743円、12.0%の増と最も影響が大きく、続いて2人世帯で所得なしの場合で3,466円、10.1%の増と、増加率が10%以上というふうになってございます。

令和2年度におきましても、本年度に引き続き、繰越金や国保財政調整基金など保険料算定の際に投入できる財源を見込めれば、可能な範囲で活用することで保険料額の負担軽減を図りたいと考えておるところでございます。これは、申し訳ございませんが、幾度となくご説明申し上げますとおろし、収支が見通せるのが4月以降となるため、現段階で具体的にお示しできる状況にはございません。

今後、これから5月になりますと開催予定の国民健康保険運営協議会にお諮りすべく、現在準備を進めておるところでございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。議員のほうにも一応説明していただいて、出た結果、今答弁でありましたが、値上げになると。毎回、令和2年度も値上げになるという結果です。一番大きいところが12%、次に10.1%と、全体的に値上げになる状況ですね。これが大阪府が示した標準保険料率であるということで、均等割も平等割も、この表で見る限り上がっております。

昨年度は、ここの平等割の部分で2万7,029円のところで、町独自の激変緩和措置を行ってこの影響分を抑えることによって、多くの世帯が保険料の上がり幅をちょっと下げたという、そういう激変緩和措置をやったということです。大変少ない財源の中でいろいろ検討された結果だと思えます。

今年度も、この伸び率が25%増減として、今平等割を見ていますが、そのような数字が府からはじき出されて、これをどうするかということが具体的に4月以降に決算が出た時点で、黒字分ですか、そういった保険料の中でどうするかという検討を始めて、5月の運営協議会で決めるというご答弁でしたね。毎回同じことを言っているの、よく分かりました。一つ言えることは、来年も保険料が上がるということは間違いないということですよ。

それでは、次の質問に入りますが、値上げ幅の多い低所得者に対する措置は検討してきたと、これまでね。それで、効果として、それでも感じないほどの値上げが全体で行われています。しかも、子どもが生まれ家族が増えると同時に加算されるのが均等割。均等割医療分が3万2,015円、それと後期支援分9,358円、合計1人当たり4万1,373円が発生します。これは何とかしてほしいということで、多子減免の要望をこれまでも何度かさせていただいているんですが、審議の状況は話合いのテーブルにのっていますか。その辺お伺いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、1点目の後段のほうになります。ご質問にお答えします。

次に、均等割の多子減免制度の導入に関してでございますが、本町では、平成30年度の国保の都

道府県化に際しまして、減免基準につきましても大阪府国民健康保険運営方針に定める府内統一基準を適用し、この基準に基づき、災害や失業等で保険料のお支払いが困難な方に対し、個別ケースで丁寧に対応をしておるところでございます。

ご提案の多子減免制度につきましては、現時点では府の定める基準に規定がございません。また、近隣自治体で導入しているそういった事例もございません。また、この制度を導入するとなれば継続的に保険料等で新たなご負担を求めることとなります。そういったことで、町独自で財源を確保する必要がございます。

さらに、減免基準については、保険料率と同様、令和6年度以降府内各市町村で、これは標準化されますので、このような状況におきまして町独自に減免制度を拡充するということは現状、考えてございません。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。今の状態では、府の段階ではこういう多子減免についてはテーブルにのっていないので、ぜひ熊取町からも大阪府にそういった要望を出していただきたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）多子減免の話につきましては、テーブルの上に正式にのっているわけではございませんが、話としてはそういう話が出たというような情報は聞いてございます。ただ、多子世帯に対するいわゆる軽減、これはそもそも、法定軽減の中で既に世帯人数に応じて軽減の基準が広がるという制度が国のほうで設けられてございます。こういったことで一定の手当てがなされておるとような状況もございまして、やはりこの辺り、先ほどの答弁でも申しましたとおり、この制度の導入についてはかなり慎重な検討が必要になってくるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）法定減免というのがあるので、それで対象になる方はそれで減免される。けども、法定減免に値しないちょっと収入の多い方、そういう方に対しても子どもが生まれたから負担が増える。ほかの保険ではそんな扶養家族に合わせて均等割というものがないのに、国保についてはそういう家族が増えると負担しなければいけないという制度はおかしいということは声を上げてほしいと思います。私たちも、引き続き声を上げていきたいと思います。

持続可能な制度ということで都道府県単位化が始まっていますが、全国の動きでは大阪府のような統一は行っていないところがあります。全国の都道府県の動きと大阪府の違いを認識し、今、国民健康保険事業を熊取町として取り組んでいるのか、そこをお伺いいたします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）続きまして、2点目の全国の都道府県の動きと大阪府の違いを認識して取り組んでいるのかというご質問にご答弁申し上げます。

国保の保険料水準の統一につきましては、国の納付金等算定ガイドラインにおいて、将来的に同一都道府県内において同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となるよう平準化を目指すということとされております。大阪府では、他の都道府県に先駆けまして平成30年度から6年間の経過措置期間を設けた上で統一化いたしました。北海道、それから福島県、奈良県、広島県、沖縄県は令和6年度までに、和歌山県と佐賀県が令和9年度までを目標に、それぞれ具体的な時期を定め、統一化に向けた検討を進めております。また、滋賀県では令和6年度以降のできるだけ早い時期に統一化を目指しておる状況ということでございます。

なお、時期を明確にしていないその他の都府県におきましても、将来的には統一化を目指すことを前提に取り組んでおるものというふうに認識しておるものでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）現状はそういうことだということで、一定つかんでいるということですね。分かりました。

資料の裏側、ちょっと話が戻りますけれども、近隣の自治体の状況が出ています。令和2年度については統一がA、B、C、Eと行くと。Dは標準保険料率だと。Gと熊取町が独自だということが令和2年度の予定だと。令和元年度については熊取町はこのようになっていて、独自減免も行った上で全体で6位の水準ということなんですが、令和2年度については、これはどういった形になりますでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 令和2年度につきましては、そこにお示しのとおり「（括弧）」予定ということでしか今申し上げられませんが、電話等の聞き取りによりまして、そこに書かせていただいているとおり、統一保険料率というのは大阪府が示す料率をそのまま適用するという意味でございます。

それから、この表でDのところは標準保険料率、これは、大阪府が示した保険料率を激変緩和を大阪府が実施した後の料率をそのまま適用するというものでございます。

それから、Eはもちろん統一料率、そしてFは、今時点で検討中やということで、統一なのか、あるいは令和元年と同じような独自のことをするのか、それを今検討中であるということでございます。

それから、Gと本町につきましては、令和元年度と同様、財源が確保できればその範囲内において独自の経過措置、激変緩和を設けるといふふうに、今の時点の予定というふうにこの表をご覧くださいいただければと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。令和2年度、この数字を今発表されている数字に当てはめていくと、今回は6位、7位、そういったところか、もう1位になる数字だなというふうに感じるんですが、2019年度で統一保険料を採用している自治体というのが大阪府下で10自治体あると言われてます。その中で、近隣では岸和田市、貝塚市、泉佐野市、阪南市などあるんですが、その市は府からの激変緩和措置を受けているんです。そういった実態があります。それから、大阪府がこの料率を採用しているのは全国でトップクラスの数字だということです。ですから全国が、統一したらどうなるかという大阪を注目している状態にあります。

2018年から2020年にかけての激変緩和前の必要保険料率の比較によりますと、大阪府の全体の保険料の平均が14万8,247円に対して、岸和田市は激変緩和措置、大阪府のを受けていますので14万5,751円、貝塚市は14万4,780円、泉佐野市は14万6,403円で、阪南市が14万1,704円なんです。熊取町は大阪府からの激変緩和措置がありませんので、出された数字のとおり15万2,826円という数字になっております。そういう部分でも、大阪府からの激変緩和措置がないということが、熊取町の本算定による保険料比較によって大阪府下から見れば高い保険料の水準の位置にある自治体であるということなんです。

それから、大阪府の2018年度の国保特別会計決算は黒字になっています。単年度では73.8億円の黒字だということで、2019年度は決算がまだなので明らかではありませんが、そういった状態があります。

そもそも、大阪府の1人当たりの医療費が全国で高いのかといいますと、中位以下なんです。これは、2019年12月16日付の「国保実務」掲載の平成29年度、30年度市町村国保1人当たりの医療費の都道府県順位では、大阪府はいずれの年も27位、29年度では36万9,101円、30年度では37万3,735円で、全国でも中くらいより少し下なんです。いずれの年も1位は島根県の44万6,285円、2位は

山口県の44万5,968円、この両県の標準保険料率は全国のトップクラスになるはずなんです、医療費だけで保険料が決まるのであれば。でも実際は違うんです。2018年度の島根県の医療分の所得割は7.18、均等割が4万817円、2019年度の山口県では所得割が8.21で均等割が4万7,464円ということで、先ほど資料を出させてもらいました大阪府の分と比べると、大阪府は9.05が島根県では2018年度は7.18、均等割が4万817円というのは、大阪府は2分割しているので均等割と平等割を足した金額になります。山口県では、平成19年度の数字では8.21で、均等割と平等割を足した分が4万7,464円、こういうことでありますので一応紹介しておきます。

大阪府が高くなっているということを確認した上で、やはり取り組んでいかなければいけないと思うところです。ですが、条例改正もされて、大阪府は全国でも初めて統一で進む府なので、このやり方については、2020年度は大阪府国保運営方針の見直しの年でもあります。大阪府及び調整会議等に向けた取組が行われてまいります。そういった中で現状をきちんと話した上で、大阪府の言ったことをうのみにすることではなく、住民の暮らしを考えて意見をぜひ上げてほしいなというのを切に思っております。いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）いろいろと数字も挙げていただきまして、ご説明ありがとうございます。

幾つかちょっと反論というか、こちらの数字をもう一度説明させていただきたいんですけども、岸和田市は激変緩和を受けてございません。先ほどから大阪府の激変緩和を受けておるということをおっしゃっておりますけれども、岸和田市は激変緩和はを受けてございません。それがまず1点でございます。

それから、大阪府の統一料率を採用しているのが10団体ということでございます。これは、大阪府の激変緩和を受けず、なおかつ統一の料率を採用しているのが10団体でございます。それから2団体が、これは近隣でも1団体ございますけれども、これが激変緩和を受けて大阪府の定める料率を採用しているのが2団体だというのが、保険料率の採用状況でございます。

それから、高い低いというお言葉がございましてけれども、真ん中あたりにあるのが高いのがどうかというのが、まず私としては表現としては適当ではないのかなというふうに考えます。

それから、保険料が毎年上がっているとおっしゃるのはもっともなんですけれども、それと同時にご認識いただきたいというか、お分かりだと思うんですけども、なぜ保険料が上がっているのか、その要因がございまして。ちなみに、令和2年度、この算定において主な変動要因というのが大阪府のほうからも示されてございます。これは、何を基にこういう保険料率が上がったのかというのが示されておまして、まずは保険給付費、いわゆる医療費が1人当たり約9,900円上がっているというのが大阪府の分析でございまして。それから保険料の減免、こちらのほうも1人当たり200円上がっている。それから、国民健康保険の保険料の中には後期高齢者の支援金、介護納付金、これが当然含まれてございます。こちらのほうが1人当たり3,700円上がっているというそういう状況、これを踏まえた上で、保険料率が上がっているということで、まずはご認識いただきたい。皆さんにご負担いただく保険料が勝手に上がっているというイメージではございまして、かかっている医療費が上がっているという、その要因を踏まえた上で保険料が上がっているというご認識をいただければありがたいかなというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。細かく大阪府の内のことをご説明いただきました。

私、先ほどは全国の中からは大阪府がどう見えるかということで説明させていただきました。ちょっとまたもう一回持ち帰って、私も勉強したいなと思います、ちょっと時間がないので。

次は、2つ目の質問に入りたいと思います。

大阪広域水道企業団の水道事業の統合についてお伺いします。

令和3年度4月から大阪広域水道企業団へ事業統合される予定だとの統合案が議員全員協議会で

説明がありました。これは、町長が参加する首長会議で審議し、統合案として取りまとめられたものだと思います。

1つ目に、統合におけるメリットについては町広報にも書かれていますが、デメリットについては説明がありません。メリットとデメリットをお伺いします。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君） それでは、大阪広域水道企業団との水道事業の統合についての1点目のご質問の統合におけるメリット、デメリットについてご答弁申し上げます。

昨年9月17日及び12月12日の議員全員協議会におきまして統合素案の資料でご説明申し上げましたとおり、統合によるメリットにつきましては大きく3つございます。

まず、1つ目に、お客様サービスの維持向上でございます。お客様サービスを維持するため、統合後の当面の事業運営については現行体制を基本としますが、将来的には新規サービスの導入等により、利便性の向上が見込まれます。

2つ目に、給水安定性の向上でございます。府補助金の有効な活用による基幹管路の耐震化率の着実な向上が見込めるなど、水道料金の値上げを抑制しながらも将来の水道施設の安定性向上が図られ、浄水場から蛇口まで企業団の一元管理により、なお一層の安全・安心な給水が可能となります。

3つ目に、運営基盤の強化でございます。定量的メリットについては、施設整備におきまして施設の最適配置による一部施設の統廃合やダウンサイジングを行うことにより、事業費及び維持管理費の縮減が図れます。また、府補助金の活用により、将来の水道料金の値上げを抑制できることが確認できたところでございます。具体的には、値上げ幅の縮小や値上げ時期の延伸可能となるものでございます。定性的メリットについては、業務の一元化等による効率化や、企業団の持つ技術力や組織力の活用による非常時対応の充実及び技術継承問題の解消等の効果が見込めるものでございます。

以上が統合におけるメリットでございますが、デメリットにつきましては、以前にもお答えしましたとおり、特にございません。

なお、今回の藤井寺市、大阪狭山市、河南町と本町の4団体の統合が実現すれば、企業団が府内市町村の約3分の1に当たる14団体の水道事業を担うことになり、府域一水道への大きな推進力になるものでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君） ご答弁ありがとうございます。デメリットはないということで、ちょっと驚いてしまったんですけども、どうなのでしょう。水道会計というのが今は予算、決算で議会審議のテーブルに上がってきます。また水道ビジョンですか、施設整備、維持管理、危機管理、そういったものの議会での説明も現在ございます。それから水道料金の改定についても、どのようになるかというのが毎回早めに審議してから値上げになりますよね。それも、いつ値上げになったかなというのをちょっと調べて見ましたら、前回値上げになったのが平成24年です。これが用途別から口径別に変更になったときで、もう7年ほど前になります。消費税が上がったときに消費税分は上がったと。それは仕方がない部分なんですけれども、消費税分なので。

それで、水道料金がいつそれまでにどういう形で上がってきたかなということが議会でこれからは審議されない。会計的にも事業についても、会計が予算決算から消えてしまう。そういった部分で住民の声が反映されないんじゃないかなと思うんですが、それはデメリットじゃないですか。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君） 予算決算につきましては、当然、企業団のほうの予算決算で上げさせていただきます。それで、企業団の議会の中でまたご審議願うんですけども、ただいまご質問にあった料金の改定等ございましたときには、必ず事前に各市町の議会、首長にご説明させていただいた上で、事前にそういう前さばきをさせていただいて議会上げるといふふう聞いてございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）しかも、施設整備、熊取町で一番古い住宅だとか、一番ここを直さなあかん、水道を布設替えせなあかんなどところは、やはり地元にいるからこそその場所が分かるし、今度の計画はどうなってるんやろうな、うちのところはどうなんかなと住民から聞かれたときでも、やはりビジョンなりそれなりを見てお答えすることができるんですが、それも議会のテーブルにのってこないということになりますと、そこも困るんじゃないかなと思うんです。いかがですか。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）先ほど申しましたように、町議会の意見を反映させることは、町議会議員の選出というのがございます。企業団への選出がございます。それが今現在は輪番制みたいになってございまして、今現在は町村枠で10年間で3回しかないんですけれども、統合下場合には、統合枠というのが4回プラスされまして、10年間で7回熊取町の議員が選出されるということを知ってございます。それに加えて、先ほど申しました料金改定等の重要議案が提出される団体が優先されるということで、その辺はまた調整して選出回数が増減するということを知ってございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。その部分は説明資料にも書いてあることですので、一定私も理解しています。今まででしたら14名の議員が全員で説明を聞き、それで決めることができたけれども、その中のたった一人が企業団の議会へ行っ、それも毎年ではなくて、順番で4年に1度の輪番で回るという形で、値上げのときはメンバーになるというような形で行われるということで、そんなので大丈夫かなという不安は感じて……。7年か。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）統合しない場合は10年で3回ですけれども、統合した後はプラス4回で計10年で7回、これは確実にございます。それに加えて、重要案件がある場合にはまたプラスアルファということを知ってございますので、3回ではございません。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。統合してなければ毎回議会に出てくるわけですから、年3回でもまだいけるかなと思うんです。統合してしまったときはそこで意見や説明がないわけですから、それはちょっと不安が残るなということです。

じゃ、2つ目の質問に入ります。

水道料金の経営シミュレーションの数字の根拠の説明をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）2点目のご質問の水道料金の経営シミュレーションの数字の根拠についてご答弁申し上げます。

まず、検討方針でございますが、検討期間は平成29年度から令和38年度までの40年間とし、統合する場合と統合しない場合の2ケースについての検討を行いました。

統合する場合のシミュレーションでは、令和3年度から12年度までの10年間について、府補助金の対象となる事業費の3分の1に補助金を見込んでございます。また、損益及び資金残高を勘案しまして、赤字にならないように必要に応じて値上げを行います。値上げ後5年間は値上げを行わないように値上げ率を設定してございます。ただし、本町の場合、統合直後の料金改定については値上げ幅が大きくなることから、令和4年度に8%、令和7年度に10%と段階的に料金改定を行う計画としてございます。

なお、経営シミュレーションに係る諸条件につきましては、昨年12月の議員全員協議会の資料の9ページに詳細を記載してございますので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。シミュレーションも、今日も資料としてグラフを添付させていただきました。この計算の中では、水道使用者、人口もろもろ減ってくるだろうということで、

40年間の推移を計算されたシミュレーションなんです。この人数というのは、先ほどもちょっと話していたんですけども、社人研が出されているシミュレーションを活用しているのか、それは独自にやっているのか、その辺の信用度というんですか、そこをお聞かせください。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）昨年12月の議員全員協議会のときに、概要版というのと統合素案の本編と二通りお渡ししていると思うんです。そのときに概要版で時間の関係で説明させていただいたんですけども、本編のほうの12ページのところに人口の予測というのがございます。ちょっと軽く読んでみますけれども、設定条件としましては、大阪府全体の予測人口は大阪府における直近の人口増減の傾向を反映させた大阪府の将来推計人口についてというのが、これは平成30年8月に大阪府政策企画部のほうから出してあります。これは、30年の社人研の人口推計を反映させているというふうにございます。その中で、予測ケースで3ケースというのを今回シミュレーションしてございます。4団体の人口につきましては、そのときの社人研が推計した市町村別人口比を乗じて算出するという、その辺で案分してございます。

あと、平成30年の大阪府推計には令和27年までの予測値しかないんで、令和28年度以降の予測は社人研における令和22年から令和27年での増減率を用いて推計しているものでございます。

3パターン、ケース1、2、3とあるんですけども、ケース3のほうが一番転入超過小ということで、人口が少なくなっていくので、この危険なほうというんですか、収入が減るほうで推計してございますので、それでシミュレーションしてございます。ですので、これは一番危険度が高いほうで推計しているということでございます。実際、もうちょっと人口が増えたら、そういう料金改定も若干また変更が出てくる可能性はございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）じゃ、シミュレーションする中で一番悪いほうで考えて出していると。それが段階的に7回も値上げになるような表になっているわけですね。これは、あくまでも決定ではなくて、見積りというんですか、現時点の。そういうことですね。

今まで、平成24年度から上げていない状態の中で、この表を見たらこんなに頻繁に上がるのを見ると、統合してもあまり変われへんやないかというぐらいの違いにしか見えないんですよ。ここには、大阪府から統合したときの府補助金が14億3,900万円、裏面の下に資料に書かせてもらっていますけれども、熊取町は入った上での計算式ですよ。ということですね。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）当然、それも全て見込んでございます。先ほど、24年からずっと改定していないということがございましたけれども、先ほどの人口の推計も見ましたように、昔はずっと人口は上がっていたんですけども、今はどんどん減っていったというのは議員の皆さんもご存じだと思います。そういう社会状況が変わってきていますので、やはりその辺が料金に反映されてしまいます。その辺はご了承願いたいと思います。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）統合するからこそ補助金が出るというアメリみたいなものなんですけれども、それを活用したいがために、今回、まだ安定している水道事業の中でその補助金をもらうがための統合だというふうには私は見えるんです。そういう部分ではそんなに焦らなくてもいいのではないのかなというふうに感じるんですが、その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）今、ずっと管の耐震化は進めていっているんですけども、本丸の希望が丘の受水配水場、事務所があるところです。あそこについては耐震化できていませんので、あれを早急に耐震化する必要がございまして、それは、設計は昨年度出させていただきました、令和3年度、4年度、5年度の耐震化工事を予定してございますので、それが一番大きなお金になってござい

す。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）給水塔ですか、あれがなくなって、今は建物のことをおっしゃっているんですね。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）事務所は上にあるんですけれども、事務所の下に配水池がございます。あそこに水をためておりますので、そのためた水をポンプで送っております。ですので、あそこで受水池といって一旦企業団の水を受けた池と、それからためる池と2つございます。それを耐震化するのにダウンサイジングをしまして2つの池を足して2,850立方メートルあるのを1,800立方メートルにコンパクトにして、それで耐震化するというふうに考えてございます。ですので、事務所、建物だけと違って、見えない下にございます。

今後は、計画ですけれども、下にためている池を今度は上に出すということで、地上に、よくあちこちで見られるか分かりませんが、そういう配水池を造りたいと考えてございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）そういったことで、こういうふうに話ができればあなるほどなということになるんですが、統合されてしまうと、そういう説明する機会だとか予算、会計的なことも議会にはテーブルののってこないというところで、不透明になるという不安を私は非常に感じるんですが、その辺の対応というのは何かお考えですか。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）企業団に確認しているんですけれど、個別のご質問とか要望等につきましては、お問合せいただきましたら各議員様へ企業団よりご説明させていただくと聞いてございます。

また、先ほどの料金改定とか大きな話になりましたら、本町議会へのご説明などについては企業団が直接行くと。ここに来て企業団が説明するというふうに聞いてございます。

あと、加えまして首長会議が必ずございますので、うちの藤原町長はそこに必ず出席しますので、議会の意見も首長会議を通じて、町長を通じて伝えていけるというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）そのように考えてくれているということですね。私としては、議会に定期的に、年に大事なときに報告、会計、決算、予算、あと整備計画だとか維持管理、危機管理だとかを時間を取って説明する機会をぜひ入れてほしいなと要望しておきます。

それから、経営シミュレーションの表、平成30年9月12日にいただいたシミュレーションで、前回統合された泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町のグラフを見て、今回と全然違うなというのを感じたわけです。というのは、泉南市は平成55年まで値上げがないんですね、統合によって。忠岡町も平成47年まで値上げがないんです、統合して。田尻町はずっと同じ金額、これは驚きましたね。岬町は平成49年まで上がらないんです。料金改定がないんです。今回の表というのは、軒並み4自治体とも一緒にとんとんと上がった上に、下に統合したらこれだけ下がりますよみたいな表が出ているんですよ。この違いは、すごく歴然とあるんです。これではあまり統合したメリットを感じないなという感想です。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）例えば泉南市ですけれども、今の通常料金を申しますと、うちが20立方メートルで2,700円のところ、泉南市になりますと3,204円になっています。もう既に高いんです。岬町になったら3,810円するんです。うちがいかにか安いか。だから、それぞれ市町の事情がございますので、そのときの料金改定のタイミングというのは必ず違います。ただ、熊取町は今、府下でも10立方メートルでしたら安いほうから11番目、20立方メートルで18番目になってございます。府下43、大阪市を入れてですね。そういう位置づけでございまして、もう既に高いところは、どうしても頑張っちゃってちょっとでも料金を上げるのを先延ばししているんやと思います。

ただ、今回4団体はちょっと似通った団体、藤井寺市とか大阪狭山市は割とうちと似たような感じでございますので、似たような表になってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。とにかく熊取町は水道料金が低いほうではないというところでは、統合を急ぐべきではない、もうちょっとじっくり考えてもいいのではないかなというのを意見として言わせていただきます。

次の質問に入らせていただきます。

3番目、大阪府広域水道企業団と水道の民営化との違いは何か、ご説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、3点目のご質問の「大阪広域水道企業団」と「水道の民営化」との違いについてご答弁申し上げます。

ご答弁が少し長くなるかと存じますが、ご了承願います。少し早口でやらせてもらいます。

まず、水道の民営化でございますが、昨年10月1日付で施行しましたいわゆる改正水道法につきましては、官民連携の推進という観点であることから、民間企業に水道事業を全て移譲するのではなく、水道施設の更新事業や維持管理事業、さらには水道料金の徴収や料金の設定などの運営権を民間企業に移譲するコンセッション方式を採用するため、市町村はあくまでも最終責任者となるものでございます。

コンセッション方式を採用した水道事業につきましては、日本ではまだございませんが、フランスなどの海外での実績はございます。しかしながら、水質の悪化、管理運営レベルの低下や水道料金の高騰などの弊害が出たと聞き及んでございます。

一方、大阪広域水道企業団でございますが、平成24年3月策定の大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）に示された広域化のロードマップにおいて、おおむね20年後を目標に府域一水道を目指すこととしてございまして、平成23年4月から府内42市町村で構成される一部事務組合（特別地方公共団体）として事業開始してございます。

本町水道事業全てを企業団に移譲することになりますので、当然、企業団が最終責任者となるものでございます。

また、企業団と統合した場合には、先般の議員全員協議会でご説明しましたように、施設の統廃合などによる最適配置やダウンサイジングによる事業費及び維持管理費の縮減並びに府補助金の活用などにより、令和38年度までの総効果額は約18億8,000万円となることが確認できたところでございます。

全国的には、大阪広域水道企業団と同様な団体が現在84団体ございますが、そのうち、市町村の給水事業を運営している団体については48団体ございます。

1つ目のご質問でもご答弁申しましたが、今回の4団体の統合が実現すれば、企業団が府内市町村の約3分の1に当たる14団体の水道事業を担うことになり、府域一水道への大きな推進力になるものでございます。

また、災害時等の非常時対応の充実や本町水道使用者のご負担を少しでも抑えられるものと判断してございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。ヨーロッパでも、先ほどご説明がありましたようにいろんな問題が出て、再公営化に戻ってきているという状況があるということで、そこは慎重に考えていると。企業団というのは地方公営企業法にのっとった団体ですね。ですので、公共の福祉の増進をするよう運営される団体であるという認識でよろしいですね。

消防の広域化とか、国民健康保険事業など統合されてきました、今まで。そういう中で、広域化されると熊取町では意見が出しにくい、意見が言いにくいという状態が実際には起こっているの、

統合は慎重に考えざるを得ないなというところで今日は質問させてもらいました。住民にとってどうなのか、まだ統合する時期ではないという意見を私は申し上げましたけれども、もうちょっと慎重に考えさせていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に入ります。あと5分です。

役場の外まわりの外観について、この質問については以前に予算か決算かのときに質問したことがあるんです。表玄関側の水槽や看板はうまくきれいにできているんですが、外環状線からの外観は非常に褒められたものではないと。ですので、その辺の答弁をよろしくお願いします。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）国道170号、大阪外環状線から見た役場の外観について答弁申し上げます。

熊取町役場の庁舎につきましては、南向きに正面玄関が位置していますので、大阪外環状線から役場庁舎を見た場合、東館及び北館の建物と公用車駐車場のほか、文書の保管書庫や各部署の資器材の倉庫などが見えてございます。書庫や倉庫は経年劣化による老朽化も目立ちますが、役場庁舎の正面玄関に対して裏側になることから、庁舎内外で発生した廃棄処分する粗大ごみや工事、修繕等で使用する部材の仮置きを行っていたり、草が茂って景観を損なっているところもあろうかと思えます。仮置きについては一時的なものでございますが、整理整頓に努めたいと思えます。また、草木の除草につきましても必要に応じて行っていますが、今後はより適切な時期を見極めながら景観の保持に努めてまいりたいと思えます。

また、役場庁舎に隣接する公共施設も含め看板表示についてでございます。役場庁舎につきましては、本館の屋上部分に四方、熊取町役場の表示はございますが、大阪外環状線から見た場合、北館の建物により見えにくく、また、公民館及び老人福祉センターの建物の表示につきましては一部文字が欠けているなど、分かりにくくなってございます。

大阪外環状線につきましては町内外の方が多く通行する幹線道路でもございますので、建物の看板表示につきましては、補修等を行うとともに、景観にも一層配慮してまいりたいと思えます。ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。裏門側に通路もありますよね。歩いている方はとても利用されていますので、そこも通用門として整備して、もうちょっと明るく利用できるようなものになればいいなと思っています。いい答弁をいただきましてありがとうございます。

では、最後に保育所の副食費についてお伺いします。

町長選挙も終えて、この4月から保育所の副食費についての動きがあるかなと期待していたんですが、今のところございません。こちらで勝手に、いい時期にされるのではないかと、前の答弁で受け取ってしまったのかもしれませんが。その後、検討されましたか。町長のお考えをお聞かせください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、副食費の無償化につきましてご答弁申し上げます。

副食費の無償化につきましては、昨年の9月議会や12月議会での一般質問でご答弁いたしましたとおり、保育事業においては待機児童対策も含め、引き続き、安心・安全な保育環境を確保していくため、多額の経費が必要となる見込みであり、副食費の無償化に関する取組の優先順位は低くなると言わざるを得ません。

また、昨年の10月以降、副食費の無償化に係る新たな国の財政支援制度等はございませんが、引き続き、幼児教育・保育の無償化に係る国の財政支援の動向に注視してまいりたいと考えております。

したがって、このような状況におきましては、無償化の実施の可能性などを含め申し上げることはできませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。今はいろんな負担増が多くあるので、無償化にかかってね。そういうことも考えて、今は時期ではないということですね。残念ですが、分かりました。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、江川議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議長（矢野正憲君）次に、日程第5 議案第1号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第1号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和2年1月20日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費でございます。それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,222万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ150億57万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援寄附金6,222万円の増額につきましては、歳出補正額と同額の寄附金を計上したものでございます。続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業、謝礼品費4,800万円の増額につきましては、所要見込額の増によるものでございます。その下のクレジットカード等決済手数料154万円の増額につきましては、寄附金の決済に係る所要見込額の増によるもの、最後の公金支払システム使用料1,268万円の増額につきましても、ポータルサイトの使用に係る所要見込額の増によるものでございます。

以上で、議案第1号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これに異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第6 議案第2号 監査委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第2号 監査委員の選任同意についてご説明申し上げます。

監査委員の谷口昇一郎氏につきましては、任期が令和2年3月31日付で満了いたします。後任としまして井上宗保氏を選任したいと考えますので、地方自治法第196条の第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の4ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号 監査委員の選任同意についての件を採決いたします。議案第2号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案に同意することに決定いたしました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第7 議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

提案理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年12月16日に施行されたことに伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

具体的には、法律の題名及び引用条項が改正されたことから所要の改正を行うほか、文言の整理を行うものでございます。

6ページをご覧ください。

こちらは改め文でございます。

内容につきましては新旧対照表にて説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資

料1-1をご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、第6条第2項についてでございます。先ほど提案理由で申しました情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律におきまして、その中で改正する法律の一つといたしまして、現行第6条第2項に規定しています行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律がでございます。今回、この法律の題名が改正され、また、引用する条文の内容は変わりませんが条項が変わりましたので、現行「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に改めるものでございます。

なお、現行の規定において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の括弧書き内「(第10条第1項第2号及び第2項第3号において『情報通信技術利用法という。』)」と記載している部分につきましては、手数料及び収入証紙による納付の規定となっており、手数料につきましては別途手数料条例の中で規定していること、また、本町におきましては収入証紙による納付は該当いたしませんので、今回の改正に併せて削除し、文言整理させていただくものでございます。

続きまして、附則第2項でございます。現行、附則第2項における下線部分、地方税法という規定につきましては、既に本条例第1条において地方税法を法という規定していますので、文言整理といたしまして、「地方税法」の部分「法」と改めるものでございます。

6ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(矢野正憲君) 以上で説明を終わります。

それでは、本件に対する質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長(矢野正憲君) 次に、日程第8 議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長(林 利秀君) それでは、議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書7ページをご覧ください。

提案理由でございますが、非常勤特別職職員の報酬額の一部について、改定を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

8ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料2をご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

別表教育委員会委員の欄、現行年額「17万円」を「20万円」に改め、その下、監査委員の欄につきまして、識見を有する委員の報酬を現行年額「19万円」を「29万円」に改め、議会選出委員の報酬を現行年額「12万2,000円」を「15万6,000円」に改めるものでございます。

恐れ入ります、議案書8ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第9 議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書9ページをご覧ください。

提案理由でございますが、会計年度任用職員制度の創設に伴い、地方公務員法第31条の規定により行うサービスの宣誓について、会計年度任用職員に係る特例を設けるため、この条例案を提出するものでございます。

1点補足させていただきますと、これは、具体的には職員が採用する時点で行うサービスの宣誓におきまして、英語指導助手、いわゆるALTにつきまして、特例として、採用時において署名しているサービスや勤務条件に関する同意書を職員のサービスの宣誓書として取り扱うことができますように改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

10ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料3をご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

第2条 職員のサービスの宣誓書の規定中、新たに第2項として、会計年度任用職員のサービスの宣誓については、別段の定めをすることができるよう新たに追加するものでございます。

恐れ入ります、議案書10ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第10 議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書11ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正され、償還金の支払い猶予及び償還免除等の所要の規定の整備をするため、この条例案を提出するものでございます。

主な改正内容でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害援護資金に係る償還金の支払い猶予及び償還免除に係る調査権限に係る文言、条番号の追加及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正によりまして所要の規定の整備をするもので、この制度そのものが全国统一の制度でございまして、国から示された準則に基づき改正をするものでございます。

それでは、12ページをご覧ください。

災害弔慰金条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては新旧対照表で行いますので、ピンクの分界紙の後にございます資料4をお開きください。

災害弔慰金条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案となっております。

第15条第3項につきまして、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正によりまして、「報告等」を追加し、文言、条番号の整理を行ったものでございます。

議案書12ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

以上で、議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第11 議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。

介護保険法施行令の一部改正により、令和2年度以降の低所得者への軽減強化の完全実施に伴い、保険料の見直しを行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

主な改正内容でございますが、令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴い、平成31年度から介護保険料所得段階第1段階から第3段階までの町民税非課税世帯に属する低所得被保険者の保険料を軽減強化しておりますが、さらに令和2年度以降におけるその完全実施に伴い、保険料の見直しを行うものでございます。

それでは、14ページをご覧ください。

介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては新旧対照表で行いますので、ピンク色の分界紙の後ろにございます資料5を

ご覧ください。

介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。

まず、第3条第2項についてでございますが、同条第1項第1号の被保険者で具体的には第1段階の方、生活保護受給者または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の被保険者及び本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計取得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の被保険者の保険料につきましては、令和2年度以降、軽減強化の完全実施に伴い、「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に改め、現行の保険料率「2万7,256円」を「2万1,805円」に改正するものでございます。

次に、第3項につきましては、第1項第2号に掲げる被保険者で具体的には第2段階の方、本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計取得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超え120万円以下の被保険者でございまして、「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に改め、現行の保険料率「4万1,793円」を「3万6,342円」に改正するものでございます。

次に、第4項につきましては、第1項第3号に掲げる被保険者、具体的には第3段階の方、本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計取得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円を超える被保険者でございまして、「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に改め、現行の保険料率「5万2,695円」を「5万878円」に改正するものでございます。

議案書14ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項 施行期日でございますが、保険料の減額賦課に係る介護保険法施行令が未公布であるため、この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとしております。

次に、第2項 経過措置でございますが、この条例による改正後の介護保険条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料率から適用し、平成31年度分までの保険料率につきましては、なお従前の例によるとしております。

以上で、議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第12 議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件及び日程第13 議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、議案第8号及び議案第9号についてご説明させていただきます。

まず、議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきますので、議案書15ページをご覧ください。

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料6-1をお開きください。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う改正条項からご説明いたします。

第7条につきましては、保育所等との連携施設の確保についての規定で、第2項及び第3項は文言の修正でございます。同条第4項及び第5項でございますが、家庭的保育事業等、いわゆる0歳児から2歳児までの児童を対象とした小規模保育事業や事業者内保育事業及び家庭的保育事業につきましては、利用児童に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、保育所、認定こども園または幼稚園との連携が義務づけられているところでございます。しかしながら、連携施設の確保が困難な状況を踏まえ、利用定員が20名以上の企業主導型保育事業または地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって町長が認める施設を連携施設とする規定を追加するものでございます。

なお、本町におきましては、当該家庭的保育事業等の施設はございません。

次に、第17条第2項第3号につきましては、文言の修正でございます。

また、資料6-3をご覧ください。

食事の提供に関する経過措置の対象に、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業を加える改正に伴い、削除するものでございます。

次に、第38条第2号及び資料6-4の同条第4号並びに第41条につきましては、文言の修正でございます。

次に、第46条第2項につきましては、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の連携施設の確保を不要とする規定を追加するものでございます。

次に、資料6-5をご覧ください。

附則第3項でございますが、括弧書きを削る改正内容につきましては、家庭的保育事業の食事の提供につきましては自園調理を原則とし、特例として、家庭的保育者の居宅において保育を提供する家庭的保育事業に限り事業者からの食事の外部搬入が可能とされておりましたが、これに加え、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業につきましても、事業者からの食事の外部搬入を可能とする特例の経過措置期間を令和6年度末までとするものでございます。

なお、その他の改正部分につきましては、文言の修正でございます。

次に、附則第4項でございますが、第46条第2項で特例保育所型事業所内保育事業者は連携施設の確保をしないことができることとしたことから、経過措置の対象から特例保育所型事業所内保育事業者を除くものでございます。また、経過措置の期限をさらに5年間延長し、令和6年度末までの10年間とするものです。

なお、その他の改正部分については、文言の修正でございます。

次に、附則第9項でございますが、引用する条項の修正でございます。

次に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正条項につきましては、恐れ入ります、戻りまして資料6-3をご覧ください。

第24条でございます。児童福祉法第34条の20第1項第1号の成年被後見人または被保佐人に係る欠格条項が削除されたことによる号ずれへの対応でございます。

恐れ入りますが、議案書の16ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書17ページをご覧ください。

議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行及び令和元年8月30日の官報において令和元年5月31日公布の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の誤りの訂正手続が行われたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

まず、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う改正内容の概要についてご説明いたします。

先ほどの議案第8号での一部改正と同様の改正となっておりますことから、改正の概要のみのご説明とさせていただきます。

なお、今回の改正の対象となっておりますのは特定地域型保育事業の基準でございます。認可基準による家庭的保育事業者等と施設への給付確認基準による特定地域型保育事業者は同じ意味でございます。なお、本町におきましては、該当する事業者はございません。

それでは、内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、ピンク色の分界紙の後ろ、資料7-3をご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

第42条第1項から資料7-6の同条第9項につきましては、連携施設確保の緩和措置が追加されたことに伴う改正となっております。

少し飛びまして、資料7-9、7-10をご覧ください。

附則第5項につきましては、連携施設に関する経過措置の期限をさらに5年間延長し、令和6年度末までの10年間とするものでございます。

次に、資料7-1以降のその他の改正条項につきましては、令和元年8月30日の官報において令和元年5月31日公布の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の誤りの改正手続が行われたことに伴う改正となっており、制度内容等は変わるものではございませんので、ご説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の19ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）1点だけ、ちょっと言葉の意味が分かりにくい点がございましたので、先ほどの条例改正におきましても連携施設の確保という言葉が出てまいりましたが、ここで言うところの連携施設という言葉の意味についてご説明ください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）先ほどご説明いたしました家庭的保育事業等、いわゆる児童の対象となっておりますのが0歳児から2歳児となっております。受入れにつきましては、そうなりますと、3歳児以降どうなるのかというところがございますので、基本、3歳児以降につきましては、ご存じのように保育所、認定こども園または幼稚園との連携が義務づけられております。ですから、そういう意味での連携施設というような表現となっております。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、連携という言葉を使っているけれども、日常的に何か連携しているとか、そういう意味ではないということですね。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）説明不足で申し訳ございません。あくまでも、3歳以上になってからの保育が継続できるという意味での連携施設でございますので、議員おっしゃっているように、日常的にという意味ではございません。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第14 議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書20ページをご覧ください。

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料8をお開きください。

右が現行、左が改正案でございます。

第11条第3項につきましては、放課後児童支援員の資格要件について規定しているもので、放課後児童支援員は、一定の資格を有する者であって、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了したものでなければならないとされておりますが、当該研修につきまして、指定都市の長も行うこともできることとするものでございます。

次に、附則第4項でございますが、放課後児童支援員は放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければなりません。現行、国基準に合わせて本年3月31日までに修了することを予定している者を含むとしております。しかしながら、今回の国基準の改正におきましては、当該経過措置における期間の延長が行われておりませんことから、本町における研修修了者の状況等に鑑み、町基準におきましては経過措置期間を5年間延長し、令和7年3月31日とするものでございます。

恐れ入りますが、議案書21ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第15 議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上都市整備部理事。
都市整備部理事（阪上敦司君） それでは、議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書22ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。

民法の一部を改正する法律が平成29年6月2日に公布、令和2年4月1日から施行されること等に伴い、保証人に関する規定及び入居者の費用負担について改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

次に、23ページをご覧ください。

町営住宅管理条例の一部を改正する条例改め文でございます。

説明につきましては新旧対照表にて説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろの資料9-1をご覧ください。

町営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

条例第4条 入居者資格ですが、現行第1項第6号では、町営住宅の入居に際して保証人がある者であることを入居者資格の一つとしておりますが、今回の民法改正により、賃貸住宅契約等における保証人に関する条項が見直されることや、住宅セーフティネットの役割を担う公共住宅を近年増加する身寄りのない単身高齢者など保証人の確保が困難な方々に対しても的確に供給する必要性が高まっていることなどを踏まえ、保証人を求めないこととするため、第6号を削除し、第7号を繰り上げるものです。

次に、第6条 入居者の選考でございます。

第1項において引用している政令名について、正しく明記するものでございます。

続いて、第8条 入居の手続でございます。

次のページをご覧ください。

第2項第1号において、入居に際し提出を求めている町営住宅使用証書について、保証人の連署を不要とするとともに、第3号の規定について削除するものです。

次に、第12条 家賃の額でございます。

公営住宅の家賃決定につきましては、入居者に収入申告をしていただく必要がありますが、認知症など入居者自身による申告が困難な場合の収入申告は、事業主体が必要な書類を閲覧することでその方の収入申告の代わりとすることができる旨明記する必要があるため、新たに第3項として定めるものです。

続いて、第16条 入居者の費用負担でございます。

今回の民法改正において、賃借物の通常の使用による損耗や経年劣化については、入居者が退去時に原状回復する義務を負わないと明記されたことを受け、入居者が負担すべき費用として条例に明記すべき内容を検討した結果、「入居期間中における住戸内設備の修繕に要する費用」を新たに追記することとしたものです。

続いて、第24条 家賃の特例ですが、こちらは引用条文の条ずれによる条番号を改めるものでございます。

議案書の23ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第16 議案第12号 工事請負変更契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君） それでは、議案第12号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書24ページをご覧ください。

紺屋上橋橋梁架替工事について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、紺屋上橋橋梁架替工事です。

次に、契約の金額は、変更前が1億420万7,400円に変更後は1億851万6,100円となり、430万8,700円の増額です。

契約の相手方は、大阪府堺市西区浜寺船尾町西5丁6番地、株式会社橋本建設、代表取締役会橋本紀和です。

本件工事については、令和元年9月定例会におきまして工事請負契約の締結についてご可決いただき契約を締結しましたが、このたび契約金額について変更の必要が生じたので、議案を提出するものです。

次に、工事概要についてご説明します。

議案書に添付しております資料、桃色の分界紙以降にございます資料10をお開きください。

変更となる工事内容は、新設橋台の築造に伴う試掘により石及びれんがが埋没していることが判明し、鋼矢板及びくい設置に支障となるため、支障物の撤去、処分並びに掘削、埋戻し工を追加することにより、増額変更となるものです。工事の施工箇所的位置図及び標準横断図を併せてお示ししております。

以上で、議案第12号 工事請負変更契約の締結について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思えますが、これに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号 工事請負変更契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）の件を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり決することに決定いたしました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第17 議案第13号 町道路線認定及び廃止についての件及び日程第18 議案第14号 町道路線認定についての件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、議案第13号 町道路線認定及び廃止について説明させていただきます。

議案書25ページをご覧ください。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次の町道路線認定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。

認定する路線及び廃止する路線につきましては、表に記載のとおり、各2路線でございます。また、各路線の起点、終点につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては資料にてご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料11-1をご覧ください。

こちらには、各路線の総延長や幅員などを記載しております。今回の廃止及び認定により、総延長は132.3メートル増加するものです。

各路線の内容につきましては、資料11-2、11-3の位置図にてご説明させていただきます。これらの位置図は横向きにてご覧ください。

左側が新たに認定する路線。右側が廃止する路線を示しております。

資料11の路線番号853番、大久保南4号線については、全区間177.6メートルを一旦廃止の上、住宅開発に伴い新たに帰属を受けた区間を含めた258.9メートルを新たに認定するものでございます。

資料11-3の路線番号857番、五門西14号線については、全区間43.7メートルを一旦廃止の上、住宅開発に伴い新たに帰属を受けた区間を含めた94.7メートルを新たに認定するものです。

以上で、議案第13号 町道路線認定及び廃止についてのご説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第14号 町道路線認定について説明させていただきます。

議案書26ページをご覧ください。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

認定路線については、表に記載のとおり、路線番号868番から893番までの26路線でございます。

また、各路線の起点及び終点につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては資料にてご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料12-1をご覧ください。

こちらには、各路線の総延長や幅員などを記載しております。今回新たに26路線、総延長1,717メートルについて町道路線認定を行うものでございます。

各路線の内容につきましては、資料12-2以降の位置図にてご説明させていただきます。

資料12-2をご覧ください。

路線番号868番、大久保北16号線及び869番、大久保北17号線、総延長99.0メートルにつきましては、大久保北地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

資料12-3ページをご覧ください。

路線番号870番、桜が丘32号線及び871番、桜が丘33号線、総延長137.1メートルにつきましては、桜が丘地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

資料12-4をご覧ください。

路線番号872番、大原5号線及び873番、大原6号線、総延長156.4メートルにつきましては、町営大原住宅の住宅地内通路だったものの所管替えなどによるものです。

資料12-5をご覧ください。

路線番号874番、大久保中3号線、875番、大久保中4号線及び876番、大久保中5号線、総延長223.8メートルにつきましては、大久保中地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

資料12-6をご覧ください。

路線番号877番、大久保中6号線及び878番、大久保中7号線、総延長75.0メートルにつきましては

は、大久保中地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

資料12-7をご覧ください。

路線番号879番、大久保南8号線、総延長16.4メートルにつきましては、先ほどの議案第13号で説明させていただきました路線も含め、大久保南地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

資料12-8をご覧ください。

路線番号880番、大久保南9号線、881番、大久保南10号線、882番、大久保南11号線及び883番、大久保南12号線、総延長375.1メートルにつきましては、大久保南地区における住宅開発に伴い、旧府道敷が拡幅されたことなどによるものです。

資料12-9をご覧ください。

路線番号884番、五門西17号線、885番、五門西18号線、886番、五門西19号線及び887番、五門西20号線、総延長247メートルにつきましては、先ほどの議案第13号にてご説明させていただきました路線も含め、五門西地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

資料12-10をご覧ください。

路線番号888番、五門東27号線及び889番、五門東28号線、総延長55.3メートルにつきましては、五門東地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

資料12-11をご覧ください。

路線番号890番、久保2号線、総延長25.5メートルにつきましては、久保地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

資料12-12をご覧ください。

路線番号891番、つばさが丘北37号線、892番、つばさが丘北38号線及び893番、つばさが丘北39号線、総延長306.4メートルにつきましては、つばさが丘北地区における住宅開発に伴い帰属予定の道路でございます。

以上26路線、総延長1,717メートルについて、今回新たに町道路線認定を行うものでございます。

以上で、議案第14号 町道路線認定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）1点だけ質問させていただきます。

路線番号が880、大久保南9号線47.8メートル、この幅員が2.8から3.8で、先ほどの部長の説明では開発によって旧府道敷の拡幅に伴う町道認定だったんですけれども、町道の基準というのは大体4メートルから4メートル50ぐらいの幅員があると、セットバックの関係で4メートルぐらいはなければということを経験から聞いておるんです。この幅員でよろしいんですか。今後こういう方針でいかれるんですか。それを教えてください。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）この開発につきましては一連の開発ということで、こちらの開発に伴い引き受けた道路ということなので、こちらについては今回、一体的に引き受けさせていただくというふうに判断いたしましたので、こちらの路線に限りというふうに現状は考えております。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員、またこれ委員会付託されますので、総括的にというような感じでお願いできたらと思います。

5番（田中豊一君）私、総務文教なので入っていませんので、ちょっとここで聞かないと。

議長（矢野正憲君）それでは、続けてください。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）申し訳ないです。

2.8から3.8、この部分は拡幅されたんですか。開発によってだったら、セットバックしてでも4

メートル以上ですからもう少し幅員が出ると思うんですけども、本当に開発によって拡張された路線でしょうか。ほかのところはそういう感じが受けるんですけど。

議長（矢野正憲君）答弁できますか。矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）ちょっと確認をしたいんですけど。

議長（矢野正憲君）そしたら、確認を今していただいて。矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）はい。

議長（矢野正憲君）議事の途中でありますけれども、ただいまより3時25分まで休憩いたします。

（「15時06分」から「15時24分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、先ほどの田中豊一議員の路線番号880番、大久保南9号線の町道認定に関して答弁差し上げます。

当該道路は、旧府道敷として町が既に引き取って、これまで法定外公共物、里道です。それと同じような管理をしてまいったのですが、今回、隣接地が開発されるに当たって、880番の奥行きは開発地には入っていないんですが、近接が開発されることによって町道に認定してしまったほうが管理上都合がいいというふうなことで、880番を幅員は少ないですが認定させていただきたいというふうなものでございます。ということで、通常、開発行為に伴って帰属を受ける場合は、開発指導要綱に基づいて4メートル以上の道路を造ったものでないと引き取らないという町のスタンスはこれまでと変わりません。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）旧府道の延長線上で朝代地区にも旧府道で同じような条件のところがあるんですけども、また一度調べていただいて、それに該当するか、また検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）こちらの旧府道につきましては大阪府岸和田土木と協議を進めておりまして、順次、境界画定が済んでいるところから町のほうで移管を受けているというふうな状態になりますので、すみません、ちょっと朝代地区の具体的な事情は把握していないんですが、そちらにつきましても府から移管を受け次第町道に認定するとか法定外のままで管理するかということは、その地域の現状に応じて適切に判断していきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本2件は議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第19 議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

地方自治法第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に藤井寺市、

大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議するものでございます。

提案理由ですが、昨年12月12日開催の本町議員全員協議会にて大阪広域水道企業団との水道事業の統合素案につきましてご説明いたしました後、令和2年1月23日の大阪広域水道企業団首長会議にて統合案として承認されましたので、令和3年4月1日からの事業開始に向けまして、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の一部変更について関係市町村と協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、規約の一部を変更する規約案を提出するものでございます。

変更内容については新旧対照表でご説明申し上げますので、ピンク色の分界紙の後ろの資料13をお開きください。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約新旧対照表でございます。

右が現行、左が変更案でございます。

企業団の共同処理する事務として、第3条第2号に規定しています別表第2に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に関する事務に、藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町を追加するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の28ページにお戻りください。

附則でございますが、この規約は令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、本議案につきましては、本町と藤井寺市及び大阪狭山市が3月議会にて、河南町が町長選挙の関係で4月の臨時議会にてご審議賜り、それを受けまして、残る府内38団体が6月議会にてご審議を賜ることとしてございます。

以上で、議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第20 議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては国・府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出につきましては500万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のもの、国交付金の追加内示による東、南小学校、熊取北、熊取南中学校のトイレ洋式化改修経費などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧になってください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,664万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ151億9,721万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

まず4ページをお開きください。

第2表繰越明許費の補正でございます。

1の追加でございますが、款 商工費、項 商工費、プレミアム付商品券事業477万1,000円につきましては、商品券の換金業務が4月30日までとなることから、翌年度に繰り越すものでございます。

次の款 土木費、項 道路橋りょう費、紺屋上橋橋梁修繕事業1億2,451万8,000円につきましては、下部工の基礎工事に着手したところ、地層が想定以上に強固であったことから基礎工事の進捗に想定以上の日数を要しており、年度内完了が見込めないため、繰り越すものでございます。

次の項 道路橋りょう費、熊取駅西整備事業5,265万8,000円につきましては、交通広場の整備に当たり、関係地権者との協議に日数を要しており、年度内完了が見込めないため、繰り越すものでございます。

次の項 都市計画費、熊取駅西整備事業104万7,000円につきましては、熊取駅西地区調査等業務が関係地権者等との協議などに日数を要していることから、年度内完了が見込めないため、繰り越すものでございます。

次の款 消防費、項 消防費、国土強靱化地域計画策定事業330万円につきましては、国庫補助金に係る要件化が示されたことから流用により予算措置し、早急に着手したところですが、整合を図る必要のある大阪府の計画の修正時期等との関係で年度内完了が見込めないため、繰り越すものでございます。

次の款 教育費、項 小学校費、南小学校・東小学校トイレ改修事業1億705万7,000円につきましては、追加内示のあった国交付金を活用するため、今年度予算に計上し繰り越すものでございます。

次の項 中学校費、熊取北中学校・熊取南中学校トイレ改修事業8,822万円につきましても、小学校と同様、追加内示のあった国交付金を活用するため、今年度予算に計上し繰り越すものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

第3表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、中央保育所改修事業につきましては、中央保育所改修工事の財源として借り入れるもので、限度額を9,360万円に減額変更するものでございます。

その下、水道事業会計出資債につきましては、水道管路耐震化事業に対する出資金の財源として借り入れるもので、限度額を400万円に減額変更するものでございます。

その下、町道舗装事業につきましては、町道舗装修繕工事の財源として借り入れるもので、限度額を90万円に減額変更するものでございます。

その下、交通安全施設整備事業につきましては、通学路における路側帯カラー化事業の財源として借り入れるものですが、事業未実施により、限度額を皆減とするものでございます。

その下、橋りょう修繕事業につきましては、紺屋上橋橋梁修繕事業等の財源として借り入れるもので、限度額を5,670万円に減額変更するものでございます。

次の永楽ダム周辺道路法面修繕事業につきましては、永楽ダム周辺道路法面修繕工事の財源として借り入れるもので、限度額を2,730万円に減額変更するものでございます。

その下、公園整備事業につきましては、長池オアシス公園改修事業の財源として借り入れるもので、限度額を2,700万円に減額変更するものでございます。

その下、小学校施設改修事業につきましては、東小学校、南小学校のトイレ洋式化改修事業の財源として借り入れるもので、限度額を1億2,050万円に増額変更するものでございます。

最後の中学校施設改修事業につきましては、熊取北中学校、熊取南中学校のトイレ洋式化改修事

業の財源として借り入れるもので、限度額を6,740万円に増額変更するものでございます。

いずれも、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧になってください。

まず、歳入でございますが、款 町税、項 町民税、目 個人の所得割5,000万円の増額、次の項 固定資産税、目 固定資産税の土地300万円の増額及びその下、家屋700万円の増額につきましては、いずれも決算見込みによるものでございます。

次の款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の障がい者自立支援給付費負担金2,812万8,000円の減額及びその下の児童手当負担金762万8,000円の減額につきましては、いずれも所要見込額の減によるものでございます。その下、保険基盤安定負担金479万8,000円の増額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。

次に、国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地籍整備推進調査費補助金344万4,000円の増額につきましては、朝代地区2か所、高塚池地区、平池地区に係る用地測量経費に対する補助金でございます。

その下の目 民生費国庫補助金の児童虐待DV対策等総合支援事業費補助金7万5,000円の増額につきましては、交付見込みによるものでございます。

その下の目 衛生費国庫補助金の妊婦・出産包括支援事業費補助金79万4,000円の増額につきましては、交付決定によるものでございます。

その下の目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金8,693万6,000円の減額及びその下の社会資本整備総合交付金750万円の減額につきましては、いずれも交付額確定によるものでございます。

その下の目 教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金3,568万5,000円の増額につきましては、東、南小学校トイレ洋式化改修工事に対する補助金で、その下の学校施設環境改善交付金2,940万6,000円の増額につきましては、熊取北、熊取南中学校トイレ洋式化改修工事に対する補助金でございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の障がい者自立支援給付費負担金1,406万4,000円の減額につきましては、国庫負担金と同様に、所要見込額の減によるものでございます。次の保険基盤安定負担金61万5,000円の増額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。次の児童手当負担金202万3,000円の減額につきましては、国庫負担金と同様に、所要見込額の減によるものでございます。下の保険基盤安定負担金77万4,000円の減額につきましても、国庫負担金と同様に、繰出金額の確定によるものでございます。

次に、項 府補助金、目 総務費府補助金の大阪府市町村振興補助金2,000万円の増額につきましては、交付見込みによるものでございます。

その下、目 民生費府補助金の被災者生活再建支援事業補助金762万5,000円の減額につきましては、交付見込みによるものでございます。

その下の目 農林水産業費府補助金のため池等整備事業補助金548万3,000円の増額につきましては、交付額決定によるものでございます。

次に、10ページ、11ページをご覧になってください。

款 財産収入、項 財産売却収入、目 不動産売却収入の土地売却収入303万5,000円の増額につきましては、町有財産払下げ等に伴う土地売却代金でございます。

次の款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援寄附金30万7,000円の増額につきましては、寄附見込みによるもので、用途の指定がないものでございます。

次の目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金1億800万円の増額につきましては、寄附実績によるもので、用途の指定があるものでございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金の1,130万円の減額及びその下の目 財政調整基金繰入金の4,202万6,000円の増額につきましては、いずれも今回の補正における財源調整分となっております。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の退職手当負担金62万2,000円の増額につきましては、退職手当に係る水道事業会計からの負担金でございます。次の駅西整備事業負担金77万2,000円の減額につきましては、駅西整備事業における泉佐野市からの負担金でございます。

最後に、款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、財源振替の項目については、説明を省略させていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費一般職分）、退職手当7,713万4,000円の増額につきましては、早期退職4名、自己都合3名分でございます。

次に、目 財産管理費の公共施設整備基金積立事業、公共施設整備基金積立金303万5,000円の増額につきましては、土地売却収入の積立でございます。

次に、目 企画費のくまとりふるさと応援基金積立事業、くまとりふるさと応援基金積立金1億872万1,000円の増額につきましては、寄附見込みによる積立でございます。

次の目 自治振興費の町内循環バス運行事業、町内循環バス運行費補助金500万円の減額につきましては、執行見込みの減によるものでございます。

次の目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料860万3,000円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

次の款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障がい者自立支援給付事業、介護・訓練等給付費5,625万4,000円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。次の災害援護事業、町被災者生活再建支援金1,525万円の減額につきましては、支給見込額の減によるものでございます。

次に、目 重度障がい者医療助成費の重度障がい者医療費助成事業、重度障がい者医療費公費負担額273万1,000円の増額につきましては、所要見込額の増によるものでございます。

次に、目 後期高齢者医療費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金81万9,000円の増額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。

次に、項 児童福祉費、目 児童福祉施設費の保育所運営事業、大規模改修工事費1,671万7,000円の減額につきましては、中央保育所大規模改修工事費の確定によるものでございます。

次に、目 児童措置費の児童手当給付事業、児童手当費1,178万7,000円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

次に、項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金536万4,000円の増額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。次の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金25万円の減額につきましては、システム改修に係る国庫補助金の確定によるものでございます。

続いて、14ページ、15ページをご覧ください。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の保健衛生一般事務経費、電子計算システム開発委託料940万円の減額につきましては、同業者での更新となったため不用となった健康管理システムデータ移行費用の減でございます。

次に、項 清掃費、目 塵芥処理費の環境センター運営事業、ごみ処理広域化計画調査業務負担金382万円の増額につきましては、新ごみ処理施設整備事業に係る処理方式等計画策定及び施設整備基本計画策定業務に係る泉佐野市田尻町清掃施設組合負担金でございます。

次に、項 上水道費、目 上水道費の水道事業会計出資事業、水道事業会計出資金600万円の減額につきましては、水道事業における管路耐震化事業費の確定によるものでございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、測量・設計・監理等委託料1,400万円の減額からその他町道等舗装工事費1,050万円の減額までにつきましては、執行見込みの減によるものでございます。

次の目 交通安全対策費の交通安全施設整備事業、交通安全施設工事費750万円の減額につきましては、事業未執行によるものでございます。

その下、項 都市計画費、目 公園費の公園整備事業、公園整備工事費1,000万円の減額につきましては、執行見込みによる減によるものでございます。

次に、16ページ、17ページをご覧ください。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、消耗品費1万5,000円の増額及び維持修繕工事費の1億704万2,000円の増額につきましては、東小学校、南小学校のトイレ洋式化改修経費でございます。

次の項 中学校費、目 学校管理費の中学校維持管理事業、消耗品費1万5,000円の増額及び維持修繕工事費8,820万5,000円の増額につきましては、熊取北中学校、熊取南中学校のトイレの洋式化改修経費でございます。

あと、18ページの補正予算給与費明細書、20ページの地方債調書については、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第21 議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件及び日程第22 議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第17号並びに議案第18号についてご説明申し上げます。

それではまず、議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定繰入金（保険料軽減分、保険者支援分）の確定、国庫補助金の確定、国保財政調整基金積立金の利子見込額の増に伴う補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,754万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料533万5,000

円の減額につきましては、当初予算に対しまして、保険基盤安定制度の繰入額の確定等に伴い財源調整を図るために、減額を行うものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 国民健康保険制度関係事業費補助金25万円の増額ですが、在留資格確認業務のシステム改修に係る補助金額の増額に伴うものでございます。

続いて、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金の2,000円の増額については、国保財政調整基金の利子見込額の増に伴うものでございます。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）423万1,000円の減額、同じく目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）959万5,000円の増額でございますが、今年度の繰入額が確定したことにより、それぞれ当初予算との差額を補正するものでございます。

同じく目 一般会計繰入金のうち、職員給与費等繰入金の25万円の減額につきましては、さきにご説明いたしました国庫支出金の増額に伴い、財源調整のため増額の25万円を一般会計繰入金から減額するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページをご覧ください。

第1段目の款 総務費、項 総務管理費及び第2段目の款 国民健康保険事業費納付金、項 医療給付費分、さらに4段目の款 予備費、項 予備費につきましては、財源振替のみのため、説明のほうは省略とさせていただきます。

3段目の款 基金積立金、項 基金積立金、目 国民健康保険財政調整基金積立金3万1,000円の増額ですが、本年度生じる基金利子と同額を当該基金に積み立てるためのものでございます。

以上で、議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料収入の見込額及び保険基盤安定負担金の増額によるものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,736万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,414万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料で3,654万5,000円の増額でございます。これは、被保険者数の増加等に伴い、特別徴収保険料及び普通徴収保険料のそれぞれの決算見込額を基に特別徴収保険料を988万1,000円の増額、普通徴収保険料を2,666万4,000円増額し、この合算額3,654万5,000円の増額を計上するものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金81万9,000円の増額でございますが、こちらも被保険者数の増加等に伴う保険料の増加と関連いたしまして、低所得者に対する法定軽減負担額が増加したことにより、一般会計から繰り入れる基盤安定負担金を81万9,000円増額計上するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページをご覧ください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金が3,736万4,000円の増額でございます。この保険料等負担金は、市町村が徴収した還付未済額を除く保険料と広域連合から示される保険基盤安定負担金を広域連合にそのまま納入する仕組みとなっておりますので、今回歳入で計上いたしました増額分を歳出予算に増額補正するものでございます。

以上で、議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、議案第17号並びに議案第18号、いずれも原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第23 議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、人事異動等に伴う人件費並びに耐震化事業に係る事業費の確定によります一般会計出資債の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。令和元年度熊取町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。令和元年度熊取町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 事業費、第1項 営業費用の既決予定額に102万円を増額し、補正後の額を9億2,111万1,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業費の補正後の額を9億4,919万8,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,647万2,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,247万2,000円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金1億1,684万8,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億2,284万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 資本的収入、第3項 他会計繰入金の既決予定額から600万円を減額し、補正後の額を400万円とするものでございます。それにより、第1款 資本的収入の補正後の額を3億2,535万8,000円とするものでございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費の既決予定額に102万円を増額し、補正後の額を1億1,673万3,000円とするものでございます。

次の2ページは、令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画でございます。

詳細については6ページからの説明書でご説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的支出の表をご覧ください。

第1款 事業費、第2項 営業費用の退職手当負担引当金繰入額の102万円の増額は、4月の人事異動等に伴うものと、上水道課に勤務経験のあった職員が早期退職されるために生じたものでございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額9億4,817万8,000円に補正予定額102万円を増額し、9億4,919万8,000円とするものでございます。

次に、7ページの資本的収入の表をご覧ください。

第1款 資本的収入、第3項 他会計繰入金の一般会計出資債の600万円の減額は、耐震管への布設替えに係る工事及び測量設計業務の入札減等に伴い事業費が確定したことによるものでございます。

以上により、資本的収入合計の既決予定額3億3,135万8,000円から補正予定額600万円を減額し、3億2,535万8,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和元年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第2号）でございます。

4ページは、補正予算給与費明細書でございます。

また、5ページは令和元年度熊取町水道事業予定貸借対照表補正（第2号）でございます。

いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくださいますようお願い申し上げます。

以上で、議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第24 議案第20号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第20号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、流域下水道事業の国追加補正による建設費負担金及び企業債の増額補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。令和元年度熊取町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の業務の予定量の補正でございます。令和元年度熊取町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものでございます。

第3項 主要な建設改良事業の流域下水道建設費負担金の既決予定額に361万9,000円を増額し、補正後の額を3,288万4,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,505万3,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,507万2,000円」に、「当年度分消費税資本的収支調整額1,726万3,000円」を「当年度分消費税資本的収支調整額1,759万1,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金879万3,000円」を「過年度分損益勘定留保資金823万3,000円」に、「繰越利益剰余金処分額159万8,000円」を

「繰越利益剰余金処分額184万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 資本的収入、第1項 企業債の既決予定額に360万円を増額し、補正後の額を4億6,000万円とし、それにより、第1款 資本的収入の補正後の額を6億6,645万4,000円とするものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額に361万9,000円を増額し、補正後の額を3億6,037万6,000円とし、それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を9億4,152万6,000円とするものでございます。

次に、第4条の企業債の補正でございます。予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正するものでございます。

流域下水道事業の既決予定額に360万円を増額し、補正後の額を3,260万円とするものでございます。

次の2ページは、令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画でございます。詳細については5ページの説明書でご説明いたしますので、5ページをお開きください。

資本的収入をご覧ください。

第1款 資本的収入、第1項 企業債の360万円の増額は、流域下水道事業において国補助金追加補正に伴う改築工事の増加に係る起債でございます。内容については、支出のほうでも建設費負担金を計上していますが、中部水みらいセンター監視制御設備更新工事の増加となっております。

以上により、資本的収入合計の既決予定額6億6,285万4,000円に補正予定額360万円を増額し、6億6,645万4,000円とするものでございます。

資本的支出の表をご覧ください。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の下水道建設事業費361万9,000円を増額は、収入でもご説明させていただいた内容となっております。

以上により、資本的支出合計の既決予定額9億3,790万7,000円に補正予定額361万9,000円を増額し、9億4,152万6,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページへお戻りください。

令和元年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第2号）でございます。

4ページは、令和元年度熊取町下水道事業予定貸借対照表補正（第2号）でございます。

いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第20号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これに異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

議案第20号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり決することに決定いたしました。

議長(矢野正憲君)次に、日程第25 議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事(永橋広幸君) それでは、議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、1つ目が流域下水道事業市町村負担金の精算に伴う返納金の計上、2つ目が人事異動等に伴う退職手当負担引当金繰入額の増額補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。令和元年度熊取町下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。令和元年度熊取町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 下水道事業収益、第3項 特別利益の既決予定額に996万4,000円を増額し、補正後の額を996万9,000円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業収益の補正後の額を11億5,764万4,000円とするものでございます。

支出として、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の既決予定額に12万2,000円を増額し、補正後の額を9億5,102万5,000円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業費用の補正後の額を10億9,506万1,000円とするものでございます。

次に、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費の既決予定額に12万2,000円を増額し、補正後の額を9,507万3,000円とするものでございます。

次の2ページは、令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画でございます。

詳細については6ページの説明書でご説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的収入の表をご覧ください。

第1款 下水道事業収益、第3項 特別利益の過年度損益修正益の996万4,000円の増額は、流域下水道事業市町村負担金の精算返納金でございます。

以上により、収益的収入合計の既決予定額11億4,768万円に補正予定額996万4,000円を増額し、11億5,764万4,000円とするものでございます。

収益的支出の表をご覧ください。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の総係費の12万2,000円の増額は、人事異動等に伴う退職手当負担引当金繰入額でございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額10億9,493万9,000円に補正予定額12万2,000円を増額し、10億9,506万1,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページへお戻りください。

令和元年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正(第3号)でございます。

4ページは、補正予算給与費明細書でございます。

5ページは、令和元年度熊取町下水道事業予定貸借対照表補正(第3号)でございます。

いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくださいますようお願い申し上げます。

以上で、議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)についてのご説明を

終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。
議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第26 議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算の件、日程第27 議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第28 議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第29 議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第30 議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、日程第31 議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算の件及び日程第32 議案第28号 令和2年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上7件を一括して議題といたします。

本7件について順次説明を求めます。

初めに、議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算について説明を求めます。南総合政策部長。総合政策部長（南 和仁君）それでは、議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和2年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策につきましては町長が町政運営方針によって申し上げましたので、私からは、予算の内容につきまして予算書に基づき、主に増減額が大きかったものを中心にご説明申し上げます。

まず、予算書の3ページをご覧ください。

議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算。

令和2年度熊取町の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ153億4,071万4,000円でございます。令和元年度と比較いたしますと7億8,558万4,000円、5.4%の増となっております。なお、主な増減につきましては後ほどご説明いたします。

第1条の第2項では、予算の款項の区分及び金額は、4ページからの第1表によるとしてございます。

次に、第2条では債務負担行為について定めております。内容につきましては、8ページの第2表をご覧ください。

主なものとしたしましては、上から3段目の学童保育所指定管理委託、令和3年度までの期間で、限度額は5,103万1,000円となっております。

3ページに戻っていただきまして、次に、第3条の地方債でございます。内容につきましては、9ページの第3表をご覧ください。

庁舎改修事業850万円、老人憩の家耐震補強事業390万円、西保育所改修事業810万円、認定こども園施設整備事業3,090万円、広域廃棄物処分場整備事業100万円、し尿処理施設整備事業1億5,450万円、水道事業会計出資債2,000万円、町道舗装事業490万円、交通安全施設整備事業330万円、続いて、10ページをご覧ください。橋りょう修繕事業5,010万円、町道久保高田線歩道拡幅事業1億30万円、熊取駅西整備事業1億7,150万円、公園整備事業3,150万円、防災行政無線デジタル化事業960万円、防災行政無線整備事業910万円、小学校施設改修事業940万円、小学校大規模改造事業4,160万円及び臨時財政対策債5億800万円でございます。合計で11億6,620万円となり、令和元年度と比較いたしますと1,850万円の増となっております。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表に記載しているとおりでございます。

申し訳ございません、3ページにお戻りください。

第4条の一時借入金でございます。これは、一時的な資金繰りのために金融機関等から資金を借

り入れる場合の限度額を定めたものでございます。令和2年度も、前年度と同様に10億円を限度と設定してございます。

続きまして、第5条 歳出予算の流用でございます。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を可能とすると定めてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に従って説明させていただきます。

16ページをご覧ください。

まず、町税でございますが、項 町民税、目 個人につきましては主に所得割の増加により2,183万2,000円増の22億2,110万円となり、目 法人につきましては240万3,000円減の9,933万6,000円となり、町民税全体でございますが、1,942万9,000円増の23億2,043万6,000円となっております。

その下の目 固定資産税につきましては、新築家屋の増加などの影響により、884万8,000円増の15億5,799万7,000円となっております。

次に、項 軽自動車税につきましては、登録台数の増加に加え、新税率に移行する台数の増加により、631万4,000円増の1億1,573万3,000円となっております。

次の項 町たばこ税につきましては、売渡本数の減などにより、79万2,000円減の1億6,072万6,000円となっております。

その下の地方譲与税から20ページの3段目、交通安全対策特別交付金までにつきましては、国が発表する地方財政計画を参考に算定してございます。

18ページに戻っていただきまして、4段目、新設である法人事業税交付金につきましては、府事業税の決算値を参考に425万円を見込んでございます。

次に、その下、地方消費税交付金につきましては、昨年10月からの消費増税の影響を加味し、1億1,700万円増の8億2,600万円としております。

次に、下から3段目の自動車取得税交付金につきましては、昨年10月から自動車取得税が廃止されたことに伴い皆減となっており、その下、環境性能割交付金につきましては、1年分として1,500万円増の3,000万円としてございます。

続いて、20ページをご覧ください。

上から2段目、地方交付税につきましては、幼児教育・保育無償化の対応などを反映した地方財政計画や前年度実績等を加味し、1億8,600万円増の29億6,600万円となっております。

次に、2段下の款 分担金及び負担金については、幼児教育・保育無償化の影響により1億2,485万1,000円減の1億60万8,000円となっております。

続きまして、24ページをご覧ください。

国庫支出金でございます。項 国庫負担金の目 民生費国庫負担金につきましては、1億3,172万4,000円増の15億1,937万4,000円となっておりますが、これは、障がい者自立支援給付費負担金が介護・訓練等給付費の増などにより増加したことや、子どものための教育・保育給付費負担金が昨年10月から幼児教育・保育無償化により増加したことによるものでございます。

次に、項 国庫補助金の目 民生費国庫補助金につきましては、2億3,028万6,000円増の3億1,934万円となっておりますが、これは、民間認定こども園の建て替えに伴う補助金の財源として保育所等整備交付金が増加したことなどによるものでございます。

1つ飛びまして、目 土木費国庫補助金につきましては、6億6,753万円増の9億4,362万8,000円となっておりますが、これは、道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金が熊取駅西整備事業など補助対象事業費の増に伴い増加したことによるものでございます。

次の目 教育費国庫補助金につきましては、9,771万6,000円減の1,994万1,000円となっておりますが、これは、小学校のトイレ洋式化改修に係る学校施設環境改善交付金が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、26ページ、府支出金をご覧ください。

項 府負担金のうち目 民生費府負担金につきましては、7,863万円増の8億4,453万3,000円となっておりますが、これは、障がい者自立支援給付費負担金及び子どものための教育・保育給付費負担金が国庫支出金と同じく増加したことなどによるものでございます。

次に、項 府補助金のうち目 民生費府補助金につきましては、3,352万2,000円増の3億1,147万2,000円となっておりますが、これは、民間認定こども園の建て替えに伴う補助の財源として児童福祉補助金の認定こども園施設整備交付金が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、28ページをご覧ください。

項 委託金のうち目 総務費委託金につきましては、2,110万4,000円減の8,507万4,000円となっておりますが、これは、参議院議員選挙費委託金、知事選挙費委託金及び府議会議員選挙費委託金の皆減によるものでございます。

続きまして、30ページをご覧ください。

3段目の款 財産収入、項 財産売払収入、目 不動産売払収入につきましては、1億6,340万円の皆増となっておりますが、これは、熊取駅西整備事業に係る代替地売却に伴うものでございます。

次に、その下の繰入金でございます。目 公共施設整備基金繰入金につきましては、170万円増の2億4,800万円となっております、投資的事業における普通建設事業費に充当するものでございます。

次の財政調整基金繰入金につきましては、前年度と同額の1億7,400万円となっております、一般財源の不足を調整するため繰り入れるものでございます。

次の目 くまとりふるさと応援基金繰入金につきましては、10億5万5,000円減の327万8,000円となっておりますが、これは、前年度の防災基金創設の原資分10億円の減少によるものでございます。

繰入金合計で、10億450万円減の6億6,567万5,000円となっているものでございます。

続きまして、32ページをご覧ください。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入につきましては、3億9,630万1,000円増の6億393万4,000円となっておりますが、これは、駅西整備事業に係る泉佐野市からの負担金が増加したことなどによるものでございます。

34ページの町債につきましては、9ページ、10ページの第3表地方債のところでご説明申し上げましたとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、36ページをご覧ください。

続きまして、歳出予算につきましては主なものを前年度と比較しながら説明させていただきます。

まず、議会費でございますが、前年度とほぼ同様で、議会費全体で255万9,000円増の1億2,730万4,000円となっております。

次に、38ページの総務費でございます。

項 総務管理費の目 一般管理費につきましては、3,684万1,000円増の7億4,413万3,000円となっておりますが、これは、39ページの職員給与関係事業（一般管理費一般職分）において退職手当が定年退職者数の増により増加したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、48ページをご覧ください。

目 財産管理費につきましては、6,188万3,000円増の1億107万1,000円となっておりますが、これは、51ページ、庁舎維持管理事業において、庁舎改修工事費が多目的トイレの設置及び庁舎北館外壁改修により増加したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、56ページをご覧ください。

目 自治振興費につきましては、726万8,000円増の1億288万2,000円となっておりますが、これは、59ページ上の町内循環バス運行事業において、町内循環バス運行費補助金が昨年11月から運行

コースの見直しにより増加したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、70ページをご覧ください。

項 選挙費につきましては、6,448万1,000円減の39万8,000円となっておりますが、これは、目町長選挙費、町議会議員選挙費、知事選挙費、参議院議員選挙費及び府議会議員選挙費が皆減となったことなどによるものでございます。

続いて、項 統計調査費の目 指定統計費につきましては、1,542万5,000円増の2,038万7,000円となっておりますが、これは、71ページの国勢調査事業の皆増によるものでございます。

続きまして、民生費に移らせていただきます。

74ページをご覧ください。

目 社会福祉費につきましては、1,025万5,000円増の10億422万8,000円となっておりますが、これは、79ページの中ほど下の障がい者自立支援給付事業において、介護・訓練等給付費が利用見込みの増などにより増加したものでございます。

次に、86ページをご覧ください。

目 後期高齢者医療費につきましては、1,471万7,000円増の5億8,845万円となっておりますが、これは、保険基盤安定繰出事業における保険基盤安定繰出金の増によるものでございます。

次に、88ページをご覧ください。

項 児童福祉費の目 児童福祉総務費につきましては、3億1,368万1,000円増の15億6,720万8,000円となっておりますが、これは、89ページ下の民間保育所等助成事業において、民間認定こども園の建て替えに伴い民間保育所施設設備整備費等補助金が増加したものであるものでございます。

次に、94ページをご覧ください。

下のほうで、目 児童措置費につきましては、1,595万5,000円減の7億421万7,000円となっておりますが、これは、児童手当給付事業において児童数の減少により、児童手当費が減少したことなどによるものでございます。

次に、96ページをご覧ください。

項 国民健康保険費の目 国民健康保険費につきましては、1,775万7,000円増の4億667万4,000円となっておりますが、これは、保険基盤安定繰出事業において保険基盤安定繰出金が増加したことなどによるものでございます。

次に、項 介護保険費の目 介護保険費につきましては、7,727万8,000円増の6億4,580万1,000円となっておりますが、これは、介護保険特別会計繰出事業において保険給付費が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、衛生費の説明に移らせていただきます。

少し飛びまして、108ページをご覧ください。

項 清掃費の目 塵芥処理費につきましては、1,644万4,000円減の5億6,992万4,000円となっておりますが、これは、109ページの環境センター運営事業において、大型設備の修繕に係る経費が減少したことなどによるものでございます。

続いて、110ページをご覧ください。

目 し尿処理費につきましては、2,579万2,000円増の3億1,292万3,000円となっておりますが、これは、し尿処理場運営事業において、113ページ中段の下でございませう令和3年度からのし尿処理広域化に係る泉佐野市田尻町清掃施設組合事務委託準備負担金が増加したことなどによるものでございます。

次に、農林水産業費に移ります。116ページをご覧ください。

項 農業費の目 農地費につきましては、397万9,000円増の3,028万1,000円となっておりますが、これは、119ページの下、ため池等整備事業においてため池ハザードマップ作成に係る経費が増加したことによるものでございます。

続きまして、商工費の説明に移らせていただきます。

122ページをご覧ください。

項 商工費の目 商工業振興費につきましては、149万3,000円減の6,279万3,000円となっておりますが、これは、125ページの産業活性化基金事業において、補助金制度の見直しにより減少となったものでございます。

続きまして、土木費の説明に移ります。

124ページをご覧ください。

項 土木管理費の目 土木総務費につきましては、1,545万3,000円増の2億4,402万2,000円となっておりますが、これは、127ページ下の建築一般事務経費において、老人憩の家耐震補強事業に係る人材派遣委託料が皆増したことなどによるものでございます。

128ページをご覧ください。

項 道路橋りょう費の目 道路維持費につきましては、1億1,609万円減の2億7,619万1,000円となっておりますが、これは、道路維持事業において、131ページの工事請負費中、橋梁の修繕に係る工事費が減少したことなどによるものでございます。

次の目 道路新設改良費につきましては、15億8,859万7,000円の増、17億1,463万2,000円となっておりますが、これは、道路新設改良事業において町道久保高田線歩道拡幅事業に係る工事費が増加したことや、熊取駅西整備事業において施設整備工事費、用地購入費及び133ページの物件移転等補償費が増加したものでございます。

次に、134ページをご覧ください。

項 河川費の目 河川維持費につきましては、1,451万円増の2,582万2,000円となっておりますが、これは、河川維持事業において河川のしゅんせつ、河床整正に係る工事費が増加したことによるものでございます。

次に、137ページをご覧ください。

項 都市計画費の目 公園費の公園整備事業においては、長池オアシス施設更新の2年目といたしまして7,400万円の工事請負費を計上してございます。

続きまして、消防費の説明に移らせていただきます。

142ページをご覧ください。

中ほどの目 常備消防費につきましては、1,394万1,000円増の5億3,103万4,000円となっておりますが、これは、泉州南消防組合運営事業において泉州南消防組合負担金が負担率の見直しにより増加したことによるものでございます。

次に、144ページをご覧ください。

目 災害対策費につきましては、10億1,418万3,000円減の4,383万2,000円となっておりますが、これは、147ページのくまとり防災基金積立事業において、前年度の防災基金創設に係る積立金10億円が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、教育費の説明に移ります。

152ページをご覧ください。

項 教育総務費の目 私立幼稚園助成費につきましては、2,617万6,000円増の7,032万6,000円となっておりますが、これは、私立幼稚園就園奨励事業が昨年10月から幼児教育・保育無償化により皆減となったものの、私立幼稚園助成事業において同じく幼児教育・保育無償化により施設等利用給付費が皆増となったことで、全体としては増加となったものでございます。

次に、その下の項 小学校費の目 学校管理費につきましては、2億5,531万6,000円減の2億3,346万8,000円となっておりますが、これは、155ページの小学校維持管理事業において、小学校のトイレ洋式化改修に伴う157ページの維持修繕工事費が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、158ページをご覧ください。

項 小学校費の目 建設事業費につきましては、5,024万5,000円増の7,367万円となっておりますが、これは、小学校大規模改造事業において東小学校大規模改造工事費が皆増したことなどによるものでございます。

次に、項 中学校費の目 学校管理費につきましては、751万6,000円増の1億991万1,000円となっておりますが、161ページの中学校維持管理事業において、熊取中学校教室の床など維持修繕工事費の増加によるものでございます。

少し飛びまして、180ページをご覧ください。

項 保健体育費の目 体育施設費につきましては、4,753万円の減、1億5,449万4,000円となっておりますが、これは、183ページの体育施設維持管理事業において、前年度の総合体育館中央制御盤の改修に伴う維持修繕工事費が皆減したことなどによるものでございます。

続きまして、184ページをご覧ください。

公債費につきましては、元金が6,973万5,000円減の8億3,775万3,000円、利子が380万5,000円減の4,325万9,000円となっておりますが、これは、平成29年度債の借入れより据置期間を設けたことによる元金の減少並びに町債全体の償還が進んだことによるものでございます。

続きまして、その下、災害復旧費につきましては枠取り計上をしてございます。

次に、186ページをご覧ください。

予備費につきましては、緊急かつやむを得ない場合などに予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、前年度と同様の予算措置としております。

188ページ以降につきましては明細書あるいは調書となっておりますので、別に配付の予算附属資料と併せて後ほどご参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算及び議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、以上2件について説明を求めます。山本健康福祉部長。健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第23号並びに議案第24号についてご説明申し上げます。

それでは、まず議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

それでは、予算書201ページをご覧ください。

令和2年度熊取町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億6,839万7,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるというものでございます。

次に、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第3条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございまして、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたしております。

それでは、内容につきましては、207ページ以降の事項別明細書で主な項目のみ説明をさせていただきます。

207、208ページは総括ですので、説明は割愛させていただきます。

210ページをお開きください。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料は10億6,062万6,000円で、対前年度比5,739万9,000円の減額となっております。保険料の予算額は大阪府が事業費納付金の財源内訳として示している保険料額を計上しており、減額理由といたしましては、大阪府全体でも推計被保険者数が7万7,000人減少し186万6,000人に、熊取町でも1万71人から9,464人に607人減少する見込みで計算してございますので、事業費納付金の負担額が減少していることによるものでございます。

次に、目 退職被保険者等国民健康保険料6万2,000円、前年度比18万円の減額ですが、同じく大阪府に納付する額を計上しているものでございます。この退職者医療制度は、令和元年度をもって全員が65歳に達し対象者がいなくなるため、滞納繰越分のみの枠取りとして計上しておるものでございます。

次に、款 一部負担金、項 一部負担金、目 退職被保険者等一部負担金の5万円の皆減でございますが、退職被保険者制度の終了に伴うものでございます。

次に、1つ飛びまして款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金359万7,000円ですが、令和3年度より本格実施されますオンライン資格確認業務に係るシステム改修費に関する国庫補助金を新たに計上しております。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金は36億8,390万8,000円で、対前年度比3億3,316万5,000円の減額でございます。普通交付金につきましては、主に本町が医療機関等に支払う医療給付費等について、都道府県化に伴い大阪府から普通交付金として交付されるものでございますが、令和2年度推計では、1人当たりの医療費は伸びておりますが、推計被保険者数の減少に伴い全体的に減少しておるものでございます。

なお、特別交付金については、保健事業費に係る経費や保険者努力支援分、府独自のインセンティブ分など、市町村ごとの実績に基づいて大阪府から交付されるものでございます。

次に、212ページをご覧ください。

2つ目の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は4億667万4,000円、対前年度比で1,775万7,000円の増額でございます。これは繰入れ基準等に基づく一般会計からの繰入れて、その内訳は213ページの説明欄のほうをご覧ください。

まず、保険基盤安定繰入金でございます。基盤安定繰入金は保険料軽減分と保険者支援分がございます。毎年10月に確定するものでございまして、軽減分は、低所得者に対して保険料軽減を行った実績に基づいて繰入額が確定いたします。それに対しまして保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援するものでございまして、平均的な保険料を基に軽減対象者数に国が定める支援率を用いて算出金額で確定となるものでございます。この基準に基づきまして令和2年度の推計値を算定した結果、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分については1億9,105万3,000円、対前年度比373万円の増額、また保険者支援分は9,662万7,000円で、対前年度比653万2,000円の増額となります。

なお、これらの繰入金については、大阪府に納める事業費納付金の一部として同額を歳出予算に計上しているものでございます。

次に、職員給与費等繰入金につきましては、歳出の款 総務費の財源とし、8,428万5,000円を繰り入れるものでございます。次に、出産育児一時金繰入金の1,120万円については、歳出で計上しております出産育児一時金1,680万円の3分の2を町負担分として繰り入れるものでございます。次に、財政安定化支援事業繰入金でございますが、法定軽減対象の世帯の割合が全国平均を超えた場合及び高齢被保険者の割合が全国平均を超えた場合に対象となる法定の繰入金でございまして、対前年比190万3,000円の増額となっております。次に、その他一般会計繰入金805万6,000円でございますが、重度障がい者、老人、独り親の各医療費助成の地方単独分については、

大阪府から示された額に基づき、町が負担する5割相当額を、また子ども医療費については小・中学生に係る地方単独分の全額を、前年度の実績を基に一般会計から繰り入れるものでございます。

次に款 諸収入、項 雑入の一番下にある目 事業費納付金精算金でございます。これは、平成30年度に大阪府に支払った退職被保険者等に係る事業費納付金の精算に伴う還付金でございます。精算が2年後になるため、納付金制度が導入された後、令和2年度に初めて生じるものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

214ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、8,168万8,000円で、対前年度比897万円の増額でございます。一般管理費については人件費など国保運営事務に要する経費でございます。増額の主な理由といたしましては、国保担当職員の人事異動による職員給与関係事業費の増あるいは会計年度任用職員制度の導入、電子計算機使用負担金の増額などとなっております。

次に、216ページ一番下の欄から219ページにかけてでございます。

款 保険給付費、項 療養諸費でございますが、218ページ、本年度の計31億2,276万円で、対前年度比2億6,991万9,000円の減額となるものでございます。医療費実績及び被保険者数の伸びを基に計上をさせていただいているものでございます。

なお、積算上の1人当たりの医療費は増額と見込んでおるものの、被保険者数の推計値が減少したため、減額となっております。

次に、款 保険給付費、項 高額療養費4億3,631万8,000円ですが、保険給付費と同様の理由により、対前年度比5,413万5,000円の減額となるものでございます。

次に、220ページをご覧ください。

款 国民健康保険事業費納付金、項 医療給付費分は9億8,881万7,000円で、対前年度比2,223万1,000円の減額でございます。同様に、項 後期高齢者支援金等分2億8,544万2,000円で対前年度比2,073万8,000円の減額、項 介護納付金分は9,746万7,000円で、対前年度比510万6,000円の減額で、全て納付金のほうが減額となっております。これは、大阪府が示した事業費納付金をそのまま計上しておるものでございますが、推計被保険者数の減少や所得の減少、標準収納率のインセンティブ効果や前年度納付金の翌年度精算等に伴い、減少となったものでございます。

続きまして、220ページ下段から223ページをご覧ください。

款 保健事業費、項 特定健康診査等事業費、目 特定健康診査等事業費3,548万7,000円で、対前年度比155万8,000円の減額でございます。こちらも、被保険者数の減少に伴う受診見込者数の減少によるものでございます。

次に、222ページ下から225ページでございます。

款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健衛生普及費については3,188万4,000円で、対前年度比90万7,000円の増額でございますが、主に人間ドックや脳ドックの助成事業の見込み人数の減少に伴うものでございます。

続いて、224ページ、款 基金積立金、項 基金積立金、目 国民健康保険財政調整基金積立金でございますが、基金の運用によって得られる利子を基金に積み立てるものでございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 一般被保険者保険料等還付金でございます。こちらは508万円、対前年比180万円の増額となっておりますが、国民健康保険法の一部改正に伴いまして保険料の賦課決定の期間制限に係る規定が見直されたことにより、過年度分保険料の還付額が増加した場合に備えましてのものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

なお、226ページから232ページの給与費明細書、233ページの債務負担行為に関する調書につき

ましては、説明を省略させていただきます。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の237ページをご覧ください。

令和2年度熊取町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,278万2,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

それでは、内容につきましては、243ページ以降の事項別明細書で主な項目のみの説明とさせていただきます。

243、244ページは総括ですので、説明は割愛させていただきます。

246ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明いたします。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料5億3,686万7,000円、対前年度比6,373万円の増額でございます。主な増額要因といたしましては被保険者数の増加と保険料率の改定によるものでございまして、まず被保険者数につきましては、令和元年度の平均被保険者数の見込みを5,534人としていたものを令和2年度399人増の5,933人と見込んでおります。また、令和2年度は2年に1回の定例の保険料率の改定年度となっており、大阪府後期高齢者医療広域連合によって積算算出され、府内全市町村同一の保険料率が決定されております。所得割率が9.90%から10.52%に、均等割額が5万1,491円から5万4,111円に、賦課限度額が2万円増加となっております。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は1億5,589万4,000円で、対前年度比1,634万8,000円の増額でございます。このうち事務費繰入金については、大阪府後期高齢者医療広域連合の事務費負担分と本町における事務経費を一般会計から繰り入れるものでございまして、人事異動等に伴う人件費の増加や後期高齢者医療システムのクラウド化などに伴い659万3,000円増加しております。また、次の節 保険基盤安定繰入金については、低所得者等に対する保険料の軽減分を公費で負担するための繰入金で、増額要因につきましては、先ほどご説明いたしました保険料の増加に伴い、低所得者の保険料軽減の財源となる保険基盤安定負担金が1億300万2,000円と、対前年比975万5,000円増加したものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

248ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、3,493万7,000円、対前年度比710万1,000円の増額でございます。主な増額要因につきましては、歳入でご説明いたしました人件費の増や後期高齢者医療システムのクラウド化に伴う電子計算機使用負担金の増に伴うものでございます。

次に、1つ飛びまして款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金についてでございますが、6億5,554万7,000円、対前年度比7,298万1,000円の増額でございます。負担金の内訳についてでございますが、まず被保険者から納付された保険料と低所得者への保険料軽減分の公費負担額として受け入れる保険基盤安定繰入金の合計を保険料等負担金として6億3,937万1,000円、また、大阪府後期高齢者医療広域連合における事務費等の総務的経費に対する

本町の負担金が1,617万6,000円となっております。主な増額要因につきましては、先ほど説明いたしました被保険者数の増、保険料率の増額改定に伴う保険料徴収金の増及び保険基盤安定繰入金の増による保険料等負担金の増加によるものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

なお、252ページから257ページ、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、議案第23号並びに議案第24号、いずれも原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）次に、議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算について説明を求めます。山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

まず、予算の概要についてでございますが、歳入においては消費税率引上げによる低所得者に対する介護保険料軽減強化の完全実施や保険給付費の増に伴う国・府負担金などの増加、また、歳出においては消費税率引上げに伴う介護報酬の改定による保険給付費の増加などを見込んだ予算となっており、令和2年度における予算の総額は歳入歳出それぞれ39億9,983万2,000円となり、前年度と比較して2億8,139万6,000円、約7.6%の増となっております。

それでは、予算書の261ページをご覧ください。

令和2年度熊取町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億9,983万2,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとございます。

次に、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

次に、第3条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用とするものでございます。

主な予算の内容につきましては、267ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

267ページ、268ページは総括でございますので、説明を省略いたします。

270ページ、271ページをお開きください。

歳入でございます。

款 保険料、項 介護保険料、目 第1号被保険者保険料につきましては8億6,414万9,000円で、対前年度比3,287万4,000円の減となっております。これは、令和2年度からの低所得者に係る介護保険料の軽減強化完全実施によるものでございます。

一つ飛ばしまして、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金でございますが、6億9,239万7,000円で、対前年度比5,225万6,000円の増となっております。これは、保険給付費が増加したことにより、国負担分につきましても増となったものでございます。

次に、項 国庫補助金、目 調整交付金3,040万6,000円で、対前年度比1,460万2,000円の増となっております。これは、国からの交付率が上昇したことによるものでございます。

その下の目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）でございますが、2,178万6,000円で、対前年度比14万8,000円の減となっております。これは、地域支援事業費における介護予防・生活支援サービス事業の第1号訪問介護及び第1号通所介護サービス事業費などの見込額

が減少したことに伴い、国負担分につきましても減となったものでございます。

また、その下の目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましても、2,634万9,000円で、対前年度比98万2,000円の減となっております。これは、人事異動による人件費の減少に伴い、国負担分につきましても減となったものでございます。

その下の目 介護保険事業費補助金297万3,000円で、対前年度比132万3,000円の増となっております。これは、令和2年度における個人番号制度の対応に伴うシステム改修費に対する国からの補助金が増加したことによるものでございます。

次に、款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金10億118万9,000円で、対前年度比7,350万9,000円の増となっております。これは、保険給付費に対し第2号被保険者の負担分として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、介護給付費の増加に伴い、その負担分も増となったものでございます。

その下の目 地域支援事業支援交付金2,778万6,000円で、対前年度比19万1,000円の減につきましては、国庫補助金でもご説明いたしましたが、地域支援事業における介護予防・生活支援サービス事業の第1号訪問介護及び第1号通所介護サービス事業費などの見込額が減少したことに伴い、第2号被保険者の負担分も減となったものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 介護給付費負担金5億1,273万7,000円で、対前年度比3,622万6,000円の増につきましては、国庫負担金と同様の内容となりますので、説明を省略させていただきます。

次に、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,286万4,000円で、対前年度比8万9,000円の減、また、その下の目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1,317万4,000円で、対前年度比49万1,000円の減につきましては、いずれも国庫補助金と同様の内容となりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、次の272ページ、273ページをご覧ください。

1つ飛ばしまして、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 介護給付費繰入金4億6,351万4,000円で、対前年度比3,403万3,000円の増、その下の目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,286万4,000円で、対前年度比8万9,000円の減、また、その下の目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）1,317万5,000円で対前年度比49万円の減につきましても、それぞれの増減理由が国庫支出金や府支出金と同様の内容となりますので、こちらも説明を省略させていただきます。

次に、その下の目 低所得者保険料軽減繰入金3,986万4,000円で、対前年度比3,273万9,000円の増につきましては、低所得者に対する保険料は公費を投入し、その軽減を行っておりますが、それに対する国・府の負担金を一旦一般会計で収入し、町負担分と合わせ一般会計から繰り入れております。令和2年度からの保険料軽減強化の完全実施に伴い、それぞれの負担分が増加したことにより、こちらも増となったものでございます。

また、その下の目 その他一般会計繰入金1億1,638万4,000円で、対前年度比1,108万5,000円の増につきましては、総務費の人件費及び介護保険料の賦課徴収や要介護認定などに係る事務費について、それぞれ一般会計から全額繰り入れることとなっておりますが、令和2年度は会計年度任用職員制度の導入に伴い、増となったものでございます。

次に、その下の項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金1億4,775万6,000円で、対前年度比6,096万3,000円の増につきましては、保険給付費などに係る財源不足に対し、介護給付費準備基金を取り崩し、歳入予算に繰り入れるものでございます。

それでは、274ページ、275ページをご覧ください。

続きまして、歳出でございます。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、6,896万8,000円で、対前年度比957万7,000円の増となっております。これは、会計年度任用職員制度導入に伴う人件費など

の増加によるものでございます。

少し飛ばしていただきまして、278ページ、279ページをお開きください。

次に、保険給付費でございます。令和2年度の予算につきましては、前年度の給付実績及び消費税の引上げに伴う介護報酬の改定による増加などを見込んでおります。

まず、款 保険給付費、項 介護サービス等諸費、目 介護サービス等諸費34億1,227万円で、対前年度比2億3,961万4,000円の増となっております。

次に、項 介護予防サービス等諸費、目 介護予防サービス等諸費9,442万9,000円で、対前年度比2,814万8,000円の増となっております。これらはいずれも、さきに申し上げましたとおり、給付実績や介護報酬の改定を基に見込んだものでございます。

次に、280ページ、281ページをご覧ください。

まず、上から2つ目の欄で、項 高額介護サービス等費、目 高額介護サービス等費9,000万円で、対前年度比500万円の増につきましては、これまでの利用実績などにより見込んだものでございます。

その下の項 高額医療合算介護サービス等費、目 高額医療合算介護サービス等費1,200万円で、対前年比100万円の増、また、その下の項 特定入所者介護サービス等費、目 特定入所者介護サービス等費9,637万6,000円で、対前年比192万4,000円の減につきましても、それぞれの増減理由はいずれも高額介護サービス等費と同様で、利用実績などにより見込んだものでございます。

次に、款 地域支援事業費、項 介護予防・生活支援サービス事業費、目 介護予防・生活支援サービス事業費8,578万6,000円で、対前年度比270万2,000円の減につきましては、第1号訪問介護及び第1号通所介護サービスの事業実績を基に見込んだものでございます。

次に、282ページ、283ページをご覧ください。

項 一般介護予防事業費、目 一般介護予防事業費1,687万3,000円で、対前年比201万5,000円の増につきましては、タピオステーションへの支援の充実によるものでございます。

次に、284ページ、285ページをご覧ください。

項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費6,847万7,000円で、対前年度比255万1,000円の減につきましては、人事異動による人件費の減少によるものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

なお、290ページから296ページまでの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）次に、議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算について説明を求めます。田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）それでは、議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算についてご説明いたします。

まず、予算の概要についてでございますが、令和2年度は、歳入では5年ごとに利用者の皆さんにご負担いただく管理手数料が前年度費195万円増の234万円となっていることや、歳出では令和2年度が指定管理者選定年度となるため、当該経費として合計で13万5,000円を計上させていただいていること、墓苑使用料等還付金につきましても、先ほど申し上げましたとおり5年に一度ご負担いただく管理手数料の納付対象件数が多い年度となっており、このことを契機に墓地を返還される方も一定増加する見込みであることから、前年度費158万円増の497万円となるなど、予算総額では前年度比467万円増の1,862万6,000円となっておりますが、運営等の内容につきましては大きな変更はございません。

それでは、予算書299ページをお開きください。

令和2年度熊取町の墓地事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条第1項 歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,862万6,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書により説明させていただきますので、308、309ページをお開きください。

歳入でございます。

款 繰入金の墓地基金繰入金は963万1,000円で、永代使用料及び管理手数料を一旦積み立てている当該基金から事業財源として繰り入れるものでございます。

款 使用料及び手数料の永代使用料は11区画分で660万円、管理手数料234万円につきましては、先ほど申し上げました5年に一度の利用者の皆さんにご負担いただくものとして67区画分、追加募集分として11区画分の計78区画分で、対前年比195万円の増となっております。

款 財産収入は墓地基金利子で、4万6,000円でございます。

次に、歳出でございます。

310、311ページをお開きください。

款 墓苑費では、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会に係る経費として、委員報酬は一般会計、こちら公園分でございますが、こちらと折半し、委員2名、3回分で4万7,000円、そのほかに消耗品費2万4,000円のうち6,000円、通信運搬費10万1,000円のうち8万2,000円、合計で13万5,000円を計上させていただいております。次に、永楽墓苑指定管理委託料315万8,000円は、基本協定に基づく令和2年度分の委託料でございます。次に、墓地事業事務費等負担金33万3,000円は、一般会計に対する人件費負担でございます。また、墓苑使用料等還付金は、先ほど申し上げましたとおり497万円となっております。

款 基金積立金、墓地基金積立金898万6,000円は、利子及び利用者の皆さんにご負担いただいた永代使用料管理手数料を一旦積み立てるものでございます。

款 予備費は100万円でございます。

312ページの給与費明細書及び313ページの債務負担行為に関する調書につきましては、施設名を省略させていただきますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）次に、議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算について説明を求めます。

山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第1条 総則でございます。令和2年度熊取町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条 業務の予定量は、次のとおりとするものでございます。

給水戸数は1万8,100戸とし、前年度から200戸の増加としてございます。

年間総給水量は437万1,000立方メートルで、前年度より7万1,000立方メートルの減少としてございます。

1日平均給水量は1万1,975立方メートルで、前年度より162立方メートルの減少としてございます。

次に、主要な建設改良事業の事業費を3億5,458万3,000円とし、前年度比972万7,000円の減となっております。

次に、第3条 収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものとさせていただきます。

収入の部でございますが、第1款 事業収益9億7,575万2,000円は、前年度比890万円の増となっております。内訳としましては、第1項 営業収益7億8,268万4,000円は前年度比332万5,000円の減、第2項 営業外収益1億9,305万8,000円は前年度比1,222万5,000円の増、第3項 特別収益1万円は前年度と同額としてございます。

次に、支出の部でございます。

第1款 事業費9億5,634万2,000円は、前年度比587万2,000円の増となっております。内訳としましては、第1項 営業費用9億3,227万5,000円は前年度比989万2,000円の増、第2項 営業外費用2,106万7,000円は前年度比402万円の減、第3項 特別損失100万円並びに予備費200万円は前年度と同額としてございます。

次に、第4条 資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものとさせていただきます。

収入の部でございます。

第1款 資本的収入3億4,085万8,000円は、前年度比950万円の増となっております。内訳としましては、第1項 企業債1億9,990万円は前年度比470万円の増、第2項 負担金8,760万8,000円は前年度比250万円の増、第3項 他会計繰入金2,000万円は前年度比1,000万円の増、第4項 補助金3,335万円は前年度比770万円の減となっております。

次に、支出の部でございます。

第1款 資本的支出5億808万6,000円は、前年度比1,993万2,000円の増となっております。

内訳としましては、第1項 建設改良費3億7,553万5,000円は前年度比1,657万9,000円の増、第2項 企業債償還金1億3,255万1,000円は前年度比335万3,000円の増となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しておりますが、第4条括弧書きのとおり、不足する額1億6,722万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,146万円、減債積立金2,500万円及び過年度分損益勘定留保資金1億2,076万8,000円で補填するものとさせていただきます。

2ページをお開きください。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるものとさせていただきます。

水道施設運転管理の一部業務委託及び水道料金徴収等業務委託につきましては、令和2年12月から令和5年11月までの限度額をそれぞれ表に記載のとおり定めるものとさせていただきます。

次に、第6条 企業債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものとさせていただきます。

起債の目的は施設整備事業で、水道施設の耐震化事業に充てるためのものとさせていただきます。限度額は1億9,990万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。

次に、第7条 一時借入金の限度額は5,000万円と定めるもので、前年度と同額としてさせていただきます。

次に、第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないとしてございまして、職員給与費1億2,200万1,000円をその経費とし、前年度比367万2,000円の増としてさせていただきます。

次に、第9条 たな卸資産購入限度額でございます。たな卸資産の購入限度額は428万9,000円と定めるもので、前年度比9万3,000円の減となっております。これは、水道メーター購入に係る予算でございます。

次の3ページ、4ページには、令和2年度熊取町水道事業会計予算実施計画を記載してございま

す。説明については、後ほど18ページ以降の予算説明書にてご説明いたします。

5ページをお開きください。

令和2年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。会計期間における資金の増減を表す表でございます。

1点目の業務活動では、通常の業務活動により1億4,793万6,000円の増、2点目の投資活動では、管路耐震化事業などの施設整備のため2億9,649万6,000円の減、3点目の財務活動では、企業債及び一般会計からの出資による収入額が企業債の償還額を上回るため、8,734万9,000円の増としてございます。

6ページから8ページは職員の給与費明細書でございます。ご説明は割愛させていただきますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

9ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。

内容は、先ほど2ページでご説明いたしました事項に加えまして、平成29年度及び平成30年度に定めた事項となっております。

10ページから12ページは、令和元年度熊取町水道事業予定貸借対照表でございます。

10ページ最下段、資産合計及び12ページ最下段、負債資本合計を84億5,472万1,062円と見込んでございます。

13ページから15ページは、令和2年度熊取町水道事業予定貸借対照表でございます。

13ページ最下段、資産合計及び15ページ最下段、負債資本合計を84億7,412万8,386円と見込んでございます。

16ページをお開きください。

令和元年度熊取町水道事業予定損益計算書でございます。

下から4行目の当年度純利益として3,437万円を見込んでございます。

17ページをお開きください。

注記表でございます。会計方針等を記述してございますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

18ページをお開きください。

令和2年度熊取町水道事業会計予算説明書でございます。

主なものについてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 営業収益、目 給水収益、節 水道料金7億8,126万2,000円は、前年度比401万1,000円の減で、これは給水人口の減少や節水機器の普及によるものでございます。

次に、第2項 営業外収益、目 雑収益、節の上から4つ目の雑収益3,146万7,000円は、前年度比413万6,000円の増で、これは、下水道整備に伴う下水道使用者の増や遅延損害金の増によるものでございます。これらにより、収益的収入合計9億7,575万2,000円は、前年度比890万円の増となっております。

19ページをお開きください。

支出の第1項 営業費用、目 原水及び浄水費、節の上から12行目の委託料4,481万7,000円は前年度比337万円の増で、これはPCBの処分費などの委託料の増と、その6つ下の材料費で非常用給水袋の補充などによる増でございます。

20ページをお開きください。

目 配水及び給水費、節の下から6行目、修繕費1,781万3,000円は、前年度比356万5,000円の減で、これは給排水管等修繕料の減によるものでございます。

21ページをお開きください。

目 総係費の節の下から3行目、委託料2,977万7,000円、前年度比276万6,000円の増は、水道料

金徴収等業務委託料の契約更改によるものと、水道事業経営方針検討業務委託料の増によるものでございます。

22ページをお開きください。

目 減価償却費、節 有形固定資産減価償却費 2億6,701万2,000円は、前年度比259万円の増で、これは主に配水管などの構築物減価償却費の増によるものでございます。

これらにより、収益的支出合計 9億5,634万2,000円は、前年度比587万2,000円の増となっております。

23ページをお開きください。

資本的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 企業債、目 企業債 1億9,990万円は前年度比470万円の増、第3項 他会計繰入金、一般会計出資金2,000万円は前年度比1,000万円の増、第4項 補助金、府補助金3,335万円は前年度比770万円の減となっており、これらは、施設整備費は増えていますが、補助金の対象施設は減となったことによるものでございます。

第2項 負担金、目 負担金、節 給水負担金2,860万円は前年度比592万8,000円の増で、これは給水件数の増によるもので、工事負担金5,900万8,000円は前年度比342万8,000円の減で、これは、主に公共下水道工事等に伴う配水管移設設計負担金の減によるものでございます。

これらにより、資本的収入合計 3億4,085万8,000円は、前年度比950万円の増となっております。

24ページをお開きください。

支出の第1項 建設改良費、目 改良費5,439万4,000円は前年度比813万4,000円の減で、これは、公共下水道工事等に伴う配水管移設設計委託料の減によるものでございます。

次に、目 施設整備費 3億18万9,000円は前年度比1,786万1,000円の増で、これは配水管布設替等設計委託料及び工事費の増によるものでございます。

次に、目 固定資産購入費91万3,000円の皆増は、水道台帳パソコンが現在ウインドウズ7であるためウインドウズ10に買い換えるものと、水圧測定器の老朽化に伴う買換えでございます。

これらにより、資本的支出合計 5億808万6,000円は、前年度比1,993万2,000円の増となっております。

25ページ、26ページは企業債償還明細書でございます。ご説明は割愛させていただきます。

また、令和2年度水道事業会計予算附属資料では、平成28年度からの収益的収支及び資本的収支の推移、給水人口、年間総給水量等の推移を記述してございますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）次に、議案第28号 令和2年度熊取町下水道事業会計予算について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第28号 令和2年度熊取町下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第1条 総則でございます。

令和2年度熊取町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条 業務の予定量は、次のとおりとするものでございます。

汚水整備人口は3万5,919人としてございます。

年間下水道布設延長は1.3キロメートル、整備面積は2.8ヘクタールとしてございます。汚水整備の推進により、整備人口においては微増傾向を見込んでおり、布設延長は昨年より0.6キロメートルの増加を予定しております。

次に、主要な建設改良事業の下水道建設事業 3 億6,700万6,000円、流域下水道建設費負担金を 3,600万4,000円としてございます。

次に、第3条 収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございますが、第1款 下水道事業収益11億4,084万3,000円とし、内訳としまして、第1項 営業収益 5億3,087万7,000円、第2項 営業外収益 6億996万1,000円、第3項 特別利益 5,000円としてございます。

次に、支出の部でございます。

第1款 下水道事業費用11億2,763万2,000円、内訳としましては、第1項 営業費用 9億9,769万8,000円、第2項 営業外費用 1億2,443万4,000円、第3項 特別損失50万円、第4項 予備費 500万円としてございます。

2ページをお開きください。

第4条 資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございます。

第1款 資本的収入 7億7,332万9,000円、内訳としましては、第1項 企業債 5億4,710万円、第2項 負担金742万7,000円、第3項 補助金 1億500万円、第4項 他会計出資金 1億1,380万2,000円。

次に、支出の部でございます。

第1款 資本的支出10億436万3,000円、内訳としましては、第1項 建設改良費 4億2,485万2,000円、第2項 企業債償還金 5億7,951万1,000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しておりますが、第4条括弧書きのとおり、不足する額 2億3,103万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,159万1,000円、減債積立金 1,000万円及び当年度損益勘定留保資金 1億9,944万3,000円で補填するものでございます。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるものでございます。

水洗便所改造資金融資あっせんに伴う損失補償及び水洗便所改造資金融資償還完済補助金の期間、限度額は表の記載のとおりでございます。

3ページをお開きください。

第6条 企業債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものでございます。

公共下水道事業として 2億5,590万円、流域下水道事業として3,580万円、資本費平準化として 1億7,000万円、資本費平準化（借換債）として8,540万円をそれぞれ限度額とし、起債の方法、利率及び償還の方法は表に記載のとおりでございます。

次に、第7条 一時借入金の限度額は6億円と定めるものでございます。

次に、第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりとしておりまして、営業費用及び営業外費用の間の流用としてございます。

4ページをお開きください。

第9条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとしておりまして、職員給与費9,933万7,000円してございます。

次に、第10条 他会計からの補助金でございます。

一般会計からこの会計への補助を受ける金額は1億8,585万4,000円と定めるものでございます。
次の5ページ、6ページには、令和2年度熊取町下水道事業会計予算実施計画を記載してござい
ます。説明については、後ほど22ページ以降の予算説明書にてご説明いたします。

7ページをお開きください。

令和2年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。
会計期間内における資金の増減を示す表でございます。

1点目の業務活動では、通常の業務活動により2億7,022万5,000円の現金が増加し、2点目の投
資活動では、下水道普及拡大、長寿命化などの施設整備のため2億8,746万5,000円の現金が減少し、
3点目の財務活動では、企業債借入金と他会計よりの出資金が企業債償還金を上回るため、8,139
万1,000円の現金が増加するとなっております。

8ページから12ページは職員の給与費明細書でございます。説明は省略させていただきますので、
後ほどお目通し、よろしくお願いたします。

13ページをお開きください。

債務負担に関する調書でございます。内容は先ほど2ページでご説明いたしました事項となっ
てございます。

14ページから16ページは、令和元年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。

14ページ最下段、資産合計及び16ページ最下段、負債資本合計を175億3,620万2,287円と見込ん
でございます。

17ページから19ページは、令和2年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。

17ページ最下段、資産合計及び19ページ最下段、負債資本合計を173億2,376万3,287円と見込ん
でございます。

20ページをお開きください。

令和元年度熊取町下水道事業会計予定損益計算書でございます。

下から4行目の当年度純利益として4,966万6,000円を見込んでございます。

21ページをお開きください。

令和2年度重要な会計方針及び財務諸表に関する注記でございます。

会計方針及び財務諸表に関する項目を記述しておりますので、後ほどお目通しのほどよろしくお
願いたします。

22ページをお開きください。

令和2年度熊取町下水道事業会計予算説明書でございます。

主なものについてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 営業収益、目 下水道使用料、節 下水道使用料5億2,074万6,000円は、前年度
に比べ22万1,000円の減少となっております。水洗化人口の微増及び令和元年10月よりの消費税
増税となっておりますが、それ以上に1人当たりの使用料の減少が影響しているものでございま
す。

次に、項 営業外収益、目 他会計補助金、節 他会計補助金1億8,585万4,000円は、前年度に
比べ1,036万1,000円の減少となっております。これは、企業債利息の減少によるものでございま
す。

次に、目 長期前受金戻入、節 長期前受金戻入4億1,137万1,000円は、前年度に比べ1,053万
1,000円の増加となっております。これは、固定資産除却費の増加によるものでございます。

次に、目 雑収益、節 雑収益の4行目、損害賠償金527万1,000円は前年度に比べ134万7,000円、
その下、遅延損害金320万6,000円は前年度に比べ320万5,000円、それぞれ増加となっております。

収益的収入合計11億4,084万3,000円となり、前年度に比べ389万8,000円の増加となつてございま
す。

23ページをお開きください。

収益的支出でございます。

項 営業費用、目 管渠費、1行目の節 給料2,065万8,000円は前年度に比べ373万4,000円の増加、節 職員手当等1,102万2,000円は前年度に比べ246万2,000円の増加、節 賞与等引当金繰入額373万2,000円は前年度に比べ71万1,000円の増加、節 法定福利費671万円は前年度に比べ113万7,000円の増加は、それぞれ増加する施設の維持管理に必要な技術系職員が1名増員されたことなどによるものでございます。

24ページをお開きください。

目 総係費、節の下から2行目、報酬209万1,000円は、前年度に比べ195万円の増加となっております。これは、新たに会計年度任用職員を採用するものでございます。

25ページをお開きください。

節の上から6行目、委託料の使用料徴収委託料2,854万円は、前年度に比べ240万3,000円の増加となっております。これは、委託件数等の増加によるものでございます。その下、下水道ビジョン策定業務委託料1,960万円は、前年度に比べ1,120万円の増額となっております。これは、令和元年度、2年度で取り組んでおります委託料の年度割による増加によるものでございます。

目 流域下水道維持管理費、節 負担金1億6,611万4,000円は、前年度に比べ545万2,000円の増加となっております。これは、流域下水道維持管理費の市町村負担金の増加によるものでございます。

26ページをお開きください。

目 資産減耗費、節 固定資産除却費2,008万5,000円は、前年度に比べ1,982万3,000円の増加となっております。これは、民間開発などにより圧送方式の地域が自然流下方式が可能となることで、マンホールポンプ施設が不要となり、撤去するものでございます。

項 営業外費用、目 支払利息及び企業債取扱諸費、節 企業債利息9,821万9,000円は、前年度に比べ1,418万3,000円の減少となっております。減少傾向が継続しております。

収益的支出合計11億2,763万2,000円は、前年度に比べ4,845万1,000円の増加となっております。

27ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入の第1項 企業債、目 企業債の公共下水道事業債2億5,590万円は、前年度に比べ6,270万円の増加となっております。これは、建設事業費での整備に要する金額の増加によるものでございます。流域下水道事業債3,580万円は、前年度に比べ680万円の増加となっております。これは、流域下水道建設費負担金の増加によるものでございます。資本費平準化債1億7,000万円は、前年度に比べ1,000万円の増加となっております。これは、4条予算現金確保のための増加となっております。

項 補助金、目 補助金の社会資本整備総合交付金1億500万円は、前年度に比べ1,310万円の増加となっております。これは、先ほど述べましたとおり、建設事業費での整備に要する金額の増加によるものでございます。

項 他会計出資金、目 他会計出資金1億1,380万2,000円は、前年度に比べ1,039万4,000円の増加となっております。これは、下水道事業会計全体の現金確保によるものでございます。

資本的収入合計7億7,332万9,000円は、前年度に比べ1億1,239万1,000円の増加となっております。

28ページをお開きください。

支出の第1項 建設改良費、目 下水道建設事業費の上から8行目の節 委託料2,802万1,000円は、前年度に比べ1,536万3,000円の減少となっております。実施設計箇所は、今後の整備予定箇所である国道170号に埋設する主要な路線及び大宮橋水管橋を含む大宮地区、久保地区の詳細設計業務を予定してございます。節 工事請負費の長寿命化対策工事費3,318万4,000円は、前年度に比べ53万1,000円の減少となっております。長寿命化対策においては、マンホール鉄蓋更新工事を

予定してございます。次の公共下水道整備工事 2 億 5,130 万 6,000 円は、前年度に比べ 6,745 万円の増加となっております。整備箇所につきましては、現在整備区域の上流である小垣内正法寺周辺、指定避難所である東小学校への路線である久保変電所から久保老人憩の家周辺、水道管更新事業に併せ施工する久保公民館周辺の汚水管路整備に加え、小垣内地区にマンホールポンプ設備を予定してございます。また、都市計画道路岸和田南海線道路新設工事に伴う路線や駅西地区整備事業に伴う路線も予定してございます。

項 企業債償還金、目 企業債償還金の企業債元金償還金 5 億 7,951 万 1,000 円は、前年度に比べ 163 万 9,000 円の減少となっております。平成 30 年度より減少に転じてございます。

資本的支出合計 10 億 436 万 3,000 円は、前年度に比べ 6,837 万 2,000 円の増加となっております。

29 ページから 34 ページは企業債償還明細書でございます。説明は省略させていただきます。

また、令和 2 年度下水道事業会計予算附属資料では、公営企業会計適用の平成 30 年度からの収益的収支及び資本的収支の推移や整備人口、下水道使用料収入の推移を記述してございますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願いたします。

最後に、一般会計からの繰入金総額は 3 億 958 万 1,000 円となり、前年度から 28 万 6,000 円の減少となっております。

以上で、議案第 28 号 令和 2 年度熊取町下水道事業会計予算についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）以上で、議案第 22 号から議案第 28 号までの 7 件についての説明を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「18時08分」延会）

3月熊取町議会定例会（第3号）

令和2年3月定例会会議録（第3号）

月 日 令和2年3月6日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	9番 二見 裕子	10番 渡辺 豊子
11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 8番 重光 俊則

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	教 育 長 勘六野 朗
総合政策部長 南 和仁	総合政策部理事 明松 大介
総合政策部理事 兼 財政課長 東野 秀毅	総 務 部 長 林 利秀
総 務 部 理 事 阪上 章	住 民 部 長 巖根 晃哉
健康福祉部長 山本 雅隆	健康福祉部理事 山本 浩義
健康福祉部理事 木村 直義	都市整備部長 矢部 義雄
都市整備部理事 阪上 敦司	都市整備部理事 大西 宏
会計管理者兼会計課長 中谷ゆかり	上下水道部長 山戸 寛
教 育 次 長 貝口 良夫	教育委員会事務局理事 野津 恵

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 藤原 伸彦	書 記 藤原 孝二
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算
議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算
議案第28号 令和2年度熊取町下水道事業会計予算

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。議席8番 重光議員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年3月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）それでは、本日の日程に入ります。

会派代表質問を行います。

令和2年度町政運営方針及び各会計予算諸議案について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、日本共産党熊取町会議員団を代表して、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） それでは、私のほうから、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、令和2年度熊取町一般会計その他の予算及び町政運営方針に関わっての会派代表質問をさせていただきます。

まず初めに、国の制度改正に伴う財源措置についてであります。これまで、会計年度任用職員制度の導入や保育・幼児教育の無償化による熊取町としての負担増が懸念されてまいりました。国の地方財政計画やその関連資料を見ますと、地方交付税措置がきちんと明記されております。本町の新年度予算にも反映されていると思われませんが、その点についてご説明願います。

議長（矢野正憲君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） おはようございます。

それでは、ご答弁させていただきます。

まず、国の制度改正に伴う財政措置についてのご質問の会計年度任用職員制度の導入や、保育・幼児教育の無償化で自治体の負担増が心配されたが、国の地方財政計画や関連資料では地方交付税措置が明記されていると。本年の新年度予算にも反映されているか説明されたいについてのご質問に関し、ご答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、会計年度任用職員制度の導入に関しましては1,738億円、幼児教育・保育の無償化に関しては地方負担額の全額としまして5,448億円がそれぞれ地方財政計画に計上されていることによりまして、地方交付税措置がなされることとなっております。

それぞれの算定につきましては、会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給などに要する経費について、各算定項目において個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給等を要する経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費の人口において所要経費を一括計上することとなっております。要約しますと、会計年度任用職員の人数等を外形的に補足することによりまして算定することとなりますので、市町村ごとの実情、例えば会計年度任用職員の割合が多いなどの事情が十分に反映されない場合もあろうかと存じます。

他方、幼児教育・保育無償化に伴う地方負担額については、0歳から2歳までの子どもにつきましては、保育所の所得階層別の子どもの数に住民税非課税世帯の無償化を踏まえた所得階層別の単価を乗じることなどによりまして保育所に要する経費を算定し、3歳から5歳までの子どもにつきましては、保育所または幼稚園の子どもの数に幼児教育・保育無償化の内容や定員規模などを踏まえた1人当たりの単価を乗じることにより、保育所または幼稚園に要する経費を算定するほか、認可外保育施設等に係る経費を算定することによりまして、各地方団体の負担の実態に応じた算定を行うこととなっております。しかしながら、本町へのこれらの影響額については、国からの詳細な数値などが示されていないことから、現時点で算定することは難しい状況でございます。

そこで、本町におきましては、令和元年度の普通交付税の決定額を基本に、会計年度任用職員制度の導入や幼児教育・保育の無償化による改正を反映した地方財政計画の見通しなどを踏まえまして、令和2年度の普通交付税予算額27億8,600万円を計上しておるところでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） いろいろと細かい点もご答弁いただきましたが、現時点では地方財政計画の大枠としての数字を見ながら、それで熊取町のあくまで現時点での当初予算ですから、ざっくりとした数字を反映させたということであろうかと思っております。実質的には9月議会の折ぐらいにならないと明確な数字というのは出ないと思っておりますけれども、仮にざっくりとした数字であっても、国は全体として地方財政計画の中に会計年度任用職員制度については1,738億円、幼児教育無償化に関しては5,448億円ですか、そういう数字をはじき出して、一定額、前年度に比べれば地方交付税を大きく見積もっていると、そういうふうには判断しておりますが、それに対応してか、熊取町の当初予算

を見ましても、地方交付税の額が前年度に比べてかなり大きく増えております。

もちろん、それに対応して支出が増えるわけですから、支出との関係で果たしてそれが十分な数字であるのかどうかというのは分かりませんが、本来、地方交付税制度というのは財政力の弱い自治体を支える財源保障の機能、そして同時に都市部に集中しやすい税を地方に還元する財政調整機能、こういったものを併せて有しております。熊取町のように自主財源の乏しい自治体にとっては、今回のような国の制度改正で2億円を超える財政負担を強いられれば持ち応えられません。地方交付税が本来の趣旨に沿ってきちんと配分されるよう、国に対してもきちんと要求していくべきであろうというふうに考えております。

これに関しては、既に今年度中にも全国知事会とか、あるいは市長会、町村会とか、そういったところからきちんと国に対しては要望されてあったかと思っておりますけれども、熊取町のそういう思いも反映されての結果であろうと思っておりますが、引き続き、きちんと地方交付税が配分されるように私どもも要望を続けますし、当局としても国に対して言うべきことをきちんと行っていただきたいと思います、というふうに申しておきます。

大きな2点目の産業活性化の問題についてであります。産業活性化のまず1点目、町長の町政運営方針の中でも、新年度、産業振興ビジョンの更新、すなわち見直しを予定しているというふうに述べられておりました。産業振興ビジョンの実行ということに関してこれまでの事業評価はどうなっておりますか。

議長（矢野正憲君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） それでは、産業振興ビジョンの見直し（更新）に当たりましてのこれまでの事業評価についてご答弁いたします。

現行の産業振興ビジョンでは、新たなチャレンジへの支援など事業者のやる気を育てる「やる気づくり」、様々な人、団体などがつながりを持つ「つながりづくり」、地域資源の活用・発掘・創造を図っていく「にぎわいづくり」を軸とし、様々な事業に取り組んでまいりました。

具体例を申し上げますと、やる気づくりに関しましては、町内の商工業の発展を目的とする商工会と連携し、中小企業融資準備基金をより活用していただきやすくするため設置しました産業活性化基金により、大阪府制度融資に係る信用保証料補助や日本政策金融公庫小規模事業経営改善資金に対する利子補給金の補助などを実施し、小規模事業者の育成や経営改善を支援いたしてまいりました。同時に、産業活性化基金に新メニューを追加し、創業支援など新たなチャレンジへの支援や、また熊取らしい魅力を備えた優れた産品をブランド認定し、町内会への情報発信とともに販売促進を推進し、ひいては熊取町の知名度向上を図り、地域の活性化につなげることを目的とした「くまとりやもん」認定事業を実施いたしました。

また、つながりづくりに関しては、地産地消の推進として、協働憲章の枠組みを十分に活用しながら、地元農産物を活用し、その流通を促進することを目的とするくまとり野菜軽トラ市の開催支援や、学校給食での熊取産の米や野菜、熊取コロッケなどの活用に取り組んでまいりましたところがございます。

にぎわいづくりに関しては、田中豊一議員の一般質問でも答弁を申し上げましたが、熊取町にぎわい観光大使の任命、農業祭の創設やくまとりにぎわい観光協会の設立、本年7月開園予定の和田山ベリーパークへの支援などに取り組んでまいりました。

このように本ビジョンに掲げました施策等を着実に実施しているところであり、計画最終年となる令和2年度におきましても、引き続き産業振興に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） これまでの産業振興ビジョンに基づく各種事業の実行という点に関しては、評価としてはおおむねよい成果が出たというふうな判断ですか。

議長（矢野正憲君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）数値的な目標というものは具体的には上げておりませんが、ビジョンのところ
で取組項目として上げさせていただいている中で37項目ございます。そのうち達成した項目が27項
目で、約73%の達成率となっております。熊取にぎわいづくりアクションプログラムで掲げさせ
ていただきました取組項目としましては19項目ある中で、達成したものが15項目、約79%の達成率
となっておりますから、おおむね良好な形で取り組めたのではないかと評価をさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）様々なメニューをいろんな形で実行してこられて一定の努力を注がれてきたとい
うふうなことにしましては、私も一定評価するところでありますけれども、現行の産業振興ビジョン
策定の折にも一般質問等でいろんな形で意見を述べさせていただきましたが、現行の産業振興ビジ
ョンをつくるに当たっては、町内事業者、各種団体の方々等にアンケートを配付して、アンケート
の結果を分析して産業振興ビジョンを作成する、そういうふうなことをされたかと思えます。今回
も同じ方法で産業振興ビジョンの更新をやろうとされているんですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）詳細はこれから詰めていくところではございますが、前回同様にアンケートの
実施は考えてございます。ただ、前回、商工業、農業関係者という形でアンケートを取らせていた
だいているんですけれども、今回はそれに加えて幅広い方々にアンケートを実施したいという
ふうに、対象者をちょっと広げてというふうに今現在考えておるところでございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）アンケートについて、どういう形でアンケートをするかによって随分違ってくる
かと思うんですが、前回実施したアンケート項目を見させていただきますと、恐らく町の職員が準
備したであろう様々な選択肢があって、選択肢の中で優先度をつけて選択していただく。その選
択された項目の中で多かったものを分析していくというふうな、そういうやり方をされていたと思
うんです。ああいうやり方でやりますと、それはそれで一つの方法かと思うんですが、そもそも選
択肢を用意する段階で、結局、町の職員のあらかじめの判断がそこに入ってしまうわけです
よね。その際に町の職員が、じゃその選択肢をどうやって準備したのかということも問われてくる
かと思えます。

前回、産業振興ビジョンを作成する折にもいろいろと私、言いましたが、その当時、産業振興ビ
ジョンの作成に当たってきちんとまとめた予算がつけられていなかった。結局、町の職員だけで知
恵を絞ってやるというふうな手法であったかと思うんですが、やはりきちんとした実効性のある産
業振興ビジョンをつくろうと思えば、それなりのお金をかけてやる必要があるかと思うんです。そ
ういう点は今回どう考えておられますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）予算的なところにつきましては、今回の予算を上げさせていただいての前回同
様の予算規模、内容となっております。ただ、いただいておりますご意見は十分私も認識して
おりまして、そのアンケートの作成のところにつきましても、当然我々職員だけではなく、今回作
るに当たりまして策定委員会をもちろん設置させていただいて取り組んでいきますので、そうし
た中の委員の皆様のご意見等も聞かせていただきたいと、このように考えております。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その辺ぜひ十分に知恵を絞っていただきたいと思うんですが、私がこれまでも
発言してまいりましたのは、こういった産業振興ビジョン等を作成するに当たって、熊取町内の各
種産業の自営業の実態がどうなっているのかということを中心にきちんと調査すべきだということ
を申し上げてまいりました。以前に産業振興ビジョンをテーマに取り上げた折には、それをアンケートで
やるんだということであったわけなんですけれども、アンケートで把握できることというのは物す
ぐく限られているんですよね。ですから、実際の町内の様々な業者の実態がどうなのか、どこにどう

いう事業所があってどんな仕事をしているのかということ町職員が肌身に感じて調査する必要があるのではないかというふうに感じております。

私も、こういうふうに偉そうに言っても町内の様々な事業所の実態をきちんと把握できているわけではないんですが、どうしても、ケーキ屋とか食べ物屋、そういったお店ができたりしたことに関しては住民として分かりやすいんですが、ものづくり企業、製造業で一般住民にあまり関わりのないような事業所ができていたりしてもほとんど知られていない。町職員ですらきちんと把握していないのではないかというふうな事業所が知らない間にできていたりすることがありますよね。それは、産業振興課はきちんと把握されているのかと思いますが、最近は便利なもので、ネットで調べていても熊取町の事業所のことがホームページ等に出ていたりすることがあります。知らない間にできていた企業が結構頑張っていて、いい業績を上げているなというふうなことをネット上で知ることあるんですが、その辺は産業振興課はきちんと把握されていますか。

議長（矢野正憲君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） 残念ながら、全ての業種をとという形、うちのほうに届出いただいているわけではございませんので、把握している認識としては議員おっしゃったような形で、認識度としては同様、ネットでそういうような形で新しく知ったというようなことも現実的にはございます。ただ、今おっしゃられていたように、アンケートを実施するに当たりましては、目立って先ほどおっしゃっていたようなスイーツ店であったり飲食店、そういったところに当然業種が偏ることなく、幅広い業種の方々のご意見をきっちり聞かせていただきたいと考えてございます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 前回の産業振興ビジョンの中にもそういう傾向は出ていましたが、そこから発展してにぎわい創造ということでアクションプログラムもできましたよね。その産業振興ビジョンからにぎわい創造のアクションプログラムということで、どうも熊取町は観光のほうにシフトして、観光に力を入れて産業振興を図るんだと、何かそういう流れになっているのかなという気がするんですが、そういうことではないんですか。

議長（矢野正憲君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） 議員おっしゃるように、前回のアクションプログラムにつきましては、産業振興ビジョンの中で特に観光に特化した形で特出しをした形になってございます。ただ、今回新たに見直しするところにつきましては、先ほども言いましたように詳細はこれからなんですけれども、今現状は、観光に特化したというところではまだ考えてございません。まだフラットな状態でございます。ただ、先ほどの達成率でいうところの達成できておらないところも含めまして、現在のビジョン、アクションプログラムのところを一度振り返って当然反省は必要になってくるかと思しますので、当然その中では観光というところも入ってくるかと思えますけれども、現在はフラットな状況であるというところでございます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 近々、駅前にホテルもできることでもありますし、観光に一定、力を入れるというの必要かもしれないんですが、前回の産業振興ビジョンのアンケートの中でも住民の声として述べられておりましたように、熊取町にはそもそも観光資源が極めて乏しい。全くないわけではないにしても、観光でまちおこしするような資源がほとんどないというふうな状態であろうかと思えます。そういう中であえて観光に特化したにぎわい創造というのは、どこか視点がずれているというふうな気がもともとしておったんですが、そういう点はぜひ見直していただいて、熊取町の産業振興がどうあるべきかということはじっくりと検討していく。そして、創業支援ということでも力を入れていただいているわけなんですけど、まだまだそういう点では不十分かなという気もいたします。

2点目の産業活性化基金の活用についての質問ですが、その活用について、議員全員協議会でもご報告がありましたが、見直しということで実質的な縮小が予定されているのです。むしろ創業支

援など大胆に活用すべきかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、続きまして2点目、産業活性化基金の活用について、見直し（縮小）が予定されているが、創業支援など大胆に活用すべきではないかについてご答弁申し上げます。

産業活性化基金事業補助金につきましては、先ほど答弁申し上げました産業振興ビジョンの軸の一つであります「やる気づくり」の取組としまして、平成29年4月から現在の補助メニューに拡充して実施してまいりました。

これまでの創業支援の補助実績を申し上げますと、平成29年度、事業所開設支援事業2件、経営支援事業3件、平成30年度、事業所開設支援事業6件、経営支援事業4件、本年度は見込みでございますが、事業所開設支援事業が9件、経営支援事業5件となっており、産業活性化基金補助メニュー全体では3年間で約3,200万円の補助実績となる見込みであり、産業活性化対策として一定の成果はあったものと考えてございます。

昨年12月12日の議員全員協議会の中でご説明申し上げましたように、産業活性化基金預金残高を考慮しますと補助メニューの見直し・縮小は避けられず、議員ご提案のように大胆な創業支援などへの活用も考えられましたが、今回の見直しにおきましては、熊取ブランドなど熊取町の魅力が発信できる事業に対する補助金に傾注したものでございます。

今後2年間の基金活用においては、限られた財源の中で目的に沿った有効活用ができるよう運用していく必要がございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）非常に判断の難しい部分があったのかと思いますけれども、答弁の中でもおっしゃっていただきましたように、産業活性化基金事業の補助金、創業支援の分で大いに活用していただいていると。そして、創業支援と関連した経営支援事業補助金も大きな効果を発揮しているということで、十分に活用しており効果も発揮している、一定の成果はあったものと考え廃止するという、ここがどうも納得できないんですね。一定の成果はあったけれども廃止すると。成果はあったんだけれども、ちょっとお金が乏しくなってきたから来年度以降はちょっと縮小します、ごめんなさいという感じなんですけど、もうちょっと頑張って継続していただきたいと思うんですよ。産業活性化基金の残高がちょっと目減りしてきて乏しくなってきたと、それは確かでしょうが、そうであれば、せつかくふるさと納税によってたくさんの基金が蓄えられているわけなんですから、ふるさと応援基金のほうから組替えて産業活性化基金を増やすと、目減りした分はもっと増やすということで、大胆な発想に切り替えたらどうなるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）議員おっしゃるようなところは、私どもも当然これから検討していかないといけないと考えてございます。議員全員協議会の中でもお話しさせていただいたように、この2年間で今後の方向性を当然決めていかなければならない、さらには先ほどの1つ目の産業振興ビジョンの見直しを来年度行うという中で、当然、基金のありようということも施策に大きく関わってきますので、この1年、2年のところでしっかりとその辺は検討していきたいと考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今回は縮小したけれども今後は検討するということですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）いえ、今回は今ある財源の中でしか施策は当然立ち上げていけませんので、今の基金に関してはこの形でいくんですけれども、当然基金が底をついたとき、今後なくなった後の

ことというのは、この2年間でどのように、基金の在り方も含めまして、それもまたフラットな形で一から考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）創業支援というのはいろんな在り方があると思うんですが、もっと視点を考えて言えば、企業誘致というのも一つの創業支援ですよ。だから、普通、創業支援という場合、熊取町内では小規模な事業者を想定しているようですけども、もう少し、一定資本金もあってというふうな、そういう企業の誘致ということも創業支援の中に発想としてあってもいいかと思うんですが、企業誘致という点では何か考えている点はございますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）企業誘致につきましては、我々総合政策部のほうで担当させてもらっているんですけども、大きな一つのかじ取りといいますか、10年前の産業振興ビジョンまでの間は、基本、熊取町については空き土地がないという判断で、大きな企業誘致はしないという方向性で進めてまいりました。ただ、新町長に代わりまして、その方向性を一定見直す必要もあるだろうというところで、大きなかじ取りとして例のホテルの誘致ということで3年前に行ったというところでございます。

あとの企業誘致につきましては、やはり熊取町の地勢からなかなか大きな企業を呼ぶ方策がないというところで、町長のほうからはサテライトオフィスの検討をというところで指示も出てございます。要は空き土地がないなりに、今これから進めますスマートシティ構想熊取の中でも、当然サテライトオフィス構想というのも大きな軸の一つになってこようかと思っておりますので、そういったところで違った意味での企業誘致というのを、今後、スマートシティ構想、次の10年間でまたしっかりと検討していくものだというふうに、企業誘致に関してはそのように考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまの答弁の中でサテライトオフィス構想というふうな言葉も出ましたが、そういったことも含めて様々な形で企業が熊取町内において新たな事業所を設けるというふうなことがやりやすいような、そういう手だてをぜひ考えていただきたいと思います。いろんな事業の形態がありますので、そんなに大きな土地でなくても開業できるような、そういう事業所もでございます。

私が議長をしておりました折に、商工会の集まりの場で、ある事業所の方からご意見をお伺いしましたけれども、その方は熊取町と、そしてお隣の泉佐野市と、2か所に事業所を持っている。たしか2か所目のほうが泉佐野市だったかと思うんですが、熊取町内で場所を探したが適当な土地がなかったということで、恐らくそんなに大規模な面積を必要としたわけではないんでしょうが、その方は熊取町に1か所、泉佐野市に1か所ということで、町内で土地を確保できたならよかったんだがというふうにおっしゃっておられました。そういった事業者もおられます。

そしてまた、先ほど私も発言しましたが、10年近く前に町内で新たに起業している、そういったものづくり企業の方もございます。そういうところもそんなに広大な土地を必要としている企業ではございません。だから、ある程度の土地があれば開業はできる、そういうものづくり企業もあるわけなので、そういう点はぜひいろんな知恵を絞っていただいて、事業者が開業しやすいような、そういう工夫をしていただきたいと思います。

産業活性化に関連して、新型コロナウイルスに関連した質問もちょっとさせていただきたいんですが、新型コロナウイルスの影響で営業に打撃を受けている事業者もおられます。大阪府の緊急融資制度というのも設けられているんですが、それについて町内の事業者への周知、お知らせ等はできておりますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）町内中小企業事業者に対するコロナウイルスに関連した融資制度等々ですが、議員おっしゃるように大阪府、また国から様々な通知が既に我々のほうに届いてきております。現在、もう議員もご存じのようにセーフティネット保証に係るところ、こちらにつきましてコロナウイルス対策でということで、事業拡大等で認定する方向で考えるというような通知が来ておまして、既にもう熊取町のホームページのほうでその辺の周知は図らせていただいております。また、ちょっとタイミングはどうしてもずれてしまうんですけども、4月広報のほうにももう掲載の準備は進めさせていただいております。広報に載せておると。それで、当然これは町だけではなくて商工会、各種金融機関のほうにも事業者はご相談に行かれていますかと思うんですけども、既にセーフティネット関係で今現在2件の相談を受けておまして、1件はもう既に認定させていただいたところでございます。

もう一点、雇用調整助成金というのもございますが、それについても1件問合せを受けておるといところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）2件問合せがあつて1件認定をしたという、その2件は町に対して問合せがあつたということですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）実際、もう町の窓口のほうにお二方来られて、1件は相談でまだとどまっておるところですけども、1件につきましては認定の申請をされまして、町のほうで認定をさせていただいて、その認定書を持って金融機関のほうへ融資を受けに行っておるといところでございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。引き続き、町内の事業者が、多分事業者自身もちゃんと把握していると思うんですけども、よりその制度が分かりやすくなるように周知徹底していただいて、相談に対応していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

3点目の開発指導についてであります。

熊取町の開発指導要綱及び施工基準には、開発区域内の道路の施工基準が定められておりますが、開発区域への進入路や区域外の幹線道路との関係についての規定はございません。交通安全の観点から一定の規定が必要ではないかと思われまます。いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、開発指導についての1点目、交通安全の観点からの開発指導要綱及び施工基準への区域外道路等の規定についてご答弁申し上げます。

熊取町開発指導要綱の道路に関する施工基準では、開発区域内道路と区域外道路とが一体となって機能が発揮できるよう計画することを記載しております。ご質問の区域への進入路とは開発区域外の道路と理解いたしますが、開発区域外道路についての具体的な規定はございません。

また、都市計画法においても、開発区域内外の接続部分での隅切り設置については明記されておりますが、車両の通行に支障がないことなどを除き、開発区域外道路について詳細な規定は特にございません。

しかしながら、開発事業の場合は、熊取町開発指導要綱において熊取町と協議することを開発業者に対して求めており、開発道路と接続道路の接続形態について、道路管理者及び所轄警察署と協議することが前提となっております。その結果、安全な道路整備につながっていると考えてございます。

以上のことから、一定規模の開発事業の場合は、引き続き道路管理者及び所轄警察署と交通安全対策について十分に協議するよう指導し、安心・安全な道路づくりに努めてまいりたいと考えてお

ります。

以上、交通安全の観点からの開発指導要綱及び施工基準への区域外道路の規定についてのご答弁といたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）答弁いただきましたが、ただいまの答弁では、開発事業者、熊取町、警察、きちんと協議はしていると。交通安全にも心がけているということで、心配ございませんよという答弁だったわけなんです。近隣の市の開発指導要綱及びそれに関連する技術基準などを見ますと、全てではないですけども、区域外道路と開発区域を接続する道路、進入路についての規定を技術基準の中で規定している自治体が結構たくさんあるんですよ。それについてはご存じかと思いますが、それを私、見ましたものですから、例えば岸和田市の開発指導に関わる技術基準というのを見ますと、こういうふうに書かれております。開発区域内の主要な道路を、区域外の幅員6.5メートル以上の道路（公道）に接続させること。ただし、現在の道路状況によりこの定めにより難しい場合は、開発区域の規模、予定建築物の用途等を勘案し、市が指示する区間までを開発者の負担で改良、拡幅することというふうな規定がございます。岸和田市の技術基準ではこういうふうに明確な規定をしているんですが、こういう点については、こういうものに倣って熊取町で規定しようというお考えはございませんか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）先ほども技術的な部分につきましては、都市計画法施行令第25条第4号のほうでも、一定、区域外道路との接続については、今、議員おっしゃられた岸和田市のような内容、住宅開発においては6.5メートル以上、それから周辺の状況等を鑑みてやむを得ない場合は車両の通行に支障がない道路に接続していることというような内容については記載されてございます。

本町におきましても、先ほど申しあげました開発業者との指導の中で、そういうふうな形で通行に支障がない、おおむね4メートル以上のというような形で、指導の中で協議をさせていただいているところでございます。したがって、現在、開発指導要綱の部分に記載はございませんが、一定、開発の指導の協議の中で調整ができていのかというふうにご考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）都市計画法施行令の中で規定されているから大丈夫だというふうな感じの答弁でしたが、岸和田市の技術基準に書いてあるようなことが都市計画法施行令の中に明記されているんですか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）一定、施行令の第25条のほうで、技術的細目ということで開発区域内の主要な道路とはということで、先ほどのような記載がされてございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それは、開発区域内の主要な道路についての規定ではないんですか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）開発区域内の主要な道路と、そこに接続する区域外の道路というふうに記載されてございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）私は、都市計画法施行令まではちょっと確認できませんでしたが、都市計画法施行令第25条にきちんと規定されているのであれば、それをきちんと守っていただくということであればいいと思うんですけども、仮にそうだとすると、近隣自治体であえてこういうふうな開発指導要綱の技術基準に規定しているということは、そういうふうな規定しておいたほうが開発指導もきちんとしやすいというふうなことの判断であろうと思います。そういう点については、ぜひ今後検討していただきたいと思います。検討はされますか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）また府内市町の状況等も踏まえまして、必要とあれば検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）よろしくお願いいいたします。

開発指導に関連して、2点目の質問項目に移りますが、近年の住宅開発では、開発区域内の道路はきちんと整備されており、町に移管され維持管理されております。しかし、40年以上前の古い開発区域では極めて悪い状態で放置されている箇所もあります。その当時は現在のような開発指導要綱がなかったのかも分かりませんが、開発指導を担当している行政として、何らかの改善策は検討できないものでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、2点目の古い開発区域における、道路の維持管理等の改善策の検討について答弁申し上げます。

古い開発区域における道路の中には、都市計画法施行以前に築造された道路や、大阪府など特定行政庁から道路としてその位置の指定を受けたいわゆる位置指定道路がありますが、町有地ではないため町では維持管理が行えません。そういった道路の中には、築造後数十年を経過し老朽化が目立つものがございます。現在は、開発許可の申請の際に道路の構造などを都市計画法や開発指導要綱の基準に基づきよう開発業者に対して指導し、完成後は都市計画法に基づき町へ帰属を受けており、維持管理についても町で行っております。

一方、先ほどの位置指定道路などについては、形状や構造が基準を満たしていない、道路幅員が不十分である、道路と隣接地の境界が明らかでない場合など、そのままでは町で引き取ることができないため維持管理が行えておりません。しかしながら、個別の事由等を調査した上で、これらの問題が解消されており、道路の基準などを満たしているもので土地所有者などから寄附の申出がなされたものについては、町が移管を受け維持管理していくことになります。

以上、古い開発区域における道路の維持管理等の改善策の検討についての答弁といたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）土地の所有者から寄附の申出があれば、町のほうに移管することは可能だということでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）位置指定道路というのが現在74か所ございまして、先ほどの寄附等の申出があって、一定道路の基準を満たしているというふうな部分で引き取った分についても25か所程度でございます。ですので、一定の土地の整理がついたり、道路の状況が一定の道路の基準に達しているものについては、内容的に調査等をさせてもらった上で寄附を受けているという状況でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

個別の案件については、なかなかそう一筋縄ではいかないケースもございます。しかしながら、住民の安全に関わるような場合は行政として放置すべきではないと考えます。そしてまた、長期にわたって公共下水道の接続ができないというふうな事態も改善されなければなりません。個別の案件についてはまた別途ご相談したいと思いますが、ぜひともその際には積極的に対応策を考えていただきたいということをお願いしておきます。

続きまして、学童保育事業についての質問であります。学童保育の需要が熊取町では伸びており、施設整備と職員の処遇改善が大きな課題となっております。これまでの改善と新たな予定についてご説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、学童保育事業についてのご質問の1点目、これまでの施設整備、職員の処遇改善と新たな予定についてご答弁申し上げます。

まず、最近の入所児童数の現状を申し上げますと、平成30年4月時点では全体で536名、平成31年4月時点では38名増加して574名、令和2年4月ではさらに23名増加して597名となる見込みであり、入所児童数は年々増加傾向にあります。このような状況の中、施設整備につきましては、入所を希望する全ての児童を受け入れるべく、これまでも施設整備に努めてきたところでございます。

具体的に申し上げますと、平成30年度には、東学童保育所にユニットハウスを増設するとともに、北学童保育所においては旧北学童保育施設を改修し3クラブ運営を実施、また、平成31年度には、中央学童保育所におきまして保育環境の改善を図るため中央小学校敷地内にユニットハウスを設置、西学童保育所におきましては既設のユニットハウスを拡張したところでございます。また、現在、西学童保育所につきましては、本年4月開所に向け新たな施設整備を進めており、さらには北学童保育所につきましても、令和3年4月開所に向けた新たな施設整備を令和2年度に予定しているところでございます。

これらの施設整備に加え、令和2年度からの新たな取組といたしまして、これまでも保護者の方からのご要望でもございました夏休みや冬休み期間などの長期休業期間限定の学童保育を実施するなど、待機児童対策のみならず、さらなる保育サービスの充実に努めているところでございます。

次に、職員の処遇改善についてでございますが、直接的には雇用関係にある指定管理者が、指定管理委託料の範囲内で行っていただくものと考えてございます。しかしながら、学童保育所運営における支援員の人員確保対策として処遇改善は重要な課題と認識しておりますことから、現行の指定管理委託料にも、午後6時半を超えて事業を行う場合には、国の補助制度を活用しながら、既に職員の賃金改善に必要な経費を計上しているところでございます。

また、支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善を促進するための補助メニューであるキャリアアップ事業が平成29年度に創設されたこともあり、本町におきましても引き続き処遇改善についての調査研究を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 処遇改善については重要な課題だと認識しているというふうなご答弁をいただきました。そして、キャリアアップ事業という言葉も触れておられましたが、キャリアアップ事業を具体的に熊取町の学童保育に適用するという点ではいかがなんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） キャリアアップ事業でございますけれども、こちらにつきましては子ども・子育て支援交付金の一つの事業になってございまして、国・府・市町村それぞれ3分の1ずつの負担という形になってございます。内容が当然、勤続年数でありますとか、ご答弁申し上げましたように研修実績等に応じた賃金改善ということで、月額約1万円、経験年数5年以上月額約2万円、経験年数が10年以上では月額約3万円といったような処遇改善が行われるような内容になってございます。

こちらは、平成30年度の状況でございますけれども府内では5市町の実施と、ちょっと古いんですけれども実績となっております。そういったことも踏まえて、本町の支援員の賃金水準がどの程度にあるのかということも含めて引き続き指定管理者と協議していきたいというふうに考えておるところでございますので、これをいつ時点で導入するというのは今、現時点では申し上げられないというような状況でございます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 分かりました。ぜひ、引き続き前向きに検討していただきたいと思います。

学童保育に関しても、現在、新型コロナウイルスへの対応ということで、熊取町の学童保育は緊急受入れ事業ということで大変大きな役割を果たしています。緊急受入れに関して学童保育のほう

では新たな人件費が生じているかと思うんですが、その点についての補填と申しますか、補償はどうなっておりますか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 議員もご心配いただきまして、ありがとうございます。緊急受入れということで、受入れ当初は支援員の確保ができるのかどうかというのが非常に心配であったんですけども、指定管理者のご努力もあって支援員の確保は現時点ではできているというふうに伺っております。

今、議員からご指摘ございましたように、主には人件費が、超過勤務ということになってきますので、その費用につきましては、2月28日付内閣府及び厚生労働省からの事務連絡によりますと、既に新聞報道等でもございましたように、午前中、現在、本町の学童保育所につきましては、長期休暇、夏休みとか春休みと同様、8時半から19時まで延長を含めて開所していただいております。こちらも国のほうの要請に応じていただいているという状況でございますが、その分については1日1クラブ当たり1万200円を10分の10国庫補助する、なおかつ保護者負担は求めないという形で通知が来てございますので、こういった具体的な金額の内容は指定管理者のほうには申し伝えておりませんが、今回の新型コロナウイルスに対する緊急の受入れということでの費用につきましては、町のほうで手配をするからということで既に指定管理者側のほうには申し伝えてございます。だから、費用がどうやからやめますとか、もうそういうことは言わないでくれということで伝えておりますので、その点をご安心いただければというふうに思っております。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 分かりました。それを聞いて少し安心しましたが、今、学童保育のほうでは、正職員のみならずアルバイトの職員の方々にも当初の予定を変更して無理を言って出てきていただくというふうなこともしているようですので、アルバイト職員の人件費も含めてきちんと総額が保証されるように、その辺はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後の学童保育の関連の質問ですが、4年前に熊取町では学童保育条例を制定し、指定管理者制度に基づいて現NPOが指定管理者として指定されました。事業の性質上、子どもや保護者、指導員にとって安心のできる事業者の選定方法が求められています。熊取町としての見解をお示し願ひます。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、2点目の子どもや保護者、支援員にとって安心できる指定管理者の選定方法についてご答弁申し上げます。

議員ご承知のとおり、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が開始され、放課後児童健全育成事業の実施につきましては市町村が実施主体とされたところでございます。これを受けまして、本町におきましては整備及び運営に関しての基準を設け、町が学童保育事業を行うべく、その方策について検討を重ねた結果、安全・安心な保育を確保しながら民間事業者等が一定の裁量を持ち、そのノウハウを幅広く活用して住民サービスの向上、施設の効率的な管理運営が期待できる指定管理者制度を、平成29年4月から導入したところでございます。

さて、指定管理者の選定につきましては、本町の指定管理者制度に関する運用指針では、指定管理者の選定に際しては、公平性の確保や競争原理の観点から、できるだけ多くの団体が選定に参加できるよう原則として公募を行うこととしております。

議員ご質問の子どもや保護者、支援員にとって安心できる選定方法についてでございますが、安定的に事業が運営でき、保護者の方が安心して児童を預けることができる事業者を選定してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 公平性とか競争原理ということを述べられましたが、確かに公平性や競争原理ということも必要なことではありますけれども、学童保育に通っている子どもや、そしてその子ども

の保護者、学童保育の運営に努力されている事業者、関係者にとっては、指定管理者制度ということで5年に一度公募ということで、また新たなふるいにかけてくれるというふうなことは極めて不安定な状況かと思えます。確かに学童保育条例の中では原則公募となっておりますが、同時に条例の条文の中で、町長の判断で公募によらないことも可能というふうに明記されております。公募によらない方法で学童保育事業者を選定するということが可能ですので、ぜひ、その点は十分に慎重に判断していただきたいというふうに思います。

学童保育の関係者、子どもたちにとって安心して学童保育に通える、預けることのできる、そういう学童保育が継続できるように最善の方法を選択していただきたいということをお願いいたします。私の会派代表質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、日本共産党熊取町会議員団、坂上巳生男議員の質問を終わります。

次に、熊愛を代表して、文野議員。

7番（文野慎治君）おはようございます。午前中、最後の質問者になろうかと思えます。よろしく願いをいたします。

藤原町政が2期目のスタートを切りましての新年度予算をこの3月議会の中で審議させていただくわけでございます。通常、熊取町は1月が町長選挙ということになっていまして、本来であれば、選挙が終わって3月に出てくる予算というのは、俗に言う骨格予算ということが通例でございました。そういう危惧もありまして、昨年12月の一般質問で、2期目が決まれば骨格予算でなく本格的な予算を組んでくれと。6月に補正とかそういうふうな形で従前は通常の慣例的にはそうでありましたけれども、やはりこれは時間の無駄であるし、できる限り2期目に、もし選挙で通れば継続するんだから、そのつもりで役所全体の中の努力のこともお願いして本格予算を組んで、熊取町政が停滞しない、その時間を無駄にしない、そういう意味合いでそういう提言的なことを質問の中で言わせていただきました。

結果的に、今回我々に示されました令和2年度一般会計予算総額153億円超えということで、過去最大規模のまさに本格的な予算を組んでこの議会に出していただいているということについては、評価をさせていただきたい、このように思っています。

その中で今回の質問は、まず、町政運営方針等にもございました中の3項目を質問させていただきたいというふうに思います。

その1点、防災に関してでございます。地区別自主防災組織による地区別自主防災マニュアル作成を支援・推進する、こういうふうに書かれておりますけれども、具体的にどうしていくのかということをまずご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、藤原町政2期目スタートの新年度町政運営についての1点目、地区別自主防災マニュアル作成の具体的な支援と推進について答弁申し上げます。

地区別自主防災マニュアルの作成につきまして、これまでの経過とともに現在の状況についてまずは簡単にご説明申し上げますと、各小学校区から2名ずつ、計10名の委員で構成する自主防災モデルマニュアル作成委員会を設置いただきまして、各区・自治会の自主防災組織で活用いただける自主防災モデルマニュアルの作成に取り組み、昨年4回の会議を踏まえ、12月の町政連絡事務嘱託員連絡会にもご報告させていただき、非常に高い評価もいただいたところでございます。さらに、本年2月には作成委員10名の皆様に最終確認をしていただき、現在、完成に至ったところでございます。

このモデルマニュアルにつきましては、今週の火曜日、3月3日に自主防災組織連絡協議会を開催し、39名の代表者の方々にご説明の上、地区別自主防災マニュアルの作成へのご意見やご要望等をお伺いするとともに、地区別自主防災マニュアル作成への積極的なご協力をお願いする予定といたしてございましたが、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、誠に残念ではございますが連絡会を延期したところでございます。今後、新型コロナウイルスの感染状

況を見ながら、できる限り早期に自主防災組織連絡協議会を開催し、自主防災モデルマニュアルについて説明を行い、地区別自主防災マニュアルについて皆様方からのご意見を拝聴してまいりたいと考えてございます。

ご質問の作成に対する具体的な支援と推進でございますが、各地区別の自主防災マニュアルづくりが円滑に進むよう、マニュアルデータの活用もできるよう、ホームページなどにおいてもモデルマニュアルデータを広く公表するとともに、先進地の作成事例の紹介や危機管理担当職員が各地区マニュアルの作成に直接参画するなど、全面的に支援を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございます。部長のほうから経過をるるお答えいただきました。

振り返りますと、平成31年3月議会で先進自治体に比べて5年遅れてるやないかということをお場でちょっと偉そうに言わせていただいて、京田辺市はこんなやぞということをお示しをさせていただきました。防災対策というのには、ペース配分は要らんのやと、いつ起こるか分かれへんから、今気がついたことをやっていくんじゃなくて、地震はいつ来るか分かれへんねんから、とにかくマラソンか短距離で終わるか分かれへん。そやからとにかく備えましょうよということ、気持ちを同じにさせていただいてスタートさせていただきました。

議会の流れで言えば、昨年6月の一般質問でも言わせていただきましたし、自主防災モデルマニュアル作成委員会に今お答えいただいたような形の請願を現実化するような意味で作っていただいて、今ご説明の状況の中で、10名の委員の方のご苦労の中で3月3日で一応各39自治会にそれを出す予定やったんですけども、まさかこの状況の中で延期になっていると。ですから私も、3月3日でどういうふうな形で39の自治会の人に伝わって、その方々がどういう思いなのかなということをお場で質問なり意見を言わせていただこうかと思ったんですが、私もその中身が分かりませんので、そしたら、3月3日の延期した次の場で言う会議に今日質問させていただくようなことが実際反映されるのかどうかという確認の意味で、ちょっと3点ばかり聞かせていただけたらなというふうに思います。

経過の中で申しあげました請願等でも、住民の方からのご心配の点がございました。1つ目は、やっぱり避難所マニュアルを作っていく状況の中で、三者会議ということの位置づけがどうなっているかというふうに思います。これは町、学校、自治会、この三者会議ですね。こういうことについては、3月3日に完成しているという部分についてはちゃんと触れられているのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）先ほどの避難所運営におけるマニュアルづくりでの事前三者会議でございますが、もう実際に作成委員会でもそういうふうなご意見がございまして、町が今、自主防災モデルマニュアルとは別に避難所運営マニュアルというのも作成してございます。ほぼそれも完成に至っておるんですけども、その中に三者会議については明記させていただいて、その調整も済んでいるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 文野議員。

7番（文野慎治君）ということは、今までの議論の中でもありましたけれども、避難所は学校で、どこの教室が使ってどこのエリアは使えなくて、そういうことは皆さん方の部局と教育委員会とはちゃんと話が通っているという意味でよろしいんですか。

議長（矢野正憲君） 南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）具体的にどの教室をどういうふうにする、この教室は使えないとか、そういった振り分けというのは、今後、三者会議の中で、それぞれの避難所の運営マニュアルを作る中で策定していく、決定していくということになります。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）教育長、今のそういう相談がこれからやっぱり学校の中で出てきます。それはもうオーケーという形でいいんですね。

議長（矢野正憲君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）もともとやっぱりそういうふうに学校を使わざるを得ないような非常事態の場合は、授業とかそういうことはもう飛んでしまうというふうに考えております。ただ、授業も行われる、あるいはまだ避難者はいてるところについては、それぞれまた相談しながら、授業も行いながら避難はできるというふうなことは相談せなあきませんけれども、初めに授業が行われないような状態の避難で集まってきた場合には授業が飛んでいくので、どこを使ってもらってもやむを得ないというふうな考え方は基本的にはあります。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）三者会議というのは、今おっしゃったように、現実起こってこれは長期になるかも分かれへんし、そうではなくて、それまでの間に現実、ニュータウンの避難訓練の中では体育館のレイアウトをしたり、あるいは学校の教室の配置図で、この教室はもう駄目、例えば個人データがいっぱい入っているような職員室であるとか校長室であるとか、そういうところは絶対駄目。でも、ここの教室、ここの教室はいざというときにはいけますよというふうな平面図の中で印をしたものを、起こったときが学校があるとき、あるいは長い期間その状態になるということではなくて、今作っているマニュアルというのは、いかに想像力を働かせて、各自治会がその教室、ここは駄目やけれどここは使えるぞ、そしたらこういうふうには避難者を誘導して、ここに物を置いて、ここに女性に入ってもらったり子どもに入ってもらったり、あるいはペットの問題もこの間の議論の中で議員からも出ていますよね。そういうふうな形をやっていくということやから、だから申し訳ないんやけれど、39自治会で避難所が決まっているわけやから、その学校の図面も全てそれぞれの自治会で作っていく、避難所マニュアルを作っていくときには完備しておかな駄目ですよ。この点は間に合いますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）当然、三者会議、学校、また私ども町の自治会の方々、特に東の場合は複数の自治会の方々がその避難所を使用されることになる。そういう方々にご足労をお願いしてそういった会議を開くわけでございますから、当然のごとく学校の配置図であるとか、危機管理も出せる資料は全て出させていただいて会議を進めていくというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ですから、三者会議、さあ避難所開設のときに、さあしましょう、ここに書いてあるから話をしましょうということではマニュアルになれへんから、この点だけはよろしく願います。

2点目なんですけど、12月16日に議員に、総合政策部長の名前で、体育大学、観光大学及び関西医療大学等の災害時における連携協力に関する協定について、災害時における連絡協力に関する協定を締結したので情報提供します、本町と相手方が相互に協力し、災害発生時における応急対策を行うことをもって地域住民の安心・安全に資することを目的とするという内容で元年12月1日に締結しましたと、こういう文書を頂いたんです。これは、例えばその今の3つの大学なんかで緊急に受け入れるとかいうような形の内容を結んだということなんですけど、確認なんですけど。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）議員ご指摘のとおり、おっしゃるとおりでございます。大学の施設も、避難所として使用できる部分についてはご協力いただくというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）例えば、ニュータウンの北小学校が避難所になっています。防災訓練も一生懸命や

ってくれています。そういうふうな状況の中で関西医療大学があるわけなんです。私どもの自治会でも、そこは法人会員として自治会のほうへ入っていただいていますので、いつもそういう話になるんです。

今、協定を結んだけれども、法律的な位置づけというのは、例えば内閣府の防災のホームページなんかを見ますと、指定緊急避難場所の指定に関する手引きというのが載っているんですよ。民間のそういう施設を使うようなときにはこの指定をしなければいけないんですけども、これは具体的にもう終わっているんですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）その指定というのは、町が地域防災計画で定める指定避難所ということになるかと思います。今のところ地域防災計画には、そういった指定避難所として各大学の施設を位置づけている状況ではございません。ただ、協定書というのは、それぞれの自治体がそれぞれの状況に応じて締結し、そしてご協力いただくものと私どもは考えておりますので、それは、例えば若葉の自治会の方で地区別の自主防災マニュアルを作るといふことであれば、医療大学の施設を、一時的な避難所ということになるかと思いますが、そういった形で位置づけさせていただくというような形になります。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）災害が起こったから、これを指定してへんから今からトライしますじゃないんで、内閣府の中ではそういうことを想定してこういう手続があるんですよ。ですから、それぞれ今おっしゃったように、体育大学も観光大学も医療大学も、それぞれの自治会があるけれども、1つの自治会だけではなくて、それは皆さん方が統括する熊取町の避難所としての位置づけをちゃんとやっておかんと駄目なんです。ですから、これは提言ですけども、今おっしゃった3月3日のやつが延期になって、そこで下ろします。はっきり言って39自治会の温度差とか物すごくありますよ。これが10人の会で決まったからさっと下ろしたら、その思いがさっとおけるのではなくて、大変それぞれ受け止め方があります。

ですから、皆さん方、町のレベルで言えば、全てそういうことを法的な根拠づけして用意していますと。進んでいる、気がついた自治会は早速それにのっとってそことそういう形をやっていく。だけど、今、3つの大学とこういう形で協定を結びましたよということ、お知らせいただくのはありがたいけれども、現実、そこが避難所としてできるような形までやっています、道づけをしていますということをやらないと、それぞれの39の自治会がそれぞれのレベルでそういうふうな細かいこと、もう自分たちで任された避難所運営するのに、まず紙ベースで作れと言われる計画をつくるだけで大変なんです。だから、行政がそれをちゃんとフォローしてあげるという体制をぜひお願いしたいと思います。これは要望です。やっていただけますね。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）今後、連絡会も通しながら各39の自治会の自主防ともしっかりと協議を行いまして、今日、文野議員からいただいたご要望も含めまして進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）3点目なんですけれど、防災倉庫、備品、備蓄品、防災基金からいろいろの間も購入していただいていると思います。決算の委員会等でもそういうお話があったかと思いますが、そういうのが各自治会のほうに報告はきちりされているんでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それぞれの小学校にあります防災倉庫に何が入っているかというのはお知らせをさせていただきます。ただ、本年度、たくさんの資機材を購入させていただいてござい

ますので、一度それらを全部整理したものをこの連絡協議会でまたお配りさせていただきたかったというのもひとつありまして、どういったものを買ったのかということ、ある一定、時期が来ましたらお披露目もしたいというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）なぜこの場で言うかといえば、やはり39自治会それぞれ温度差あります。物すごい危機感を持ってこれをやろうとして汗をかいている自治会もあります。そういうところは自治会の会費の中でもそういう防災関係の予算を取ろうとして、その備品を町がまだ用意してくれへんのやったら、これは自治会で用意せなあかんなどというところもあるんですよ。ですから、すぐそのリストを早く作っていただいて、延期になった会議の中でちゃんと自治会へ下ろしてください。重なってもしゃあないからね。やはりその中で、いやこういうのを買うてもろうたけれど、まだこんなん要るん違うかという声も出てくるんですよ。ですから、それは防災基金10億円を有効に活用して、いざというときに備えるという基金にぜひ活用していただけたらなど、このように思います。よろしいでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）先ほど文野議員がおっしゃったように、各自治会では本当に温度差がございます。非常に温度の高いところ、積極的に進めていただいている自治会では、備品をすごく充実した中でご購入されているというのも聞いております。当然のことながら、本町が用意しているものと各自治会で用意されているものの重複は避けるべきやというふうに考えております。令和元年、また来年度、2年度の当初予算でもかなり大きな予算を上げさせていただいております。そういったものをしっかりとリストに上げて公表させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ぜひお願いします。

2点目なんですが、ひまわりバスについて、過去の議会での質疑を受けて、どのような場で改善に取り組む施策を検討しているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、ご質問の2点目、ひまわりバスの改善策の検討を行う場について答弁申し上げます。

本年1月に行われた町長選挙において藤原町長が作成したマニフェストにひまわりバスの項目がありまして、そこには、駅ロータリーや乗入れできない地域への対応など、さらなる検討を進め、高齢者の外出支援、買物支援を含め、今後も日常交通の利便性向上に努めまると記載されております。また、昨年9月議会でも、文野議員からのご質問をはじめといたしまして、ひまわりバスを含めた町域全体の公共交通のあるべき姿について、広く意見を聴いて利便性向上を図るべきとの声が高まっております。

このことから、ひまわりバスを含めた地域公共交通全体について総合的に議論を進める場として、学識経験者、関係行政機関、公共交通事業者及び利用者等から成る地域公共交通会議の設置を検討しているところをございまして、令和2年度開催に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

今後も地域公共交通の利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）過去の、ひまわりバスがスタートしてからそういう地域公共交通の学識経験者とかそういうような形でやってきて、コースを変えたりいろいろやってきたという経過は分かるんですが、この間、各議員も、様々な議会の中でひまわりバスについてそれぞれがテーマとして提言を行わせていただいています。今、答弁も矢部部長のほうからいただいたんですけども、もうひまわ

りバスというのは町長、各これは部局を横断して、どこの部が担当と違って、町長、副町長統括で、それぞれの部長がおられるわけで、福祉であったりそういう部門の関係で町長がマニフェストに書いたようなことを実現する、あるいは議員がそれぞれ言ってきた買物難民であるとか、高齢になってきて免許証を返した人、あるいは外へ出てもらって少しでも元気で健やかに過ごしていただいってもらうようにまちへ出て行ってもらう、その足の確保とか、駅の乗入れとかそういうことにも全部つながってくるんですけども、今、民間のほうは自治会で、例えばいこらも～るへバスを出す業者のところに登録したりとか、もう世間はいろいろ形づいているんですよ。そのときに、学識経験者が寄って、それも大事です。しかし、日々皆さん方の熊取町として網を張っている中で、何からやっていけるんかというような形を、そこのどういうプランというか、それは町長がマニフェストで示した限りは、町長のやはり思いを実現するためにどうしたらええんやろうか、あるいは、それを実現するにはこうだけれども、学識経験者とかそういう集まった中で、住民代表も集まった中でどうやろうかという一つの諮問機関的な形でやるんやったらいいけれど、いろいろ議員も思っている、そして町長の思いもある、それをその組織をつくってさあ今から何かやっていきたいと思いますかという形では、これはまた遅いなと思うんですよ。

その間に、今の状況の中で、やっぱりひまわりバスについて予算をかなり使ってやっているわけですから、それを生かしていくためにも、これは本当に、今まではこうやっているから、こういう形で意見をいただいて答申いただいて、それをまた町の組織の中でやっていきたいと思いますかというのではなくて、町長がマニフェストとして上げている限りは、やはりトップダウンでもええからこういう形をどう実現するにはやるんやというぐらいのことでやらないと、それは時間がたってしゃあないと思います。そやから、そこをぜひ、今日ここにあって入れたのはそういうことを誰が答弁するんかなんかと思っていたんやけれど、そやから、もうこういう組織をつくりましたと、ひまわりバスに関しては誰が主管でやりますというふうな形で、それぞれの部もみんな関係あるんですよ、町民の足のことやからね。

だから、今までは道路行政というか、そういう矢部部長のところの管轄やけれども、もうそうではないんやなという付加価値を今、ひまわりバスにはつけないかんです。そういう意味で、ぜひそういう構想を実現するための組織を役所の皆さん方の中でつくって、議会ともやり取りしながら物事をつくっていくということもひとつ必要ではないかなと思っています。町長、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）ひまわりバスにつきましては、検討できるところ、また細かな点、そういったところを南海バスにいろいろとご提言申し上げているところではありますけれども、細かな改善で皆さん方のご要望に応えられるかどうか、これはなかなか難しいなというふうな思いもあります。また、その中で今期、スマートシティ熊取というふうな、そういった大きな施策を打ち出してございますけれども、その中でのモビリティというふうな観点もございます。そういったことを踏まえながら、議員おっしゃるようにこれはもう時間との闘いでもありますので、スピードアップしたそういった方向で展開していけるような、そういった思いで私も進めていきたいというふうに思っております。

これはもう1人の力では無理でありますので、議員の皆さん、そして関係者の皆さんのそういった力も借りる必要があろうかなと思います。時間的にはスピードアップした、そういったものを進めていきたいというのが私の思いであります。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ぜひよろしくお願いします。

それでは、3点目です。広報くまのりのA4判化・カラー化、いつ実現するのでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）広報くまのりのA4判化・カラー化につきましては、12月議会の文野議員

の一般質問において、情報公開の重要な媒体である広報紙のA4判化やカラー化など、情報を得やすい紙面づくりにも取り組んでまいりたい旨、答弁させていただいたところでございます。

これまで、近隣市町の担当者で構成する研究会や広報作成のための研修への参加などを通じて、いろいろと情報収集、調査を重ねてまいりました。A4判化の実施に向けましては、令和2年6月の補正予算で計上させていただき、その後、速やかに移行作業を行ってまいりたいというように考えております。令和2年、今年の10月号からの実施というように考えてございます。また、A4判化移行の際には、現在町職員が行っている広報編集作業につきましても、雑誌などの編集の専門家の方に委託していきたいというようにも考えてございます。

広報紙のA4判化と専門家による編集への移行は、町の広報事業にとって大きな変革であり、住民の皆様にもA4判化になって、より見やすく、読みやすくなったと感じていただけるよう迅速に準備を重ね、実行に移してまいりたいというように考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）大いに理解しました。ありがとうございます。もう時期を明確にさせていただきましたね。非常にありがたいと思います。6月の補正が楽しみなんです。

もう一つは、ずっと職員の方が頑張っていてやっていただいていた。民間の経験者を募集すると。これも議会の中で島本町の例を言わせていただきました。担当は町の職員がおられるけれども、実務的には現役でそういうお仕事をしておられた方、もうリタイアしているけれどもそういうノウハウを持っておられるという方を採用して、ここでも見本を見せましたけれども、非常に斬新な、見やすい、親しみのある、そういう島本町の広報紙をご紹介したんです。そういう形を研究していただいて今のご答弁やというふうに思います。ぜひ、そういうことも門戸を広げていただきましたんで、予算は予算で出していただいて、10月からスタートできるような形を進めていっていただきたいと期待しております。よろしくをお願いします。

大きな1点目、今回の町政運営についての予算絡みの形の質問を終わらせていただきます。

大きな2点目でございます。熊取町を代表する町長としての決意をお聞かせいただきたいということで、町政2期目に当たり、新年度の運営方針、これは予算面で決意を示されているというふうに理解をしております。

1点目は、国土強靱化地域計画を作成し、どのように国や府の支援を要望するのかという形で質問させていただいておりますので、まずご答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、熊取町を代表する「町長」としての決意についての1点目、国土強靱化地域計画の策定と国や府への支援の要望について答弁申し上げます。

国土強靱化地域計画につきましては、いかなる大規模災害等が発生しても人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にする平時からの地域づくりであり、起きてはならない最悪の事態、いわゆるリスクシナリオに陥らないよう各事業を展開する計画として、本町におきましても必要と考えているところでございます。

計画の策定につきましては、既に鋭意取り組んでおり、現在、各部署ごとに必要事業の抽出等を行っているところでございまして、5月末までには策定したいというように考えてございます。

なお、本計画の骨子をお示しできる4月中旬頃には、議員の皆様にも説明させていただき、ご意見等も頂戴したいと考えてございます。

熊取町国土強靱化地域計画の策定後は、関係府省庁所管交付金・補助金における地方公共団体補助金・交付金事業への交付要件の重点配分、優先選択の方針が示されていることから、各事業課において、大阪府を通じ国に対し要望してまいります。今後、国土強靱化地域計画の策定の中で、各事業における事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する計画への位置づけを明確にし、補助金・交付金事業の優先採択等に努めてまいりたいというように考えております。

また議員の皆様方におかれましても、これまでどおり国・府に対しての要望等に際してご理解とご協力を賜りたいというように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）今、経過は部長のご答弁のとおりだというふうに思います。2月12日に、熊取町国土強靱化地域計画の策定についてということで議員のほうに報告の場がございました。非常に情報が、大阪の便利なところに住みながら具体化するのにかかすごく時間がかかっているなというふうに実は思ったんです。国のほうは、これ3年計画の、今、部長は5月につくるんだと、すごい決意があるということもその会議でも聞いたんですが、もう最終エントリーの年なんですよ。3年計画の中のもう本当にゴールが見えているところに、今出さな何にも通りませんよというような実は時期に来ているんです。

その会議の中でも資料をいただきましたが、大阪府強靱化地域計画についてということで大阪府政策企画部のほうから出ている書類についても令和2年1月30日なんですよ。その中で、令和2年から少なくとも強靱化地域計画を策定しないと、交付金・補助金の重点化等の対象にならない。令和3年度から少なくとも強靱化地域計画を策定しないと交付金・補助金が配分されない。強靱化地域計画を策定しても、基づく取組、明記された事業を記載しなければ交付金・補助金の重点化等の対象とならない。ですから、今の時点で計画策定済みであっても改定が必要やと、先にやっけても具体的な事業を示さなあかんと、こういうことなんですよ。

それで、ほんまに我々のレベルの情報の中からすれば、えっというような感じでまず思ったなということと、この前に、実は今年の2月7日に、矢野議長の取り計らいで、谷川衆議院議員のご尽力も賜って有志会派で国へ要望活動をしてきました。国からの話を聞く、これは何でこういうばばっと行くことになったかといえ、今言うたように行動を起こしておこなあかん、国にその要望を届けておこなあかんということで、我々議員の中で何かできることはということで2月7日が実は実現して、行ってきました。午前中は国土交通省、これは熊取町の西交通広場の整備事業であるとか、その自由通路の昇降設備等の設置事業だとか町道久保高田線歩道拡幅工事だとか、そういうことで国交省の担当者、それでその後は教育環境の充実ということで文部科学省の担当者とお話をさせていただき、午後は文部科学省の大臣政務官、青山周平さんに教育環境の充実、その後、佐々木国土交通大臣政務官へ先ほどの熊取駅西関係とか町道久保高田線の歩道拡幅工事、図面もつけて今までの経過もつけて、そういう形で我々なりの議員としての国の空気感も触れてびっくりしたんですけれども、そういう機会を得ることができました。

それで、戻ってきて2月12日の会議に報告ということで、先ほどの町のスタンスを聞いたわけです。大阪府全体として、何か3年のうちの今の今までどこもほったらかしやったんかと、情報がほんまに大阪府が取れているのかというようなことが、そして各地方自治体にそういう指導を府がなされているのかということを実に改めてびっくりしたわけなんです。

例えば泉佐野市は、もう早くこの計画を立てておるといような状況の中で、例えば元年の補正予算あるいは次の新年度の予算の中でも、もう話がかん計画の中に熊取駅西事業なんかは入っているから、もう言えば、ほぼ単費を使わんと国のそういうお金で、熊取町は負担額は少ないけれども、泉佐野市はそれがもう補填されているんやというようにも情報として聞いています。政務官なんかもういわくは、これを出さんことには、担当者も午前中言うていましたけれども、まず出してくれんことにはどうもこうもなりませんよというのが今の国の空気なんです、国土強靱化。そういう意味で、これはもう本当に、防災は周回遅れもええとこやったんですけれども、これも遅れに遅れていると。だから本当にまず計画を立てて、瞬時にやっぱりやっけていかんかんとすることがあります。

そこで、そういう意味で自治体のトップとして藤原町長がどういうふうな今回、これからかじ取りの中で町長としての仕事をやっていただけるのかなというようにも含めて、町長の今までの

4年間の要望活動等を一遍示してくださいということで資料を出していただいておりますが、このことについてよろしくお願いします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、熊取町を代表する「町長」としての決意につきましての2点目、町長1期目の国や府への要望活動の日付・相手先・要望内容につきまして答弁申し上げます。

ご請求のありました資料、議会の初日にテーブルのほうへ置かせていただいたんですが、そちらをよろしくお願いいたします。

初めに、表の見方につきまして簡単にご説明申し上げます。

こちらの表につきましては、藤原町長の1期目であります平成28年1月27日から令和2年1月26日までの期間に、町長ご自身が直接国または大阪府の関係機関に赴き、当該機関の職員等に対しまして本町の要望を行ったものを、要望年度、日付、国・府別、要望先、要望内容について、日付と本町の担当組織順に並べ、通し番号を付して取りまとめたという、そういった表でございます。ただし、町村長会を通じた大阪府内町村に共通する課題に関する要望などにつきましては、記載しておりませんことをご承知お願います。

また、これらの要望の中には議員にもご同行いただいた要望も含まれておりまして、二元代表制の下、議員の皆様にもあらゆる機会を捉えて要望活動をいただいていることに対しまして、この場をお借りいたしまして改めて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございました。お手数をかけました。

ちょっと時間の関係もあるんで、一個一個の話ではなくて、この表を作っていたらばっと見たまざ感想なんです、府には行っている回数はあるなど。そやけど国は少ないなということもまず率直に思いました。平成28年は1回、29年は3回ですか、30年は2回、令和元年は1回。例えば29年は、洋式化とかそんなことで町長は頑張ってくれたんやなということは分かるんですが、ざくっと見て、例えば泉州山手線整備推進に関する要望活動、熊取町長ほか3首長参加ということで、これが大体、例年8月頃から11月頃に年1回行っているんですね。それで、国には大体11月頃に年度交付金確保に関する要望活動というのに行っているんです。要望についてやからあれなんですけれど、新年度の挨拶や新年の挨拶とかいうのも、もちろん国にもそれは行っているのかな。どうなんやろう。

（「国はないです」の声あり）

7番（文野慎治君）国はないですか。そうですか、はい。

実は、これも以前、議会の中で僕は言わせていただいたことがあるんですが、非常に岬町の町長、私、あの町長の行動力が大好きで懇意にさせていただいているんですが、熊取町も町長の動向というのはホームページであります。岬町の田代町長も同じように、田代町長は2009年からやって、もう11年目のベテランで、かつて議会の中で、町長に無所属になれと言いましたよね。今回もそれを結論的には言おうと思っているんですけど、行動している範囲が全然違うんですよ。

何が違うかと言えば、例えば岬町長は、平成28年は4回、29年は4回、30年は8回、令和元年は6回、国に行っています。これは、それぞれいろんな地域的な要望はありました。岬町は大変ですよ。第二阪和が開通したと思ったら航路廃止やから、社会実験で年度ごとで予算を取られて、そやからもう必死になって行っています。もちろん、そういう意味で国にはよく行っています。この間、僕らが行ったときの政務官なんかとも話をしたときに、もう岬町の町長というたらどの部署でも顔を知っているというんですよ、国の役人はね。

それともう一つ、町長、泉州山手線の話なんかはこの間の議会でもさせてもろうたけれども、岬町長は近畿地方整備局にも毎回行っているんですよ。あるいは党派を超えて、それと府への要望の中でも、毎年8月には岬町の要望、我々も要望活動するような形で府へ予算要望していて、毎年11

月には府議団、自民党無所属府議会議員団、公明党大阪府議会議員団、大阪維新の会府議会議員団、そういうところにもそれぞれの要望活動へ行っています。そういう場を持ってはります。

国に行っても、政務官とかそういう形の人に会うわけけれども、石川参議院議員であったり杉参議院議員であったり、もちろん谷川とむ衆議院議員あるいは二階自民党幹事長、そういう人にも会ったということばあっともうホームページで写真つきで皆載っているんですよ。もっと言えば、やっぱり門戸を広くやっているから、例えばその動向の中ではメーデーなんかにも呼ばれて行っているんですよ、地域のね。

ですから、先ほど言うたように第二阪和は開通しました。しかし、もう4車線化の工事が始まっていますよ。あるいは関電の跡地についても物が来ると決まった。あるいは、この間聞いたんですが、海から山手へかけての災害道路も開通します。そういうふうな状況の中で、これはやはりいかに首長が先頭に立って顔を広めて、いかに要望を強くやっていくかということの私は現れだというふうに思います。

もう一つ、実際、2月7日、政務官から、やっぱり大阪はねと言われたんですよ。どういうことかいうたら、やっぱり今の政権と違う、また大阪独自の部分があるから、一つ一つの事業で熊取町さん頑張って予算を取らんと、そこに補助金という形で乗せたらそこに事業は行くやろうけれども、要望活動をされて交付金という形で、例えば国土交通省が大阪府にその中身、積上げやから、その中で予算をやっても、それが皆さん方のところに行くとは限りませんしねというふうな形も言われたんです。意味分かりますか。これは非常にあれやけれども、これがやっぱり政治なんですよ。

そういうふうな意味合いの中で、私は平成29年12月議会で言わせていただいたのかな。やっぱり首長としての役割は全方位で、また熊取町は、都構想とかそういう世論を真っ二つにするようなことは関係ないんですよ。また、府や政令都市とは違うんですよ。そういう意味合いの中で、田尻町や阪南市も選挙は維新という形の推薦をいただいているやろうけれども、町長は無所属になっておられます。そういうことからすると、やはり全国1,740団体市町村長がおられるんですけども、政党を名のって人は99.5%が無所属なんです。だから、そういうふうなことからすれば、やはり熊取町長という立場は全てに門戸を開いていて受け入れてもらえる形の中で仕事をしていただく、これが一番大事じゃないかと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）私の政治信条は、情報の徹底した公開というふうなことでやってきました。それに加えて、物の考え方といいますと、これはもう効率化を図りながら、その地域、ここであれば熊取町の住民福祉に大きく寄与する、そういった住民サービス向上に向けて大きく寄与する、そういった物の考え方が基本にあります。熊取町だけで完結できること、熊取町で完結できないこと、いろいろな関係機関と協働して進めていく必要がある、そういったものがいろいろな姿、形があろうかなと思います。

その中で、大阪府にある熊取町、熊取町がある大阪府、そういう観点を持ちながら、大阪府がどうあるべきか、大阪府がどうあれば熊取町に大きくそういった寄与できるものが生まれてくるかというふうなことを考える中で、今私は、大阪維新の会の大阪都構想そのものに賛成した、そういった政治活動を町外でやっているかという、そうではないんです。大阪都構想を進める環境を応援していくというところで今進んでおります。町政を担当している中で、大阪維新の会のそういった公約が押しつけられるか、そういったことでは全くありません。効率化を求めながら行政運営を進めていくというのは、これはもう大部分の首長が思っていることだと思います。

そういった中で進めておりますので、熊取町の町長が大阪維新の会の公認をもって当選した人間やからこれを差別するという、その考え方そのものが私はおかしいと思います。これは4万4,000人の熊取町の皆さん方から公認として選んでいただいた地域の代表でありますよって、その代表を政党に属しているから物の見方が変わってくるという上の組織の捉え方が、これは私的には納得できません。

熊取町の繁栄が大阪府の繁栄であり、大阪府の繁栄が日本の繁栄でいるということを考えれば、どういった人がそこで活躍しているか、それを認めていくのが国のお偉い方々の考えではないかなというふうに思っております。どこかの党みたいに党の考え方をその地域に強制するというものではないということは、これはもう文野議員も分かってもらっていると思いますけれども、そういった中で地域に根差した、地域の実情に根差した、そういった環境を見ながら今、町政運営を進めているところです。

ですので、大阪維新の会の公認という政党に属していますけれども、私はそのほうが皆様方にとって物事の伝え方、判断の仕方、これがより一層理解していただけるのではないかなというふうに思っております。私の目指すところは大阪の繁栄であり、それ以上に熊取町の繁栄であるということだけ、文野議員には分かっていたきたいと思います。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）すごい演説をしてもらいましたけれども、首長というのは、やっぱりみんないろんな政治信条がありますよ。町会議員にだってみんなそれぞれありますよ。ですから党を名のっている人も無所属でやっている人も。しかし今、二元代表制、今日どこかの答弁の中でもありましたけれども、車の両輪としてやっていく、その一つの長である熊取町長という立場が、一つの政治的な、今いみじくもおっしゃいましたけれども、大阪都構想を実現するためにということがあって、それやったら府議会議員か堺市か大阪市の市長か、そんなのになっといたらええんですよ。熊取町長という立場は、熊取町に4万3,000人おられて、それぞれ政治信条のいろんな皆さんがおられるわけですよ。今言いましたように、実際、維新だからという形で国に行っても、なかなか、それやったら町長、維新の衣を着てずっとやり続けるんやったらもっと動いて、今のここで言う演説を皆さんに、国にも行って言うてこなあかん。そやけども、この4年間の町長の行動を見ていたらそうではない。

この予算に当たっての施政方針であるとか開会の挨拶でも、すごく内容的にはありました。しかし、それを実現するのは、熊取町の職員のみinnで知恵を絞って、そして二元代表の片一方である、その予算をつけたりいろんな町民の意見を言う町議会議員、そういう中の一つのトップとして町長がおられる限りは、自分の政治信条はいいですよ。それでやったらいいですよ。しかし、熊取町長という立場であれば、先ほど田代町長のことを言いました。維新の会から共産党までみんなが押して、選挙についても安定しているんですよ。国にもどこへ行っても歓迎されて、もうこれでもか、これでもかという形で行ってはるんです。そういうことをできない今、藤原町長やということは感じておられませんか。

ですから今回、再度、よろいを脱いでください。そして、世間の数ある首長の中で、99.5%は無所属でそれぞれの自治体の長をされているんですよ。わざわざ0.5%に入って世間を狭めて、それが熊取町の町民のためになるかということ再度問題提起させていただきたいと思います。

選挙戦でそういう形で、なかなかこれは、大阪の今の状況は、選挙を維新やという看板をかけたら通るといって大阪の何か今の政治状況の中で選んではる人もいますよ。議員にもいますよ、ほかのね。そやけど町長という立場は違うんだから、政令都市堺市までのあれやったら、そういう都構想がどうやということの政治的な使命も背負っているか分かれへんけれど、悪いけれど藤原町長は、4万3,000人の熊取町の町民のために町長をこれから4年間やるわけですよ。この長く、文章はすごいけれども、その行間を職員の方が仕事をやりやすいような形で埋めるのが、町長が無所属という立場で動くのと維新という立場で動くのでは全然違いますよ。それやったら、外環のそういう渋滞とかそんな解消で近畿整備局とかそういうのへ一回ぱっと行ってくださいよ。そういうところにもいっこも行かんと、この間の答弁やったら岸和田土木の所長には言うてんやけどな、これでは問題解決しません。そういうことを大事に日々やっていたらというふうに思います。

長くなりました。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、熊愛、文野議員の質問を終わります。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(「12時04分」から「13時00分」まで休憩)

議長(矢野正憲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、創生くまとりを代表して、大林議員。

2番(大林隆昭君) それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、創生くまとり会派を代表しましてご質問させていただきます。

今回の質問のテーマは、スマートシティと国土強靱化地域計画の2点について、幾つかご質問をさせていただこうと思っております。よろしくお願いたします。

今議会の冒頭の藤原町長の所信表明にも熊取町の令和2年度町政運営方針にもありましたスマートシティ熊取について、まずはお尋ねいたします。

国では、総務省がSociety5.0時代の持続可能な地域社会の構築、また大阪府は大阪スマートシティ戦略と、様々な取組を発表しております。熊取町でも、町政運営方針にありましたスマートシティ熊取を目指したこれからの取組に大いに期待をしております。

一言でスマートシティと申し上げましても、これから取り組んでいくべき課題はたくさんございます。その中から、今回の私の質問では、まずは熊取町庁舎内のICTの活用について幾つかお尋ねしたいと思っております。スマートシティ熊取を目指していくための土台づくりとしても、まずは避けては通れない道だと考えております。

まずは1つ目、スマートシティ実現に向けて、これから熊取町では庁舎内でのICTの活用についてどのようにお考えでしょうか。

議長(矢野正憲君) 南総合政策部長。

総合政策部長(南 和仁君) それでは、ご質問の1点目、ICTの庁舎内での利活用につきまして答弁申し上げます。

庁舎内で活用できるICTに関するツールは様々なものがありますが、まずは大阪スマートシティ戦略にも記載されております3つのレス、キャッシュレス、はんこレス、ペーパーレスのうちペーパーレスへの取組に向けての基盤整備の一環として、本年7月末で保守期限を迎える庁内ネットワーク機器の更新に合わせて、職員向けの回線ではありますが、有線LANから無線LANへの切替えを行う予定としてございます。

現在、本町のネットワークは基幹系、行政事務系、インターネット系の3つがございます。基幹系につきましては、個人情報の塊でございますので、これは有線のまま残していきたいというように考えております。行政事務系、インターネット系の2つのネットワークを今年の8月より無線化するものでございます。

無線LANの整備により、会議室でもパソコンが利用でき、グループウェア等を利用できるようになるため、データで文書共有しながら会議が可能となることや、自席にこだわらず庁舎内の様々な場所で仕事を行うことが可能となります。

まずは、ペーパーレス化のための第1歩といたしまして無線LAN環境の基盤整備を進め、次の段階といたしましてはタブレットやさらに利便性の高い情報共有ツールの活用などについて、今後進めるスマートシティ熊取の中で費用対効果も見極めながら進め、検討してまいりたいというように考えてございます。

以上でございます。

議長(矢野正憲君) 大林議員。

2番(大林隆昭君) ありがとうございます。3つのレスに向けて取りあえずは進んでいくという方向で今、ご答弁いただきました。まずはペーパーレスから始めていただいて、今使っておられるパソコンをそのままペーパーレスでしばらくは進んでいくという形でよろしいですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）今、職員が使用しているパソコンをそのまま無線LANでも使えるように、設備等も整えまして推進していきたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。住民の皆様からの受付も、オンラインでの申請とかLINEで問合せに対応できるようなものにするとか、あとは窓口の申請のときに2次元バーコードを利用して申請書を事前に作ってきていただくとか、いろいろ方法があると思いますので、いろんな自治体でもどんどん取り入れていっているところがあります。先進事例を参考にさせていただいて、熊取町でもどんどん取り入れていただけたらなと思っております。

2つ目の質問でございます。今、試験的に導入されているRPAについてお尋ねいたします。

幾つかの業務でRPAを導入しているとお聞きをしておりますが、それにかかった導入の費用、業務の圧縮時間や効果額など、分かる限りで構わないので教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、2点目の業務効率向上のためのRPAの導入の効果と、OCRの分につきましてはご答弁させていただいてよろしいでしょうか、申し訳ございません。窓口業務へのOCRの試験導入について答弁申し上げます。

本町でのRPAの取組といたしましては、平成30年度に和歌山県橋本市との共同実証実験を行い、同業務、同シナリオにて3業務に絞って本町で効果実証を行いました。対象業務の取り扱う件数の少なさやシステム環境の違い等により、本町では効果が見込めない結果となったところでございます。

本年度は本町単独で実証実験を行うこととし、RPAで効果が出ると考えられる収納対策課、生活福祉課、税務課の業務の中から3業務を選定の上、実証実験を行ったところでございます。結果につきましては、現在取りまとめ作業中でございますが、3業務で年間約20時間の業務削減を見込まれるところでございます。実証実験にかかった費用は約130万円であり、費用対効果としては低いものの、今後の労働人口の減少を見据え、まずはこの3業務について令和2年度より本格導入するとともに、その導入実績を踏まえ、他の業務への適用拡大についても検討してまいりたいというように考えてございます。

続きまして、窓口業務へのOCRの試験導入につきましては、複数の窓口業務に利用できるOCR技術がございますが、その中から、橋本市との共同実証実験の際にAI-OCRを利用した確定申告書の読取実験を行ったところでございます。しかしながら、読取精度が6割程度ということもあり、今後の精度向上に期待するところでございます。こちらにつきましても、今後も引き続き研究してまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。思っていたよりも効果は出なかったのかなという感じなんです。橋本市との共同で実証実験のときも、今挙げていただいた収納課、生活福祉課と健康課でよろしいんですか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）私、事業改善の事務をさせていただいていることもありまして、橋本市との実証実験、共同でやったときは、実は財政課同士で話がありまして、私も中に入らせていただいた関係でちょっとご答弁させていただきたいんです。

橋本市とやった分については、今回、先ほど部長が申し上げた分とは別に、基本的に税のほうの中での業務、そのタイミングでも3業務選んでやっていました。1つが軽自動車税の中で廃車の登録事務、2つ目が法人住民税の関係で法人の事業所の登録をコンピューターで行う事務、そして3つ目が、今、エルタックスとかいう言い方をするんですけども、電子申告の審査が終わっていま

すというフラグを立てるといふ単純な事務なんです。そういうものを機械化できないかというテストを行った状況です。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）その3業務でテストをして、今回違う業務で3つ選んでいるんですけど、一番最初にこの3業務でテストをしようと思ったのはなぜなんですか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）橋本市との共同で行った分については、国のモデルケースで財源を頂いて、橋本市ベースで事業を構築していただいたんですけども、なぜ橋本市かというところも実はあるんです。先ほど来から、役場で使っているシステムの中で基幹系という、いわゆる住民情報とか、あと税の関係とかを基本的に構築しているシステムが橋本市と全く同じベンダーのものを使っていた。一つは、特定の市町村だけで導入するのではなくて、同じようなそういうベースがあるんやったら双方で両方で使えるのであれば費用は半分になるよねという、そういう広域的な活用も含めて進めていく中で、熊取町からも職員が出向いて、橋本市のほうの職員と合わせて共通で使えるメニューということで、その3業務をその時点では選定したと。

令和元年度で行った試験については、さらに熊取町の内部でもやはり今後、職員の数もまた減っていく可能性もありますので、機械化をこれはもう避けられないと。やっぱり熊取町の中でも事務の効率化を図るメニューとして、熊取町独自のものとしてまた新たに3つを選定して進めたという状況でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）特に事務的な業務が多いからとか、割と空業務というようなデスクワークが非常に多い業務を選定したというわけではなく、次はこれでやってみようかというぐらいの選び方なんですか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）実は、RPAというものが昔でいいますと、昔というか、今でもあるんですけど、エクセルのマクロのかなり発展型みたいなところがありまして、そういうものの基本はどういうものに一番適しているかという、これでいいますと単純な作業の大量一括処理というところがまず求められるところがベースにありまして、まず、なかなか熊取町で実証実験していく中でも、一つ一つの業務を実はヒアリングした中で、まずこれにかかっていこうかというところも当然見据えていくんです。そういう画面上のクリックするとか入力するとかコピーするとかというところの作業がRPAにそぐうものをまず探っていかなあかん部分と、あとボリュームがないと人とやってもあまり変わらないというような、そういう結果も当然想定されますので、一定のボリューム感があって、RPAの今の現状のいわゆる使い勝手のところの部分と併せて、業務を選択していったというのが実情でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）人がやるととても時間がかかるとか、そういうのを短縮して業務効率を上げましようというようなツールであるというのは認識しているんですが、業務の選定というのも大変重要かなと思いますので、できるだけ効果が上がるような業務を探っていただいて、本格導入に入るということなので、ちなみに今入れているRPAは、単独PC内で動くRPAなのか、クラウド上で動いているのかというのはどちらかお分かりですか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）これは、特定の端末に限定した単独で動かしています。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）分かりました。

これから全庁でとなってくると、クラウド上で動く、単価はすごく上がると思うんですが、今か

かっているお金ではとてもじゃないけれど動かせないかなというような金額になってくると思うんです。これから本格導入となってくると、クラウド上で動かせるようなRPAの導入というのも考えながらでないといけないのかなと思います。

OCRについてもご答弁いただいたんですが、自動で手書きの文字とかテキストのデータとかを読み取ってデータに換えていくというようなツールなんですが、こちらについても、AI-OCRのほうであれば使い込んでいけば徐々に徐々に精度も上がっていくんじゃないかなと思うんです。現状では6割程度だったということで、これから先ずっと使っていただいで、OCRとRPAも組合せて、自動で読み込んだものを熊取町のフォーマットに合わせて変換していくというところまで、一連の作業を自動でできるようにしていただければ、職員の業務量というのも徐々に徐々にでしようけれど減ってくると思います。

減った時間を、人でしかできないような、ゼロから1を生み出すような作業に注力していただければと思います。これから先も積極的にICTツールを導入していただいで、藤原町長が目指しているスマートシティを実現していただければと思います。

次に、自治体クラウドについてお尋ねいたします。

自治体クラウドとは、もうご存じだと思うんですが、住民基本台帳、税務、福祉など自治体の情報システムやデータを、外部のデータセンターにおいて管理運営、複数の自治体で共同利用する取組でございます。導入の効果として、情報システムの運用コストが3割程度削減可能である、集中管理により情報セキュリティ水準が向上する、庁舎が被災しても業務継続が可能であると、いろいろ総務省地域力創造グループ地域情報政策室が発表しております。いろいろなメリットがある自治体クラウドへの参加も、スマートシティを目指す熊取町としては参加すべきではないかと考えております。

熊取町も、現在単独でクラウドシステムを活用しており、平成30年4月に税等業務システム、令和2年3月に健康管理システム、令和2年4月に後期高齢者医療システムをクラウド化していると聞いております。

熊取町では、実際、自治体クラウドへの参加はいつ頃を予定しているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、3点目の自治体クラウドへの参加につきまして答弁申し上げます。

本町におきましては、平成30年4月から住基、税、国保等の基幹系システムの多くを自庁設置方式から議員先ほどおっしゃいました単独クラウド方式へ切り替えたところでございます。次期システム更新時には自治体クラウドへの移行を視野に入れており、既存業者のみならず他社製品も含め検討を行い、競争性を働かせた上で調達を行いたいと考えてございます。

現在の契約では令和4年度で契約満了となることから、令和5年度の自治体クラウド化を目指すところではございますが、議員先ほどおっしゃいましたように、令和2年4月に後期高齢者システム、令和3年4月には障がい者福祉システム及び子育て支援システムの更新を控えております。一方、これらの複数のシステムをばらばらに更新していくことは非常に非効率であるため、現在契約している住基・税国保等の基幹系システムを3年延長させていただいて、令和8年4月を目標として、これらの複数システムを一本にまとめ自治体クラウドへ移行し、全体の適正化、最適化を図ってまいりたいと考えてございます。

しかしながら、競争性を働かせるよりも明らかにメリットがあると判断できる場合においては、もう一つの選択として、現行業者の大阪での自治体クラウドグループである豊能町、河南町、千早赤阪村への参加も視野に入れながら、並行して検討を継続してまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

令和8年度、令和8年4月に予定ということなのですが、保守期間というか規約期間が切れるまで引っ張っていく費用と、これは総務省が言っている3割程度という程度なのですが、熊取町は実際に参加するとどのぐらい削減できるのかというのは分かりません。その天秤にかけたときに、こっちのほうがいいだろうという判断なのでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）その場合には、いろいろと様々なケースを想定して経費比較をさせていただきたいと考えております。

ちなみに、大阪府内で実施しております先ほど申し上げました豊能町、河南町、千早赤阪村では、3団体で平均約40%の経費が削減できた。議員先ほどおっしゃいましたように、全国では平均で30%削減できているというようなことも聞いておりますので、そこらを目安に競争性を十分生かして導入に向けて作業のほう進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。自治体クラウドに参加すればこんないいことがあるよという案内もありますので、できるだけ早くに参加していただけたらなと思っております。

それでは、次の国土強靱化地域計画のほうの質問についてに移らせていただきます。

先ほど、午前の文野議員の質問でもありましたが、国土強靱化地域計画、東日本大震災の教訓を機に、平成25年12月に国土強靱化基本法が定められました。その第4条において地方公共団体の責務を明記するとともに、その第13条において、都道府県または市町村は国土強靱化地域計画を定めることができると明記されております。国土強靱化地域計画については、今後どのような災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な地域を創り上げるためのプランでございます。

国土強靱化地域計画の策定状況については、令和2年2月1日時点で都道府県は全て策定済みですが、市町村、市区町村においては計画策定済みが158市区町村、予定を含む策定予定中は、熊取町も含んでおります1,098市町村となっております。

熊取町も早急に策定中ということになっておりますが、これからも発生するであろう大規模自然災害から町民の生命、財産を守ることを最大の目的として、そのための事前の備えを効果的、効率的に行う観点から、早急に制定、公表すべきであると考えております。

国土強靱化地域計画策定は、法律上は義務規定とはなっておりませんが、地域の強靱化を総合的、計画的に実施していくことは地方公共団体の責務として定められております。今年が、先ほど文野議員もおっしゃっていましたが、3か年の3年目、今まで策定していなかったというのはなぜなのか、どういうふうにお考えなのかというのを教えていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、「国土強靱化地域計画」策定に向けた取り組みについての1点目、「国土強靱化地域計画」策定の考え方につきまして答弁申し上げます。

議員ご指摘のように、国におきましては平成25年12月に国土強靱化基本法が制定、施行され、平成26年には基本法に基づき国土強靱化基本計画が策定されてございます。さらに、30年には7月豪雨、台風第21号、大阪北部地震等の激甚な災害が頻発したことから、同年12月に特に緊急に実施すべき対策として防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が閣議決定され、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的かつ加速度を増しながら進められているところでございます。

このような状況の中で、令和元年を防災元年と捉え、様々な取組を展開し、安全・安心なまちづくりを標榜する本町におきましても、この計画の策定は非常に重要なものであり、現時点で最もスピード感を持ち、速やかに策定する必要があるというように考えてございます。

策定の時期については、大阪府内の自治体ほとんどではございますが、令和2年度中に策定するという計画を持っていたというところではございまして、本町もその足並みにそろえて令和2年度中

というように考えていたところでございます。

ただ、昨年末、今年の年始にかけて大阪府の危機管理本部あるいは企画部門のほうから説明会が数回行われまして、早急に計画をつくりなさいと。でない重点化、要点化の中で交付金、補助金が取れないよというような説明会が開催されました。

私どもも、もともとこの計画についての重要性というのは十分認識していたところでございますが、そういうような説明会を受けて、速やかに議員の方々のご協力を得ながら進めていきたいというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）僕らでも突然に、去年の年末に、急いでつくらないと駄目だよと、熊取町は動いていますか、熊取町は動いていなかったらケツをたたいて動かさなあかんぞとお叱りを受けまして、お話をと思っていたんですが、動き出してくれていたのでもそのままよろしく願いますという形になっております。

先ほどもおっしゃっていましたが、熊取町の国土強靱化地域計画策定について、内閣官房国土強靱化推進室、地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対しては、交付金、特性に留意し実効性を考慮しつつ、これまでの一定程度配慮に加え、重点配分、優先選択等の重点化を行いますと。支援を講じる交付金、補助金は9省庁所管の46の交付金、補助金、令和2年度からは重点化、要件化、令和3年度からは未策定市区町村へは配分なしと明記すると言っておりますので、もう作らざるを得ない状況を言ってきたなという感じで、この後早期策定を求めますという質問を僕、書いたんですが、5月末と先ほど文野議員の質問のときにおっしゃっていたんです。5月末よりも早くはなりませんか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）この計画につきまして、議員の皆様方のご理解、ご協力の下、現令和元年度予算を流用させていただいて、もう既にコンサル業者に計画の骨子の作成であるとか、そういった計画に係るところの作業をさせているところでございます。今月の中旬ぐらいにはその枠組みが出来上がり、その枠組みの中に今度は職員が魂を入れていくという作業になってございます。

4月の中旬頃には皆様方にその骨子案をお見せさせていただき、ご意見もいただきたいというスケジュール感を持っておるわけでございますが、当然のことながら、交付金、補助金の中でも5月の申請に係るものについては、計画の策定中なのか策定済みなのかというところが求められることがあるようです。そうなれば、5月の末というのはもうリミットを過ぎているような状況になりますので、そういった各それぞれの交付金、補助金のそういった情報を危機管理課のほうに一元化してくれということで、全庁的にも周知しているところでございます。

議員おっしゃいますように、もっと早くならないか、もう交付金、補助金の採択要件がそれであれば、当然のことながらそれに合わせて策定していかないかというように考えております。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）早くつくっていただきたいんですが、国土強靱化地域計画、国のガイドラインでも表示されていますように、熊取町の第4次総合計画、熊取町地域防災計画などよりも上位に位置づける計画であるとなっております。国土強靱化地域計画をしっかりとアンブレラ計画として策定していただくこと、そしてそれを早くつくっていただくことというのを求めます。早く作ったけれど何か内容がよく分からんとか、これじゃ駄目ですよと言われるような計画では困りますし、かといってリミット過ぎても困りますし、その両方を兼ね備えた国土強靱化地域計画をしっかりとつくっていただきたいと。今回、会派の質問でも3人国土強靱化地域計画について質問させていただいています。それだけ皆さんしっかりと考えているということなので、その辺はよろしく願いいたします。

国土強靱化地域計画の内容になるんですが、もちろん僕たち議員よりも熊取町の職員の皆様のは

うがいろいろと入れないといけないようなことも分かっていると思うんですが、今回、資料という形で幾つか書かせていただきました。既にもう出来上がっている泉佐野市、堺市、大阪市、貝塚市ももうできましたか。今回の議会でできるという話なんですが、の見本に幾つか考えさせていただきました。網かけの部分だけちょっと読ませていただきます。

1 枚目の下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進。

本町は、浸水被害の軽減に向け下水道、雨水、管渠や雨水ポンプの整備、耐震化及び長寿命化など都市浸水対策に取り組む。見出川及び雨山川、住吉川については、大阪府に対して、時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65ミリ程度で床上浸水を発生させない対策の着実な実施を促進する等です。

2 枚目の広域緊急交通路（府指定）地域緊急交通路（町選定）等の通行機能の確保。

円滑な防災・減災活動の展開や迅速な復旧・復興活動を支える交通路の多重性や代替機能の確保及び防災拠点や交通結節拠点へのアクセス等向上、隣接市町間連携の強化を図るため広域緊急交通路や鉄道主要駅と一体となって機能すべく地域緊急交通路を選定し道路建設や改良等整備を計画的に推進する。特に、広域緊急交通路（府指定）に指定されている外環状線については、速やかな4車線化実現を国、府へ要望する。地域緊急交通路として新たに大阪岸和田南海線を指定し、緊急交通路としての整備を推進する。また、広域緊急交通路の阪和自動車道、外環状線を補完する道路として期待できる泉州山手線の整備を推進し、これを地域緊急交通路とする。

無電柱化の推進。

地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、広域緊急交通路及び地域緊急交通路に指定された路線。また、区間に接続する路線の無電柱化を推進する。また、道路の狭隘区間かつ避難路に指定されている路線の無電柱化を推進する。

自衛隊等の広域支援部隊との連携強化による受援力の向上。

広域部隊受入れ、活動拠点において、広域部隊等が災害支援活動を円滑に行えるよう、自衛隊、消防などの防災関係機関とも連携を図りながら諸施設の整備を進める。現在、山間部に1か所災害時用臨時ヘリポート（町民グラウンド）を選定しているが、平野部にもヘリポート設置を推進する。

原子力事業所の保安対策。

本町には、京都大学原子炉実験所、原子燃料工業株式会社熊取事業所があり、本町は、地域防災計画に基づき、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、原子力災害対策を実施する。事業者に対し、安全性を全てに優先させること、慎重の上に慎重を期して絶対に事故が起こることのない運転を強く求めるとともに、安全対策の実施状況について地域協議会や専門家の意見等を踏まえ、必要な見直しを求めることで、さらなる安全性の確保を図ると。

幾つか考えたんですが、こんな参考程度にさせていただければいいかなと思うんです。内容に関しては骨子が出来上がったときに見せていただけるということなので、またそのときに見せていただいて議員からの意見というのも反映させていただけるのかなと思っているんですが、その辺りはどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）まず、3点目の策定内容の選定についてご答弁申し上げます。

本計画の位置づけといたしましては、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、基本法第14条に基づく基本計画と調和を保った計画となります。また、本町の第4次総合計画と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については他の計画等の指針となるということで定めがございます。

議員ご質問の計画策定の内容につきましては、各事業課における必要事業の抽出を進めていくとともに、国の各府省庁所管から発布される情報や、府の強靱化地域計画の見直しの過程における資料等を収集し、しっかりと内容を精査の上、充実させていきたいというように考えてございます。

本日、資料ということでこういった様々な事業のご提案が大林議員からなされたところでござい

ます。各所管、原課に対してこの資料を私どものほうから発布させていただいて、十分計画に反映できるような形で取り組んでほしいということは、重々周知させていただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）国土強靱化地域計画をうまく利用しながら国から補助を受けて、熊取町の例えば道路整備であるとか外環状線の4車線化なんかについては、大阪府の広域緊急交通路にも指定されていますので、国土強靱化地域計画については大阪府の道路でも国へ言ったいというお話も聞いています。大阪府を飛ばしてでも国へも言ったいというようなお話もありますので、その辺も考えながら、いろんな情報を精査していただいて国土強靱化地域計画に織り込んでいただけたらと思います。国土強靱化地域計画については、5月末よりも早くつくっていただけたらと思いますので、これで終わらせていただきます。

以上で私の会派代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、創生くまとり、大林議員の質問を終わります。

次に、熊取公明党を代表して、二見議員。

9番（二見裕子君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、熊取公明党といたしまして会派代表質問をさせていただきます。

今回の項目は3点ありますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1点、防災について、今までも様々防災については質問させていただきましたので、度々というところもあるかもしれませんが、またしっかりと検討していただきたい件もございますので、どうかよろしくお願ひいたします。

1点目、災害が起きたとき、初動対応によって大きな差が生じると考えるが、熊取町としての初動対応はどう考えるか、お願ひいたします。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、防災についての1点目、災害が起きたときの初動対応について答弁申し上げます。

まず、災害時の職員体制につきましては、熊取町地域防災計画及び熊取町災害応急対策実施要領、職員行動マニュアルにおいて定めているところでございます。

具体的な体制につきましては、災害発生のおそれがある気象予報等が発令された場合には、まず初動体制といたしまして、副町長を本部長とし、各部長を中心とする災害警戒本部を設置し、警戒配備態勢を取り、防災情報等の収集に努めます。さらに、災害発生のおそれが高まる事象やご質問の災害発生の状況により、全職員の4分の1、約70名を防災対策に配置するA号配備体制、職員の2分の1、約150名を配置するB号配備体制、さらには全職員によるC号配備体制など、段階的に態勢を確保し、災害時の非常事態に対し適時適切な職員配備の対応をしております。

なお、地震時においては、町域で震度4以上を観測した場合は、職員は自主参集の上警戒配備態勢を取り、震度5弱以上を観測した場合には全職員によるC号配備の態勢を即時に取るということになってございます。

さらに、平成30年5月には熊取町業務継続計画（BCP）を策定し、災害時等非常時における各部署の通常業務を縮小し、非常時における優先業務について明確にしたところで、適切な人員体制及び業務の対応が図られるものと考えてございます。

加えて、各区・自治会においては、自主防災組織における訓練が活発に行われており、後ほどご答弁申し上げます各区・自治会別の自主防災マニュアルの作成をしていただくことにより、より一層の防災に関する住民の方々の意識の高揚と向上と、初動対応を含めた地域防災力の向上が図られるものと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

初動対応としては、職員の皆様がしっかりとしていただけるというのはありがたいかなというふうに思うんですが、平時からの備えとしまして、初動対応に加えまして広域での災害時の職員の協力体制みたいなのはどのようになっていますでしょうか。防災連絡会みたいな形で、広域に相互協力体制の構築みたいなものはされているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）そちらのほうについては、堺市以南の自治体で協定も結んでございますし、三郷町、王寺町とは災害協力を最近一番近いところでは結ばせていただき、遠いところでは東海村とも協定を結んでいるというところで、そういったところでの相互協力体制は取れるかというように思っております。

そして、平成25年から3市3町での広域の消防組合が発足しております。何よりも心強い組織が25年には出来上がった。防災の面では非常に心強いというように考えております。ちょっと負担金の面ではどうかというところはございますが、防災の面では心強い組織が25年からできているというところです。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

先ほどもおっしゃっていましたが、BCP、業務継続計画というのは策定されていますが、その協定などを組まれているというのはあるんですけども、受援計画という形ではされていないんですか。災害が発生した際に、近隣の自治体などから職員とか支援物資など効率的に受け入れるための計画というのは、熊取町は策定されていないんですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）受援計画については現在検討中ございまして、防災元年を1年間振り返って、また令和2年度は防災2年目ということはないんですけども、受援計画は重要な計画と捉えてございます。十分にそこらも見据えながら、策定に向けての検討、調査をしていきたい。その際にはやっぱり社会福祉協議会との連携も十分にやっていく必要がございますので、そういったところも含めまして進めていきたいというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。なかなか受援計画を策定していないというところもあったりして、以前、熊取地震とかがあったときに、過去の震災で受援計画の不足で被害が拡大したとかいう場合もありますし、今、本当に職員もどんどんと少なくなっているような現状で、近隣で震災など起こったときはお互いがもうやっぱり大変な状態であるので、きちっとお互いで、せつかく広域というくくりがあるので、その辺の他自治体との相互応援協定、遠いところでは結ばれているということではありますが、その辺しっかりと考えていっていただきたいなと思うんです。策定に向けては、まだ何も考えてはいないということですね。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）段階でいいますと、まだスタートについたところということでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

今まで、そこまで手が回っていなかったかなという感じで、これから防災元年ということも踏まえて自治会とか本当に意識が高まる中で、やはり受援計画というのも策定していただきたいなというふうに思います。本当に初動対応というのがやっぱり時間との勝負ですし、また日がたつごとにお互い協力し合って、それぞれの自治体が協力し合っていくということがすごく重要なこと

思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

次、2つ目にいくんですが、防災の基本というのは、いつも南部長とかもおっしゃっていますけれど、自助であるということで、割合でいうと自助が7、共助が2、公助が1ということで、自助で自分の命は自分で守る、自分のできることは自分でやっていく、自分で助ける、何とかするということが、それは本当に防災の基本であるかなというふうに思うんですけども、でもなかなか限界もありますし、自分自身が守れてこそ家族や友人、また隣人を助けに行くことができ、共助にもつながっていくかなとも思います。

公助の割合というのが1ではありますけれど、役割というのがやっぱりすごく大きいなというふうに感じております。国民の命、財産の安全を守ることが国や地方自治体の任務であるということで、災害を完全に防ぐことはできませんが、被害を減らす減災ということはできるのかなと思います。

そこら辺を踏まえまして、2問目、情報伝達の媒体の多重化ということで、これも度々質問させていただいておりますが、戸別受信機の導入やLINEの活用というのはどのようにお考えかなと思います。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、防災についての2点目、戸別受信機の導入やLINEの活用について答弁申し上げます。

まず、戸別受信機の導入については、これまでも数回にわたりご提案等をいただき、多方面から検証を行っているところでございますが、やはり現時点では、導入に際しての課題や維持管理等の経費面での課題、また周辺市町での導入事例がないことから、早期の導入は困難であると考えてございます。

なお、戸別受信機に関する直近の取組といたしましては、これも以前からご提案等いただいていたところでございますが、民間の放送事業者J：COMが提供するJ：COM防災情報サービスを今月1日から開始したところでございます。これは、防災行政無線の放送内容をJ：COMが提供する戸別受信機により、屋内で放送を受信できるものでございます。利用者の費用負担は、1年間は無料で利用でき、2年目以降はJ：COM加入世帯では月々300円、未加入世帯では月々500円となっているものでございます。

この取組につきましては、泉佐野市や貝塚市では既に導入され、泉佐野市におきましては99世帯、貝塚市におきましては19世帯で利用されているとのことでございます。本町においては今月からサービスを開始したところでございまして、現在、ホームページで周知に努め、広報紙については4月号にて記事を掲載する予定としてございます。

戸別受信機の導入に関しましては、まずはこの取組の検証も含めて研究を継続してまいりたいというように考えてございます。

続きまして、LINEの活用につきましてもこれまでもご提案いただいておりますが、平成28年の熊本地震の災害対応において、熊本市職員間のLINEの活用が非常に有用であったということが報告されてございます。その後、熊本市では平成30年にLINEを利用した情報収集・伝達訓練を実施してございまして、その訓練の記録をLINE株式会社が分析したところ、安否確認などでは全員が全員の状況を時間つきで迅速に把握することができる一方で、指示命令や報告などでは災害対応の忙しさなどから情報の見逃しが発生しやすいというLINEの持つ同報性というところでのリスクを伴うというような報告もされております。

今後、防災情報の伝達媒体としての活用については、国の動向を見据えつつ、本町が掲げるスマートシティ熊取の構想の中でもしっかりと調査研究を進め、機能的かつ効率的な情報の発信に努めてまいりたいというように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

これ、J：COMのほうでやる分は3月1日からであるので、まだ申込みというのは住民のほうからはないんでしょうか。今はまだですか。件数とか分かりますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）ちょっとまだその情報等は、こちらのほうには届いてございません。今月末に一度問い合わせてみたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）先ほどのご答弁で、泉佐野市は99、貝塚市19ですね。意外に数が少ないんやなというふうに思ったんですけど、やはり1年目は無料であっても2年目にはお金がかかるとか、今J：COMを使われている方がどれだけいてるのかというその辺のことも踏まえて、なかなか難しいのかなというふうにも感じたりするんです。私はずっと戸別受信機であったりとかLINEのほうの推進をさせていただいてきたわけですが、情報伝達の媒体をたくさん増やしていくというのはすごくいいことやなと思いますので、いろんな形で住民に提供いただくというのはすごくありがたいなというふうに思います。

また、いつも南部長がおっしゃいますけれど、自助なので自分自身がしっかりと情報を取っていくということが大事やと。後で質問にも載っていますが、それも踏まえてやっていかないといけないなというふうに感じております。

戸別受信機につきましては、令和元年度の補正予算の事業の中で少し、いつも費用的な部分とかおっしゃる部分があったんですけど、今回はモニター事業みたいな形で、10戸程度の実証配備によるモニター利用を実施ということで、戸別訪問モニター事業という形の戸別受信機の取扱いというのが令和元年度の補正予算の事業に上がっております。いろいろ見る中に、戸別受信機についても国のほうとしても進めていこうという動きもあるので、またその辺の情報も入れていただきながらやっていただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、3点目にいきます。

災害時の防災拠点となる役場の公衆無線LAN（Wi-Fi）の環境整備についてはどのように考えますか。先ほど、ちらっと大林議員のときにもお答えがあったかなと思うんですが、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、ご質問の3点目、災害時の防災拠点となる役場の公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備について答弁申し上げます。

現在、役場本庁舎1階に設置しておりますOsaka Free Wi-Fi、こちらは観光利用を目的に平成27年度に整備したものでございますが、災害時においても利用可能となっております。したがって、現状での災害時の防災拠点となる役場の公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiは整備済みの環境ということでご理解いただけましたらと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

そしたら、フリーWi-Fiは庁舎内にいてたら使えるということですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）簡単な登録作業をしていただけたら使えるというような状況になっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。そういうことであれば、すごくありがたいなというふうに思います。

本庁だけですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）Wi-Fi環境の整備につきましては、観光利用を目的としまして平成27年度に役場庁舎、駅下にぎわい館、煉瓦館、中家住宅、永楽ゆめの森公園、長池オアシスということで、6か所に府の補助を頂きながら設置したというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）この熊取庁舎は分かれていますけれど、全部使えるということですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）ちょっと北館の奥に行くと使えないとか、少し距離的に50メートルか60メートルぐらいの範囲は届くというように聞いておるんですけども、当然、壁とか云々とかの環境によっては使えない場所があります。少なくとも、この庁舎内であればほとんど使えるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）庁舎にいて、いつも私はWi-Fiをオンにしている勝手に入ってきますよね、普通は。でも、あまり勝手に入ってきたことがないので使えているという認識がなかったの、今回ちょっとこんな感じの質問をさせていただいて、当然、公衆無線LANの環境支援事業という形で国のほうもお金を出して、今、予算として上がっていましたのでこの質問をさせていただいて、それには先ほどおっしゃったように、平時においては観光の部分でとか教育の部分でとかというのの利便性を図らないといけないみたいなのが載っていたので、その辺どうなのかなと思ったんです。一応は、じゃ入っていることは入っているということでもよろしいんですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）場所によっては電波が届かない、弱い部分があるんですけども、一応という言葉はどうなのかというのがあるんですけど、Wi-Fi環境は整備されているというところでご理解いただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

じゃ、住民が庁舎に来られるときにいつでもできるように、ここはWi-Fiスポットですよという、すぐく使えますよという明示があれば、ここに来たら一番Wi-Fiが飛んでいるんやなみたいなのが分かればちょっとありがたいかなと。やはり、何か緊急時になったときに、そこに人がいっぱい集まっても困るんですが、なかなかいろんなところにて環境整備されているといえども、入ってこないのであれば少し問題かなというふうに思いますので、一番使えるところの、結構ありますよね、Wi-Fiスポット、ここは入りますよみたいな。そういう明示というのはできないですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）庁舎内でのいわゆるWi-Fiがここで使えますよ、スポットです、ここで大丈夫ですよという表示ということと理解しております。総務部長と十分調整して検討させていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）じゃ、すみません、しっかり進めていただいて、皆さんが使い勝手のいいように、ここにおいてできるなというところをちょっと明示していただけたらありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次に4点目にいきます。

高齢者の情報収集のための携帯電話（スマートフォン）の講座の開催はどうかということで、こ

れ、前にもいころのほうにバスを出しておられる福祉サービスが、いころも～るのほうでこういう施策をされているというのをちょっとお聞きしたんです。熊取町としましても、情報を得たいけれど高齢者の方はなかなかスマートフォンをよう扱わないという方もいらっしやって、ガラケーがもうすぐしたら終わるといふか使えなくなるというような状況にも来ていますし、5Gとかもありますので、できたら何かそういう講座をやっていただけたらなと。大手3社と書きましたけれども、そういうところをお願いして無料で講座もやっていただけるんじゃないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、防災についての4点目、高齢者の情報収集のための、携帯電話（スマートフォン）講座の開催について答弁申し上げます。

災害から身を守る行動は、やはり自助が基本でございます。自分の身は自分で守る行動のためには、危険を判断する情報を知り、避難等に役立てることが重要であり、昨年更新しました防災マップにおいても、防災情報の取得に関する内容を第1面に据え、QRコードや登録アドレスを記載し、住民の皆様には防災情報メールの登録をお願いしたところでございます。

大阪府の運営する大阪防災ネットにお手持ちの携帯電話等を登録することで、地震、台風、土砂災害や各種警報、避難勧告、避難所の開設などを防災情報メールとして受信いただけますので、大雨時等防災行政無線が聞き取りにくい状況におきましても、お手持ちの携帯電話等で防災情報を取得することが可能な状況となっております。

ご質問の防災情報収集のための高齢者への携帯電話とスマートフォン講座というものは、現時点では考えてございません。防災情報収集のための講座というものは現在考えてございませんが、防災情報メール等の登録ができない、あるいはうまくできないなどのご意見等をいただきましたら、危機管理課職員が直接真摯に対応いたしますし、その場で登録させてもいただきます。また、携帯電話ショップにおきましても、メールの登録方法などについてご教示いただけることを確認してございます。そちらのほうのご紹介もさせていただきたいというように考えております。

なお、参考といたしまして、スマートフォンの扱い方などにつきましては、公民館において熊取ゆうゆう大学教養楽部の講座の一つとして、平成29年度から携帯電話（スマートフォン）講座を実施しており、この講座では、町内在住・在勤・在学でスマートフォン初心者の方を対象に前期と後期で2回開講し、スマートフォンの基本操作を学んでいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

そもその話で、登録できる、できないということではなくて、ガラケーであるかスマホであるかということもあるかなというふうに思うんです。これから本当にスマートフォンに変わっていく中でのやはり講座をしていただきたいなというふうに思いましたので、この質問をさせていただきました。

先ほどおっしゃっていた講座を前期、後期2期されているというのは、これ人材バンクの講座ということですか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）講座の内容ですので、答弁させていただきます。

おっしゃるとおり、人材バンクの方のご協力も得ながらやっている公民館での講座でございます。まさにこの講座につきましては、割とシニア向けを対象としたスマートフォンの基本的な操作方法についての講座になっておりまして、前期、後期でそれぞれ3回程度開催してやっている講座でございます。まさにスイッチ、電源の入れ方から、初めから教わるような内容になっておりまして、どうしてもこの内容の中でも最後のほうには、スマートフォンの機能として拡張、こんなこともできますよみたいなことの中で、防災に関する災害アプリの機能等の紹介も既にさせていただいてお

りますので、今のようなご指摘も踏まえますと、この辺にもう少し防災アプリに関する部分の内容も少し濃くするようなどころというのは割とスムーズにできることであります。この点はまた検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

ちょっと出前講座のメニューを見ていたときに、くまとり人材バンクでシニア向けのスマホ、タブレット講座というのを見つけましたので、してはいただいているんやなというふうに思ったので、すごくいいなと思ったんですけども、これ、出前ですね。出前じゃないんですか。講座としてやっているんですか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）これは公民館でさせていただいております。自らお持ちのスマートフォンを使って教えさせていただいているという内容でして、1回当たり定員としては10名でらせていただいております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）これ、今まで前期、後期の3回ずつ何回ぐらいされて、どれぐらいの方が来られているんですか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）令和元年度、今年度につきましては、申し上げたとおり前期、後期に分けて開催しておりまして、21名の方が参加されています。前期が21名で後期が11名参加されております。このたび、今年度につきましてはさらにもう一期実は開催する予定だったんですが、ちょうど2月の末からまた3回、3月にかけて予定しておったんですけども、このたびのコロナウイルスの感染防止の関係で閉館した関係で、これは中止となっています。

なお、29年度、30年度についても開催しておりまして、いずれも前期、後期、大体同程度ですが、数十名の方に参加いただいております。ちなみに29年度は前期33名、後期が13名、30年度が前期34名、後期が13名という形で応募されて、これは全て参加されております。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

講師の方1人で30人ぐらいを見てはるといえることですか。前期、後期3回ずつでこれは完結させていっている感じですか。いつ行ってもということじゃないですよ、連続性があるということですか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）3回を想定して、最初に電源の入れ方から入って、最後にはいろんな、先ほど申し上げたアプリ関係の地図アプリであるとか、そういったところの機能の操作であったり、こういうこともできるといったような紹介までを行っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

広報にも載せていただいている感じですか、募集は。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）広報でもホームページのほうにもご案内して、応募を募っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。ありがたい講座をやっていただいている、ちょっと見ていなかったもので、ありがとうございます。内容をちょっと、情報という部分でやっぱり防災関係のもアプリを入れられるとか、何かそういう手だてももう少しやっていただけるような方向で、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次、5番目です。

災害時に河川氾濫で土砂災害につながる危険のある河川についてのしゅんせつはどうかということで、これも緊急浚渫推進事業が令和2年から令和6年の間に危険な河川ということで事業の費用が出ているかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、5点目、災害時に河川氾濫で土砂災害につながる危険のある河川についてしゅんせつはどうかについて、答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、河川上流から流された土砂が堆積し、河川断面が小さくなることで流下能力が低下し、氾濫を招くことが考えられますが、逆に土砂の流出により護岸の基礎部分が露出し、護岸崩壊や川沿いの土地の浸食に至る懸念もございます。例えば、河川の湾曲部では流れの遅いカーブの内側に土砂が堆積し、流れの速い外側の土砂が流出する傾向にあります。このような箇所では、内側の体積土砂を外側に押し移動させることで流下能力の確保と護岸の保全を同時に図る河床整正という工事が一般的に行われてございます。

本町では、浸水被害防止のため河床整正及びしゅんせつに取り組んでおります。近年では、雨山川の雨山上橋上流部で平成27年度、28年度に、成合地区で平成30年度にそれぞれ実施をいたしました。また、見出川の高田地区におきましても今年度実施中で、来年度も実施予定としてございます。

大阪府が管理する二級河川住吉川においても、向田橋上流のしゅんせつ及び河床整正を平成28年度に実施していただき、今年度も実施していただく予定でございます。

今後も、河床整正やしゅんせつ等により、河川災害の未然防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

なお、議員ご提案のしゅんせつの補助に関しましては、本町もこのように実施しているわけなんですけれども、来年度も予定してございます。そうした事業につきまして、しゅんせつ土砂がかなりあって、それらを全て撤去して処分する、そういった事業が対象ということでございますので、本町は先ほど申しましたように、できるだけ土を出さずに、削れたところに整正して、できるだけ出さないようにということがほとんどですので、そうした場合は補助の対象にはならないということで返事はいただいているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

令和2年度に高田地区と若葉地区のところも載せていましたね、施政方針のほうに。これ、そしてらしゅんせつという形ではないということですか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）2年度の予算ですね。同じように高田地区と見出川の若葉地区のほうで、先ほど私申し上げたとおり、確かに堆積土はございます。

一方、流れの速いところは河床が削られて、その横にある、具体的に申し上げますとブロック積み基礎部分がかなり浸食されて、現在、見出川のほうでもほとんど基礎ブロックの基礎が一部浮いている箇所もございます。そういうところというのは当然元の河床の位置まで戻す必要がございますので、堆積した土砂をそこに整正して適正な河床を維持するといった、そういった事業でございまして適用にならないというところでございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）なかなか難しいですね。せつかく事業があるのにと、メニューであってもなか

なか取れないというところですか。分かりました。

前にもちょっと質問させていただいた東小の避難経路にあっての土砂災害警戒区域というところがとても気になっていまして、そこもやはりちょうど高田地区からの川が来るようになっているのですか、見出川があって、そこも崩れてきたりする、川が氾濫するところというところで、東小に久保の地区の方であったりとかが避難するときに少し気になるなというふうなことを申し上げたときに、南部長のほうから、それは早く分かれば各避難所、ほかのところで受入れができるような放送もするというふうなご答弁をいただいたんですけども、この辺の土砂災害の危険とか警戒のところの川のところというんですか、先ほど言っていたように、崩れてくるのは戻してというところですよ。だから、しゅんせつして上げておけば川がすごく流れが激しくてもいけるのかなと思っていたんですけど、土砂災害のところに関してはそういうことではないのかなと思ったんですけど、ここがすごく気になるんです。その辺の手当的な部分、土砂災害警戒区域というのは、危険な河川というものの部分では何か手だてというものはあるんですか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）議員ご指摘の箇所につきましては、確かに土砂災害警戒区域、危険区域に入っております。ほとんどが河川の部分、河川沿いに沿った形で、一部河川敷を含めた形で区域が設定されてございます。

そこに限らず、本町の河川というのは掘込河川といいまして、大きい河川の築堤河川じゃなくて掘込河川でございまして、川の水が増水して溢水してすごい氾濫を起こすというケースじゃなくて、どっちかといいますと河川の護岸部分が浸食されるといったケースがほとんどなんです。ただ、本町の普通河川部分につきましては、そういったことで溢水をしてというケースがないという状況でございまして。

確かに、二級河川で大久保地区に下りてくれば水が越して道路が冠水という部分がございますけれども、そういった地区については、上流部についてはほとんどが非常に深い掘込河川という状況になっていまして、ご指摘の箇所は、たしか護岸ブロックはないけれども、俗に言う自然護岸のうち岩に近いような土質であって、かなり強いということで今まで護岸ブロックもせずにもっているという状況でございまして、そういったところで特に災害危険区域についてどうした補強とか、そういった事業というのは現時点ではやっていないという状況でございまして。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。護岸とかが強くて、でも土砂が上からどンドン川が下流に行くに当たって堆積していったときのことも踏まえて点検はして、それは点検とかはしていただいているんですよ。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）毎年、台風の後とか豪雨の後につきましては職員によって河川パトロールをしてございますので、常に状況を把握して、現在実施しているしゅんせつ箇所、整正の場所につきましても、その時点あるいは近隣住民からの情報も得た中で定期的に把握して、予算措置をしてというふうに取り組んでまいります。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。では、緊急的にしゅんせつするような今のところ川はないというふうに考えていいということですか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）そんなふうにして把握した部分で、必要な箇所は先ほども申し上げましたように令和2年度では高田地区あるいは見出川地区というふうな予算措置をしてございますので、今後も引き続いてパトロール、現地把握、予算措置、実施というふうに取り組んでいきたいと思っております。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。じゃ、よろしく願いいたします。

じゃ、次にいきます。

6点目、策定したモデルマニュアルは各……

議長（矢野正憲君）二見議員、ちょっと待って。野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）すみません、質問の途中で。

先ほどの私の答弁について、少し訂正をお願いしたいと思います。

スマホの講座の件で、受講者数についてのご質問について私がお答えした分についての訂正でございます。

令和元年度の分で、前期、後期とも定員が10名ということで、受講されたのも定員どおりのそれぞれ10名、10名の計20名ということでございまして、先ほど申し上げたのは応募者数でございまして、定員に対してたくさん応募いただいているということで、この辺の皆さんの関心をうまく生かしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ということは、三十数名来られても10名しか受付、早い者順ですか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）10名定員ということで抽せんになりまして、その抽せんに漏れた方が後期をまた受講に行かれたり、さらにはまた追加で、今年度であれば3回目を予定していたというようなところでございます。臨機応変にこの辺は対応してきているということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

多分、講師1人の方で10人見るのが多分精いっぱいというふうなものも、私も違うほうの講座のことをお聞きしたので、10人が精いっぱいなのかなというふうに思います。もし、この方以外に講師をやっていた方がありましたら、もうちょっと高齢の方、聞きたいとおっしゃる方がいらっしやるんだったら、そこら辺も考えていただけたらなと思います。要望しておきます。

じゃ、すみません。次にいきます。

6点目、策定したモデルマニュアルは各自主防災組織のマニュアル作成についてどのように進めるかということで、先ほど文野議員のほうから質問がございまして、いろいろお聞きをいたしましたので、ちょっと違うところでお聞きしてもよろしいですか。

このモデルマニュアルはホームページに載せるとか、先進事例とかも併せてホームページに載せるというふうに先ほどおっしゃっていたんですか。あと、各自主防災がマニュアルを作成するときには、要望に応じて危機管理のほうから直接行っていただくというふうなこともお聞きしたので、私が以前に質問させていただいて、町が先生となってしっかりと各地区のマニュアルを作ってほしいというふうな要望もさせていただいたので、これは本当に前向きに事が進んだのかなというふうに思うんです。モデルマニュアルも完成したということで、これ、何ページ立てになっているんですか。

議長（矢野正憲君）答弁を求めます。南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）すみません、先ほど持っておったんですけども、引き揚げてしまいました。結構なボリュームでございまして、すぐに持ってきます。

48ページから成るものでございます。すみません、お時間いただきまして。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）自主防災マニュアルということなので、自治会加入の方全員が自分の手に届くとい

うふうに、各自主防災で作られたときに、同じ形ではないとしても、一応モデルマニュアルが48ページということは、各自主防災のマニュアルもそれに似たもので48ページぐらいできたものを各自治会の会員の手に届くというふうに考えたらいいんですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）モデルマニュアルというのは、各自治会でマニュアルを作る際にこういったことに留意し、気をつけ、こういったものを載せたほうがいいですよという指針というか、手引書みたいなものがございます。だから、このモデルマニュアルを超えるような地区別の自主防災マニュアルというのは、多分ないだろうなと思っています。

それで、うちのほうから示したいと思っているのは、フォーマットみたいなものを皆様方にお配りして、そこに自治会名と人数と、必要となる班がどれだけ必要となるのかというのも全部ここに載っています。この中でピックアップしていただいて、地区別のマニュアルを完成するというような形に仕立ててございますので、これを超えるようなページ数はないし、できればマニュアルですから、そのときに見て、言葉は悪いですが、ちんたらちんたら読んで確認するようなものであったらいけないと私どもは考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。避難所運営マニュアルは作っていただいているということも先ほどお聞きしたので、それがすごく気になっていて、個人においてそんな何か重たいものを持たされても、避難やというときにぱっと見られないなというふうに思ったので、それは各自主防災組織で作っていただくことになるかなと思います。町のほうとしても概要版的に、一番で手に取って分かるようなもので作成をしていただけないかということも伝えていただきたいと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）これ、皆様方にまたお配りさせていただきたいと思っている7ページに、希望が丘地区防災会作成の地震避難行動マニュアルというのが、熊取町内でこういった先進的な例がございます。このようなフォーマットをご用意すれば、そこに必要なものを書き込めば出来上がるわけですから、こういったものもこの中に事例集として入れさせていただいておりますので、こういったところを十分に参考にして作っていただけたらなど。それも含めてまた連絡会の中でご説明差し上げますし、うちの担当がその中に参画した場合には、そういった形でご説明もさせていただきたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。マニュアルを見たら全て作れるというのがすごくありがたいなというふうに思っていますので、またしっかりと各自治会が進められるようによろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、7点目、消防団の防災資機材等は計画的に整備されているというふうに思っているんですが、人材の確保というのはどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、防災についての7点目、消防団員の人材確保について答弁申し上げます。

本町の消防団につきましては、5つの分団で組織され、消防団設置等条例第3条で団員の定数を78名と定め、条例定数78名で現在活動いただいておりますのでございます。定員数での活動というようにご理解いただきたいと思います。主要な消火活動への対応に加え、防火防災の普及・啓発活動等にもご尽力いただいておりますのでございます。

ご質問の消防団員の人材の確保につきましては、退団者がいる場合はそれぞれの分団で新たな人材選考を行い、各分団には各地区の公認団体として認められていることから、地区役員の協力の下、

入団の選考、承諾等を得ながら決定しており、堅実かつ確実に人員を確保していただいているところでございます。

平成30年の台風第21号被害においては、台風接近時から瓦礫除去活動、停電時における夜間警戒パトロールの実施など、非常時において重要な役割を担う組織でございます。今後においても、その機能が十分に果たせるよう、消防団本部と連携をより一層強めることにより、人材の確保に私も、努めてまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。定員が決まっているということで、でも多分、各消防団の方は、退団されたら次の方をとというのは本当に大変なのかなというところと、それは各消防団にお願いしているというか、お任せしているというところであるのかなと思うんですが、全国的には学生団員であったりとか女性団員とかの割合がすごく増えてきているということで、前年度よりもかなり増加してきたというのもありますので、それは各地区の消防団の方が考えていくことかなというふうに思うんです。その辺も、女性団員であったりとか学生団員であったりとかというのも考慮したらどうかかなというふうに思うんですが、それは町としては特にはないですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）現在、大阪府内43自治体で消防団組織というのは44団体あります。堺市が2つエリアを分けて消防団の組織を持っていますので44団体、そのうち女性消防団というのは22組織あるような状況、ちょうど半分で女性消防団というのが組織されているというところでございます。女性消防団の組織化については、常に消防団の団長等とも協議しているところでございます。

近隣でも増えてございます、女性消防団を組織するというところで、予防とか啓発とか、また、いざというところの避難所での活動という部分では、女性というので非常にご活躍いただけるという事例もございます。そういったものも含めて現在検討中でございます。

それと加えまして、女性が災害時に活躍していただきたいという思いもございまして、今後いろんなことをまた考えております。女性に限った防災士募集とか、令和元年度は100人の防災士育成ということで男女関係なく募集させていただいたんですけども、現在11名の防災士の方が、私どもが把握している人数でございまして、おられるわけです。次の取組としては、女性に限ったの防災士育成というのも考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。防災士、うちの渡辺議員も取られましたので、しっかりと女性の防災士にも目を向けていただけたらなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

すみません、時間がないので次にいきます。

災害見舞金等支給条例において、一部損壊は対象外であるが、防災基金の活用から対象とはできないかということで、ご答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、8点目のご質問の災害見舞金等支給条例において対象外となっている一部損壊を、防災基金を活用して対象とできないかについてのご答弁を申し上げます。

災害見舞金等支給条例につきましては、平成30年9月の台風21号の被害を機に制定し、暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他異常な自然現象または火災により生じた被害による、居住する住宅の全焼、全壊、流失、半焼、大規模半壊、半壊、床上浸水及び被災された方の傷害を対象として災害見舞金を支給する制度となっております。

なお、堺市以南で災害見舞金等支給条例に基づいて一部損壊に対して災害見舞金を支給している市町はなく、全壊、半壊までとなっております。

また、防災基金の使途につきましては、12月議会での一般質問の答弁でもありましたとおり、原

則災害発生時における応急対策及び復旧に要する経費として活用することとなっておりますが、被害を受けた方への支援金としての活用についても、その時々様々な状況に応じて柔軟な対応の余地もあり、また、町長のマニフェストにもありますように、防災基金を活用した災害見舞金の一部損壊された方への支給につきましては、今後も国あるいは府の動向を注視しつつ検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

町長の所信表明でありましたので、この辺、やっていただけるかなというふうに思いました。防災基金条例を改正して、その中に一言加えていただければなるのかなというふうに思いましたので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間がないので次にいきます。

フレイル予防についてということで、3点質問させていただきます。

厚生労働省が来年度から75歳以上の後期高齢者を対象としたフレイル健診を導入するというふうになっていますが、熊取町としてはどのように取組をされますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の1点目、75歳以上の後期高齢者を対象としたフレイル健診の導入についてご答弁申し上げます。

議員ご質問のフレイル健診については、従来、健診時に用いている標準的な質問票を、令和2年度からフレイルなど高齢者の特性を踏まえた後期高齢者の質問票を用いて実施することを意味するものでございまして、ご承知のとおり、健診内容や実施体制が見直されるというものではございません。

新たな質問票については、お茶や汁物等でむせることがあるか、あるいは週に1回以上は外出するか、今日は何月何日か分からないときがあるかといった健康状態や社会参加の状況など15項目で構成されており、質問票の回答内容や健診結果については、国保データベースシステムにデータ取載されます。

市町村では、これらのデータを基に生活習慣や社会的な活動状況なども調べ、より多面的に心身の衰えを探り、健康状態を総合的に把握することにより、受診勧奨や保健指導対象の把握に加え、フレイル予防対策等が必要な方への効果的な対応につなげることが期待できます。

なお、本町では、現在既に独居高齢者及び75歳以上の高齢者世帯を対象に、新たな質問票を補完したみまもりアンケート等を実施しております。このみまもりアンケートも含め、後期高齢者の医療状況や健診状況を活用し、個々に応じた介護予防事業等へ案内するなど、フレイル状態の悪化を防ぐことで社会参加を促し、健康寿命の延伸につなげてまいりたいと考えております。

また、フレイル健診については、令和2年4月1日から施行される高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の一環として導入されるもので、この事業は、健診や高齢者一人一人の医療・介護等の情報を一括把握してデータ解析を行い、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな支援を行うため、市町村が広域連合から事業委託を受けて、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施するものとなっております。

本町におきましても、現状のフレイル予防対策の取組を踏まえつつ、令和3年度からの実施を目標に、広域連合と協議しながら事業手法の検討、体制整備に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）すみません。時間がないので2番、3番、一遍にいきたいと思ひます。ご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）続きまして、2点目のご質問、特定健診の40歳からのフレイルチェックの

実施についてご答弁いたします。

大阪府では、本年度、摂津市と寝屋川市においてモデル事業を実施したところですが、現在、本町におきましても、集団健診時に健康くまとり探検隊のご協力を得まして体力測定会を開催し、個々の測定結果にコメントを付与し、運動の必要性等について啓発を行っております。

このような本町独自の取組をベースに置きつつ、府の事業内容やその検証結果なども参考にしながら今後研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、3点目のフレイル予防サポーター養成講座につきましてご答弁申し上げます。

当該講座につきましては、大阪体育大学とのDASHプロジェクトの一環として、フレイルについて正しい知識の啓発と健康づくりボランティアやタピオステーションなどにおけるリーダーの養成を目的に、大阪体育大学から講師をお招きし、今年度から実施しております。

その内容でございますが、講義と実技を組合せたものとなっており、頭の体操コース、筋力・栄養アップコース、ウォーキング&体力測定ボランティアコースという3つのコースで構成され、参加者は実人数で61名ございました。

また、その講座は大阪体育大学主催の体力若返り講座とも連携しており、両方の講座に参加された方に対し、体力若返り講座の参加費の一部を助成することとしております。この連携により、ご自身の健康づくり、フレイル予防に対する意識と知識が、より一層深まっていくものと考えております。

なお、今回の講座でございますが、体力若返り講座から33名の方が参加されるとともに、講座参加後において、健康くまとり探検隊などのボランティアグループや体力測定への応援ボランティアに27名の方が希望されるなど、サポーター養成という大きな目的に一定の成果が見られたと評価しております。

今後も引き続き、大阪体育大学をはじめ町内大学はもちろんのこと、健康づくりボランティアグループなどとも協働しながら、「めざそう！フレイル“0”のまち熊取」をキャッチフレーズに、当該養成講座に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）すみません、時間がありませんので、ありがとうございます。

フレイル予防につきましては、熊取町は本当に進んでやっけていただいているので安心かなというふうに思っております。他市町の私たちも研修に行かせてもらって受ける中で、本当に熊取町は進んでいるなどというふうに感じておりますので、これからも高齢者の方のフレイルの予防となる施策をしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

スマートシティ構想につきましては、後に残っておられる質問がありますので、私は以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）以上で、熊取公明党、二見議員の質問を終わります。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより午後3時まで休憩いたします。

（「14時40分」から「15時00分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、新政クラブを代表して、河合議員。

11番（河合弘樹君）議長のお許しを得ましたので、新政クラブを代表いたしまして質問させていただきます。ちょっと本日、声の調子が悪いので聞こえが悪いかもしれませんが、ご了承願います。

本日3回目となる国土強靱化計画の質問になりますが、飽きずに聞いてください。

国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的に、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が公布、施行され、平成26年6月には基本法に基づき、国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる国土強靱化基本計画が策定され、さらに平成30年には、7月豪雨、台風第21号、大阪北部地震などの災害が頻発したことから、総理大臣からの指示により取りまとめられた重要インフラの緊急点検の結果及び対応指針等を踏まえ、特に緊急に実施すべき対策として、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が平成30年12月14日に閣議決定され、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的かつ加速度を増しながら進めています。熊取町の国土強靱化について、1点目の計画策定の時期とその内容について答弁願います。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、熊取町国土強靱化についての1点目、計画策定の時期とその内容につきましてご答弁申し上げます。

文野議員、大林議員への答弁と重複する部分もございますが、ご了承をお願い申し上げます。

国土強靱化地域計画につきましては、大規模災害等が発生しても人命の保護が最大限図られ、重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にする平時からの地域づくりであり、最悪の事態に陥らないよう各事業を展開するという、本町においても必要な計画と考えてございます。

計画の策定につきましては、既に鋭意取り組んでおり、各部署ごとに必要事業の抽出等を行っているところでございまして、5月末までには策定したいというように考えてございます。

次に、計画の内容につきましては、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、かつ基本法第14条に基づく基本計画と調和を保った計画となります。また、本町の第4次総合計画と基本的な考え方の整合が図られた計画として、国土強靱化に係る事項については他の計画の指針となるものでございます。

具体的な内容でございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在作業中の各部署ごとによる必要事業を抽出しながら策定していくものでございます。例えば、学校施設環境改善交付金事業、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業、保育所等整備交付金事業、鳥獣被害防止総合対策交付金事業、防災・安全交付金道路事業、下水道事業、都市計画・緑地等事業、循環型社会形成推進交付金（浄化槽）事業などといった交付金事業が想定され、その想定される各事業における事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する内容を計画へ明記し、熊取町国土強靱化地域計画の策定というところに進めてまいりたいというように考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）昨日の予算の説明の中でもあったと思うんですが、コンサルに発注して、その費用というのは330万円ということですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）令和元年度の予算を繰越しさせていただき分かと存じます。もう既に契約させていただいておりまして、契約金額は330万円と、議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

このコンサルも、今まででも地域防災計画やら国民保護計画等、いろいろ熊取町のマニュアルを作っているからだと聞いているので、安心して任せられると思います。

それでは、次の2点目にいきたいと思います。

先ほど大林議員の質問の中でもあったと思うんですけれども、旧国道170号の朝和口から府道泉

佐野打田線大久保交差までの無電柱化についてはどうか、答弁願います。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、ご質問の旧国道170号の朝和口交差点から府道泉佐野打田線大久保東交差点までの無電柱化について答弁申し上げます。

議員ご指摘の旧国道170号の朝和口交差点から大久保東交差点につきましては、旧国道170号の中でも特に幅員が狭く、また電柱が道路上に建柱されていることから、地元区や付近にお住まいの住民の方から車両通行時に電柱が支障になるとのご意見をいただくことがございまして、その都度当該路線の管理者である大阪府に伝達し、改善を要望しているところですが、大阪府からは対応が難しいとの回答でございました。

無電柱化につきましては、電柱等を地中化する方法と道路沿いの家屋の軒下や裏に移設する方法が考えられますが、地中化については莫大な費用がかかるだけでなく、あと電線の移設については、費用もさることながら、沿道にお住まいの方など関係者の全員の同意が必要になります。今回改めて大阪府に確認したところ、本路線の無電柱化計画はないとのことでした。

しかしながら、無電柱化につきましては防災面から考えても非常に効果があると思われまので、引き続き、大阪府に対し当該路線の無電柱化を要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 河合議員。

11番（河合弘樹君） ありがとうございます。大変難しいと思うんですけれども、要望はずっとしていただけるということで、この問題は町民皆さんが思っていることであって、今まででもほかの議員が質問しておることで、国土強靱化計画を作成するというので、ぜひとも入れていただきたい内容のことだということでもありますし、先ほども答弁にありましたが、地震等の自然災害時における電柱の倒壊や電線の切断は、緊急車両等の通行性に支障を来し、災害復旧に大きな影響を与えるとともに、歩行者や車椅子等の方々の通行の妨げにもなると思いますので、どうか引き続き要望していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、次の3点目のほうへいきたいと思っております。

昨年9月議会でも同じ質問をさせていただいたんですけれども、駅前延伸線休止からのその後の答えは変わらないと思うんですけれども、答弁願います。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 次に、ご質問の3点目、（仮称）駅前延伸線休止からのその後の考え方について答弁申し上げます。

（仮称）駅前延伸線につきましては、昨年の9月議会での河合議員の会派代表質問に答弁させていただきましたが、平成30年度に実施した詳細設計の結果、膨大な事業費が必要となることが判明し、熊取駅西整備事業などと実施時期が重複し、短期間に支出が集中して本町財政を圧迫することから、事業着手時期を先送りしているところでございますが、考え方としては現在も変わっておらず、今後、大阪府が施行する大阪岸和田南海線の進捗状況を見極めながら、事業着手時期を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 河合議員。

11番（河合弘樹君） 9月のときもそういった答弁だったんですけれども、大阪岸和田南海線、そのときも聞きましたが、完成目標は令和4年度でありました。支障物件があまりにも、70筆ぐらいあるということで、目標をすぐ、それまでにできるのは難しいかも分からないという答弁だったんです。でも、その時期が遅れるとしても、駅前延伸線はそれの完成と合わせるように造っていただきたい。やっぱり熊取町の駅前が一番メインの通りになると思いますので、それについてどう思われますか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）河合議員ご指摘のとおり、大阪岸和田南海線のほうは大阪府が事業を進めているところです。今のところ令和4年度の完成を目標にというふうに申し上げていますが、現場もご存じのとおり支障物件がかなり多数ございまして、実際その時期にできるかという、正直、なかなか見込み的には苦しいかなというふうに思っています。

そういったふうな実情も見極めながら、駅前延伸線については大阪岸和田南海線の事業進捗を見極めながら、着手の時期というのをまた検討していきたい。あと熊取駅西整備事業もありますので、その事業の進み具合と大阪岸和田南海線の事業の進み具合を見ながら、財政の平準化というふうな観点から着手時期というのは今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）駅前延伸線の支障物件というのは何件あるか分かりますか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）すみません、ちょっと具体的な数については手元に資料がないので、すぐにお答えはできないんですが、岸和田南海線のような70件とかいう件数ではなく、大分少ないものと推察しております。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。実現に向けてしっかりと努力していただきたいと思います。これは要望であります。

それでは、4点目のほうに移りたいと思います。

雨山川・見出川の護岸工事について答弁願えますか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、4点目、雨山川・見出川の護岸工事について答弁申し上げます。

まず、雨山川でございますが、府道泉佐野打田線の豊穰橋より北側、すなわち下流側が大阪府管理の二級河川で、そこから上流、成合地区のさや池までが町管理の普通河川です。なお、豊穰橋から大阪体育大学前の青池までの区間は砂防指定河川となり、護岸ブロックについては大阪府の管理となっています。

青池より下流については、大久保地区の法禅寺付近の左岸部分を除いてコンクリート護岸が既に整備されております。一方、青池から上流では、災害復旧工事などにより、コンクリート護岸工事を行っている箇所が一部ございます。

護岸未整備箇所の整備について大阪府に確認したところ、現時点では工事の予定はないものの、現在、雨山川と住吉川の改修検討をしている状況であることから、護岸工事が早期に実施されるよう大阪府に要望してまいります。青池から上流部については、引き続き、災害復旧対応により護岸工事を実施していきたいと考えています。

次に、見出川ですが、七山東の柏木橋より北側、すなわち下流側が大阪府の二級河川で、そこから上流は町管理の区間となっております。なお、町管理区間のうち、大宮橋からひまわりドーム下の穴釜橋までの区間は砂防指定河川となり、護岸ブロックについては大阪府の管理となっています。

柏木橋までの二級河川区間はコンクリート護岸が既に整備されており、柏木橋から川田地区の井堰までの区間も同様に整備が完了しております。そこから上流については、災害復旧工事などによりコンクリート護岸工事を行っている箇所が一部ございます。

砂防指定区間である大宮橋から穴釜橋までの護岸整備について大阪府に確認したところ、現在、人命や家屋の被害を直接軽減する砂防えん堤の整備を優先して進めており、砂防護岸の整備は当面事業休止となっているとのことでございました。

見出川の護岸未整備箇所の今後の対応としましては、雨山川と同様に、災害復旧対応により護岸工事を実施していきたいと考えてございます。

なお、二級河川住吉川及び雨山川の改修工事につきましては、今後も引き続き早期事業着手の要望を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）雨山川、見出川のコンクリートの護岸工事されていない場所、私自身、現地を見てきたんですけども、まず雨山川に至っては、今の説明では砂防地点の大久保のお寺の下の竹やぶのところなんです。そこは府の管轄ということで。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）ご指摘の雨山川の当該部分は、二級河川区間で大阪府の管理であるため、護岸工事は大阪府が実施することとなります。府に確認したところですが、雨山川と住吉川の護岸整備を含めた改修工事を実施していくために、下流河川、佐野川でございますけれども、これの整備状況も踏まえて、今後どの範囲の改修が必要か、また改修の優先順位はどうか、これらについて現在、検討業務を設計コンサルタントに委託発注しているとのことでございました。近々の工事実施は無理かなという思いもございますけれども、町としましては、護岸工事が早期に実施されるよう大阪府と協議し要望してまいりたいと、このように考えてございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）検討しているということで、その部分におきましては下流も上流もコンクリート工事がなされて、その部分だけができていない状態になっているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）当該箇所は、私もちょっと確認いたしましたけれども、竹やぶになってございまして、今までも特に大雨時にその竹やぶ部分が崩れたとか、そういった被災の実例等々も多分なかったかのように思います。ということで、比較的竹やぶというのは強いというふうに認識してございますけれども、ただ、今まで大丈夫だったから今後も大丈夫だという保証はございませんので、引き続いて大阪府には要望してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ちょうどその竹やぶの向かいが今、住宅造成をやっている地で、新しく家が建つと。今まではなかったんですけども、それが建って、やっぱり竹やぶ等があったら笹が飛んだりとか、そういった部分の迷惑とかもかかると思いますので、また要望をよろしくお願いいたします。

次の見出川なんですけれども、今の説明では、今、見出川も七山病院のちょうど大林議員のところの米屋の下を越えていったところから、分かりますか。ちょうど七山病院の下のところ、カーブになっているところも竹やぶみたいになって、その間も何か全然通れない。一応、車1台が通れるぐらいの道はついているんですけども、その間だけ通れない状態になっているんですよ。もう何も手も入れていないし、そのままみたいに。それと、その下流をずっと行くと、飛び飛びでアスファルトを敷いている道もあればもう土のままの道もあって、それはどうしてそうなったの。やっぱり住宅があるからとか、そうなんですか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）議員ご指摘の管理用通路で通れないところがあるのご指摘なんですけど、実際、確かに2年ほど前までは通れませんでした。と申しますのが、竹やぶとか管理用通路に大きい樹木が生えて、物理的に通れないと。というのは、ふだん通行している、利用しているというケースがないためにそういう状態になったのかと思います。2年くらい前からそういう状態では適正な河川管理もできないということから、一応委託をかけた上で、その部分は通れるように、以降は事業を実施したように思います。

それと、おっしゃっている川田井堰から上流の未改修区間でございますけれども、ここまでも引き続いて改修工事というのは計画してございましたが、国の補助採択要件、これが非常に厳しくなったということと、それと掘込河川であるために溢水被害もないという実績等もありまして、補助事業としてそれから上流については、計画的な河川改修というのは断念したところでございます。

それと、災害復旧工事による対応としてそこから上流はずっと実施しているところでございますけれども、なお、今後も自治会や地元住民からの通報、あるいは河川パトロールの中で護岸浸食や護岸の崩落があり、河川機能や隣接土地に影響があると判断した場合は、ケース・バイ・ケースですが、災害防除も視野に入れた中で河川区域の範囲内で工事を実施していきたいと考えてございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）もともと計画はあったということなんですね。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）川田井堰から大宮橋までが一応準用河川区間といいまして、その事業の計画はございました。ただ、今完成している川田井堰から上流に向けて引き続いて補助で採択を受けるためには、認可ということで国の採択が必要になったわけなんですけれども、ただ、その時期から特に採択要件が非常に厳しくなって、過去に2回以上浸水家屋が何十戸以上あって、新聞記事にも掲載されニュースにも出たとか、そういった実態の面での非常に採択基準が高くなりまして、何分本町はそういった実態もないというところもございまして、その延伸の採択についても断念したといったところでございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）先ほどの答弁でもありましたけれども、災害時の避難道路として、今止まっているところから外環まででもつながっただけでも全然違うと思うんです。それをできるだけできるように強く要望していただきたいと思うんですけれども、どうでしょう。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）おっしゃる区間というのは非常に河川が深く、俗に言う掘割河川というふうになってございます。その部分につきましては、実際、昨年度も一部、小垣内地区で、その間ですけれども、何メートルか災害復旧工事を実施した実績もございます。その部分につきましては、河川の増水によって自然護岸が浸食されて、その上にある民地が一部浸食、崩落の危険性があったというところの実態を踏まえて災害復旧工事を実施したところでございますけれども、今後もそういった実態を重視した中で、先ほど申し上げました河川区域の範囲内で、災害防除も視野に入れて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）先ほど言われた谷が深いというのは、外環から大宮橋は深いと思う。ちょうど外環までやったら何とか工事的にはできそうな感じがするんですけども。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）工事する必要性なんですけれども、まず溢水の実績がないということは、流量的にも今までの降雨に耐えて十分流れていると、あるいは護岸の浸食も、先ほど申し上げましたとおり災害復旧対応で実施しているというところで、浸食にも耐える自然護岸が連続しているというところもございます関係で、そういったこともない、大丈夫だろうと思われる区間をあえて計画を立てて用地買収を実施して河川改修工事というところまでは、現時点では考えていないというところでございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）検討していただいて、できるようによろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）すみません。先ほどの答弁で、駅前延伸線の物件補償の数が手元に資料がなかったということですが、今手元に届きまして、今8件になります。

以上です。

（「それは病院も入っているんですか」の声あり）

都市整備部長（矢部義雄君）病院も入っています。

(「分かりました」の声あり)

都市整備部長(矢部義雄君)以上です。

議長(矢野正憲君)河合議員。

11番(河合弘樹君)それでは、最後の5点目、これ、初日の田中豊一議員からも質問があったと思うんですけども、町内各自治会の入会状況について答弁願います。

議長(矢野正憲君)南総合政策部長。

総合政策部長(南 和仁君)それでは、5点目、町内各自治会の入会状況について答弁申し上げます。

各区・自治会の加入状況につきましては、近年、熊取町自治会連合会が区・自治会の取組等に関するアンケートを各区・自治会に対して行っている中で確認してございます。

そのアンケートの結果でございますが、39地区全体の直近の加入率としましては平成30年度末で76.5%、前回平成29年度末の78%と比べまして1.5%減少し、自治会の加入率の低下傾向が確認されます。なお、この低下傾向は地区単位でも多く確認されてございまして、約7割の地区において前年度比で減少となっているところでございます。

ただ、これは本町だけの傾向ではなく、全国的な人口減少や高齢化の進行とともに、地域のボランティア活動への関心の低さ、共助の精神の希薄化、地域よりも個人とのつながりを重視する風潮などから、自治会への加入自体を敬遠することが背景として考えられるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(矢野正憲君)河合議員。

11番(河合弘樹君)ありがとうございます。

初日のときの答弁でも、何か町としてやっていることで、無事ですカードでしたか、危機管理の。それ以外に何かやっていることはありますか。

議長(矢野正憲君)南総合政策部長。

総合政策部長(南 和仁君)直近で私どもの部で危機管理の分野で無事ですカードということで紹介させていただいたんですけども、一番直近の新しい取組というのは、ちょっとまだこちらのほうで把握はできていない状況でございます。申し訳ございません。

以上です。

議長(矢野正憲君)河合議員。

11番(河合弘樹君)例えば、泉佐野市のほうではごみ袋を配布するとか、そういったことをしていますが、熊取町では何かそんな考えはないんですか。

議長(矢野正憲君)南総合政策部長。

総合政策部長(南 和仁君)自治会を総括する私どもとしては、住民課、住民部ということになるんですけども、そういうふうな連携の中でごみ袋を無料で配布するということは、現在全く考えてございません。

以上です。

議長(矢野正憲君)河合議員。

11番(河合弘樹君)町として、自治会入会に当たって促進するというんですか、転入した人に窓口では入るように勧めているという、それは聞いているんですけども、それ以外に何か広報で書いているとか、そんなのはないんですか。

議長(矢野正憲君)南総合政策部長。

総合政策部長(南 和仁君)窓口で転入された方にパンフを配付しているということ、また不動産業界との協定を締結させていただいて、住宅を販売する段階から自治会への加入の案内を行っていたりとか、当然、田中豊一議員のときにもご紹介させていただいたんですけども、各自治会のほうでいろんな取組をしていただいて、当然未加入である方にも地域の行事にも参加していただくこととか、足しげく、自治会に加入してほしいということで何度もその後自宅を訪問されているというようなことも聞いてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

町のほうとしても、例えば町の広報でそういったひと枠を使って自治会に入会しましょう、メリットはこんなメリットがありますといった、そういったことでもしていただけたらなど、町を挙げてでも。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）これまで、広報のほうでも自治会の加入促進ということで記事を定期的に上げさせていただいてきたところでございます。そういった広報に掲載するとか窓口でパンフを配るという、地道ではございますがそういった活動を積み重ねて、促進していきたいというように考えております。また広報でも特集を一度打てたらなというふうに考えています。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。よろしくお願いします。

それと、町職員の中でも熊取町に住んでいて自治会に入っている人、入っていない人もおるかも分かりませんが、そういった方々にアンケート等、前にも何かそんな質問があったと思うんです。町職員で自治会に入っていない人は何%とか、そんなの把握してへんの。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）以前、そういったご質問、ご意見等いただきましたが、いろいろ検討させていただいた結果、そのようなアンケートは今のところ実施していないというような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）町職員だけじゃなしに、入っていない人に限っていろいろ問題があって、役をやりたいとか、それは強制はできないと思うんですけれども、町を挙げてそうするんだったら、町職員もできるだけ入っていただけるように促進していただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、新政クラブ、河合議員の質問を終わります。

次に、未来を代表して、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして会派代表質問をさせていただきます。

町長の議会の冒頭の挨拶とか町政運営方針でもありましたけれども、スマートシティについて質問させていただきます。

スマートシティ熊取というのが挨拶でもありましたけれども、大阪スマートシティ戦略に歩調を合わせるというような説明がありました。スマートシティというのは、規模や人口、地理的な特徴、産業構造などの置かれている状況によって課題や問題が異なります。スマートシティの命題も、自治体によってそれぞれあると思います。スマートシティ熊取の目的や進め方について質問させていただきます。

まず、1点目、熊取町はスマートシティ化でどのような課題、問題を解決したいんですか、お答えをお願いします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、スマートシティ熊取についてのご質問の1点目、スマートシティ化により解決する課題・問題につきまして答弁申し上げます。

スマートシティとは、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）などの先端技術や、人の流れや消費動向、土地や施設の利用状況といったいわゆるビッグデータを活用しまして、エネルギーや交通、行政サービスの社会基盤を効率的に管理・運用しているまちという新たな概念であり、スマ

ートシティのまちづくりにより、住民のよりよい暮らしの実現を図ること、これが最大の目的というふうにされております。

本町におきましても、住民の皆様が長く、楽しく、よりよく暮らしていただけるよう、利便性の向上による住民生活の質、いわゆるQOLの向上が図られるよう、スマートシティ熊取の実現を目指すものでございます。

ご質問のスマートシティ化により解決する課題・問題でございますが、高齢化の進展が著しい状況の中で今後もますます課題・問題となってまいりますのが、住民の日常生活における交通手段の確保と考えてございます。自動運転やAIデマンド交通の技術など日々発展している最先端技術の活用によりまして、午前中、文野議員のご質問の中で町長も答弁申し上げましたとおり、スマートシティの取組の中でも高齢者などの交通弱者の交通手段の確保、課題、問題解決を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）その交通確保がまず第一に解決しなければならない課題ということですが、そのほかには、何か今後進めていく上でこれがというような項目ありますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）若干ご質問の3点目のところの流れであるんです。先に、ちょっと飛ばしますけれども、3点目のところで答弁させていただきます。

それでは、3点目、スマートシティ熊取の今後の進め方、計画について、その中で議員おっしゃられましたその他のものというものが含まれてございますので、その中でご答弁申し上げます。

先ほど答弁申し上げましたとおり、スマートシティ熊取の実現が藤原町政2期目のまちづくりの柱の一つと考えておりまして、住民の皆様にも、スマートシティ熊取が目指す姿、その実現によってどのように生活の質が向上していくのかをお示しするため、取組の方向性を示した（仮称）熊取スマートシティ構想を早期に進めてまいりたいと考えております。

構想の具体的な内容でございますが、現時点、大阪府・市が取り組んでおります大阪スマートシティ戦略と足並みをそろえた取組を想定しておりまして、府・市の戦略は、スマートシティが扱う領域といいますのは交通・移動、健康・医療、防災・防犯、教育・子育て、行政運営など、自治体の政策領域のほぼ全てを想定されておりまして、その中でも比較的テクノロジーの熟度が高く課題解決の実績が上がっている分野として先ほど申しました交通モビリティと、もう一つ、行政手続の電子化といった2つの分野からまずは取り組むことを目指しております。

本町におきましても既に取り組んでおります、昨日ございました二見議員と坂上昌史議員ですか、GIGAスクール構想など、既に動き始めている取組に加えまして、先ほど答弁申し上げましたとおり、今後の課題・問題と捉えている住民の交通利便性の向上につながるモビリティのほうと、その他住民サービスの向上と行政の効率化にもつながる、こちらは本日午前中の大林議員のご質問のところにつながるかと思うんですけれども、行政手続の電子化といったモビリティと行政手続の電子化、この2本を軸とした熊取スマートシティ構想の検討を進め、お示ししてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。町長の口のほうからはスマートシティ熊取というぐらいしか分からなかったもので、結局何すんねんみたいな感じやったんで、まず1個目、これを聞かせていただきました。

2つ目の質問なんですけれども、現在スマートシティ化に向けて動いている計画はありますかということで、1個、GIGAスクールでというのがありました。そのほかに何かございますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）ちょっと順番が入れ替わって申し訳なかったんですけども、先ほど申し上げました今後進めていく大きな二本柱というのは、モビリティと行政手続の電子化、これは大阪府・市としっかりと、大阪府・市がこれは4回の戦略会議を専門家も入れてしっかりと進めた検証の上でこの2本が決まったものということで、その1本が、町長のほうがもともとやはりこれはAIを使って進めていくべきものだというものとおちょうど合致しておりました。そういったことでモビリティと、そして併せて、昨年、2年前から進めておりましたRPAといった、大林議員のご質問でもありました行政手続の電子化等々につながっていく分野、まさに我々が今進めていこうとしていた分野と大阪府・市が専門家を入れて煮詰まった2本の分野がちょうど合致しておりますので、足並みを大阪府・市の戦略とそろえてやっいていこうという、これが基本的な考え方でございます。

そして、先ほど議員からもありましたとおり、昨日から出ております、既に動いている計画としましてGIGAスクール構想、こちらについては、学校ネットワーク環境の整備や生徒1人1台の端末整備に向けて鋭意取り組んでいるところという取組、また、加えて大林議員の会派代表質問で午前中申し上げました今後のスマートシティ熊取の基盤整備となる役場庁舎内のICT環境整備に関する計画、まずは役場本体のほうからネットワーク環境の整備を行い、一部の庁舎ネットワークを無線化するというような、こういった取組を行っていくんですけども、イメージとしては、熊取スマートシティ構想の中で2本の軸の中にこれらの既に動き出している施策をパッケージングしていくといったような、そういったイメージで現時点で考えているところでございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。じゃ、今動いている事業としてというので紹介がなかったんですけども、固定資産税とか熊取町はPay Payで払えるようになってるんです。それもスマートシティ化の一個かなと僕は考えています。それとか住民票のコンビニ交付、これもスマートシティ化の一環のかなというふうに、含まれると思うんですけども、Pay Payとか住民票のコンビニ交付というのは、利用されている方の割合とかというのは把握されていますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）もちろん、Pay Pay等のキャッシュレス化というのも、町長のほうからは熊取町内を要は何とかキャッシュレス化できないかという宿題はいただいてございまして、これも当然、スマートシティ構想の中の大きな柱の一つになるものと思っておりますし、そして議員からご紹介のありましたマイナンバーを活用したコンビニ交付、これにつきましても要は柱の一つということで、当然構想の中には盛り込んでいかなければならない項目の一つだというふうに思っております。

今いただきましたキャッシュレス化、要は事業所が町内でどれだけキャッシュレス化を行っているかどうか、恐らく万代なんかは多分そういったものを導入されている、コンビニなんかも入れてはるかと思うんですけども、ちょっとまだキャッシュレス化がどれほど町内に行き渡っているかという率は把握してございません。あと、コンビニ交付の率ですけども、住民部長がお答えしていただけるみたいですので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）せっかく振っていただいたんですけども、ちょっと今、最新の稼働率という情報を手元に持っておりませんので、すみません、古いんですけども、令和元年10月現在、町で発行している証明書のうちコンビニで発行している分の稼働率として6.7%で、たしか、すみません、ちょっとこちらへ持ってきていなかったんですが、今10%ぐらいにはたしかになっていたと思うんです。最新の情報はまた改めてお答えさせていただきます。すみません。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上章君）町税の収納についてでございますが、平成30年度からPay PayとPay Bを導入してございまして、30年度はその2つで17件、令和元年度2月末現在で217件となっております。

います。それと、令和2年4月からP a y P a yとP a y Bに加えましてL I N E P a yと支払秘書を追加して、都合4件のアプリで納税できるようになってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）税金のP a y P a yで支払いとかキャッシュレスのやつは、217件、全体の何%ぐらいですか。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）主に軽自動車税を納付していただいていると思うんですが、約1.2%ぐらいでございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）この詳しい数字がどうやという話ではなくて、要はスマートシティ熊取を進めていく上で、住民のスマートシティに関してのポジティブな感情はどれだけあるねんというのが問題やと思うんです。僕は、P a y P a yで払えるのはすごく便利やなと思ってP a y P a yで今払っているんです。電車に乗るとかも全部、最近現金を持ち歩いていないぐらいなんですけれども、そんな人がどれぐらいいるのかな。町長がモビリティでとおっしゃいましたけれども、結局、スマホとかのアプリを使って、じゃタクシーを呼びましようとか、今どこでバスがいてるのかなとか、そういうのを町が整備したとしても、使う人がいなかったら結局意味がないんですよ。今、実際に動いている事業でどれぐらいそのスマートシティに関連するようなことを利用されているのかなというのはもうちょっと把握していただきたいし、もっとこういう便利なものに関しては普及できるようにしていただきたいなと思いますけれども、そういう観点は今ない感じですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）もう住民のポジティブな感情というところは、正直我々、統計的な数字というのは当然、今現時点で持ち合わせておりませんし、スマートシティ構想をこれからスタートさせていくわけなんですけれども、非常に住民の意識を変えていく、それからそういう便利な世の中にS o c i e t y 5.0という時代になっていくんですけれども、住民がS o c i e t y 5.0に対してついていけるというような面とか、あるいはS o c i e t y 5.0を本当に必要としているんだろうとか、その辺りも非常に大切な視点かというふうに思いますので、構想を進めていく中で、どこかのタイミングで住民の意識調査というんでしょうか、そういったことを構想を進めていく一つの取組の中でやってもいいんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ぜひ、その辺のアンケートなり、何か住民の意思は聞いたほうがいいかなと思います。便利になっていい人もいれば今のままのほうがいい人もいるんですね。結局、便利になったら、じゃどこが楽かといったら、町の業務が減ったりするというのも結局は根底にあたりするわけなんで、そこを町の議員削減とかの観点から見ても、そこをしたいのであればやっぱりこっちが便利ですよという広報は絶対していかぬ駄目なことなので、コンビニ交付でも、これはマイナンバーカードの関係もあると思うんで、そっちが頑張らなあかんでしょうけれども、町税の納付の1.2%、P a y P a yで払っている人は結構コンビニでも見かけるので、こっちのほうはもうちょっと何か頑張らって広報して行って、こっちで払ってくださいよと言ったほうがいいのかなとも思います。

なので、今進めていくというのは僕は賛成なんですけれども、スマートシティ熊取を進めていく上ではもうちょっと住民にこういうふうな利用を促すような、I Tリテラシーの低い方々ももうちょっと利用しやすいような、ポジティブな感情を持てるような雰囲気にしていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）ちょっと町長が答弁したいということなんで、藤原町長。

町長（藤原敏司君）そうなんです。スマートシティ熊取を掲げることによりまして、住民の意識をそ

ちらへ幾らかでも持っていただくと。そういった中で、今マイナンバーカードの普及がなかなか進まないということもありますけれども、そういったところで、熊取町の方向性をご覧になっていただきながら、マイナンバーカードを持ったほうが生活には便利ですよと、そういった観点もこれはあるのかなと思うんです。そこにプラス、効率化された住みよい熊取町の中で生活していく場合に、じゃ住民の利益がどれだけあるんやということであると思うんです。だからこそ、そういうところに関心を持ってもらいながら、先端の技術を幾らかでもマスターしてもらってそういった社会の流れについてきてもらう、そういったことも大切かなというふうに思います。それが、自助・共助というふうな言葉がありますけれども、自ら生活を切り開いていく、生活していくということには幾らか役に立つのではないかなと思います。

わしはもうそんなものにはついていかれへんのやということになると、これはなかなか我が身に返ってくるのだと思いますので、そういったことを啓発しながら、一定、方向性でそんなまちを目指していけたらなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません。先ほどのコンビニの稼働率、交付ということで、今資料が届きまして、ちょっと私も勘違いしております、10%程度というお答えをさせていただいたんですけれども、2月末現在で7.7%という形です。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）少ないということで、もうちょっと広報して、それで便利なものは利用できるような雰囲気をつくっていただきたいなと思います。

大林議員とかも提案されてはいたけれども、RPA、それをするためには結構システムとか入れないと駄目だなみたいな雰囲気はあるんですけれども、各申請とかはオンラインでやったほうが、やっぱり若い方々は仕事も行っているし、一々役場に行ってもらえないよねという人が多いと思うんです。そこで、やっぱりここはオンラインで、特に保育所とかやとそういう世代なので、浸透していきやすいかなと思うんです。

そこで、オンラインの何だかんだの申請のフォーマットをもうホームページに作っちゃうとか、そういうシステムを入れないと駄目だということじゃなくて、ただエクセルのファイルを貼りつけて、そこに必要事項を入力していただいてメールで町まで送ってもらうというふうなだけでもいけると思うんですけれども、そういうふうな取りあえず簡単なシステムを入れていくというふうなお考えはどうか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）午前中、大林議員のお話をお伺いさせていただいているときも思っていたんですが、まさに今、坂上昌史議員もおっしゃっていたんですけれども、2本柱の一つに行政手続の電子化という取組がございまして、これはモビリティ以上に技術の実用的進歩が、実はこっちのほうが見られておる段階まで来ているというふうに伺っております。こちらにつきましては、大阪府・市が今かなり先行して進めているんですけれども、大阪府の役割は、ガブテック大阪という組織があるんですけれども、要は大阪府内43市町村をスマートシティ戦略を推進していこうという組織、これは熊取町もそこに参画して、既にいろんな情報をそこから取っているんです。大阪府はそういう役割なんです、一方、大阪市のほうは先導的な取組をやっていこうという役割で、その中で大阪市LINEというのを立ち上げていらっしゃいます。その大阪市LINEという中に様々な分野、ごみ出しであったりとか子育てであったりとかイベント、防災というような、いわゆる今言った4つの分野というのが住民が一番欲している分野らしいんですけれども、その分野の要はLINEというのを一本にまとめて、そこは大阪市を友だち登録して、友だち登録することによって大阪市からその何十万という友だちのところに情報が行くという、そういったLINEシステムなんです。

これはLINE WORKSというところがやっているシステムなんですが、かなり全国的にも広がってきているようで、最終的には、今第2段階としては、おっしゃっている電子申請手続きができるという、そういった取組というふうに伺っておりますので、その先導役である大阪市のLINE、大阪市LINEというのをこの構想の中で研究し、議員ご提案のそういった行政手続きの電子化というところにつなげていければというふうに、現時点ですけれども考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）やり方はそれぞれあって、大阪府にあったら熊取町が大阪府のやり方に合わせていくのがいいのかなと思いますけれども、LINEのシステムがすごくお金がかかるんやなというんやったら、また別の方法も考えていいと思いますし、安くでできる方法やったら幾らでもあると思います。さっき言わせてもらったエクセルのファイルというの、エクセルを持っていないよという人やったらグーグルスプレッドシートとか普通にブラウザで開けるようなエクセルみたいなソフトもありますし、いろいろ考えていただいて、熊取町の住民がどうやったら利用しやすいかというのを考えていただいて、していただけたらいいなと思います。

これは町長がいつもおっしゃることなんですけれども、熊取町はお金がないよねという話なんです。先進的な自治体はやっぱり結構大きかったり、そもそも何か国のお金が入っていたりというのがあるので、熊取町もそこに乗かって、じゃ何かしたいよねとなったら結構難しいですよ。何が言いたいかというと、企業を募って実証実験をやってもらったら、外れもあるけれども中には当たりもあるという話で、そういう実証実験を受けていけばいいんじゃないかというのを思うんです。実証実験をやっているところはどこやねんといったらつくば市です。これは国のあれで進めているところなんですけれども、熊取町もそういう実証実験を受け入れたらどうかと思います。

つくば市は、100万円の補助金を出して実証実験を民間の企業から受け入れているんですけれども、実証実験をやるような企業が100万円欲しいからつくば市でやっているというふうには考えにくいんです。要は場所が欲しいと。100万円はどっちかといったらおまけみたいなもので、場所が欲しい、あと、つくば市でやっているというような箔もつくみたい、自治体と一緒にやっているというようなところがあると思うんです。

つくば市のSociety5.0社会実装トライアル支援事業というやつです。令和元年度の採択事業としたら、「ドローン先進社会としてのつくばを世界に発信する『スマートシティに向けた、ドローン配送の社会実装プロジェクト』」とか、あとは「新たなモビリティサービスによる移動利便性向上・地域活性化」、新しい乗り物で、ある地区で移動を便利にしようみたいな実験なんですけれども、こういう実験を受け入れてみたらどうかと思うんです。そういう提案はいきなり突拍子もないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）突拍子もないことが全くなくて、ちょっと驚いているんですけれども、あと実は、実証実験というのはもう町長のほうがかねてからずっと実証実験を、実証実験をということで、朝、我々は挨拶運動をしているんですけれども、その中でも日々今はおっしゃっていただいているんです。我々、ちょっと頭が固いところがありまして、実証実験、モビリティという命題がありましたので、モビリティの実証実験となりますと、もうちょっと田舎というんでしょうか、交通の少ないところを大手自動車メーカーが要は欲せられているということで、熊取町は、一定下調べもしたんですけれども、なかなか環境が合わないであったりとか、あるいは地元の豊田市であったりとかというところで、要は既に地元地域貢献というんでしょうか、地域でやられているというような、そういったところもあったんです。

ただ、つくば市の例というのは非常に参考になると思います。要は、どんなIT、AI等々、IoTを使った、いわゆるAIを使った全ての実証実験を受け入れているという、そういった多分取組かなというふうにお聞きしました。一定、つくば市の取組も、モビリティばかりに頭が寄って

ましたので、ちょっと参考にさせていただきたいと思います。ご提案ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）自分で探すからいいんであって、こんな場所を提供しますよ、お金はないですけどもみたいな発表の仕方したら、企業のほうが勝手にそういうところは場所を探しているので、絶対に来ます。いっぱい来た中で、熊取町がやりたい事業とかできそうだなとか、これが当たったらいいよねというような事業を外部の識者の方を入れて選んでいけばいいわけで、何もモビリティがいいとか、そういう実証実験が来ないかもしれないですけども、1回発表してしまっただけで、失敗してもいいからじゃそれをやってみようみたいな気持ちでやらないと、お金もないし何もやらないとなったら進んでいかない。失敗してもいいから、これからは自治体も多少なりリスクを取って行って、住民に被害があったら駄目ですけども、被害のないようなところでリスクを取っていかないと、これからの自治体間競争には勝っていけないのかなと思いますので、そこの辺のリスクは勇気を持って取っていただきたいなと思います。

いろいろ提案させていただきましたけれども、まず、課題の明確化はもうちょっとしたほうがいいのかなと思いますし、あと住民に対しての啓発ですね。ポジティブな感情をもっと持っていただくことは大切かなと思います。このままスマートシティ熊取を発表したところで、どんどん町のほうが整備を進めていっても受け入れられないような状況なのかなと思いますので、今動いていっているスマートシティに関するような事業はどんどん使ってもらえるような方向で、いろんなインセンティブを与えていくような方向で考えていただきたいと思いますし、すごくいいことや、便利になることやと思うので、ぜひ知恵を絞っていただいて、勇気を持ってリスクも取っていただきたいなと思います。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）2回も失礼しますけれども、本当におっしゃるとおりでして、熊取町は財政基盤が脆弱で、運営には厳しいところがあります。だから、そういうことを考えるとなかなかお金は出せないんですけども、ここぞというときには借金してでもそういう事業はやっていかないかなかなというふうに思っております。

少子高齢化で人口が減るといふような予想が立てられている中で熊取町がこれからも存続していくには、行政そのものが効率化される中で、住民が役場の中ではスムーズに帰ってってもらえる、それが働き方改革にもなるということもありますので、そういったことを踏まえて、これからもスマートシティ熊取を全体的に住民の皆様方に受け入れてもらえるような、そういった課題も抽出しながら一步一步進めていきたいなと思います。

個人的には、モビリティ、熊取町内をiPhone一本で、スイッチ一本で高齢者の家まで迎えに来る、近くまで来て、行きたいところへ行ける、そんなモビリティの構想ができればいいなというのが大きな夢ではありますが、それ以外にもいろいろな分野が考えられますので、それをまた皆さん方のお知恵を借りながら進めていきたいなと思います。またそういった情報も教えていただければありがたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ぜひよろしく願いいたします。

それでは、会派質問終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、未来、坂上昌史議員の質問を終わります。

これもちまして、会派代表質問を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議案第22号から議案第28号までの7件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、議会会議規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本7件については、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議長が指名いたします。

予算審査特別委員会委員に議席2番 大林議員、議席3番 浦川議員、議席6番 鱧谷議員、議席7番 文野議員、議席9番 二見議員、議席13番 江川議員、そして議席12番 私、矢野正憲、以上7名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました7名を予算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました7名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法については、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

(「16時08分」から「16時15分」まで休憩)

議長(矢野正憲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長に鱧谷議員、副委員長に大林議員、以上のとおりでございます。

議長(矢野正憲君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

(「16時16分」散会)

3月熊取町議会定例会（第4号）

令和2年3月定例会会議録（第4号）

月 日 令和2年3月27日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1 番 田中 圭介	2 番 大林 隆昭	3 番 浦川 佳浩
4 番 坂上 昌史	5 番 田中 豊一	6 番 鱧谷 陽子
7 番 文野 慎治	8 番 重光 俊則	9 番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	教 育 長	勘六野 朗
総 合 政 策 部 長	南 和仁	総 合 政 策 部 理 事	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅	総 務 部 長	林 利秀
兼 財 政 課 長		住 民 部 長	巖根 晃哉
総 務 部 理 事	阪上 章	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司	教 育 次 長	貝口 良夫
上 下 水 道 部 長	山戸 寛		
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書	記	藤原 孝二
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

- 議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号）
- 議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 町道路線認定及び廃止について
- 議案第14号 町道路線認定について
- 議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）

- 議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算
議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算
議案第28号 令和2年度熊取町下水道事業会計予算

追加付議案

- 議案第29号 副町長の選任同意について
議案第30号 固定資産評価院の選任同意について
議案第31号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第10号）
議案第32号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第1号）
議会選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙
議員提出議案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書
議員提出議案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年3月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

なお、本日の会議において、起立による表決を行う場合、重光議員においては、起立に代えて、挙手による意思表示を行います。また、討論についても自席で行いますので、ご承知おきください。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会副委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。田中豊一議会運営委員会副委員長。

議会運営委員会副委員長（田中豊一君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る、3月11日午後1時30分から、委員6名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和2年3月熊取町議会定例会における、追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として、副町長の選任同意についての件ほか3件、議会選挙として、選挙管理委員及び補充員の選挙の件、議員提出議案として、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書ほか1件の意見書、以上7件を追加議案といたします。

なお、理事者提出の4件及び議員提出の2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出についての件であります。

なお、追加議案にかかる議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。ただいまの、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、理事者提出議案4件、議会選挙として、選挙管理委員及び補充員の選挙の件1件、議員提出議案の意見書2件、及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上8件を日程に追加する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本8件を日程に追加することに決定いたしました。

議長(矢野正憲君) それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算(第9号)の件、以上4件を、一括して議題といたします。

本4件は、3月5日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。浦川総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長(浦川佳浩君) それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案4件の審査を行うため、3月12日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に、総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について、報告いたします。

まず、議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算(第9号)の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長(矢野正憲君) 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの、委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

それでは、議案第3号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君) 次に、議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。重光議員。

8番(重光俊則君) 熊取町議会会派熊愛を代表して、議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例に関して賛成討論を行います。自席で討論する失礼をお許してください。

熊取町の非常勤特別職として監査委員は識見を有する代表監査委員と議会選出委員が選出されています。私が監査委員に選出されたのは3年前で、現在2期目を務めています。監査委員となって驚いたのは、熊取町の部局の監査は8年に1回しか監査を実施しなくてよいという慣習でした。8年間も旧態依然とした管理体制でよしとする監査が実施されてきたという現実に驚きました。

そこで、平成29年に少なくとも2年に1回は定期業務監査を行い、管理システムの見直しや改善をしていくべきであるとの提案を行いました。年度途中の提案でしたが、代表監査委員も担当課もそれを了承され、各部局は2年間に1回定期監査を受けることとなりました。また、毎月の支払い伝票についても監査委員が全て目を通して詳細な確認が必要と思われる項目については、質問事項として会計管理者に提出し、監査当日に内容を確認するよう提案しました。これも直ちに了承され、実行されることとなりました。

これらの変更により監査委員の負荷は増大されましたが、報酬への反映検討は監査業務改善と同時進行で行われ、このたび監査委員報酬の見直しがされることとなり、議案として提案されました。それにより代表監査委員の報酬は、大阪府内で島本町に次いで2番目の報酬がこのたび提案されました。代表監査委員の報酬は民間企業の報酬とはまだ大きな差異がありますが、府内での位置付けでは島本町に次ぐ高額な値となりました。熊取町の人口と議員定数等他の自治体と比較しても、突出したものではなく、今後その妥当性は定期的に評価されるものと要望いたします。

また、熊取町議会選出委員は、議員の中で監査委員として適正であると選任された議員が担当するものとして理解しており、報酬の高さについての位置付けは、他自治体の報酬と比較して微妙と思いますが、今後その妥当性が客観的に評価されるものと認識しております。

この議案では、教育委員会委員の報酬改定も提案されていますが、大阪府内の他自治体と比較しても年額20万円というトップな値が提案されました。少人数学級や小中学校の区割りやクラブ活動支援に対する姿勢の見直しが必要である実情をいかに改善していくかといった課題に関しては、前向きな検討を要望いたします。

教育は日々改善されるものであり、熊取町の教育の推進の役割を担う教育委員会は、従来からの古い考え方に固執しない姿勢を示していただきたいと切望して、このたびの教育委員会委員の報酬改定にも賛成いたします。

以上で会派熊愛の賛成討論を終わります。

議長(矢野正憲君) 次に、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(矢野正憲君) 次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(矢野正憲君) ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(矢野正憲君) 以上で討論を終わります。

それでは、議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第5号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第16号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第5 議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第13号 町道路線認定及び廃止についての件、日程第12 議案第14号 町道路線認定についての件、日程第13 議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件、日程第14 議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第15 議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、日程第16 議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件、日程第17 議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件、以上13件を、一括して議題といたします。

本13件は、3月5日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。坂上昌史事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（坂上昌史君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る、3月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案13件の審査を行うため、3月11日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に、事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について、報告いたします。

まず、議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 町道路線認定及び廃止についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 町道路線認定についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

それでは、議案第6号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第7号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第8号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第9号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第10号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第11号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第13号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号 町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第14号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第14号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。江川議員。

13番(江川慶子君)日本共産党熊取町会議員団を代表しまして、議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての反対討論を行います。

この議案は、熊取町の水道事業を令和3年度4月から大阪広域水道企業団へ統合するための事務の変更及びこれに伴う規約の一部改正を関係市町村と協議するためのものです。しかし、水道事業はこれまでどおり企業団の水を使用し、町民と町内事業所の水道料金で賄われていくことに変わりありません。企業団に統合すれば大阪府から補助金が出るので、統合を促されているものであります。現在、大阪市を除く府下での事業統合は42市町村の中で10市町村であります。山間部の多い地域や淀川水系から遠く事業が厳しいと思われる地域が入っています。将来的に大阪府下全域が統合された後は、水道料金を統一する方向で進められています。熊取町は、現在、大阪広域水道企業団より水を購入し、水道事業を行っています。施設整備なども順調に進められ、会計上も早期に企業団へ参入しなければならない理由はありません。

この議案の反対理由の1つ目は、これまで熊取町議会で審議、報告されてきた水道事業会計や事業計画が統合されることにより不透明になります。具体的な施設整備、維持管理、機器管理についても議会での説明責任がなくなります。2つ目は、企業団議会への議員の選出は4年に1度であり、熊取町の住民の意見が十分反映されるとは思えません。また、水道料金の値上げに対しても、住民の生活状況や声が反映されなくなります。3つ目は、住民への周知の問題です。「2月に広報でお知らせをし、ホームページでも掲載している」では、十分に住民に周知されているとは言えません。

熊取町は、住民に僅か2か月余りで水道事業を企業団への統合を決定しなければならないような切迫した状況ではありません。統合についての根拠も住民説明会を開催するなど住民に説明し、合意を得てからすべきです。

以上のことから、大阪広域水道企業団への統合については時期尚早であることを述べまして、反対討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、討論を終わります。

それでは、議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第17号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第18号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第19号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第21号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、日程第18 議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算の件、日程第19 議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第20 議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第21 議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第22 議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、日程第23 議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算の件及び、日程第24 議案第28号 令和2年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上7件を一括して議題といたします。

本7件は、3月6日の本会議で予算審査特別委員会に付託され、審査を終わり、議長に報告されております。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。鱧谷予算審査特別委員会委員長。

予算審査特別委員会委員長(鱧谷陽子君) それでは、予算審査特別委員会報告をいたします。

去る、3月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました、議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算の件ほか6件の審査を行うため、3月16日、17日及び23日の3日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

その審査の中で出された意見、要望及び審査の結果について報告いたします。

まず、議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算の件について審査を行いました。

一般会計予算については、歳入、歳出を、総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項ごとでそれぞれ2班ずつ、計4班に区分して審査を行いました。

審査において、活発な質疑応答があり、会派から意見・要望が提出されましたので、その報告をいたします。

まず、未来代表からは、1、防災事業について、地区別自主防災マニュアルの作成・推進、また、備蓄品や防災資機材の整備に向けた取組を大いに評価する。今後は町内で飼われている、およそ2,600頭の犬を含めたペットの避難についても、一定配慮された計画を期待する。

2、地方創生推進事業について、熊取スマートシティ構想に沿った高齢者の移動手段の確保や買物支援など、ひまわりバスプラスアルファとなるモビリティ事業について検討し、交付金確保に向けた取組を期待する。

3、防犯事業について、防犯カメラ目標100台の設置に向けた取組を評価する。今年度中に、住民の意向に沿った場所への早期設置を要望する。

4、学童保育事業について、クラブ定員の適正化に向けたクラブの増設及び施設整備等を高く評価する。今後は、指定管理期日が迫り、不安定な運営状態にある学童保育事業の随意契約を検討いただき、住民や指導員、子どもたちの不安解消に向けた取組を大いに望みます。

5、シティプロモーション事業について、3世代近居支援策については成果が出ており、一定の評価ができる。今後は、新たな転入促進施策の導入を早期に検討し、「子育て・教育のまち」をPRし、子育て世代の転入促進に力を入れていただきたい。

6、熊取図書館について、住民の意向に沿った館内のカフェスペースの設置を大いに評価する。今後は、半減した子育て世代の利用促進に向けた館内の修繕、レイアウトの変更等、大胆な取組を期待する。

7、国際交流事業について、ミルデューラ市の子どもたちとの交流につき、野外活動ふれあい広場での交流やSNSを活用した交流の促進等、参加した子どもたちの国際感覚の醸成に寄与した取組を評価する。今後は、参加できなかった子どもたちも交流できるようなシステムの構築を期待する。

8、産業活性化基金事業について、町内事業者向け産業活性化基金の活用を大いに評価する。しかしながら、次なる産業振興ビジョンを策定し、町を活性化させる上でも、財源となる基金が非常に重要となるため、基金の積み増しを検討いただきたい。

9、小・中学校維持管理事業について、町内の小学校・中学校の修繕、維持管理への投資について大いに評価する。引き続き、子どもたちが通いやすい快適な学校づくりを継続いただきたい。

10、庁舎維持管理事業について、住民の要望、議員の総意に沿った多目的トイレの迅速な設置を大いに評価する。

11、中学校部活動支援について、子どもたちが様々なクラブ活動を通じて成長できるよう、また、学校の先生たちの負担を減らすことができるよう、外部人材の活用となるDASHプロジェクトをさらに推進する取組に励んでいただきたい。

12、英語教育について、子どもたちの国際感覚の醸成に向けた取組を評価する。今後は、授業で培った英語力の力試しの場づくりとして、民間英語試験（英検等）の受験料補助を検討していただきたい。

13、永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園について、この数年間、ゆめの森公園の夏季の利用者減少を解消できるだけの効果的な取組がなされておらず、さらに公園内の管理も行き届いていない。奥山雨山自然公園エリアを一体的に捉えたPRの検討や、交流人口の増加に寄与する公園の活用を全庁的に検討いただきたい。

次に、創生くまとり代表からは、1、防災について、防災元年と位置付けた、令和元年度に引き続き、令和2年度も、各避難所マニュアル作成、各地区の防災マニュアル策定、防災資機材の拡充等に取り組んでいただきたい。

2、スポーツ環境の向上について、大阪体育大学を初め、各大学や各種団体、機関と協力し、国からの補助を引き出し、国際規格に沿った施設の導入、誘致などに積極的に取り組んでいただきたい。

3、これからの公共交通機関について、官民にこだわらず、何より優先されるのは、町民の皆様の利便性であることを第一に考え、今年度、予定されている「地域公共交通会議」を開催していただきたい。

4、永楽ゆめの森公園及びスケボーパークの夜間使用について、現在の使用時間は、短過ぎるため、夜間照明を設置し、使用時間を延長していただきたい。

5、教育現場へのICT導入について、早期に1人1台のタブレットを整備、また、教員の負担軽減のために校務支援ソフトを早急に導入し、「教育の町くまとり」として、近隣市町の先を進む、教育現場づくりに取り組んでいただきたい。

6、農業支援について、高齢化が進み、休耕田や空き農地が増加しています。手厚い支援策を打ち出して、農業の活性化に努めていただきたい。

7、スマートシティ推進室の設置について、これから、熊取町が目指していくスマートシティへの取組を、加速させるためにも「スマートシティ推進室」を設置し、様々な課題に取り組んでいた

だきたい。

次に、熊取公明党代表からは、1、防災・減災策として、受援計画の策定、地域防災力強化に向けて防災資機材の充実、新たな人材の確保として女性防災士の育成、また、防災情報の収集・伝達媒体の多重化としてラインの活用を検討されたい。

2、防災基金について、災害見舞金の一部損壊についても活用できるように検討されたい。

3、町内を循環するひまわりバスについて、駅西開発に伴い駅への乗り入れやフリー乗降制度の拡充など、高齢者や交通弱者の生活交通としての利便性向上に努められたい。また、社会福祉協議会が実施予定の、高齢者移送サービスについても着実に実施されたい。

4、地域共生社会の構築として、地域課題の把握、アウトリーチを進めるため、コミュニティソーシャルワーカーを中学校区に配置すべく1名の増員を図られたい。

5、道路整備及び交通安全対策について、町道久保高田線歩道拡幅事業はひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点区間の通学路の安全・安心な歩行空間の確保、久保地区の変則6交差についての安全な交差点整備に積極的に取り組まれたい。また、路面下空洞調査についても、計画的に事業実施を進められたい。

6、安心・安全なまちづくりについて、犯罪の抑止力となる防犯カメラの増設、通学路における路側帯のカラー化、防犯灯やカーブミラーの設置など、交通安全対策のさらなる拡充を図られたい。

7、子育て支援について、子育てアプリの導入と産後ヘルパー事業の導入を積極的に図られたい。保育サービスの拡充として、病児・病後児保育の導入を図り、保護者の負担軽減として、お昼寝用の布団のレンタル対応についても検討されたい。

8、転入・定住促進について、3世代近居等支援の拡充を図られたい。

9、学校教育の充実について、ICTを効果的に使い、誰一人取り残されることなく、全ての子ども一人一人に最もふさわしい教育を国の交付金を活用し、令和5年までに計画的に導入されたい。

10、BNCT実用化の推進について、BNCTが医療承認を受け、保険適用されることを踏まえ、熊取アトムサイエンスパーク構想実現に向けた取組を積極的に検討されたい。

11、このたびの新型コロナウイルス対策について、国の緊急経済対策として取り組んでいる中小企業への融資制度や補助制度、また、個人への生活福祉資金貸付制度等について、もっと分かりやすく情報提供や相談対応等していただき、新型コロナの影響を受けて給料や収入が大きく減少した方については、住民税の支払いについても猶予するなどの丁寧に対応されたい。

次に、日本共産党熊取町会議員団代表からは、1、職員体制について、平成30年度より、第3次行革プランに基づく職員削減が継続されています。令和2年度の正職員数は313名で前年度比2名減、平成29年度当初との比較では15名の削減です。業務に支障が生じていないか懸念されます。多発する台風・豪雨などの自然災害や感染症などへの対応を考えれば、職員削減の方針は撤回し、必要な職員は採用すべきです。

2、保育所について、西保育所民営化は白紙となっていますが、行革アクションプログラムの計画は残っています。保育・幼児教育無償化による需要の増加を考えれば、公立保育所は削減すべきではありません。計画そのものの撤回を求めます。また、副食費の無償化についても早期に実現されたい。

3、学校教育について、教員の過重負担解消に努め、現場の先生が児童一人一人に目が行き届くよう、大阪府の加配も活用しつつ、35人学級の拡大に努められたい。就学援助は、現行の所得基準を維持し、より利用しやすい制度に改善されたい。

4、学童保育について、児童数増加に対応した、施設整備、指導員の待遇改善を求めます。また、児童、保護者、事業者にとって、安心できる学童保育が継続できるよう、事業者選定の在り方を検討されたい。

5、ひまわりバスについては、高齢者に対する割引制度を創設されたい。また、駅西整備に合わせ、熊取駅への乗り入れも検討されたい。

6、安全第一の道路整備、交差点改良、歩道確保に努め、久保高田線歩道拡幅事業を着実に進められたい。また、岸南線事業の促進に努められたい。

7、大規模地震・台風災害に備え、自主防災との連携を強め、避難所の施設整備に努められたい。基金を活用した、被災者救済制度も検討されたい。

8、ふるさと応援基金を有効に活用し、産業活性化基金に組み替えるなど、大胆な産業活性化の取組を進められたい。

9、情報公開について、審議会や協議会などについても、要点筆記ではなく議事録として残るよう情報公開に努められたい。

10、新型コロナ対策について、新型コロナウイルスの影響で、売上げ減少などの影響を受けている事業者に対し、納税猶予、緊急減免などの対策を講じられたい。

次に、熊愛代表からは、1、防災に関しては、地区別自主防災組織による、地区別自主防災マニュアル作成推進へと進んでいく段階を迎えるが、各地区の組織の成熟度と温度差を埋める努力を求める。また、「町・学校・自治会」で構成する「三者会議」を設定し、きめ細かな取組を行うこと。

2、ひまわりバスについては、時代とともにその役割は高齢者の買物支援・外出支援など、住民からは多様なニーズが求められている。行政も総合的な活用を図るために、複数の部をまたがる政策として捉え、広域的な事業展開も踏まえた体制で議論を進められたい。

3、国土強靱化地域計画作成に関しては、道路・防災・学校施設等々、町独自では到底賄い切れない多大な経費がかかる諸課題を実現するための最優先事項である。町長のリーダーシップを最大限発揮し、各部局間の意思統一を図り、漏れのない地域計画を遅滞なく作成すること。その後は、国への要望活動を活発に行うこと。また、併せて外環状線4車線化、旧170号線の無電柱化等、道路整備計画の再構築を図ること。

4、ふるさと納税推進のため、新規謝礼品を開発し納税を促進すること。

5、図書館を中心とした新たなにぎわいづくりを促進するために、子育て支援世代や高齢者の来場を増やすために、図書館入り口周辺を改修し、喫茶やくつろぎスペースの新設を早期に実現していただきたい。

6、「子育ての町」をスローガンにしている熊取町は、少なくとも小学校1年生の30人以下学級を実現させること。この財源（年間900万円）は、ふるさと応援基金から確保すること。

7、中学校部活動の見直しについて、教師の負担軽減のためにも大阪体育大学と連携したクラブ活動支援が定常化するための方策を、早期に構築すること。

8、町民会館ホールの建て替え方針が示されたが、老朽化が進み施設がバリアフリー化していない公民館については、エレベーター設置・トイレの洋式化等、早急な改善を求める。

9、永楽ゆめの森公園周辺の再整備について、スケートボード場の町内中心部への移設、ウォーキングコースの整備、紅葉の植樹など永楽ダム・雨山を含めた町民の憩いの場となる新たな総合計画を策定すること。

10、火葬場については、広域化を含め検討を加速すること。

11、保育所については、民間保育所への負担軽減支援を拡充し、町立保育所の今後の在り方等、町としての方針を明確に示し、保護者の不安を解消すること。

12、介護サービスについては、介護サービス支援者を増員し、高齢者増加に対応すること。

13、病児保育については、永山病院・永楽荘・弥栄園等と共同して病児保育を早期に実現すること。

14、町行政と住民をつなぐ大きな役割を担っているのが、町内39地区で構成する自治会である。近年、その加入率が低下していることはゆゆしき事態である。町が転入者に対する取組を行っているが、さらに町内在住の町職員や非常勤職員等、行政に関わる者に対し自治会加入の呼びかけを強く要請すること。

15、住民の皆さんの日々の生活向上や、子育て・教育・福祉と多岐に及び住民ニーズに応えるの

が行政すなわち町長の責務です。そのためには、国からの予算の獲得が最重要な仕事です。全国99.5%の首長が、無所属の政治的立場で活動していることを踏まえ、熊取町の住民のため、藤原町長は政治的スタンスは無所属町長として、政党の垣根を越えた活動を行ってほしい。

次に、新政クラブ代表からは、1、家庭教育支援、学校・学習支援について、様々な問題を抱えている家庭への福祉的支援も含め、ソーシャルワーカー・ケースワーカーの効率的な配置。また、自習室及び放課後学習の充実と町内大学との連携を密にしたDASHプロジェクトの推進。教職員の指導力向上に向けた研修会の充実と学校現場の働き方改革の一環として教職員の負担軽減策の推進。そして、国の提唱するGIGAスクール・学校ICT環境整備の推進をしっかりと努めていただきたい。

2、若者世帯を中心とした転入・定住策として行っている、3世代近居等支援についてだが、25歳から39歳までの転入者増に向けて、さらなる施策の拡充に努めていただきたい。

3、熊取町国土強靱化計画として、旧外環の無電柱化・駅前延伸線の道路改良事業・雨山・見出川のしゅんせつを含む自然護岸の堤防強化等もしっかりとメニューに入れていただき、国のいう期限までに遅滞なく策定していただきたい。

4、防災・減災として、39自治会がそれぞれに合った自主防災マニュアルの策定ができるように、自主防災組織連絡協議会を通じての支援拡充。また避難所となる体育館への空調設備を緊防債等、国の補助金を活用した整備をしっかりと努めていただきたい。

5、ひまわりバスの活用について、各会派からも要望が出ておりますが、「高齢者の移動支援」・「買い物弱者救済」など、時代のニーズを的確に捉えた事業として再構築されることを強く望みます。

以上の意見・要望が出されました。

そして、採決の結果、議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算の件、議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算の件、及び議案第28号 令和2年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上、6件についての審査を行い、活発な質疑応答の後、会派からの意見・要望が出されましたので、その報告をいたします。

まず、日本共産党熊取町議員団代表からは、国民健康保険特別会計については、広域化以後、保険料が毎年、上昇し、住民にとって限界を超えています。国・府への要望活動を強め、さらに保険料軽減に努めること。均等割第3子以降の免除など減免制度の拡充を求めます。資格証明書、短期証の発行は極力抑え、きめ細かい納付相談を求めます。また、生活に影響を及ぼす差押えはやめられたい。新型コロナウイルスの影響で収入が大きく減少した人に対し、保険料減免措置を適用されたい。

後期高齢者医療特別会計については、所得割、均等割ともに大幅な保険料値上げとなっています。保険料軽減措置の存続・拡充を、広域連合と国に対し要望されたい。

介護保険特別会計については、制度改正などにより、必要なサービスを受けられないことのないよう心掛けられたい。地域包括支援センターと連携を取り、町の責任で安心できる運営を維持されたい。保険料減免制度の周知に努め、利用料減免も検討されたい。

墓地事業特別会計については、指定管理者による運営で新規サービスも行われているが、町としても、全国的に事例の増えつつある合葬墓について、積極的に検討されたい。

水道事業については、大規模地震に備え、引き続き耐震管路への更新を進められたい。また、企業団への統合については、住民への分かりやすい情報の公開を求めます。本町にとって、安心のできる水道水供給が持続できるよう、力を尽くされたい。

下水道事業については、整備完了地区における水洗化促進に努め、未整備地区は国の交付金を活用しながら、整備促進に力を尽くされたい。水道、下水道ともに、料金の値上げはせず、抑制に努められたい。

次に、熊取公明党代表からは、国民健康保険事業特別会計については、都道府県化になり、保険料の徴収や医療費の適正化等に対してインセンティブが交付されています。特定健診の受診促進、熊取町独自の取組としての健康づくり推進奨励事業（めざせ！がっちり健幸）、熊取びんびん元気！ポイントアップ事業を引き続き取り組まれたい。また、ジェネリック薬品個別差額通知の発送など、後発医薬品の勧奨にも引き続き取り組まれたい。

介護保険特別会計については、タピオ体操プラスによる介護予防事業の推進により、年々増加の介護認定率を抑え、健康長寿、ひきこもり対策等、さらなる事業の拡大に取り組まれたい。また、認知症予防については、スマホや携帯電話、パソコンで気軽にチェックができる、認知症簡易チェックシステムを導入し、認知症の早期発見に努められたい。

墓地事業特別会計については、永楽ゆめの森公園の駐車場の有料化に伴う、車で墓苑来園者には専用カードでの対応が図られていますが、ひまわりバス利用者は、バス停から墓苑入り口までの緩やかな坂道を歩かなければならなくなっています。墓苑を来園する高齢者や障がいのある方への配慮としての対策を検討されたい。

水道事業会計については、国の交付金を活用し、供給管路の耐震化率100%を目指し、計画的に更新し、安全で安心な水道水の供給に努められたい。令和3年度からの大阪広域水道企業団との統合については、統合によりサービスの向上、水道料金の値上げの抑制、また、災害時の非常時対応が充実される等について、住民さんへの丁寧な説明を求めるものです。

下水道事業会計については、国の補助金を活用し、計画的に整備を推進されたい。また、計画期間内に入っていない区域についても拡大を図り、より効果的・効率的な事業運営になるよう積極的に取り組まれたい。

最後に、このたびの新型コロナウイルス対策について、影響を受けて給料や収入が大きく減収した方の、上下水道料金等の公共料金の支払いについても、猶予するなどの丁寧な対応をしていただきたい。

以上の意見・要望が出されました。

そして、本6件について、採決を行った結果、まず、議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第28号 令和2年度熊取町下水道事業会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第22号から議案第28号までの7件について、一括して討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第28号までの7件について、一括して討論を行います。

初めに、これら7件について、原案に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、熊取町令和2年度予算に対する反対討論を行います。

町長選挙後の初めての予算ということで、骨格予算ではありますが、熊取駅西整備事業など投資的事業が大きく膨らみ、153億4,000万円の大型予算となっています。会計年度任用職員制度や保育・幼児教育無償化に伴う財政負担が心配されましたが、国の計画に基づき算定された地方交付税の見込み額は前年度比1億8,000万円増の29億6,600万円となっており、極端な負担増は回避されたと判断いたします。

新年度の事業計画の中では、小中学校におけるトイレの洋式化、学童保育の児童数増加に対応した施設整備、久保高田線の歩道拡幅事業、地区別自主防災マニュアル作成への支援など住民要望に沿った施策が盛り込まれており、これらについては大きく評価するところであります。

しかしながら、住民の安全を守り福祉の増進を図るといふ地方自治体の役割を果たすためには、看過できない大きな問題点を指摘しなければなりません。

その第1は、平成28年度決算に基づいて策定された第3次行革プランを堅持し、さらなる行革を断固推進する立場を町長の所信表明で宣言している点です。2年連続で決算状況が大きく改善されているにもかかわらず、計画の修正はありません。保育所民営化や煉瓦館などへの指定管理導入の計画は、住民福祉向上の立場から見直すべきであります。議会や住民の意見を反映し実施されていない計画もありますが、計画そのものの見直し、撤回を求めるものです。

第2は職員削減の問題です。計画では、平成29年度当初との比較で17名減の311名まで削減する予定ですが、令和2年度当初は313名の予定で、既に15名の削減となっています。豪雨災害や台風・地震などの自然災害の多発、また、新型コロナなどの感染症への対応等を考えれば、職員の削減方針は撤回し、むしろ充実させるべきです。

第3は、ふるさと応援基金の活用に極めて消極的な点です。28億円ものふるさと応援基金を蓄えながら、積極的な施策は見られません。35人学級の拡大や産業活性化の推進など大胆な基金の活用を求めます。

国民健康保険事業特別会計は、被保険者数の減少などで予算全体は縮小していますが、新年度の保険料率は所得割、均等割、平等割、それぞれ上げが予定されており、連続する値上げで住民負担は限界を超えています。国・府に財源要求を続けるとともに、新型コロナで所得が減少した方への保険料減免などの緊急措置を求めます。

後期高齢者医療特別会計においても、来年度は平均保険料が年額8万8,047円、8.46%の大幅値上げとなります。同時に低所得者向け特例軽減も縮小・廃止となっています。消費税増税と合わせて高齢者には大変厳しい改正で、賛成できません。

水道事業会計は、計画的に設備の更新・耐震化を図られ、努力されていますが、大阪広域水道企業団への統合を踏まえた予算となっています。住民にとって安心できる水道事業を守る立場から企業団への統合は慎重に判断すべきであると考え、予算には反対いたします。

以上をもって令和2年度熊取町一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計の各予算に対する反対討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、原案に賛成の方の発言を許します。大林議員。

2番（大林隆昭君）議長のお許しをいただきましたので、創生くまとりを代表しまして、令和2年度熊取町一般会計予算及び特別会計予算について賛成の立場から討論させていただきます。

今年度の当初予算については、町長選挙後の骨格予算ではありますが、歳入歳出予算額が過去最大額の153億4,000万円超えであり、昨年比、率に換算すると5.4%増となっておりますが、歳入では町民税の増収、国庫支出金などが駅西整備事業に係る財源として増加していること、また、歳出については、会計年度任用職員制度の開始に伴う人件費の増加や各小中学校のトイレの洋式化、老人憩の家の耐震化等の継続事業の経費、また、町道久保高田線拡幅工事などの投資的経費の増加であると考えられます。

今年度の事業としまして、庁舎内への多目的トイレの設置や東小学校の大規模改修のほか、管理栄養士の町単費での配置、ICT環境整備事業などに取り組み、また、さくらこども園建替え、北学童トイレ洋式化など児童の生活環境向上にも具体的な計画を実施していただいております。これらは大いに評価できるものであります。

しかしながら、教育現場の改善策の一つとして示された校務支援ソフトの導入が職員の校務用PCが全配備されているにもかかわらず令和4年度であること、産業活性化基金事業の減額など改善を求める事業も存在いたします。また、各特別会計でも各課での取組は適正であると評価いたしますが、各保険事業の保険料負担の軽減に努められること、健康であり続けるための取組としてフレイル予防、タピオステーション事業についてさらなる推進を希望いたします。

墓地事業特別会計では、多様化するニーズに見据えた安定した経営を期待いたします。

水道事業会計では、重要給水施設への供給管路の耐震化などに努められていることが非常に評価できるものであり、引き続き安全・安心な水道事業を期待いたします。

最後に、令和2年度一般会計予算は厳しい財政状況の中、熊取町の未来への投資に向けた予算編成となったことは大いに評価するものであります。持続可能な町財政運営を望むものとして、創生くまとりからの賛成討論とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それでは、大阪維新の会熊取より令和2年度一般会計予算外6件の特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和2年度は町長2期目の初年を飾る当初予算として、前年度比5.4%増、153億4,071万4,000円の積極的な予算編成となり、前年度からの継続事業及び骨格予算にもかかわらず大型予算となりました。これは町長2期目のまちづくりを大きく進めようとする意識の表れと考え、大いにこの予算について賛成をさせていただき立場で、次の10点について賛成の内容を討論させていただきます。

まず、防災・防犯への取組であります。地区別自主防災マニュアル作成の取組への支援、防犯カメラ増設への促進、2点目に交流人口・関係人口を増やすための取組としてブルーベリー園を中心とした奥山雨山地域での新たな取組、3点目としまして、教育環境の充実として洋式トイレ化への拡充、学校ICTへの取組、東小学校大規模改造の取組、学校給食への施設改善の取組、4点目としまして、公共施設の耐震化として町内憩の家の3か年計画での耐震化への取組、5点目として、不登校、児童虐待対策としてのSSWの充実、介護予防としてのタピオステーションの取組によるフレイル予防等の高齢者の交流、ひきこもりへの取組、市街化整備としまして、駅西地区整備事業の積極的な取組、町道の久保高田線の拡幅事業への取組、長池オアシス整備の3か年の2年目の取組、8点目としまして、予算委員会でも議論されました10月からの実施予定の町広報A4版カラー化、議会での議論を取り上げられ、前向きに進めようとする取組、9点目としまして、し尿処理場を初め廃棄物処理施設への広域化の取組、10点目としまして、産業振興ビジョンを初め町の活性化への取組を評価いたすところであります。

しかし、課題もあります。次の点について今後の町行政の推進に当たり、意識して取り組んでいただきたいと思えます。

まず1点目、今回の議会でも明らかになりました河川の防災事業並びに橋梁の工事への繰越しなど、頻繁に繰越しが工事の遅れによってできております。これらは新年度事業においても大型事業が多数ある中で、計画的な工事の推進をお願いしたい。2点目、国の交付金が見つからない工事、特に交通安全事業や道路の維持管理事業に対する予算の配分については、住民の安全・安心な生活を第一に考え、町道等の維持管理についての支障を来すことのないように取り組まれないように。3点目として、住民ニーズの対応や社会的ニーズの変化によってマンパワーの不足が見受けられる点について、時節、時節に合った人員の配置を行い、住民の安全・安心を第一に取り組んでいただきたい。

6月議会に予定されております町長の政策的な経費への配分を期待しまして、本年度予算の賛成討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。二見議員。

9番（二見裕子君）それでは、議案第22号から第28号までの令和2年度熊取町一般会計予算、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計予算について、熊取公明党を代表いたしまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、一般会計については骨格予算となっておりますが、前年度に比べて約5.4%増の過去最大規模の予算となっております。防災・減災については、地域防災力強化に向けての防災資機材として自動ラップ式トイレ、カセットボンベ式発電機、液体ミルク等の整備は評価するものですが、さらなる充実と受援計画の策定、新たな人材確保としての女性防災士の育成、防災情報収集・伝達媒体の多重化としてのラインの活用や難聴地域への戸別受信機の対応を望むものです。

社会福祉協議会が実施予定の高齢者移送サービスについては、大変評価するものですが、高齢者や交通弱者の生活交通としてのひまわりバスについても駅乗り入れやフリー乗降制度の拡充、ICT、AIを活用したデマンドバスの導入についても望むものです。

道路整備については、熊取駅西整備事業、久保高田線歩道拡幅事業、路面下空洞調査については評価するものです。道路・舗装修繕、道路・橋梁修繕、安全な交差点整備として久保地区の変則6交差についても積極的に取り組まれることを望みます。

学校環境改善について、小学校大規模改造事業は交付金を活用し、計画的に実施されることは大変評価するものです。中学校のトイレの洋式化と学校体育館エアコン整備についても順次取り組まれることを望みます。また、学校教育の充実についても国の交付金を活用し、ICTを効果的に使い、誰一人取り残されることのない教育環境の整備に計画的に取り組まれることを望みます。

子育て支援については、産後ケア事業等、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援については大変評価するものです。今後は第2期子ども・子育て支援計画に基づき、子育てアプリの導入、子ども基本条例の策定、病児・病後児保育の導入に大いに期待するものです。また、3世代近居等支援については、定住促進として大変に評価できるものですが、拡充を含めより有効な転入・定住促進策を検討し、本町のブランドイメージ、子育てしやすい町、教育の町がより一層輝き、若年世代がもっと飛びつくような魅力あふれる転入促進策に積極的に取り組まれることを望むものです。

なお、今後におきましても厳しい財政状況ではありますが、民間企業との連携、パートナーシップ締結など民の力を借り、画期的な地方創生総合戦略を策定し、地方創生推進交付金を獲得、活用し、町長が所信表明で述べているスマートシティ熊取の構築を推進されることを望むものです。

国民健康保険事業特別会計については、都道府県化になり保険料の徴収や医療費の適正化に対してインセンティブが交付されています。熊取町独自の取組としての健康づくり推進奨励事業「めがせ！がっちり健幸」、熊取びんびん元気！ポイントアップ事業は大変評価するものです。今後とも特定健診の受診促進に積極的に取り組み、ジェネリック薬品個別差額通知の発送など後発医療品の

勸奨にも引き続き取り組まれることを望むものです。

次に、介護保険特別会計については、タピオ体操プラスによる介護予防事業の推進は大変評価するものです。年々増加の介護認定率を抑え、健康長寿、ひきこもり対策等さらなる事業の拡大に取り組まれることを望みます。また、認知症予防については、スマホや携帯電話、パソコンで気軽にチェックができる認知症簡易チェックシステムを導入し、認知症の早期発見に努めていただくよう望むものです。

水道事業については、国の交付金を活用し、給水管路、配水管の耐震化を推進し、取り組まれていることは大変評価するものです。今後も供給管路の耐震率100%を目指し計画的に更新し、安全で安心な水道水の供給に努められることと、令和3年度から大阪広域水道企業団との統合については、統合によりサービスの向上、水道料金の値上げの抑制、また、災害時の非常時対応が充実される等について住民さんへの丁寧な説明を望むものです。

最後に下水道事業特別会計について、施設の維持管理は国の交付金を活用し、適正な施設の長寿命化に努められ、大変評価するものです。計画期間内に入っていない区域についても拡大を図り、より効果的・効率的な事業運営になるよう積極的に取り組まれることを望むものです。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、会派未来を代表いたしまして、令和2年度熊取町一般会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。

令和2年度は、熊取スマートシティ構想実現に向けて着手していく年として大いに期待しています。中でも高齢者の移動手段の確保や買物支援などモビリティ構想に着目し、その財源に地方創生推進事業として採択されるよう国への積極的な働きかけを行っていただきたいと思います。

防災については、各種マニュアル作成の向上を図り、防災資機材の整備に力を入れていただくことは大いに評価しておりますが、一方で町内でペットを飼われている住民も多いことから、ペットについても一定配慮された計画を練り、ペットにも優しいまちづくりの推進を図っていただくことを望みます。

また、子育て・教育の町として今後ますますニーズが高まる学童保育事業における積極的な施設整備や子どもたちの国際感覚の醸成に寄与した様々な取組、さらに、快適に学校生活を過ごすための小中学校の施設整備を大いに評価しておりますが、指定管理期日が迫り、不安定な運営状態にある学童保育事業の随意契約を検討いただき、住民や指導員、子どもたちの不安解消に向けた取組を大いに望みます。

次に、産業振興についてであります。今後ますます人口減で財源の先細りが見えている中、今後は事業者との積極的な官民連携に取り組み、本町のにぎわい創造に寄与していただき、その際、商工会との連携にとどまらず、商工会に加入していない多くの事業者とも連携できるよう、より本町の実態に沿った計画を次の産業振興ビジョンの中に取り入れていただくことを望み、賛成討論いたします。

議長（矢野正憲君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。文野議員。

7番（文野慎治君）熊愛を代表して、令和2年度一般会計予算に対して賛成討論をいたします。

令和2年度一般会計予算総額は153億円を超え、過去最大規模の予算となっています。住民からの多種多様な要求、期待に応えるためにも行政の意思決定の透明化とスピード感が求められています。歳入面では、国の国土強靱化予算を確保するための地域計画策定は今年5月末を期限としています。本議会会派代表質問と予算審査特別委員会での質疑において、各部局間の国土強靱化予算獲

得のための意思統一がなされておらず、大きな危惧を抱きました。この地域計画は、道路、防災、学校施設など町独自では到底賄い切れない多大な経費を要する諸課題を実現するための最優先事項であります。町長のリーダーシップを最大限発揮し、各部局間の意思統一を図り、漏れのない地域計画を遅滞なく作成すること、そして、その後は国への要望活動を積極的、強力に行うことを要望します。併せて外環状線4車線化、旧170号線の無電柱化など道路整備計画の再構築を図ることを求めます。

防災に関しては、新年度地区別自主防災組織による地区別自主防災マニュアル作成推進へと進む段階を迎えますが、各地区組織の成熟度と温度差を埋める努力を求めます。また、町、学校、自治会で構成する3者会議を設定し、きめ細かな取組を行うことを求めます。

ひまわりバスについては、時代とともにその役割は高齢者の買物支援、外出支援など住民からは多様なニーズがあり、その実現が求められています。行政も総合的な活用を図るため、複数の部にまたがる政策として捉え、広域的な事業展開も視野に入れた体制で議論を進められたい。最優先とすべきは、今の住民の願いを早期に実現することであります。

少人数学級については、子育ての町をスローガンにしている熊取町は、少なくとも小学校1年生の30人以下学級を実現すること、この財源年間900万円はふるさと応援基金から確保することを望みます。

中学校クラブ活動支援については、教師の負担軽減のためにも大阪体育大学と連携したクラブ活動支援が定常化するための施策を早期に構築することを望みます。その他、予算審査特別委員会で意見、要望した項目を新年度予算執行の政策提言と真摯に受け止め、その実現を求めるものであります。

最後に、藤原町長の政治的立ち位置についてどうしても触れざるを得ません。熊愛は本3月定例会会派代表質問、決算審査特別委員会で首長の職にある者は、特定の政党所属を名乗るのではなく、無所属の立場で自治体の長の任務を果たすべきと質問し、意見を申し述べました。

日本の地方自治制度において、首長は多様な考えや価値観を持つ住民の代表であります。地方自治体と議会の仕組みが二元代表制であり、国の仕組みと異なる意味がそこにあります。全国1,741市町村の99.5%の首長が無所属であります。そのことにより国への要望活動が各方面からの理解や支援を得て、結果的に熊取町の要望事項に予算がつく、藤原町政1期目の平成29年12月議会でも指摘をしました。前年度決算で大幅に国からの収入が減り、経常収支比率が99.9%に悪化した年であります。岬町の実に5分の1しか国の補助金は確保、獲得できませんでした。その際にも熊愛として、無所属になり全方位の立場を取るよう提言しました。町長はまだ就任2年足らずで連携を探っているが、まだその場の設定に至っていないと答弁しました。

今般、地元衆議院議員から国土強靱化地域計画策定について熊取町の取組や認識について大変危惧しているとの指摘を受け、2月7日、議長呼びかけで有志議員で国土交通省、文部科学省へ政策実現のための予算要望活動を行ってまいりました。各省とも大臣政務官が対応いただきました。政治の世界の現実、首長として0.05%の立場を取る首長に対する国の対応は大変厳しいと肌で感じました。さらに、会派代表質問で町長の政治目的を聞いたところ、大阪都構想実現との答弁を受け、驚き、あきれ、情けなくなりました。

藤原町長に2期目の4年間を託した町民の思いは、今回示された153億円の予算を適正に執行し、必要な財源を国からできる限り確保し、熊取町民の生活を守り、福祉を向上させることに尽きます。近隣首長においても、維新の会の応援を受けて当選しても、市長、町長としては無所属の政治的立場で任期を務めておられます。藤原町長も2期目スタートに際し、全熊取町民のため無所属となり、熊取町民の代表としての職務を全うすることを要望したいと思います。

以上、予算に対しての賛成討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、討論を終わります。

それでは、議案第22号から議案第28号までの7件について、順次採決を行います。

初めに、議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立 10名)

起立多数であります。よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君) 次に、議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立 10名)

起立多数であります。よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君) 次に、議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立 10名)

起立多数であります。よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君) 次に、議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君) 次に、議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君) 次に、議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立 10名)

起立多数であります。よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君) 次に、議案第28号 令和2年度熊取町下水道事業会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君) 議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(「11時59分」から「13時00分」まで休憩)

議長(矢野正憲君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、追加議事日程第1 議案第29号 副町長の選任同意についての件を議題といたします。

本件について、説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、議案第29号 副町長の選任同意についてご説明申し上げます。

前副町長の中尾清彦氏につきましては、令和2年2月29日付で任期満了により退職しましたので、その後任としまして、現在総合政策部長であります南和仁氏を令和2年4月1日から副町長に選任したいと考えてございます。つきましては、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、追加議案書、追一2ページに記載しているとおりでございます。

なお、同氏におきましては、略歴のとおり現在に至るまで本町の中核部門を歴任し、また、その間の業績も優れており、今後もこれまで養われた知識と経験を生かして副町長としての職責を十分に全うしていただけるものと考えております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(矢野正憲君) 以上で、説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第29号は、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。大林議員。

2番(大林隆昭君) 本人事に関しまして反対するものではございませんが、藤原町長にお尋ねいたします。

近隣市町を見渡しても、国や府などから人材を登用したり、また、外部から人材を登用したりしているところもございますが、最初から外部から人材を招くというような考えはなかったのでしょうか。

議長(矢野正憲君) 藤原町長。

町長(藤原敏司君) 副町長の選任につきましては、いろいろな考え方がある中で、同氏についてはこれまで本町の行政経験が長く、また、優れた人材であるということでもって推挙しているわけなんですけれども、町の創生というふうなことも考える中では、外部からそのポジションに優れた人の人材登用というふうなことも考えてございましたので、これからの経緯の中で、また優れた人材を探

途中で、そういったポジションに入っていただきたいというふうな思いもございますので、そういった努力もこれから積み重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）今、町長からご説明がありましたが、本町の中枢を経験されている歴任があるということで、学歴のところを見ると、企画部、総務とすごい続いているんですけども、昭和63年4月に採用されて21年4月までの間、ここの中でどんな部局を経験されているのかご説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）簡単にほかの部局の歴任をお答えさせていただきます。

総務部総務課勤務から始まりまして、歴史文化施設建設準備室勤務、この部分がございます。その次に、いわゆるその部局が町長室のほうに移行になりましたので、要は平成6年3月末までその部局におられ、すみません、その後も企画部歴史文化施設整備室ということで部局が変更になってございますが、職務については同じでございます。その部局を平成9年3月末まで歴任されまして、その後、平成9年からは住民部産業振興課勤務となってございます。その後、総務部、また、総務課勤務に復帰されまして、その後、総務部行政課勤務となってございます。

その後、企画部門を幾度となく歴任されまして、広報公聴等々で、そこの部署に書いています追－2ページの略歴になるというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。ということは、福祉関係のところの部局は一度も経験がないということですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）勤務としてはありませんけれども、政策部門、財政部門も担当してございますので、一定そのような事業と予算といろいろなところでの知識等は豊富にある方でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。文野議員。

7番（文野慎治君）私のほうからも質問させていただきます。

前任の中尾副町長の任期がこの2月末であったということのご紹介がございました。4年前、ちょうど藤原町長が初当選されたときを思い出しますと、当選が同時に中西町長の腹心として副町長で務めておられた清水元副町長が1月26日に突然退職されて、町長は4年の1期目をスタートしたんですよね。そのときに今回、中尾さんの任期が2月末だということは、そのときは4年前、3月の定例会の議案第1号として中尾副町長の選任同意を求められたわけでございます。

ということは、3月1日からこの令和2年になりましたけれども、2月末までの4年の任期であったと、こういうことは周知の事実でありますから、それで今回新たに内部から登用するという形での今回の提案であるんですが、町長選挙が1月、これは4年前よりも言いますと、かなり早まって、下旬ではなくて1月19日が投票日であった。そして、町長は2期目を引き続き継続するわけでございます。その中で、片腕の副町長の任期が2月末で切れるということが分かっているながら、後の対応をしてこなかったのではないかと、もっと言えば現実問題としてこの先ほど来、午前中それぞれの予算等についての意見、要望を言わせていただきましたけれども、大変重要な令和2年の予算審議をするこの3月議会に三役が1人欠けているという状況でこの大事な議会を済ませてしまったと。南さんが副町長ということで、この新年度、4月1日から4年先の3月末までの任期ということで同意を求められているんですが、一番聞きたいことは、なぜ2期目をスタートするに当たってこの空白期間が生まれたのか、用意ができていなかったのか、その点についてちょっと納得のいく

説明をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）4年前ですと、当時の副町長は私が就任する前、突然におやめになられたということで、これは本当にびっくりしたというふうな思いが残っているんですけども、行政のトップである副町長が突然やめていく、そういったことには何がしかの背景があったとは思いますが、そういう状況の中で私の町政が始まるということで、議会議員も経験しておりますけれども、なかなか行政を担当していくということについては、いかさかの不安もありというふうなことがその当時の心情として思い起こされます。

そういう中で、副町長というポストを持ってフォローしてもらうことが大切であろうかなというふうなことで、急遽3月1日をもって副町長選任同意をしていただいたわけなんですけれども、この間、4年頑張っていたいただいて、本当に4年間の行政運営については副町長の大きな力があつたものと確信してございます。

ただ、任期が3月1日だったので、4年間といいますと、2月29日に切れるということで、これは当然分かっていたこととございます。ただ、この4年間で各部長さん方のそういったチームワークの集団的な行政が間違いなくできるというふうなことの判断の中で、4月1日からの副町長選任というふうな期間を1か月ずらしていくということで、4月からの新しい体制も含めて1か月、各部局の部長なり理事なり、また、その他の課長、また、一般職の皆さん方の協力を得て、この1か月を乗り切れるというふうなことで判断した結果、4月1日からの4年間というふうなことを決断させていただきました。

3月1日からでもというふうなことも考えましたけれども、新しく年度が始まる、そういったところの中で心機一転というふうな言葉が合うかどうか分かりませんが、新しい年度を始める中で、新しい気持ちで副町長にも頑張っていたとというふうなことを考えた次第でございます。4月からといった特別のそういったことはございませんけれども、区切りという意味では、年度から新しい副町長に務めてもらうことで、一つの区切りがつくのかなというふうな思いであります。

この1か月間、行政に停滞はなかったものと思っております。これはもう各部局の部長、皆さん方の協力を得る中での行政運営であったと思っておりますので、行政運営については間違いなく行われてきたものと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）甚だ納得できない答弁でございました。1点は、やはり議会軽視です。年度、年度と言いますが、これは住民の生活の中ではあまり関係のない役所というか、議会、行政、そういう中での年度でございます。そういうことからいけば、うちの町長選挙が1月にある、本来は統一地方選挙で全国どこでも一緒にスタートしたのがいろんな事情の中で途中で辞任をするということなので、この泉州地域を見ても本当にばらばらな年にそういう選挙があるわけなんです。月もたまたまこれが熊取町は1月であったから、2月から町長2期目スタートして、年度が4月1日で協力がええから副町長がおらんでも3月議会は乗り切ったんやと。これは内部向けにはそうかしらんけれども、議会の中で言う答弁ではまずはないというふうに私は思います。

それと、先ほど1番バッターで質問していただいた大林議員のことにも関連するんですが、外部登用とかいうような形が先ほど4年前の経過のときに、ちょっと今言葉が出てきませんが、町長がおっしゃった、たまたまそういう内部で中尾さんにやってもらったんやというふうな意味合いに私は捉えたんですが、これもちょっと失礼な話だというふうに思うんですが、そのときも1か月の中で、これは先ほど言いましたように今回は2期目やと。初年度は当選して、あと助けてもらう副町長を外から呼ぶのかどうかということを我々もすごく気にはしていましたけれども、結果的に中尾さんが途中で職員をやめると、定年前というような状況の中で決断をされて、3月1日から副町長の任に当たって、この予算を審議する議会に備えて、三役体制そろえてやったわけなんです。

今回、先ほどの大林議員の質問に対して外部登用とかそういうことは探ったのかという意味です。そういうことがもう全く抜きの中で、そういうことも今後やる中で、そういうことに適した人がおれば登用を考えていきたいみたいなわけの分からん答弁を実はされているんですよ。今日示されている南さんがこれに同意して副町長になれば任期は4年なんですよ。先ほど大林議員の質問に対して、そういう人がいるならば登用を考えていきたいということは、もう全くおかしな話なんです。そうは町長、思いませんか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議会軽視という言葉がありましたけれども、そういった観念は全くないということでご理解を願いたいと思います。これまでも皆様方には丁寧な情報の提供なりをさせていただきました。議会対応という意味では、三役の中の一人が欠けたというのは確かにありますけれども、それに勝るフォローはできているものというふうに思っております。議会軽視ということは考えたこともございませんし、ただ、やはり今のこの難しい状況の中で行政を進めていくには、地元のそういった環境なり状況なりを把握した人に1人は副町長として私のフォローをしてもらう、そういった思いで行政の中から優れた人物であるというふうな評価があります南部長を副町長に選任させていただきたいということで、提案させていただいております。

その中で、副町長2人というふうな思いもずっと持っておりますけれども、私のそういった今までの副町長2人に対しての思いがある半面、行政改革を進める上では、副町長と、そういうポストで2人を登用するというのは、いささかの疑問点も持っておりますので、その中でまちづくりに活躍をしていただける人は鋭意探していく中で、それなりのポジションに入ってもらいたいという思いでございますので、議会軽視ということについては全くないということだけは理解をさせていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）この質疑を通じて町長の構想というのかな、副町長2名制、違うポストでというようなことも後で付け加えられましたけれども、そういうふうなことも考えてんやということが、そういうのが一切この間の町長が2期目スタートして、この3月議会が始まる前、副町長のポストについての情報とか我々議会に対しての考えとか、そういったことも一切聞かされない中でこれを今日迎えているんですよ。

もっと言えば、結果的にそうやって探したのかどうかは別にして、南部長を選ぶということになるのであれば、逆に部長ポストは4月1日の異動まで空けても、副町長として就くということが議会軽視も何もないです。議会のことではないですよ。二元代表制の議会として町民の皆さんにこの153億円を超える予算を決定する質疑の中で、副町長としての任に当たってもらってそういう答弁をする重みということを負ってもらってやるべきなんですよ。中尾さんのようにそういう決意であれば、年度末、公務員の定年退職だそういうのは年度末ですよ。だけれど、途中退職になろうか前例の中尾さんがやったような形の前例にやって、3月1日にはちゃんと三役そろうということをやすべきだというふうに思います。もうこれ以上言いませんが、このことについてだけ答弁ください。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。

（「いや、答弁」の声あり）

すみません。藤原町長。

町長（藤原敏司君）部長会がなかなか皆さん方の耳元には情報が入ってこないというふうに思いますけれども、部長会の機能を皆さん方に披露させていただくことであれば、縦割り行政が今までと言われておりますけれども、もうそういった中で縦割り行政をなくした中で部長会、これをこの4年間目指してきたつもりです。担当する部署の仕事だけやればいいというふうな、そういった部長会ではなくなってきたというふうに思っております。担当部長それぞれが部署の事務進行を図りながら、町全体のそういった行政推進についていろいろと情報交換しながらやって

きた中で、副町長に代わるそういった機能も部長たちにも持ってもらっているというふうに思っております。

1か月なかったということについては、議会軽視というふうなことを思われる方もおられるかもしれませんが、そういった中身についていろいろと皆さん方へお話しする機会がなかったというのも確かに言われてみればそうだったかもしれません。ただ、この間、釈明しても仕方ないことなんですけれども、そういった中での私個人のそういう情報公開は常としておりますけれども、少し緩んだ点もあったかなというふうに思います。これからも情報提供については丁寧に皆さん方にも、町民の皆さん方にも行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）もう分かりました。分かっていません。部長会のことを我々は知りません。やっぱり町長、町長の周りはやっぱり町長の性格もそうやろうけれども、出ていけへんし、声もかけられへんのです、周りから。手助けしましょうかと。それはやっぱりよろいかぶとを脱げへんからですわ。

南部長について、これはやはり若いし、部長の経験とかそんなことも考えたら若干の不安はあります。しかし、頑張ってるという決意を決めていただいたそのことは大切にしたいと思いますし、予算の委員の中でも町長答弁、もうまるっきり評論家みたいな迫力も何もない答弁を南部長がフォローして、もう副町長に今から思ったら、なったときの答弁みたいやなと思ったんですけれども、やる気は感じます。しかし、こういう組織の中ですから、中尾さんがなったときよりもまだ年齢も若いですから、そういうような点は各部長級あるいは幹部職員の皆さんがそれぞれフォローし、本人もそういうことを自覚して、謙虚な気持ちで副町長という特別職ですから、そういう任を頑張っていたいただきたいなど、このように思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今皆さんが質疑された内容とそんなに変わらないので、私としては、それも踏まえまして要望的なことを述べさせていただきたいんですけれども、やはり先ほど中尾副町長のときは、町長は1期目で、議会議員としてはよく分かっているが、町政の中身は分からないというところでプロパーの方を副町長にしたというご説明がありましたが、今回は2期目です。ですので、もう全て町政運営は分かっておられます。

その中で、やっぱり次に何をするかといったときには、国からしっかり補助金を取って、また、国とのパイプをつくっていく、そういうことができる人をやっぱり副町長として当たっていただきたかった。それが今回、全然当たってくれたかどうかははっきりしておりませんが、まず1つそれを教えてもらいたいんですけれど、しっかり当たっていただいて、本日も八尾市は大阪府の企画関係の課長、府の職員が副市長になったということが載っておりました。近隣を見ても、岬町でもそうですし、田尻町でも国や府の方が副町長として就いておられます。そういったところに、自分の選挙もあったかも分かりませんが、先にしっかり町のことを思ったときには、そういったパイプ、また、町長は府議会議員をされておられたので、府の職員ともパイプがあるはずです。その中で、この人はと思う人があったんじゃないかなと思うんです。その人に声をかけるとか、そういったことは全然しなかったんでしょうか。

ちょっとその辺のところ、やっぱりどうしても南さんに不足はないんですけれども、ただ、私たちとすれば、そういった外部の国とか府につながる人を副町長に持っていき、次のスマートシティ熊取を目指した、そういった加速が進むような、そういった方を副町長に上げていっていただくことを期待していたもので、今回これ議案で上がったのを見まして、ちょっと要望も兼ねて思いましたので、述べさせていただきました。何か当たったのかどうかあれば言ってください。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）先ほども申し上げましたとおり、副町長2人と、そういう概念はございません。副町長を1人という概念で今は動いております。ただし、そういったポストにつきましては、そうじゃなくてまちづくりのそういった重要なポストに国から、府からというふうなことは、これはもう当然頭の中にもありますし、これからもそういった人材を総力を挙げて求めていきたいというふうに思っております。副町長2人というのは、私の頭の中にはありません。

ただし、そういった担当ポストを設ける中で、そこで活躍をしていただきたいというふうに思っております。特命担当大臣みたいなもので、大臣ではないけれども大臣に近い、副町長ではないけれども副町長に近いというふうな、これは言葉のあやかもかもしれませんけれども、そういったところで求めていきたいというふうに思っております。行革の観点から副町長2人というふうなことについては、14年前、反対しました。行革の観点からということも含めて副町長のポストは1つ、あと重要なポストとして、そういったところで頑張っていたく人を鋭意見つけていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）気になるんです。誰も議員が今日質問していますけれど、副町長2人にせえなんて誰も言っていないよ。町長の初めの大林議員に対する答えがややこしかったから、今日4年間の同意を求めているのに、国からの人をそういうふうに見つけるというからそういうことになったのであって、そういうことですよ。そこを町長、頭を整理してください。

それともう一つ関連で言ったら、町長に次ぐ副町長というポストやから府や国へ人材を求めても、そういう重いポストやから行ってこい言うて出してくるんですよ。それだけ僕の感想です。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号 副町長の選任同意についての件を採決いたします。議案第29号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案に同意することに決定いたしました。

（南 和仁君入場）

議長（矢野正憲君）ただいま、副町長に選任同意されました南和仁氏から、挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。南和仁君。

総合政策部長（南 和仁君）議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

このたびは、副町長の選任につきましてご同意を賜り、ありがとうございます。大変光栄に存じておりますとともに、この職責の重さに身の引き締まる感覚を覚えております。もとより微力ではございますが、住民福祉の向上のため、また、熊取町の発展のため、町長の補佐役として誠心誠意全力で副町長の任を全うする決意でございます。

つきましては、議員皆様のご支援、ご指導をよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

議長（矢野正憲君）以上で、南和仁氏の挨拶を終わります。

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第2 議案第30号 固定資産評価委員の選任同意についての件
を議題といたします。

本件について、説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第30号 固定資産評価委員の選任同意についてご説明申し上げます。

地方税法第404条第1項に基づく固定資産評価委員につきましては、これまで中尾清彦氏にお願い
しておりましたが、同氏が令和2年2月29日付で辞任いたしましたので、その後任として、副町
長の南和仁氏を選任したいと考えております。地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意
を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、追加議案書、追一4ページに記載しているとおりでございま
す。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で、説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省
略したいと思っております。これに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号 固定資産評価委員の選任同意についての件を採決い
たします。

議案第30号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案に同意することに決定いたしました。

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第3 議案第31号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第10
号）の件を議題といたします。

本件について、説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第31号 令和元年度熊取町一般会計補正予算
（第10号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、国の補正予算（第1号）による補助金を活用して行
う道路事業、小中学校ネットワーク整備事業及び東小学校大規模改造事業となっており、道路事業
及び東小学校大規模改造事業は令和2年度当初予算に計上した予算の一部を前倒し実施するもので、
小中学校ネットワーク整備事業につきましては、追加計上するものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧になってください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7
億4,451万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億4,172万9,000円を定めるもので
ございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては地方債の補正でございま

すので、順次説明させていただきます。

4ページをご覧になってください。

第2表繰越明許費の補正でございます。

1の追加でございますが、款 土木費、項 道路橋梁費、町道久保高田線歩道拡幅事業3,200万円、次の交通安全施設整備事業1,100万円、次の款 教育費、項 小学校費、小学校教育情報化推進事業8,443万2,000円、次の東小学校大規模改造事業7,367万円、最後の項 中学校費、中学校教育情報化推進事業4,665万2,000円でございますが、これらにつきましては、事業執行が次年度となるため全額翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、2 変更でございますが、款 土木費、項 道路橋梁費、紺屋上橋橋梁修繕事業は2億3,757万2,000円に増額変更するもので、次の熊取駅西整備事業につきましても3億9,811万3,000円に増額変更するものでございます。これらの増額分につきましては、先ほどの追加分と同様に事業執行が次年度となるため、全額翌年度に繰り越すものでございます。

次に、5ページをご覧になってください。

第3表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、小学校大規模改造事業につきましては、東小学校大規模改修工事費に充当するもので、限度額は5,540万円でございます。

その下の小学校情報通信ネットワーク整備事業及び中学校情報通信ネットワーク整備事業につきましては、全小中学校に係る情報通信ネットワーク整備事業に充当するもので、限度額はそれぞれ3,790万円、2,080万円でございます。

2の変更でございますが、交通安全施設整備事業につきましては、通学路路側帯カラー化工事の財源として借り入れるもので、限度額を330万円に増額変更するものでございます。

その下、橋梁修繕事業につきましては、紺屋上橋橋梁修繕事業の財源として借り入れるもので、限度額を7,680万円に増額変更するものでございます。

次の町道久保高田線歩道拡幅事業につきましては、町道久保高田線歩道拡幅事業の財源として借り入れるもので、限度額を2,040万円に増額変更するものでございます。

最後の熊取駅西整備事業につきましては、熊取駅西整備事業の財源として借り入れるもので、限度額を6,020万円に増額変更するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧になってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金2億3,021万2,000円の増額につきましては、内示によるものでございます。

次に、目 教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金1,820万円の増額、小学校の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金3,054万9,000円、中学校の1,672万5,000円の増額につきましては、それぞれ内示によるものでございます。

次に、款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援寄附金1,906万円の増額につきましては、後ほど歳出の11ページでご説明しますくまとりふるさと応援基金積立事業とくまとりふるさと応援寄附事業の合計額を計上してございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金5,850万円の増額及び目 財政調整基金繰入金の6,910万3,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の駅西整備事業負担金1億881万8,000円の増額につきましては、駅西整備事業における泉佐野市からの負担金でございます。

最後に、款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費一般職分）、退職手当1,924万4,000円の増額につきましては、自己都合1名分でございます。

次の目 企画費のくまとりふるさと応援基金積立事業、くまとりふるさと応援基金積立金1,549万4,000円の増額につきましては、寄附の増によるものでございます。

その下、くまとりふるさと応援寄附事業、謝礼品費200万円の増額から公金支払システム使用料129万2,000円の増額までにつきましても寄附の増によるものでございます。

次に、款 土木費、項 道路橋梁費、目 道路維持費の道路維持事業、町道等維持修繕工事費3,100万円の増額、用地購入費8,055万4,000円の増額及び移設等補償費150万円の増額につきましては、紺屋上橋橋梁修繕に係る経費でございます。

次の目 道路新設改良費の道路新設改良事業、道路新設改良工事費3,200万円の増額につきましては、町道久保高田線歩道拡幅工事費でございます。

次の熊取駅西整備事業、用地購入費1億7,000万円の増額及び物件移転等補償費1億7,545万5,000円の増額につきましては、熊取駅西整備事業に係る経費でございます。

次に、目 交通安全対策費の交通安全施設整備事業、交通安全施設工事費1,100万円の増額につきましては、通学路路側帯カラー化工事費でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校教育情報化推進事業、消耗品費2万円の増額及び学校情報通信ネットワーク整備委託料8,441万2,000円の増額につきましては、全小学校における通信情報ネットワーク整備に係る経費でございます。

次の目 建設事業費の小学校大規模改造事業、大規模改修工事費7,367万円の増額につきましては、東小学校大規模改修工事費でございます。

続いて、12ページ、13ページをご覧ください。

項 中学校費、目 学校管理費の中学校教育情報化推進事業、学校情報通信ネットワーク整備委託料4,665万2,000円の増額につきましては、全中学校における情報通信ネットワーク整備に係る経費でございます。

続いて、14ページ、15ページの補正予算給与費明細書をご覧ください。

今回の補正における退職手当の増額に伴い、比較の行で補正額をお示ししております。

加えて、16ページの地方債調書につきましては、第3表でご説明した補正を反映し、調書を作成してございます。

以上で、議案第31号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で、説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）11ページの小中学校の情報通信ネットワーク整備委託料8,441万2,000円と中学校費7,367万円なんですけれども、これたしか先ほどの説明で、歳入のところで前倒しだという話があったんですけども、予算委員会のときもそうですし、大林議員の賛成討論の中でも一部ありましたけれども、学校の教員の働き方改革について、予算委員会のときに教育次長の答弁で校務支援システムについては令和4年度に実施するんだと。令和2年の町政運営方針には、この件については電話のディスプレイ付き機能のあるものに変えるので軽減されるというふうなことが出ていたんですけど、そういうネットワークの前倒しがあるのであれば、その校務支援システムについての前倒

しというのは考えていないんですか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）今回大きくICTのGIGAスクール構想のほう動き出して、これは全国的な流れ、広がりでございます、先ほど大林議員のほうからも意見の中でこの校務支援システム、4年度から遅いのではというふうなお言葉もあったんですけども、実はもう少し補足しておけばよかったんですけども、統合型校務支援システム、これは今年度、平成30年度、令和2年度で合計233台、学校の教職員用のパソコン、端末を整備しております、これを活用しての統合型の校務支援システムの構築となります。こちらのほうは、本格的には令和4年度からということで考えておるんですけども、やはり学校現場との調整等がございますので、2年度は鋭意調整のほうにかかりたいと考えております。そして、令和3年度内にできれば年度下半期あたりからは試験的な導入のほうに移っていければというふうと考えております。

確かに233台、今回端末のほうがもう既に整備されましたので、この2年度は特に学校の先生方で慣れておられない方もいらっしゃるんで、ICTの支援員等の活用を含めて習熟いただいた上で、いろんなご意見を学校と教育委員会との意見交換の場もちろん設定しておりますので、そういった中でどうあるべきかということを含めて、より実効性の高いものを構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

そういった意味で前倒しといいますか、できる限りスピード感を持って対応していく考えでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）なぜこういうことを言うかといいますと、もう既に田尻町なんかは校務支援システムが稼働しています。それから、泉佐野市の一部もされていますし、そういううわさもそうですし、実効性を聞いてきた熊取町にお勤めの教職員のほうも非常に便利になるんだと。令和4年度といたら、令和元年度で機器がそろったと。ネットワークが2年度にやるんだと、予算もついたという中では、やはりそういう環境ができたらいち早くやっていくというのがその予算や機器を生かすということだと思いますので、教職員の働き方改革については、これはもう国全体の問題になっていますし、さらにいろいろなカリキュラムの変更がある中で、この点についてはそういう状況ができてきた中に並行して進めていってもらって、機器やネットワークを生かしてもらって、そういう工夫をしていただきたい。成績をつけるとか、それから、指導のための記録を残す余力とか個人の情報を残すいろんな校務支援があると思うんですけども、やはりできるところからやっていただきたいということで要望しておきます。よろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）全くご指摘のとおりだと思います。金言として捉えさせていただいて、スピード感を持っていずれにしても稼働していける部分は、どんどん前倒しで取り組んでまいりたいと思いますので、倍旧のご支援のほうをよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ちょっと教えていただきたいんですが、11ページの交通安全対策費、交通安全施設整備事業なんですけれども、1,100万円補正が上がっているんですが、この前の補正予算9号で750万円減額してまして、今回ちょっとまた1,100万円増額という形で上がっている分につきまして、ちょっとどういうことなのか教えていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）すみません。まず9号、令和元年度の補正予算、前回の9号で750万円落としたということですね。今回の1,100万円の補正予算につきまして、まず1,100万円の補正予算につきましては、国の補正予算、この令和元年の1月末についた補正予算で補助事業として採択されたということで1,100万円をつけさせていただきました。その前の750万円なんですけど、すみません、ちょっとそしたら、それは財政のほうからよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）3月補正で、当初でお示しした分は令和元年度を通しての交付金事業としての実施できなかった分を減額で落とした形になります。そのタイミングまでに国の補正の情報の内示があつて、ちょうどその予算に積み込めればこういう落したり上げたりしなくてもよかったんですけども、どうしても編成のタイミングで当初予算の分というのは、1月ぐらいにはもう実際は内容を固めていて、その時点ではこの年に頂きたいいわゆる補助金の額で一旦予算は整理させていただいたと。その後に内示が来たので、追加で今回補正を予算化して、翌年度で執行できるということにしたので、ちょっとすみません、どうしても時間的な経過の中で下げたり上げたりというような形が生じたということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件を採決いたします。

議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第4 議案第32号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第32号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、監査委員に係る報酬増額分、総合体育館温水ヒーター更新に係る経費及び先ほどご可決賜りました令和元年度一般会計補正予算（第10号）と一連のもので、令和元年度の国補正予算（第1号）に係る交付金の活用に伴って、令和元年度に前倒し計上した事業費の減額補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億3,514万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ148億557万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては地方債の補正でございますので、4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、交通安全施設整備事業につきましては、通学路路側帯カラー化工事費を令和元年度予算に前倒し計上したことにより、限度額330万円を皆減とするものでございます。

次の橋梁修繕事業につきましては、紺屋上橋橋梁修繕事業に係る経費の一部を令和元年度予算に前倒し計上したことにより、借入限度額を2,980万円へ減額変更するものでございます。

次の町道久保高田線歩道拡幅事業につきましては、町道久保高田線歩道拡幅事業に係る経費の一部を令和元年度予算に前倒し計上したことにより、借入限度額を9,090万円へ減額変更するもので

ございます。

その下の熊取駅西整備事業につきましては、熊取駅西整備事業に係る経費の一部を令和元年度予算に前倒し計上したことにより、借入限度額を1億2,490万円へ減額変更するものでございます。

最後の小学校大規模改造事業につきましては、東小学校大規模改造工事費を令和元年度予算に前倒し計上したことにより、借入限度額4,160万円を皆減とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧になってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金2億3,021万2,000円の減額につきましては、令和元年度国補正予算（第1号）に係る国交付金の活用に伴って、令和元年度に前倒し計上した道路事業費の減額によるものでございます。

その下、目 教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金1,820万円の減額につきましても、国交付金の活用に伴って、令和元年度に前倒し計上した東小学校大規模改造事業の減額によるものでございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金7,250万円の減額及び目 財政調整基金繰入金1,578万6,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の駅西整備事業負担金1億881万8,000円の減額につきましては、国交付金の活用に伴って、令和元年度に前倒し計上した熊取駅西整備事業費の減額によるものでございます。

次に、款 町債につきましては、第2表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出の予算に移らせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

款 総務費、項 監査委員費、目 監査委員費の監査委員運営事業、監査委員報酬3万4,000円の増額につきましては、議会選出委員の増額分でございます。

次の款 土木費、項 道路橋梁費、目 道路維持費の道路維持事業、町道等維持修繕工事費2,158万円の減額、用地購入費8,055万4,000円の減額及び移転等補償費150万円の減額につきましては、国交付金の活用に伴いまして、事業費の一部を令和元年度に前倒し計上した紺屋上橋橋梁修繕事業費の減額でございます。

その下の目 道路新設改良費の道路新設改良事業、道路新設改良工事費2,083万3,000円の減額につきましては、国交付金の活用に伴って、事業費の一部を令和元年度に前倒し計上した町道久保高田線歩道拡幅事業費の減額でございます。

次の熊取駅西整備事業、用地購入費1億7,000万円の減額及び物件移転等補償費1億7,545万5,000円の減額につきましては、国交付金の活用に伴いまして、事業費の一部を令和元年度に前倒し計上した熊取駅西整備事業費の減額でございます。

続いて、目 交通安全対策費の交通安全施設整備事業、交通安全施設工事費750万円の減額につきましては、国交付金の活用に伴って、令和元年度に前倒し計上した通学路路側帯カラー化工事費の減額でございます。

次の款 教育費、項 小学校費、目 建設事業費の小学校大規模改造事業、大規模改造工事費7,367万円の減額につきましては、国交付金の活用に伴って、令和元年度に前倒し計上した東小学校大規模改造工事費の減額でございます。

続いて、項 保健体育費、目 体育施設費の体育施設維持管理事業では、総合体育館の温水ヒーターの不調に伴い、既に計上しておりました修繕料58万3,000円を減額し、温水ヒーターを更新するための経費として修繕工事費1,649万7,000円を計上するものでございます。

次に、12ページの補正予算給与費明細書においては、監査委員報酬の増額分を、加えて13ページの地方債調書は、既にご説明しました地方債補正を反映したものとなっております。

以上で、議案第32号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で、説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）11ページの一番下、体育施設費なんですけれども、これは2年度の当初予算では58万3,000円の修繕費で上げていたのが、それでは修繕がおぼつかないということで、この工事費に1,649万7,000円を上げ直すということでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）おおむねご説明いただいたとおりなんですけど、そもそも当初予算では、この温水ヒーターのうちの一部の設備について改修の予定で予算を計上しておりました。中身につきましては、熱交換コイルを洗浄するためということでの予算を取っておりましたものでございます。

ところが、予算編成作業を進める中で、これは12月に入ってからだったんですが、温水ヒーターそのものがこれは2基あって、2基をタイマー等で交互に動かしながら運用していたところ、1基の温水ヒーターが止まってしまうと、これについては管理者とも協議しながら、部品等の交換等で修繕対応を一定行い、年明けに稼働を始めたんですが、そうすると、またほかのところもちょっと具合悪くなったりとかいうところが続きましたもので、これはもうボイラーそのものも平成8年の開館から23年にわたって稼働を続けてきたものでして、従来、本来10年から15年が耐用年数ということでもございまして、超えておりますもので、今回もう更新するというので、2基とも更新するという意味での予算をこの補正で計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）お尋ねしたいのは、大体経過は分かったんですけども、今1基は大丈夫やということなんでしょうかね。要するに、いつから故障して、今の現在の対応をどうされていて、現状、要するに温水プールに泳ぎに行きたい人が、私一部では何か寒いのでストーブを置いているというようなことも聞いたんですけども、少し暖かくなってきて今はどうかというふうなところもありますけれども、そのあたり、温水プールの現状を教えてください。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）結論から言いますと、現在は2基ともボイラー、温水ヒーターのほうについては稼働しております。もう少し説明いたしますと、その12月に2号機のほうが停止いたしましたして、これはガスの遮断弁がちょっと故障したということで、これについては部品を加工した形で、つくったような形での修繕を対応し、年明けには一旦稼働したところ、今度はもう片方の1号機のほうが真空にするための機能がまた壊れたりとかということもございまして、ちょっと我々も協議をしながら、せめて一旦当初予算では間に合わなかったものを6月の補正ではこれを計上する予定で考えておったんですが、申し上げたとおりちょっと故障が続き、メーカーのアドバイスであっても、もうそろそろちょっとこれはもたない可能性も高いということもございましたので、改めて2基とも更新しようということにしたものでございます。

プールについては、現状は2基動いております、議員、今お聞きになったとおり1基止まっている状態のときには、1基は動いているもので、プールの水温については、本来31度ぐらいの設定

のところ30度ぐらいまでは確保しながら、泳ぐことについての大きな支障はない中で運営を続けながら、ただ、このヒーターの温度は空調のほうにも回っておりますので、空調のほうではちょっとやっぱり影響が大きく、26度とか、本来30度、31度ぐらいで室温のほうは設定しているところ、ちょっと温度がやっぱり下がってしまいましたので、議員もお聞きになっておおり、灯油のヒーター等で代替的に室温を上げるような対応をしてくれておりましたところ、もう既に2月10日からは、もうヒーターのほうは一定修繕をして、今のところは動かして、室温等も元に戻っている状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 分かりました。予算の確保ができれば、早急に修繕工事をやっていただいて支障のないようにお願いしたいと思います。

先ほど答弁で平成8年から23年たつんだという説明がありまして、私、全協のときに体育館の特に空調関係がやはりこの話もありましたので、ちょっと懸念していたところもあって、全体についてたしか令和8年から9年ぐらいに計画しているんだという説明が参事のほうからあったんですけども、やっぱりこれについても今後どう進めるかということも含めて、非常に暑いときにエアコンが駄目だということのないように、点検、修理計画、そのあたり考えていただきたいと思いますので、その点よろしくをお願いします。

以上です。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終わります。

それでは、本件について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君） 次に、追加議事日程第5 議会選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、田中巳義君、新田幸夫君、岸本隆弘君、玉野優子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田中巳義君、新田幸夫君、岸本隆弘君、玉野優子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員については、降井正崇君、坂本義治君、矢倉久美子君、村田千奈美君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました降井正崇君、坂本義治君、矢倉久美子君、村田千奈美君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第6 議員提出議案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書、及び追加議事日程第7 議員提出議案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書、以上2件を一括議題といたします。

本2件について、説明を求めます。田中豊一議会運営委員会副委員長。

議会運営委員会副委員長（田中豊一君）それでは、議員提出議案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書、議員提出議案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書、以上の2件について、ご説明申し上げます。

まず、追加議案書の追一6ページをお開きください。

議員提出議案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書。

議会会議規則第13条の規定により、提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	田中 豊一
賛成者	熊取町議会議員	田中 圭介
同じく		浦川 佳浩
同じく		渡辺 豊子
同じく		矢野 正憲
同じく		坂上巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書。

日本の平均初婚年齢が30歳前後となり、令和元年7月に総務省が発表した労働調査によると、女性の就業者が初の3,000万人超え、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えている。このような時代の変化の中で、改姓によってこれまで築きあげたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓使用で不利益・混乱を生じる例は多く、それを避けるために結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数存在している。しかし、事実婚の夫婦には、相続権や共同親権がなく、緊急時に家族として対応できる保証がないのが現状である。さらに、現法下での改姓手続き、旧姓の通称の使用には煩雑かつ膨大な事務手続きや費用が必要となっており、本人だけでなく行政側にも多くの時間と費用負担が生じている。また少子化が進む現在において、一人息子と一人娘の結婚等、伝統ある家名を存続させるために別姓での結婚を可能にする法改正を求める声も日増しに増えている。

平成8年2月の法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申してから24年、いまだに選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正の見通しは立っていないという現状であるが、平成30年2月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」では、

婚姻に際し夫婦同姓も夫婦別姓も選ぶことができる「選択的夫婦別姓制度」の導入に対して、42.5%が賛成し、条件付き賛成も含むと66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回る。特に、多くの人が初婚を迎える30代の賛成や条件付き賛成の人の割合は、84.4%であった。この数字を見ても、世論が選択的夫婦別姓制度を必要としていることが明らかであるといえよう。選択的夫婦別姓制度の導入は、「家族で同じ姓の方が一体感が深まる」と考えるカップルは引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選ぶようにするものである。

最高裁判所においても、平成27年12月16日に、民放の夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理」については、裁判の枠内で見いだすことは困難とし、「国民的議論、すなわち民主主義的なプロセス」により検討されるべきであるとの判断が示されている。また、平成30年3月20日の衆議院法務委員会答弁において明らかになったように、夫婦同姓を義務付けている国は、世界で日本だけである。家族のあり方が多様化し、女性活躍を推進する時代において、同一戸籍・同一氏の原則を維持しながら、旧姓使用にも一般的な法的効力を認める選択的夫婦別姓制度の法制化に向けて早急に議論を始めることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、追加議案書の追一8ページをお開きください。

議員提出議案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により、提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	田中 豊一
賛成者	熊取町議会議員	田中 圭介
同じく		浦川 佳浩
同じく		渡辺 豊子
同じく		矢野 正憲
同じく		坂上巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書。

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期時代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されたが、40～64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまでに以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。

2 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保。さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。

3 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上、2件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で、説明を終わります。

お諮りいたします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、本2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

それでは、本2件について、討論を省略し、順次採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

まず、議員提出議案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書の件を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議員提出議案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、令和2年3月定例会閉会から令和2年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、令和2年3月定例会閉会から令和2年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしま

した。よって、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。令和2年度におきましても、限られた財源の中で計画的かつ効率的な行財政運営を進めてまいります。

また、本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意しながら、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

さて、今週初めに大阪でも桜が開花し、昨年よりも早い春の到来となりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のためイベントの中止・延期や各施設の臨時休館、学校の休業、外出の自粛などが続き、皆様はストレスを感じながら日々を過ごされているかと存じます。さらに、先日は東京オリンピック・パラリンピックも1年間程度延期する旨の発表があるなど、影響がますます拡大し、かつ深刻になってきております。本町といたしましても、一刻も早い終息を願いつつ、様々な対策を講じておりますが、議員の皆様におかれましても、日頃からの咳エチケットや手洗いなど、通常の感染対策に引き続き努めていただきますようによろしくお願い申し上げます。

最後に、今後とも町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

議長(矢野正憲君) 以上で、令和2年3月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「14時36分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年3月27日

熊取町議会

議 長

矢 野 正 憲

議 員

二 見 裕 子

議 員

渡 辺 豊 子